

# 地域の自主性・自立性向上のための 地方行財政制度のあり方に関する調査研究

平成 24 年 3 月

財団法人 地方自治研究機構

# 地域の自主性・自立性向上のための 地方行財政制度のあり方に関する調査研究

平成 24 年 3 月

財団法人 地方自治研究機構



## はじめに

先の東日本大震災において被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

近年、少子高齢化や景気低迷による厳しい財政事情等、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのような中で地方公共団体は地域産業の活性化、地域コミュニティの活性化、観光振興、行財政改革等の複雑多様化する課題に対応していかなくてはなりません。また、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきました。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、地方公共団体と共同して課題を取り上げ、全国的な視点と個々の地方公共団体の地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は4つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、このうちの一つの成果を取りまとめたものです。

少子高齢化の進行をはじめとして社会経済状況が大きく変化する中、社会保障制度を根本的に改革する必要性から、政府は必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すべく議論を進めてきました。そして、平成23年6月に「社会保障・税一体改革成案」を、さらにその内容を具現化した「社会保障・税一体改革素案」を平成24年1月にそれぞれ決定し、「社会保障・税一体改革大綱」を平成24年2月に閣議決定しました。

その一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことできる経済社会を構築するため、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえ、各府省が一体となって復興施策に取り組んでいます。

これらの観点から、本調査研究では、「東日本大震災からの復興と地方財政」及び「社会保障制度をめぐる動向と課題」を中心に、具体的事例を紹介した上で、地域の自主性・自立性向上のための地方行財政制度のあり方を考察し、その考え方を整理したものです。

本研究の企画及び実施にあたっては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くのご指導とご協力をいただきました。

また、本研究は、ポートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構が共同で行ったものです。ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いです。

平成24年3月

財団法人 地方自治研究機構  
理事長 佐野 徹治





# 目次

研究概要	3
第1部 東日本大震災からの復興と地方財政	5
第1章 震災復興の税財政上の措置	7
第2章 東日本大震災からの復興	27
第3章 震災復興に係る財政フレームについて	55
第2部 社会保障制度をめぐる動向と課題	75
第1章 社会保障・税一体改革について	77
第2章 税・社会保障・地方分権 - いくつかの論点 -	93
第3章 さいたま市国民健康保険の現状と課題	101
第4章 社会保障分野の地方単独事業の実態調査の状況	137
第3部 今年度の研究のまとめ	149
資料編	169
社会保障・税一体改革素案について	171
委員名簿等	199



## 研究概要



# 研究概要

## 1 本調査研究の趣旨

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）施行以来、地方分権の推進に向けて、国と地方の在り方をめぐるさまざまな議論がなされてきた。平成21年8月の衆議院総選挙の結果、政権交代が行われ、地域主権改革が新政権の一丁目一番地の改革とされ、基礎的自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化、出先機関の原則廃止、地方税財源の充実確保等の各種改革に取り組むこととなり、地域主権戦略大綱が閣議決定され、地域主権改革の基本方針やその工程が示された。

また、急速な少子高齢化社会の進行をはじめとして社会経済状況が大きく変化する中、平成22年6月に発足した菅政権では、所信表明演説において、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的実現を、政治の強いリーダーシップで実現していく決意を表明した。その後、平成22年10月以降社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すべく議論が進められてきた。

一方、平成23年3月東日本大震災が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたことから、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていくこととなった。

このような背景から、本年度は、「東日本大震災からの復興と社会保障・税一体改革」という研究テーマを設けて、具体事例を紹介した上で、学識経験者（委員等）からの発表や地方公共団体からの意見聴取を実施し、その考え方を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会でのこの自由な議論の結果を出来るだけ尊重し、反映した形でまとめるよう努力している。

## 2 本報告書の構成

本報告書では、今年度の研究テーマである「東日本大震災からの復興と社会保障・税一体改革」を中心に考察する。

まず、第1部では、「東日本大震災からの復興と地方財政」として、第1章で「震災復興の税財政上の措置」、第2章で「東日本大震災からの復興」、第3章で「震災復興に係る財政フレームについて」、それぞれ解説及び紹介を行っている。

次に、第2部では、「社会保障制度をめぐる動向と課題」として、第1章で「社会保障・税一体改革」、第2章で「税・社会保障・社会分権 - いくつかの論点 -」、第3章で「さいたま市国民健康保険の現状と課題」、第4章で「社会保障分野の地方単独事業の実態調査の状況」について解説及び紹介を行っている。

最後に第3部では、「今年度の研究のまとめ」として「社会保障・税一体改革における地方消費税率のあり方について - 「素案」決定までの経緯を振り返る - 」について解説及び紹介を行っている。



## 第1部 東日本大震災からの復興と地方財政





## 第1章 震災復興の税財政上の措置

池田 達雄（総務省大臣官房参事官）



# 震災復興の税財政上の措置

平成23年7月20日

〈東日本大震災の被害状況〉

## 阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害状況比較

(平成23年7月14日現在)

区分	阪神・淡路	東日本
避難者	約32万人(1/23)※ピーク	約11万人 約56万人(3/15)※ピーク
死者	6,434人	16,011人 ※行方不明5,242人
全壊	約10万棟	108,544棟
半壊	約15万棟	120,013棟
火災件数	182件	288件
停電戸数	260万戸数※ピーク	840万戸※ピーク
被災地の毀損額	約9.6兆円～約9.9兆円	約16兆円～約25兆円

※東日本大震災は消防庁、内閣府調べ。確認中のものが多数あり、今後増加の見込み。

## <災害救助・応急対策段階での対応>

### 被災者の受け入れに要する経費の負担と財政措置

項目	内容	費用支弁者	現行の財政措置								
災害救助費 (災害救助法)	・避難所の設置(ホテル等の借上げ含む)注1 ・応急仮設住宅供与 ・炊出し等食料品、飲料水の供与 ・被服等生活必需品、学用品の給与等 ・被災住宅の応急修理 ・医療、助産 ・埋葬、死体処理 ・輸送費 注2 ・事務費(時間外勤務・旅費) (災害救助法第23条で上記を列挙) ※補助基準の弾力化、概算交付の簡素化について、3月19日に厚生労働省が通知済み	被災都道府県 注3 (災害救助法適用都道府県) ※ 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野、東京 (新潟、長野は3/12の長野県北部の地震関連。東京都は3/11の帰宅困難者対応)	①国負担(災害救助法第36条) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>都道府県支弁額/標準税収入</th> <th>国負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2/100以下の部分</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>2/100超4/100以下の部分</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>4/100超の部分</td> <td>9/10</td> </tr> </tbody> </table> ※22年度標準税収入 岩手県1,053億円、宮城県2,165億円、福島県1,842億円 ②地方負担 災害対策債発行(災害対策基本法第102条) ※充当率100% 元利償還金の95%を交付税措置	都道府県支弁額/標準税収入	国負担	2/100以下の部分	1/2	2/100超4/100以下の部分	8/10	4/100超の部分	9/10
都道府県支弁額/標準税収入	国負担										
2/100以下の部分	1/2										
2/100超4/100以下の部分	8/10										
4/100超の部分	9/10										
その他 (災害救助法の対象としない経費)	・受入れ施設の修繕 ・被災県からの要請がなく、任意に避難者を受け入れた場合の経費など	受入れた地方団体	①国負担 なし ②地方負担 阪神・淡路大震災における措置(受け入れた被災者の延べ滞在日数に4,000円を乗じた額の範囲内で措置)及び関係地方団体の実情を踏まえた所要の特別交付税措置 (3月18日に通知済み)								

注1 平成16年の新潟県中越地震の際には1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

注2 避難者の避難先への移動に係る経費は、被災県知事が厚生労働大臣と協議して同意が得られれば、輸送費として災害救助費の対象になる。

注3 被災県からの要請を受け、他の都道府県が災害救助法が適用された市町村から避難者を受け入れて費用を支弁した場合、当該都道府県が被災都県に対し求償することが可能(災害救助法第35条)

### 災害廃棄物処理事業の特例措置(比較表)

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入(※)に対する事業費の割合に応じ、次により補助 ・ 10/100以下の部分 — 50/100 ・ 10/100を超え20/100以下の部分 — 80/100 ・ 20/100を超える部分 — 90/100
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置

※ 標準税収入とは、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって算定した収入見込額をいう。

- ・ 法定普通税: 普通税(その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税)のうち、地方税法により税目が法定されているもの。現在の市町村の法定普通税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉾産税、特別土地保有税がある。

## 東日本大震災による被災団体等へのこれまでの財政措置

<u>3月22日（火）</u>	平成22年度3月分特別交付税の交付	759億円
<u>4月1日（金）</u>	平成23年度普通交付税の4月概算交付及び6月分繰上げ交付 4月分概算交付 + 6月分繰上げ交付（7割） (6,213億円) (3,553億円)	= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9,767億円</span>
<u>4月8日（金）</u>	平成23年度特別交付税の特例交付 ※ 応援団体の経費も対象	762億円
<u>6月2日（木）</u>	平成23年度普通交付税の6月概算交付	3,372億円
<u>6月8日（水）</u>	平成23年度普通交付税の9月分繰上げ交付（7割）	4,409億円

## 特別交付税制度の見直し等について

### 1. 特別交付税制度の見直し

(1) 特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行。

平成26年度 6% → 5% 1%分を普通交付税に移行

平成27年度 5% → 4%                    "

※ 政府案 「平成23年度 6% → 5%、平成24年度 5% → 4%」を国会において、上記のとおり修正

(2) 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

### 2. 事業費補正の廃止等

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| ① 消防広域化事業        | ・ 告示の期限（H24）後に廃止        |
| ② 地下鉄事業（出資金・補助金） | ・ 廃止                    |
| ③ 防災対策事業         | ・ 「特に推進すべき事業」は廃止        |
| ④ 地域活性化事業        | ・ 「合併の円滑化」は廃止           |
| ⑤ 施設整備事業（一般財源化分） | ・ 交付税措置率の段階的な引下げ        |
|                  | ※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。 |

## 平成23年度特別交付税の特例交付額の決定

### 1. 交付額及び対象団体

東日本大震災による被災団体等に対して、地方交付税法第15条第3項の規定に基づく大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例により762億円を交付

(1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び各県内における災害救助法適用190市町村

(単位:百万円)

区 分	交 付 額
道府県分	30,473
市町村分	39,969
合 計	70,443

※3%応振経費分 143百万円

(2) (1)の被災地域に対して一定以上の応援を行った地方公共団体

(単位:百万円)

区 分	交 付 額
道府県分	2,723
市町村分	3,063
合 計	5,786

(3) (1)と(2)の合計

(単位:百万円)

区 分	交 付 額
道府県分	33,196
市町村分	43,032
合 計	76,228

(参考) 平成23年度特別交付税総額 1,042,401百万円

### 2. 算定経費

- 災害対策に係る12月交付分の算定対象経費の一部 504億円
- 行政機能の維持、子どもや高齢者等の災害弱者に対する福祉サービス、就学支援、救助・消防活動、衛生管理等の被災者支援に係る応急対応経費等 199億円
- 被災地域の応援に要した経費 59億円

### 3. 交付日等

4月8日(金) 特例交付額決定、閣議報告、現金交付

## <災害復旧対策>

23年度補正予算の財政需要と財源

(単位:億円)

財政需要		財源	
災害救助等関係経費	4,829	子ども手当上積みの見直し	2,083
〔仮設住宅等の災害救助費、災害援護貸付、生活福祉資金貸付、災害弔慰金等〕		高速道路無料化社会実験の一時凍結	1,000
災害廃棄物処理事業費	3,519	高速道路料金割引(利便増進事業)の見直し	2,500
災害対応公共事業関係費	12,019	年金臨時財源の活用	24,897
〔道路、港湾、下水道、住宅、農地等〕		周辺地域整備資金(エネ特)の活用	500
施設費災害復旧費等	4,160	ODA関連予算の一部縮減	501
〔学校施設、社会福祉施設等〕		国会議員歳費の削減	22
災害関連融資関係経費	6,407	公共事業直轄負担金	551
地方交付税交付金(特別交付税)	1,200	経済予備費による調整	8,100
その他東日本大震災関係経費	8,018		
〔緊急雇用支援、自衛隊活動費、医療保険減免等〕			
合 計	40,153	合 計	40,153

23年度補正予算(第1号)による歳出の追加に伴う地方負担額

(単位:億円)

区分	主な事業	金額			主な地方財政措置
		合計	国費	地方負担	
適債	災害復旧事業	17,086	12,706	4,380	災害復旧事業債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害救助事業(仮設住宅等)	4,031	3,626	405	災害対策債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式) (ガレキは、残余の5%を特別交付税措置(計100%))
	災害等廃棄物処理事業(ガレキ)	4,229	3,644	585	
	その他(公立文教施設耐震化、災害関連等)	3,748	2,381	1,368	補正予算債 充当率100% 元利償還金の80%を普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	小計	29,095	22,357	6,738	
非適債	災害弔慰金等負担金	970	485	485	特別交付税措置等
	その他(養殖施設復旧支援対策事業等)	442	367	75	
	小計	1,412	852	560	
合 計		30,507	23,209	7,298	

災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

1. 阪神・淡路大震災の際の特例措置

(1) 「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(阪神・淡路大震災特別財政援助法)に基づく措置

対象施設	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	特別財政援助法の場合
公共土木施設: 街路(※)、排水施設、改良住宅等	—	8/10
工業用水道施設	—	
上水道、簡易水道等施設	1/2	
一般廃棄物の処理施設	1/2	
交通安全施設	1/2	
警察施設	1/2	2/3
消防施設	—	
社会福祉施設(老人デイサービスセンター等)	1/2	
公立火葬場	1/2	
公立と畜場	1/2	
中央卸売市場	—	1/2
公的医療機関(公立病院)	1/2	
公的医療機関(公立病院以外)	1/2	
商店街振興組合等の共同施設	—	
神戸埠頭公社の管理する施設	—	

※ 街路は、未供用のものに限る。

(2) 阪神・淡路大震災特別財政援助法に規定されていないその他の助成措置

- ・ 専修学校及び外国人学校 : 1/2
- ・ 職業能力開発校 : 2/3
- ・ 地方卸売市場 : 1/2
- ・ 老健施設等 : 1/2
- ・ 阪神高速道路 : 8/10(兵庫県、神戸市)、2/3(大阪府、大阪市)
- ・ 民間鉄道 : 1/4+低利貸付

2. 東日本大震災の際の特例措置

(1) 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(東日本大震災特別財政援助法)に基づく措置

対象施設	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	特別財政援助法の場合
公共土木施設: 街路(※)、排水施設、改良住宅等	—	事業費合計額の標準税収入の割合に応じて、8/10~9/10にかさ上げ
工業用水道施設	—	
上水道、簡易水道等施設	1/2	
一般廃棄物の処理施設	1/2	
交通安全施設	1/2	
農産排水施設(農業、漁業、林業)	1/2	2/3
仮守倉	—	
警察施設	1/2	
消防施設	—	
社会福祉施設(認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター、障害者サービス等追加)	1/2	
公立火葬場	1/2	
公立と畜場	1/2	
保健所	1/2	
中央卸売市場	—	
公的医療機関(公立病院)	1/2	
公的医療機関(公立病院以外)	1/2	
介護老人保健施設	1/3	
空港施設	8/10	
空港ターミナル	—	
宮城農工センター埠頭公社の管理する施設(仮置施設、荷さばき施設、旅客施設等)	—	
災害産業物処理	1/2	

※ 街路は、未供用のものに限る。

(2) 東日本大震災特別財政援助法に規定されないその他の助成措置

- ・ 専修学校及び外国人学校 : 1/2
- ・ 職業能力開発校 : 2/3
- ・ 地方卸売市場 : 1/2
- ・ 児童相談所、婦人相談所等 : 2/3
- ・ 市町村保健センター等 : 1/2
- ・ 除塩(津波被害地域) : 9/10
- ・ 農地区画整理(津波被害地域) : 5/10~9.5/10
- ・ 水産施設(漁船、定置網) : 1/3
- ・ 漁場復旧対策支援事業 : 8/10

災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

1. 主な激甚災害法の対象となる災害復旧事業(恒久措置)

対象施設等	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	激甚災害の場合	
公共土木施設: 道路、港湾、漁港、下水道、公園、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	6/10~8/10程度	7/10~9/10程度 対象となる事業に係る地方負担合計額の標準税収入に対する割合に応じて、2/3~10/10を段階的に適用	
公立学校施設	2/3		
公営住宅	1/2		
生活保護施設、養老老人ホーム、特別養護老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、婦人保護施設、産後産前指定医療機関	1/2		
児童福祉施設	1/3~1/2		
感染症予防	1/3~1/2		
地積土砂排除	1/2		
湛水排除	—		
事業協同組合等施設	—		
公立社会教育施設	—		
私立学校施設	—		
災害公営住宅	2/3		
農地・農林水産施設等	農地		被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、1/2~9/10を段階的に適用
	農業用施設(かんがい排水施設、農道等)		被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、6.5/10~10/10を段階的に適用
	湛水排除(土地改良区施行)		—
	倉庫、加工施設、市場、製種施設等(農協、森林組合、漁協所有)	2/10	
	種畜生産施設等(自治体所有)	2/10	
	沿岸漁場施設(消波施設、堤防等)	漁業世帯当たりの災害復旧費に応じて、6.5/10~10/10を段階的に適用	
	漁港(漁協管理)		
	仮置施設(個人所有)	—	
	共同利用小型漁船の施設	—	
	林道	被害延長1m当たりの災害復旧事業費に応じて、5/10~10/10を段階的に適用	
森林	—		
地積土砂排除事業(森林組合施行)	—		



## 23年度補正予算（第1号）における特別交付税1,200億円増額

- 特別交付税の4月特例交付分を含め、補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額、当面の応急対応経費・応援経費など、多額の経費が見込まれることから、特別交付税を1,200億円増額する。

（特別な財政需要）	（4月特例交付）	
災害弔慰金の地方負担額	490億円	（422億円）
行政機能の維持や被災者支援に係る当面の応急対応経費等	280億円	（281億円）
応援団体経費	430億円	（ 59億円）
計	1,200億円	（762億円）

（参考）

引き下げの延長

5%→6% 8,687億円→10,424億円(+1,737億円) 対前年度比 +286億円(+2.8%)  
 (対前年度補正後比 +106億円(+1.0%))

## 平成23年度補正予算（第2号）フレーム

（単位：億円）

歳 出		歳 入	
1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	前年度剰余金受入	19,988
（1）原子力損害賠償法関係経費	2,474	（1）財政法第6条剰余金	14,533
（2）原子力損害賠償支援機構法（仮称） 関係経費	280	（2）地方交付税交付金財源	5,455
2. 被災者支援関係経費	3,774		
（1）二重債務問題対策関係経費	774		
（2）被災者生活再建支援金補助金	3,000		
3. 東日本大震災復興対策本部 運営経費	5		
4. 東日本大震災復旧・復興予 備費	8,000		
5. 地方交付税交付金	5,455		
合 計	19,988	合 計	19,988

（注1）このほか、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法（仮称）に基づき、原子力損害賠償支援機構（仮称）に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定。

（注2）前年度剰余金の処理のため、要特例法。

（注3）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 改正された被災者生活再建支援制度の概要

### 1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

### 2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

### 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

### 4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: リ災証明書、住民票 等  
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内  
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

### 5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

※ 発災前の基金残高: 538億円

## 【震災関連】税制上の取扱いに関する主な通知の概要

### 3月14日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」  
 (平成23年3月14日総務省自治財政局長・自治税務局長通知)

- 地方税等の減免等についての適切な運営を依頼。
- 激甚災害への指定に伴い、減免額が歳入欠かん債の対象となる旨を通知。
- 国税に関する期限の延長に係る地域指定について通知。

### 3月25日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る「ふるさと寄附金」の取扱いについて」  
 (平成23年3月25日総務省自治税務局市町村税課長通知)

- 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知。

### 3月28日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」  
 (平成23年3月28日総務省自治税務局長通知)

#### <主な内容>

#### I 共通事項

- 地方税における期限の延長の取扱い
  - ・ 当面は、少なくとも5月末まで延長することが適当であること。
  - ・ 地方団体の判断により、被害状況等に応じて、以下の取扱いも可能。
    - ・ 都道府県・市町村の一部の地域のみを対象とすること。
    - ・ 一部の地域について異なる期限を定めること。
- 地方税の減免について被災地域の納税義務者の状況等に配慮するために取りうる対応例  
 [ 税額通知を延期した上で、減免の手続きをとり、納税通知書の交付と同時に減免を行う。 ]
- 減免を行った場合の財政措置
  - ・ 今回の災害について地方税の減免を行う場合については歳入欠かん債の対象となること。
  - ・ 歳入欠かん債を充てることができる税目について、普通税に加え、事業所税・都市計画税を追加。

#### II 道府県税関係

##### 1 法人住民税・法人事業税

- 法人住民税・法人事業税について、減免が法令上可能であること。

##### 2 軽油引取税

- 特別徴収義務者が軽油引取税を受け取れなかった場合について、適切な対応を依頼。

##### 3 自動車税

- 震災により滅失した自動車は課税客体から除外されること。

### Ⅲ 市町村税関係

#### 1 個人住民税

- 納期限延長にあたり、納期限の延長に係る給与からの特別徴収は当面、実施する必要がない旨特別徴収義務者に周知することが適切と考えられること。
- 平成23年4月に支払われる公的年金からの特別徴収はシステム上停止できないが、平成23年6月以降に支払われる公的年金からの特別徴収を、市町村内のすべての特別徴収対象者について、一括して停止することが可能となること。

#### 2 固定資産税・都市計画税

- 地震による被害が特に甚大な地域における、平成23年度分の固定資産税等の取扱いや平成24年度の評価替えの取扱いについては、現在検討中であり、今後あらためて通知すること。

#### 3 軽自動車税

- 震災により滅失した軽自動車等は課税客体から除外されること。

## 東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）

- ◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの
- は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策等については、後日とりまとめる。

#### 【個人住民税】

- 1. 雑損控除の特例
  - ① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。
  - ② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。
- 2. 被災事業用資産の損失の特例
  - ① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。  
（※所得税の措置の自動影響・個人事業税も同様に自動影響）
  - ② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越し期間を5年とする。  
（※個人事業税も同様に措置）
- ◎ 3. 住宅ローン減税の適用の特例  
住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。
- 4. 財形住宅・年金貯蓄の非課税  
平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。  
（※所得税の措置の自動影響。既に課税されたものについては還付する規定を整備）

【法人事業税・法人住民税】

- ◎ 1. 法人事業税及び法人住民税における減免措置
    - 阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税及び法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応。
  - 2. 申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略
    - 法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。
- <法人税における措置がなされれば自動影響するもの>
- ・被災代替資産等の特別償却
  - ・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
  - ・買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長

【固定資産税・都市計画税】

- ◎ 1. 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除
  - 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。
- 2. 被災住宅用地の特例
  - 大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。
  - ※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。
- ◎ 3. 被災代替住宅用地の特例
  - 被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。
  - ※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

- 4. 被災代替家屋の特例
  - 大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。
- 5. 被災代替償却資産の特例
  - 大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。

【不動産取得税】

- 1. 被災代替家屋の取得に係る特例
  - 被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。
- ◎ 2. 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例
  - 被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】

- ◎ 1. 被災代替自動車の取得の非課税
  - 大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税・軽自動車税】

- ◎ 1. 被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税
  - 大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

【地方消費税】

＜消費税における措置がなされれば自動影響するもの＞

1. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
2. 消費税の中間申告書の提出に係る特例

＜通知関係＞

- ① 地方団体に対し、地方税法及び条例等に基づき、地方税に係る期限の延長、減免措置等について適切な取扱いを図るよう通知（3月14日発出）
- ◎ ② 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知（3月25日発出）
- ◎ ③ 地方税における期限の延長や減免措置等の具体的取扱いについて通知（3月28日発出）
  - ・ 期限の延長を行う場合、当面は少なくとも5月31日まで行うことが適当であること
  - ・ 期限の延長、減免措置等を行うにあたっての個別税目に関する留意点（例）
    - ・ 固定資産税の減免
    - ・ 自動車税・軽自動車税の減免 等

＜その他＞

- ◎ 軽油引取税の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）  
 軽油引取税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

地方税の減収等に対応するための東日本大震災財政援助法における地方債の特例

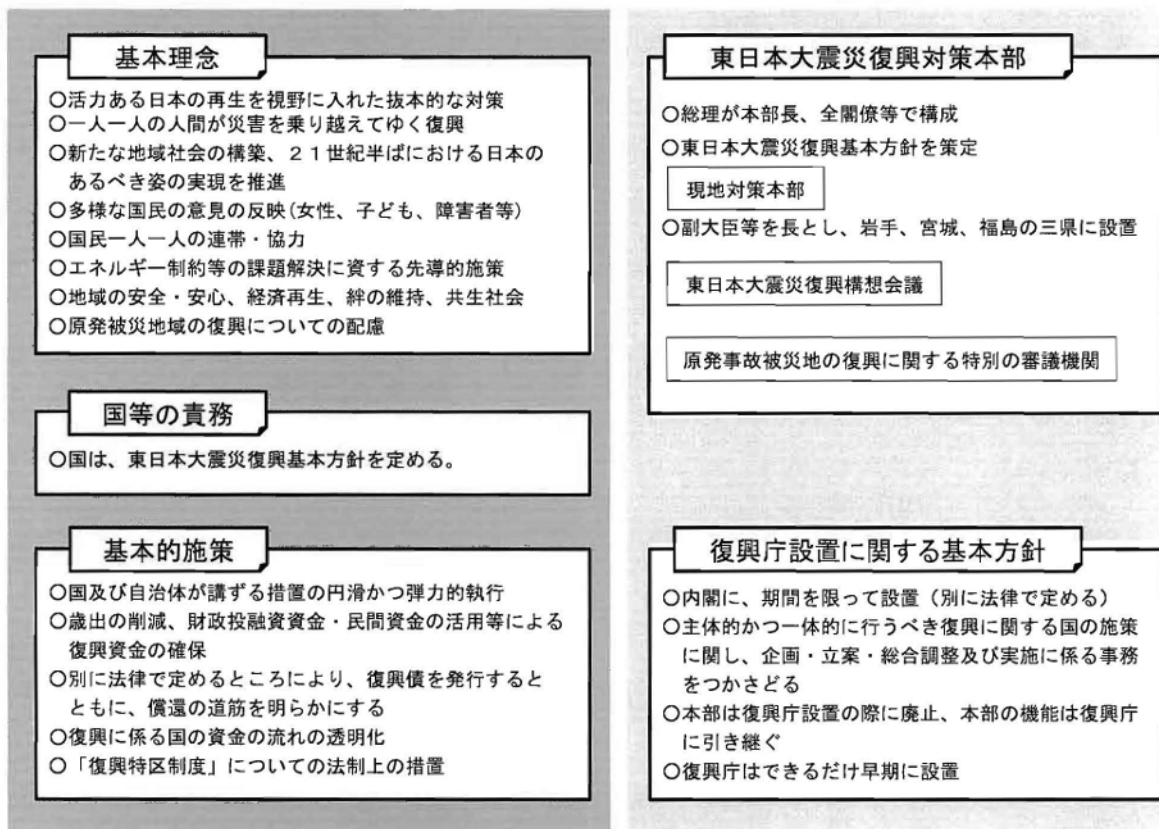
	東日本大震災	阪神・淡路 (阪神・淡路財政援助法80条)	通常 (災害対策基本法第102条)
財政援助法第8条1項	○平成23年度及び平成24年度以降の政令で定める年度における地財法第5条及び災対法第102条の特例	○平成6年度及び7年度	○災害の発生年度
1号 地方税、使用料、手数料等の災害減免による財政収入の不足	充当率 100% 普通交付税 75% + 財政力等に応じ最大20%特交措置	充当率 100% 特別交付税 80%(県) 75%(市) (H15～ 普通交付税)	充当率 100% 特別交付税 57%
2号 災害救助など	充当率 100% 普通交付税 95% (ガレキについては、特定被災区域内の地方公共団体は、残余の5%特交措置(計100%)) ※災対債を発行できない同区域外の地方公共団体は地方負担額の95%特交措置	充当率 100% 特別交付税 95% (H15～ 普通交付税)	・事業費の4割を特別交付税(ガレキ処理は、地方負担の8割) ・特交措置後の地方負担分に災害対策債 充当率 100% 特別交付税 57%
財政援助法第9条1項 地方税法の改正等による地方税等の減収	○平成23年度における地財法第5条の特例 充当率 100% 普通交付税 100%	—	(減税補てん債 充当率 100% 普通交付税 100%)

※1 阪神・淡路大震災における地方税法の改正等による地方税の減収については、減収補填債等により対応(法人住民税等：減収補填債(充当率100%、普通交付税75%)、住民税：減収補填債(充当率100%、資金手当債))

※2 東日本大震災における法人税の税負担軽減措置に伴う法人住民税等の減収については、

## <震災復興に向けて>

### 東日本大震災復興基本法の概要 (平成23年6月24日公布・施行)





東日本大震災復興構想会議の開催について

東日本大震災 復興構想会議

〔平成23年4月11日  
閣議決定〕

1 趣旨

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与え、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。

このため、有識者からなる東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）を開催し、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させるものとする。

2 構成

- (1) 会議は、震災からの復興に関し識見を有する者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の議長は、内閣総理大臣が指名する。また、議長を補佐させるため、内閣総理大臣は議長代理を置くことができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、震災からの復興に関し専門的知識を有する者の中から内閣総理大臣が指名する。
- (4) 部会の部会長は、議長が指名する。
- (5) 内閣総理大臣は、会議に対し必要に応じ助言を行う特別顧問を指名することができる。

3 その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

任務

未曾有の複合震災にあって、内閣総理大臣の諮問をうけ、復興の方針を取りまとめ答申することが、本会議の任務である。

基本方針

- 1 超党派の、国と国民のための復興会議とする
  - いかなる党派・勢力にも偏することなく英知を集める。
  - 国民的、全世界的な支援の裾がりに示された人々の良心を受けとめ応える。
- 2 被災地主体の復興を基本としつつ、国としての全体計画をつくる
  - 東北の人々のふるさとへの思いは格別強い。それが復興の原点であり、被災自治体が復興の主体である。そのニーズや意向を受け止めつつ、日本社会が共有すべき安全水準に照らし、全体計画をつくる。
- 3 単なる復興でなく、創造的復興を期す
  - もう一度津波にさらわれる家と街の再建に終わってはならない。
  - 高層住宅・学校・病院等を、港や漁業などの拠点は5階建以上の強いビルを、遊覧できる丘の公園を、瓦礫を活用してつくる。
- 4 全国的な支援と負担が不可欠である
  - かつて無い支援の輪（義援金）+公債+震災復興税
  - 自費をやめ、積極的に募り・集りを行って日本社会の活力を高め、支援力を強化する。
- 5 明日の日本への希望となる写真画を描く
  - 安全安心の水準に加え、クリーンエネルギー社会、高齢化社会の福祉をも視野にいたれつくりを。新しい時代の先導モデルを取り入れ、それが全国水準たるべきものとする。（南海・東南海大津波を考えると、日本の全地域の共通の問題である）

以上の方針を軸とする構想を、全国民に、そして支援に立ち上ってくださった全世界の人々に発信するとともに、具体的な政策を国と政府をあげて実施する。

実施上の要領

- 1 6月頃に第1次提言を取りまとめる。
- 2 本会議の下に、諸分野の専門家を擁する検討部会（仮部会長）を設け、御所議長代理が連携調整にあたる。

検討部会名簿

東日本大震災復興構想会議 名簿

議長：五百旗頭 真 防衛大学校長、神戸大学名誉教授  
 議長代理：安藤 忠雄 建築家、東京大学名誉教授  
 議長代理：御厨 貴 東京大学教授  
 委員：赤坂 憲雄 学習院大学教授、福島県立博物館館長  
 内館 牧子 脚本家  
 大西 隆 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授  
 河田 恵昭 関西大学社会安全学部長・教授  
 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長  
 玄侑 宗久 臨済宗福聚寺住職、作家  
 佐藤 雄平 福島県知事  
 清家 篤 慶應義塾長  
 高成田 享 仙台大学教授  
 遠増 拓也 岩手県知事  
 中鉢 良治 ソニー株式会社代表執行役副会長  
 橋本 五郎 読売新聞特別編集委員  
 村井 嘉浩 宮城県知事

(15名)

(五十音順、敬称略)

特別顧問（名誉議長）：

梅原 猛 哲学者

飯尾 潤 政策研究大学院大学教授  
 五十嵐 敬喜 法政大学法学部教授  
 池田 昌弘 東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長  
 特定非常利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長  
 今村 文彦 東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授  
 植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科教授  
 大武 健一郎 大塚ホールディングス株式会社代表取締役  
 玄田 有史 東京大学社会科学研究所教授  
 河野 龍太郎 BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト  
 西郷 真理子 都市計画家  
 佐々木 経世 イーソリューションズ株式会社代表取締役社長  
 荏林 幹太郎 学習院女子大学教授  
 白波瀬佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授  
 神成 淳司 慶應義塾大学環境情報学部准教授  
 竹村 真一 京都造形芸術大学教授  
 團野 久茂 日本労働組合総連合会副事務局長  
 馬場 治 東京海洋大学海洋科学部教授  
 広田 純一 岩手大学農学部共生環境課程学系教授  
 森谷 浩介 株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役  
 森 民夫 長岡市長

(19名)

(五十音順、敬称略)

東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較(被災した地方団体の状況)

1 壊滅的な打撃を受けた市町村が多い

- ・「ヒト」: 職員の被災 (ex. 陸前高田市職員数 295人→227人)
- ・「モノ」: 庁舎、情報システム等の壊滅的な被害 (陸前高田市、大槌町、女川町、南三陸町など多数)
- ・「カネ」: 被災者支援・復旧・復興等のための莫大な財政需要
- ・「情報」: 全国に避難した住民を確認して対処
- ・「区域外移転」: 原発事故による区域外への移転(福島県の町村)

2 財政力の弱い市町村が多い

財政力指数		東日本大震災		阪神・淡路大震災	
		被災団体数	構成比	被災団体数	構成比
市町村	全国平均(0.55)未満の市町村 (阪神・淡路大震災時0.41)	105/186	56.5%	5/25	20.0%
	うち岩手県、宮城県、福島県の市町村	91/128	71.1%	—	—

※被災団体数は、災害救助法適用団体数。  
※東日本大震災は、平成21年度決算による。阪神・淡路大震災は、平成5年度決算による。

3 標準的な税収に対する地方債の残高が大きい

		東日本大震災		阪神・淡路大震災
		岩手県	宮城県	
地方債残高	①	1,719	9,602	14,720
標準税収	②	218	2,203	6,263
①/②	③	7.9	4.4	2.4

※東日本大震災は、岩手県、宮城県の沿岸部の市町村の合計(平成21年度決算による)。③の全国平均は3.1。  
※阪神・淡路大震災は、特定被災地方公共団体の市町村の合計(平成5年度決算による)。

国・地方を通じた復興財源の確保

〈東日本大震災の復興費〉



国・地方を通じた復興財源の確保が必要

		(単位:兆円)	
○ 23年度1次補正予算等関連 (国直轄及び補助事業、地方税の減収対策)	国:地方≒	4 : 1 (4.0)	1 (1.0)
※地方費分については、地方債の発行等により対応			
(参考)			
○ 阪神・淡路補正予算 (⑥2次、⑦1次・2次) (国直轄及び補助事業、地方税の減収対策)	国:地方≒	4 : 1 (3.2)	1 (0.9)
↓			
阪神・淡路震災復興計画(兵庫県) (平成6年度～16年度、単独含む)	国:地方≒	1 : 1 (6.1)	1 (5.6)

(参考)  
全国知事会等においては地方財源の確保のため交付税総額の別枠の確保等を要請

(注) 災害対策には、国直轄及び補助事業、地方税の減収対策のほか、まちづくり、コミュニティの維持等、様々な地方単独事業の実施が必要

交付金・基金の事例

【国による単年度の交付金の例】

- ①地域自主戦略交付金：投資に係る各種事業に活用(一括交付金) 5,120億円 (内閣府所管)
- ②地域活性化交付金：地域の活性化ニーズに応じた事業に活用 3,500億円 (内閣府所管)

【国の交付金を受けて自治体において基金を設置し複数年度活用する例】

- ③緊急雇用創出事業臨時特例基金：新たな雇用機会の創出に活用 5年 8,500億円 (厚生労働省所管)
- ④地域医療再生基金：地域医療の再生に活用 5年 4,450億円 (厚生労働省所管)
- ⑤安心こども基金：保育需要への対応や保育の質の向上等に活用 4年 3,727億円 (厚生労働省・文部科学省所管)

※ 対象事業費に全額交付金等を充てることができるもの…②、③、④  
 ※ 対象事業費の一部(1/2等)に交付金等を充てることができるもの…①、⑤  
 ※ 基金の額は、創設後に上積みされた額を含む累計額

【阪神・淡路、中越復興基金(運用型)】

災害	H7 阪神・淡路	H16 中越
基金の規模	9,000億円(当初分6,000億円)	3,000億円
運用率	4.5%(当初分) 3.0%(追加分)	2.0%
期間	10年(当初分) 9年(追加分)	10年
総事業費	(単年度354億円×10年分) 3,540億円	(単年度60億円×10年分) 600億円
事業の例	・地域のコミュニティ拠点に対する支援 ・こころのケアなど地域福祉の充実強化に関する事業 ・国の制度融資に対する利子補給事業 など	

※ 10年利付国債応募者利回り 1.173% (平成23年6月1日現在)

復興への提言

～ 悲慘のなかの希望 ～

平成23年6月25日  
 東日本大震災復興構想会議

復興構想7原則

原則1：失われたおびたしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、未たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。

原則7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

**I. 前文****II. 本論****第1章 新しい地域のかたち**

- (1) 序
- (2) 地域づくり（まちづくり、むらづくり）の考え方
- (3) 地域類型と復興のための施策
- (4) 既存復興関係事業の改良・発展
- (5) 土地利用をめぐる課題
- (6) 復興事業の担い手や合意形成プロセス
- (7) 復興支援の手法

**第2章 暮らしと仕事の再生**

- (1) 序
- (2) 地域における支えあい学びあう仕組み
- (3) 地域における文化の復興
- (4) 緊急雇用から雇用復興へ
- (5) 地域経済活動の再生
- (6) 地域経済活動を支える基盤の強化
- (7) 「特区」手法の活用と市町村の主体性
- (8) 復興のための財源確保

**第3章 原子力災害からの復興に向けて**

- (1) 序
- (2) 一刻も早い事態の収束と国の責務
- (3) 被災者や被災自治体への支援
- (4) 放射線量の測定と公開
- (5) 土壌汚染等への対応
- (6) 健康管理
- (7) 復興に向けて

**第4章 開かれた復興**

- (1) 序
- (2) 経済社会の再生
- (3) 世界に開かれた復興
- (4) 人々のつながりと支えあい
- (5) 災害に強い国づくり

**III. 結び****第2章 暮らしと仕事の再生****(7) 「特区」手法の活用と市町村の主体性**

地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出などによる被災地経済の再生のため、市町村の能力を最大限引き出すことが求められる。

今回の復興においては、民間の資金・ノウハウを活用しつつ、きめ細かい支援措置を行うため、地方分権的な規制・権限の特例、手続きの簡素化、経済的支援など、必要な各種の支援措置を具体的に検討し、区域・期間を限定した上で、これらの措置を一元的（ワンストップ）かつ迅速に行える「特区」手法を活用することも有効である。

また、復興の主体である地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、効率性や透明性を確保しながら真に復興に役立つ事業を進めることが求められる。このため、新しい地域づくりなどへの対応とあわせ復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みが必要である。また、地域において、これまでの震災時の事例や民間寄付金の活用事例も参考にしながら、国や県の支援を受けつつ、現行制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立を検討すべきである。

## 第2章 暮らしとごとの再生

### (8) 復興のための財源確保

財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない。未曾有の被害をもたらした今回の震災からの復興を考える時、この考えが基本となる。

今回の大震災では、津波により多くの公共施設が破壊され、負債のみが残された。甚大な被害を被った地方公共団体も多数に上る。こうしたなか、地域においてはそれらの再建が切望され、復興のための多くの資金が必要とされている。一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならない。同時に、施策を示すだけでなく、そのための財源についても明確な考えを示すのが責任ある態度である。

わが国の財政を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時よりも著しく悪化し、社会保障支出の増加等による巨額の債務も、これからの世代に負の遺産として残されている。さらに、わが国の生産年齢人口は今後10年で1割も減少するなど大幅な減少が見込まれており、次の世代の一人あたりの負担には著しい増加が見込まれている。海外の格付会社も、復興のあり方とわが国の財政健全化の取組に懸念を示している。

こうした状況に鑑みれば、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどととも、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である。

国・地方をめぐる厳しい財政状況が続くなか、今回の災害により被災した地方公共団体は財政力が低い団体が多く、役場機能を含むまち全体が壊滅的な打撃を受けた市町村も多数に上る。今後、これらの地方公共団体において、復興のための事業を本格的に展開していけば、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が生じることが見込まれる。これらの臨時的な需要に対応しうよう、地方の復興財源についても、上記の臨時増税措置などにおいて確実に確保するべきである。そのなかで、被災地以外の地方公共団体の負担にいたずらに影響を及ぼすことがないように、地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを行うべきである。（以下略）

## 第2章 東日本大震災からの復興

第3回 地方行財政ビジョン研究会 大井 潤（総務省自治財政局財政課財政企画官）

# 東日本大震災からの復興



平成23年10月19日  
自治財政局財政課  
財政企画官 大井 潤

### 東日本大震災に係るこれまでの財政措置について

#### 1 被災団体等への地方交付税の交付状況

##### ○普通交付税

4月	4月概算交付及び6月分繰上げ交付	9,902億円 (6,317億円) (3,584億円)
6月	6月概算交付及び9月分繰上げ交付	7,781億円 (3,372億円) (4,409億円)
9月	9月定例交付及び11月分繰上げ交付	7,126億円 (2,620億円) (4,506億円)

##### ○特別交付税

4月	第1回特例交付	762億円
9月	第2回特例交付	1,748億円

#### 2 国費の拡充

- (1) 激甚法の適用対象団体の拡大
- (2) 国庫補助・負担率の引上げ
- (3) 対象施設・事業の拡大

(主な例)

対象施設・事業	阪神・淡路	東日本大震災
公共土木施設		
上水道等	8/10	8/10~9/10
集落排水施設	1/2	
仮庁舎	—	2/3
ガレキ処理	1/2	5/10~9/10
除塩事業(農地)	—	9/10

※ ガレキ処理については、残る地方負担を基金事業により措置し、9.5/10程度に負担率を引上げ。

#### 3 特別交付税の1,200億円増額（1次補正）（阪神・淡路大震災 300億円増額）

#### 4 平成22年度の国税決算に伴う剰余金の法定率分の地方交付税5,455億円の増額（2次補正）

(参考) 平成23年度地方交付税総額の推移

(単位:億円)

	総額	普通交付税	特別交付税
当初予算	173,734	163,309	10,424
補正予算第1号	1,200	—	1,200
補正予算第2号	5,455	884	4,571
計	180,388	164,193	16,195

**23年度補正予算(1号)の財政需要と財源**

(単位:億円)

財政需要		財源	
災害救助等関係経費	4,829	子ども手当上積みの見直し	2,083
〔仮設住宅等の災害救助費、災害援護貸付、生活福祉資金貸付、災害弔慰金等〕		高速道路無料化社会実験の一時凍結	1,000
災害廃棄物処理事業費	3,519	高速道路料金割引(利便増進事業)の見直し	2,500
災害対応公共事業関係費	12,019	年金臨時財源の活用	24,897
〔道路、港湾、下水道、住宅、農地等〕		周辺地域整備資金(エネ特)の活用	500
施設費災害復旧費等	4,160	ODA関連予算の一部縮減	501
〔学校施設、社会福祉施設等〕		国会議員歳費の削減	22
災害関連融資関係経費	6,407	公共事業直轄負担金	551
地方交付税交付金(特別交付税)	1,200	経済予備費による調整	8,100
その他東日本大震災関係経費	8,018		
〔緊急雇用支援、自衛隊活動費、医療保険減免等〕			
<b>合 計</b>	<b>40,153</b>	<b>合 計</b>	<b>40,153</b>

**23年度補正予算(第1号)における特別交付税1,200億円増額**

- 特別交付税の4月特例交付分を含め、補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額、当面の応急対応経費・応援経費など、現段階においてすでに多額の経費が見込まれることから、特別交付税の1,200億円の増額を図る。

(特別な財政需要)	(4月特例交付)	
災害弔慰金の地方負担額	490億円	(422億円)
行政機能の維持や被災者支援に係る当面の応急対応経費等	280億円	(281億円)
応援団体経費	430億円	(59億円)
<b>計</b>	<b>1,200億円</b>	<b>(762億円)</b>

(参考)

引き下げの延長

5%→6% 8,687億円→10,424億円(+1,737億円) 対前年度比 +286億円(+2.8%)  
(対前年度補正後比 +106億円(+1.0%))

**23年度補正予算（第1号）による歳出の追加に伴う地方負担額**

(単位:億円)

区分	主な事業	金額			主な地方財政措置
		合計	国費	地方負担	
適債	災害復旧事業	17,086	12,706	4,380	災害復旧事業債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害救助事業(仮設住宅等)	4,031	3,626	405	災害対策債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害等廃棄物処理事業(ガレキ)	4,229	3,644	585	(ガレキは、残余の5%を特別交付税措置(計100%))
	その他(公立文教施設耐震化、災害関連等)	3,748	2,381	1,368	補正予算債 充当率100% 元利償還金の80%を普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	小計	29,095	22,357	6,738	
非適債	災害弔慰金等負担金	970	485	485	特別交付税措置等
	その他(養殖施設復旧支援対策事業等)	442	367	75	
	小計	1,412	852	560	
合計		30,507	23,209	7,298	

**地方税の減収等に対応するための東日本大震災財政援助法における地方債の特例**

	東日本大震災	阪神・淡路 <small>(阪神・淡路財政援助法第80条)</small>	通常 <small>(災害対策基本法第102条)</small>
財政援助法第8条1項	○平成23年度及び平成24年度以降の政令で定める年度における地財法第5条及び災対法第102条の特例	○平成6年度及び7年度	○災害の発生年度
1号 地方税、使用料、手数料等の災害減免による財政収入の不足	充当率 100% 普通交付税 75% + 財政力等に応じ最大20% 特交措置	充当率 100% 特別交付税 80%(県) 75%(市) (H15~ 普通交付税)	充当率 100% 特別交付税 57%
2号 災害救助など	充当率 100% 普通交付税 95% (ガレキについては、特定被災区域内の地方公共団体は、残余の5%特交措置(計100%)) ※災対債を発行できない同区域外の地方公共団体は地方負担額の95%特交措置	充当率 100% 特別交付税 95% (H15~ 普通交付税)	・事業費の4割を特別交付税(ガレキ処理は、地方負担の8割) ・特交措置後の地方負担分に災害対策債 充当率 100% 特別交付税 57%
財政援助法第9条1項 地方税法の改正等による地方税等の減収	○平成23年度における地財法第5条の特例 充当率 100% 普通交付税 100%	—	減税補てん債 充当率 100% 普通交付税 100%

※1 阪神・淡路大震災における地方税法の改正等による地方税の減収については、減収補填債等により対応(法人住民税等:減収補填債(充当率100%、普通交付税75%)、住民税:減収補填債(充当率100%、資金手当債))  
 ※2 東日本大震災における法人税の税負担軽減措置に伴う法人住民税等の減収については、減収補填債等により対応。



## 平成23年度補正予算（第2号）の概要

- 東日本大震災の直近の復旧状況等を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すための経費を計上。
- 財源については、追加の国債を発行せず、平成22年度決算剰余金により賅う。

<b>1. 原子力損害賠償法等関係経費</b>	<b>2,754 億円</b>
(1) 原子力損害賠償法関係経費	<b>2,474 億円</b>
○ 政府補償契約に基づく補償金支払い	1,200 億円
○ 原子力損害賠償和解仲介業務経費等	13 億円
○ 福島県 原子力被災者・子ども健康基金	962 億円
○ 除染ガイドライン作成等事業	2 億円
○ 放射能モニタリングの強化	235 億円 (注1)
○ 福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業	50 億円
○ 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会経費	2 億円
○ 「日本ブランド」復活のための対外発信力強化	53 億円
(2) 原子力損害賠償支援機構法（仮称）関係経費	<b>280 億円</b>
○ 原子力損害賠償支援機構（仮称）への出資金	70 億円
○ 交付国債償還財源に係る利子負担	200 億円
※このほか、原子力損害賠償支援機構法（仮称）に基づき、原子力損害賠償支援機構（仮称）に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定（予算総則）。	
○ 東京電力に関する経営・財務調査委員会に必要な経費	10 億円

(注1) 原子力被災者・子ども健康基金との重複分を除くと192億円

<b>2. 被災者支援関係経費</b>	<b>3,774 億円</b>
(1) 二重債務問題対策	<b>774 億円</b>
○ 中小企業再生支援協議会を核とした相談窓口の体制強化	30 億円
○ 中小企業基盤整備機構等が出資する新たな仕組み	1 億円
○ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減	184 億円
○ 震災により一旦廃業した中小企業者等を対象とする融資の拡充	10 億円
○ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（1次補正において155億円措置）	100 億円
○ 被災地域産業地区再整備事業（1次補正において10億円措置）	215 億円
○ 水産業共同利用施設の機器等（製氷機等）の整備の拡充（1次補正において18億円措置）	193 億円
○ 木質系震災廃棄物等の活用可能性調査	1 億円
○ 再生可能性のある医療・福祉施設に対する貸付債権の条件変更を推進するための（独）福祉医療機構の財務基盤強化	40 億円
(2) 被災者生活再建支援金補助金	<b>3,000 億円</b>
今般の東日本大震災に限った特例措置として、既に支給した支援金を含め補助率（現行50%）を80%へ引上げ（20万世帯に対する支援金支給に必要な規模）。	
<b>3. 東日本大震災復旧・復興予備費</b>	<b>8,000 億円</b>
東日本大震災に係る復旧及び復興に関係する経費であって、予見し難い予算の不足に緊急に充てるためのもの。	
<b>4. 地方交付税交付金</b>	<b>5,455 億円</b>
東日本大震災に係る被災自治体等の特別な財政需要に対応。その中で東日本大震災復旧・復興予備費使用に係る地方負担、被災者生活再建支援制度の地方負担に係る積増し分等にも適切に対応。	
<b>合 計</b>	<b>1兆9,988 億円</b>

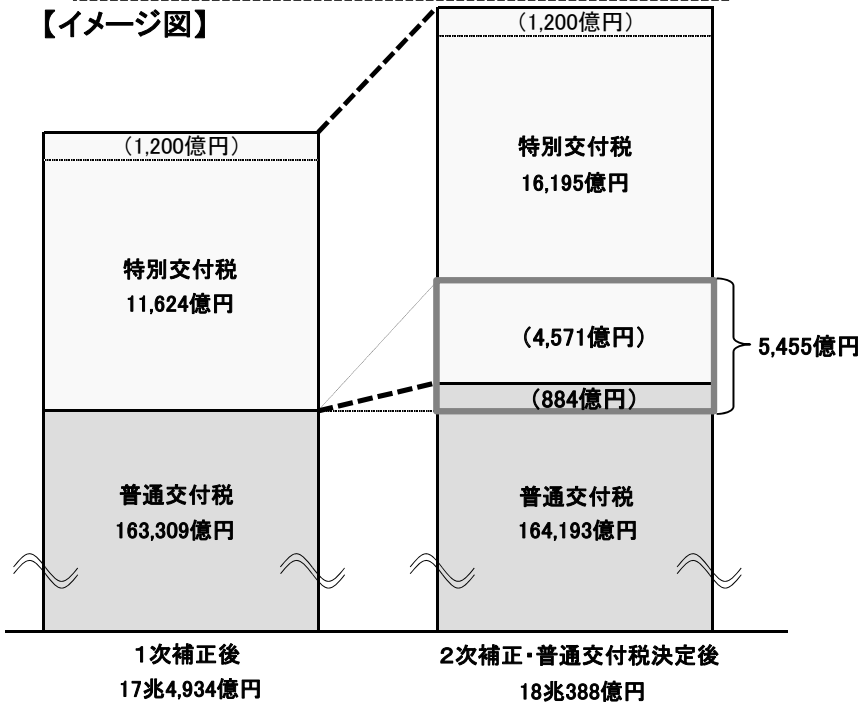
(注2) 上記合計額には、1～4の他に、東日本大震災復興対策本部に必要な経費（5億円）を含む。

(注3) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 平成23年度補正予算（第2号）における地方交付税の増

平成22年度の国税決算に伴う剰余金の法定率分の地方交付税の増 5,455億円

【イメージ図】



【参照条文】

**地方交付税法（昭和25年法律第211号）（抄）**  
 （特別交付税の額の変更等）  
 第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。  
 2（略）  
 （普通交付税の額の算定）  
 第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。  
 2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合には、次の式により算定した額とする。  

$$\frac{\text{当該地方団体の財源不足額} - \text{当該地方団体の基準財政需要額} \times (\text{財源不足額の合算額} - \text{普通交付税の総額})}{\text{基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額}}$$
  
 3～6（略）

※（ ）内は内数である。

## 補正予算（第2号）による歳出の追加に伴う地方負担額と地方財政措置

（単位：億円）

区分	事業名	金額			事業内容	今回の対応
		合計	国費	地方負担		
適債事業	原子力被災者・子ども健康基金事業	299	180	119	①校庭、園庭、都市公園等の表土改善（79億円、1/2補助） ②保育園、小中高校の空調施設設置（41億円、1/2補助） ③緑量低減化活動支援事業（61億円、10/10補助）	①補助災害復旧事業債 ・充当率100% ・元利償還金の95%普通交付税措置（公債費方式） ②補正予算債 ・充当率100% ・元利償還金の80%普通交付税措置（公債費方式） （残余の20%を単位費用措置）
	災害復旧事業	204	193	11	水産業共同利用施設設備復旧支援	補助災害復旧事業債 ・充当率90%（農林漁業施設） ・元利償還金の95%普通交付税措置（公債費方式）
	表土改善事業	70	46	25	学校・保育所等の表土改善	補助災害復旧事業債 ・充当率100% ・元利償還金の95%普通交付税措置（公債費方式）
	輸出農産物等放射能検査対応事業	0.7	0.5	0.2	放射能検査設備整備	補正予算債 ・充当率100% ・元利償還金の80%普通交付税措置（公債費方式） （残余の20%を単位費用措置）
	小計	574	419	155		
非適債事業	災害復旧事業（民間事業者向け補助）	149	100	50	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助	特別交付税措置
	被災者生活再建支援	3,342	3,000	342	1次補正分を超える追加所要	全額特別交付税措置
	総合計	4,065	3,519	547		

※上表については、すべて普通会計分である。

## 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度の特例

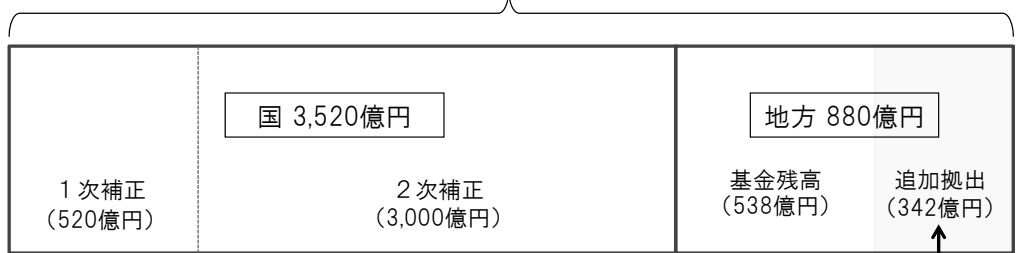
○ 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給に必要な資金については、大幅な不足が見込まれる。

- ・ 支援金の総支給見込額 4,400億円(220万円(※)×20万世帯)  
(※)新潟中越沖地震における1世帯当たり平均支給額
- ・ 1次補正による措置済額 1,040億円(1次補正 520億円(補助率1/2))

○ このため、東日本大震災に限り、

- ① 既に支給した支援金を含め国の補助率(現行1/2)を8/10に引き上げ
- ② これに伴う都道府県の追加拠出の全額を特別交付税措置

【参考】 支援金の総支給見込額 4,400億円



↑  
全額特別交付税  
措置

※ 東日本大震災に係る支援金の支給により基金残高がゼロになるため、7月12日の全国知事会議において被災者生活再建支援基金の積戻し(538億円)を決定。

## 平成23年度特別交付税総額

(上段): H22当初10,138億円からの伸び率  
 (下段): H22補正10,318億円からの伸び率

H23当初 (政府案)	8,687億円		( △14.3% )	( △15.8% )
H23当初 (国会修正後)	10,424億円		( 2.8% )	( 1.0% )
補正加算(第1次)	1,200億円			
補正加算(第2次)	4,571億円			
	16,195億円		( 59.7% )	( 57.0% )

## 東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）

（平成23年7月29日決定 同年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部）

### 4 あらゆる力を合わせた復興支援

#### （1）国の総力を挙げた取組み

##### ②使い勝手のよい交付金等

- （i） 地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する。具体的には、復興に必要な補助事業（市街地・農漁村整備、道路、学校等）を幅広く一括化するとともに、地方公共団体の負担の軽減を図りつつ、対象の自由度の向上や執行の弾力化、手続きの簡素化等を可能な限り進め、復興プランの評価・公表等を通じて効率性や透明性を確保しつつ、地方公共団体主体の復興を支援する。
- （ii） 地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施する。

#### （3）事業規模と財源確保

##### ①事業規模

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

##### ②財源確保に係る基本的考え方

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。

##### ③「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源確保の方法

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成23年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

##### ④復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。

時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

##### ⑤今後の進め方

上記に基づき、平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

また、税制措置の具体的な内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

(注) 上記の税制調査会における検討にあたっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進める。

また、「確認書」（8月9日 民主党・自由民主党・公明党幹事長）において、「平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」とされたことを踏まえ、年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、上記③の復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する。

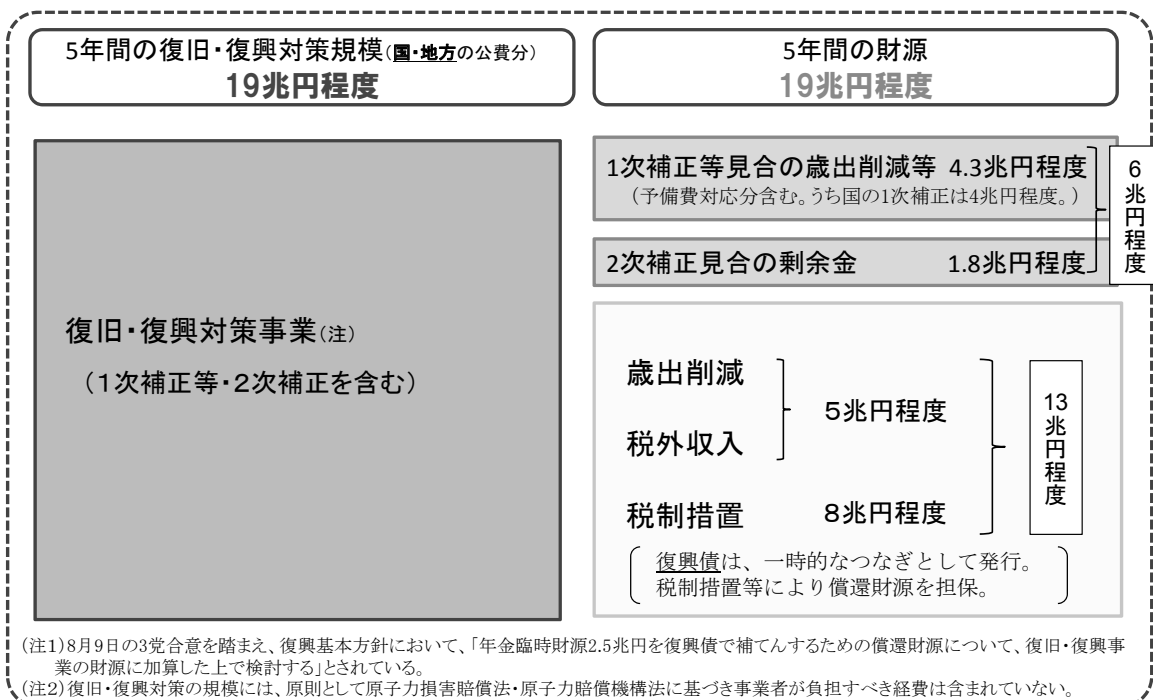
### ⑥地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興にあたっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方（公費分）合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

## 集中復興期間(5年間)における復旧・復興対策規模と財源

東日本大震災復興対策本部会(第8回)(9月20日) 財務省資料

○一定期間後に、それまでの実績を踏まえ、その後の復旧・復興対策規模と財源スキーム等を見直すこととする。



## 中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）について

（平成23年8月12日閣議決定）

### 地方財政関係

- 地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。
- 「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（参考）平成24年度～26年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）

別紙

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71 <small>（注3）</small>	71 <small>（注3）</small>	71 <small>（注3）</small>
（年金差額分以外の金額）	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費 <small>（23年度0.8）</small>	1	1	1
東日本大震災復旧・復興対策に係る加算分	+ $\alpha$	+ $\alpha$	+ $\alpha$
B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る加算分	+ $\beta$	+ $\beta$	+ $\beta$

（注3）平成24年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

## 平成24年度予算の概算要求組替え基準について

（平成23年9月20日閣議決定）

### 地方交付税交付金等

- 地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政フレーム（平成24年度～26年度）」（平成23年8月12日閣議決定）との整合性に留意しつつ、要求
- 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を「歳出の大枠」への加算の対象

（参考）

概算要求枠

（付表）

所管等	概算要求枠
総務大臣（総務省）	3,167億円

↑  
地方交付税は対象外

## 平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針

〔平成23年10月7日  
閣議決定〕

### I. 平成23年度第3次補正予算について

1. 平成23年度第3次補正予算については、総額概ね12兆円程度の歳出の追加を行う。このうち、東日本大震災関係経費（年金臨時財源の補てんのための経費を除く）は、概ね9兆円程度となる。

(1) 具体的には、東日本大震災からの本格的な復興に資するため、復興対策等事業費、災害関連融資関係経費、全国防災対策費、除染等経費、地方交付税の加算、年金臨時財源の補てんのための経費について、東日本大震災関係経費として概ね11兆円台半ばの金額を計上する。

これらの歳出を賄うため、復興財源となる歳出削減等を図るほか、復興債を発行する。

(2) その他の経費として、台風第12号等に係る災害復旧等事業費等について0.3兆円程度の金額を計上し、これらの歳出を賄うため、税外収入の確保及び東日本大震災復旧・復興予備費の減額を行う。

(3) 更に、B型肝炎関係経費として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金（仮称）の造成のための経費について0.05兆円程度の金額を計上し、これを賄うため、税外収入の確保等を行う。

2. 一般会計のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計などの特別会計予算について所要の補正を行うとともに、政府関係機関予算について所要の補正を行う。

3. 財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1.3兆円程度を追加する。

## II. 平成23年度第3次補正予算の財源を含む今後の復興財源について

1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。  
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源（復興の財源フレーム）については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
3. 5年間の集中復興期間における残り13兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
4. なお、10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。そのため、
  - (1) JT株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、
  - (2) エネルギー対策特別会計の保有株式会社についてはエネルギー政策の観点を踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
5. また、
  - (1) 日本郵政株式会社について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する
  - (2) 上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、今後10年間の基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。
6. 上記1.、2.、4.、及び5.については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律（仮称）に規定する。



7. 上記1. 及び4. については、今後10年間の基本としつつ、財源確保額については、2兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。

(参考1) 平成23年度一般会計補正予算(第3号)等の骨格について

## 第一 一般会計予算の補正

1. 東日本大震災関係経費	11.6兆円程度 (9.1兆円程度)
〔歳出の追加〕	
(1) 復興対策等事業費	6.1兆円程度
(2) 災害関連融資関係経費	0.6兆円程度
(3) 全国防災対策費	0.5兆円程度
(4) 除染等経費	0.2兆円程度
(5) 地方交付税の加算	1.6兆円程度
(6) 年金臨時財源の補てん	2.5兆円程度
〔財源〕	
(1) 復興債	11.4兆円程度 (8.9兆円程度)
(2) 税外収入	0.02兆円程度
(3) 復興財源となる歳出削減	0.2兆円程度
2. その他の経費	0.3兆円程度
〔歳出の追加〕	
・ 台風12号等に係る災害復旧等事業費等	0.3兆円程度
〔財源〕	
(1) 税外収入	0.1兆円程度
(2) 東日本大震災復旧・復興予備費の減	0.2兆円程度

3. B型肝炎関係経費	0.05兆円程度
〔歳出の追加〕	
・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金(仮称)の造成	0.05兆円程度
〔財源〕	
・税外収入等	0.05兆円程度
合 計	12.0兆円程度 (9.5兆円程度)

(注) ( ) 内の計数は、年金臨時財源の補てんを除いた計数である。  
 (備考) 計数については、それぞれ精査中であり、今後異同があり得る。  
 また、それぞれ四捨五入によっているため、端数において一致しないものがある。

## 第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計などの特別会計について、所要の補正を行う。

## 第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

(参考) 財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1.3兆円程度を追加する。

## 第三次補正予算における主な復興関連施策(概要)

1. 災害に強い地域づくり関係……………P1
2. 地域における暮らしの再生関係……………P2～P4
3. 地域経済活動の再生関係……………P5

平成23年10月7日  
復興対策本部事務局

### 1. 災害に強い地域づくり関係

#### 市街地整備(国土交通省)

－津波被災市街地の復興まちづくり

《考え方》土地区画整理事業や防災集団移転促進事業について事業の実施が見込まれる地域のうち、早期の立上りが見込まれる事業の全てに対応可能な額を措置

－盛土造成地の滑動崩落対策

《考え方》被災宅地において見込まれる当該事業の全てに対応可能な額を措置

－市街地液状化対策

《考え方》被害の著しい市街地を中心に、早期の立上りが見込まれる事業の全てに対応可能な額を措置

#### 被災者の住宅の確保等(国土交通省)

－災害公営住宅等の供給等

《考え方》被害状況等を踏まえ、阪神・淡路大震災の実績も参考に、一次補正と合わせ3万戸を措置

#### インフラの整備等(国土交通省)

－三陸縦貫道などの復興道路・復興支援道路の整備

《考え方》三陸沿岸道路などの復興道路、復興支援道路の整備について、事業の推進を図り、逐次供用を開始しつつ、できるだけ早期にネットワークとしてつながることを目指し、所要の予算を計上

－河川、港湾等の津波対策、土砂災害対策

《考え方》(海岸の津波対策) 海岸堤防については、新たに設定される堤防高さで、国施行区間のうち仙台空港等の重要施設が背後にある区間においては、平成24年度を目途に完了を目指すなど、順次復旧を進めていくために必要な予算を措置。また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す、順次復旧を進めていくために必要な予算を措置。

(河川の津波対策) 河川堤防については、平成24年度出水期(6月頃～)までに被災前と同程度の安全水準(含：地盤沈下分)まで本復旧を完成させるとともに、海岸堤防の復旧と整合を図りながら、今次津波を踏まえて必要となる高さの堤防等の整備に必要な予算を措置。

(港湾の津波対策等) 被災した港湾施設の早期復旧に加え、津波被害が想定される港湾における防波堤や耐震強化岸壁、がれきや堆積土砂の受入のための廃棄物埋立護岸の整備や港湾施設の「粘り強い構造」に関する検討等に必要な予算を措置。

(土砂災害対策) 土砂災害対策については、土砂災害危険箇所の緊急点検結果等を踏まえ、亀裂等の変状を来した箇所、被災地復興に不可欠な重要交通網等を保全する箇所の対策に着手し、逐次完了させるために必要な予算を措置。

#### 自立・分散型エネルギー導入促進(環境省)

－防災拠点等における再生可能エネルギー導入(地域グリーンニューディール基金の拡充)

## 2. 地域における暮らしの再生関係①

### 仮設住宅等避難者に対する支援(厚生労働省)

#### <福祉サービス・コミュニティの再生>

— 地域支え合い体制づくり(介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し)

— 地域の「絆」再生等(緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の積み増し)

《考え方》地域の「絆」やつながりを再生し、高齢者、障害者、生活に困窮している方等の生活を支えるため、「社会的包摂」促進のための地域取組支援、「生活再建サポーター」の配置等による被災生活保護受給者への個別支援等に対して財政支援を行う。

— 障害福祉サービス事業者の支援(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し)

— 保育所等の複合化・多機能化の推進(安心子ども基金の積み増し)

#### <被災者の健康の確保>

— 被災者の健康支援(介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し)

— 被災者の心のケア(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し等)

#### <復旧への追加的支援>

— 生活福祉資金や母子寡婦福祉貸付金の確保

— 国民健康保険の保険者等への支援

## 2. 地域における暮らしの再生関係②

### 地域医療提供体制の再構築等(厚生労働省)

— 地域医療提供体制の再構築(地域医療再生基金の積み増し)

《考え方》津波等により、病院の全壊等甚大な被害を受けた地域で、新たな医療提供体制を再構築するため、県が策定する医療の復興計画に基づく、医療機関等の再整備等の事業に対し財政支援

— 被災施設の災害復旧(第1次補正の追加財政措置)

《考え方》医療施設等災害復旧を引き続き進めるため、施設整備等につき所要の追加財政措置

### 被災地における教育の再建(文部科学省)

— 国公立学校施設等の災害復旧等

《考え方》東日本大震災により被災した学校施設や社会教育施設の復旧等を引き続き推進。

— 被災した児童生徒の心のケア等

《考え方》児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーや進路指導・就職指導を行う指導員等の配置を促進。

— 就学支援の充実

《考え方》各学校段階において、経済的支援が必要な子どもや若者に対する就学支援を充実。

— 復旧・復興を担う専門人材の育成

《考え方》震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復旧復興の即戦力となる専門人材の育成及び地への定着を図るための推進体制を整備し、専門人材を育成する取組を支援。

— 学びを通じた地域コミュニティの再生

《考え方》地域教育コーディネーターの配置など学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生の取組を支援。

## 2. 地域における暮らしの再生関係③

### 復興対応のための雇用対策(厚生労働省)

- 一 被災地の本格的雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援  
(「重点分野雇用創出事業」の基金の積増し)

《考え方》産業施策の観点から補助等の対象となる事業において、被災者を雇用する場合に支援を行うとともに、民間企業等への委託により、生涯現役・全員参加・世代継承型の雇用創出を推進する。

- 一 震災等の影響による失業者の雇用機会創出支援(「重点分野雇用創造事業」の基金の積増し)

《考え方》重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業を拡充して、震災等緊急雇用対応事業として実施し、震災等の影響による失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

- 一 新卒者等の就職支援(「緊急人材育成・就職支援基金」の積増し等)

《考え方》卒業後3年以内の被災既卒者を雇用した事業主への奨励金について、平成25年3月末まで延長する特例措置を講じるとともに、ジョブサポーターの増員等を実施する。

- 一 職業訓練の拡充等

《考え方》復旧・復興に必要な人材育成のため、①公的職業訓練の訓練規模等の拡充、②キャリア形成促進助成金の助成率の引き上げ等、③地域の産業の高度化等を担う中核人材を育成する中小企業主への助成を行う。

## 3. 地域経済活動の再生関係

### 水産業の復興(農林水産省)

- 一 漁業・養殖業の再開

《考え方》○早期の操業再開が見込まれる共同利用漁船、共同利用定置を整備するのに対応可能な額を措置。  
○早期の生産再開が見込まれる養殖経営体を支援するのに対応可能な額を措置

- 一 加工流通施設の整備

《考え方》早期の経営再開が見込まれる加工流通施設を整備するのに対応可能な額を措置。

- 一 漁港機能の早期回復・強化

《考え方》全国及び地域の拠点漁港について、順次供用開始し、平成25年度末までに、漁港機能を概ね回復。その他の漁港についても、平成27年度末までに、必要な漁港機能を順次回復。これらに向けて対応可能な額を措置。

- 一 漁場のがれき処理

《考え方》早期漁業再開に向け、好漁場・主漁場等早期に対応すべき漁場のがれき撤去に対応可能な額を措置。

### 被災中小企業の復旧・復興支援(経済産業省)

- 一 中小企業等グループの施設復旧・整備への支援(グループ補助金)(調整中)

《考え方》被災地の強いニーズを踏まえ、1次・2次補正に引き続き予算規模を大幅拡大。地域経済の中核たる中小企業等グループの再建を強力に支援し、被災地域の復興を加速化

- 一 資金繰り支援(「東日本大震災復興特別貸付」及び「東日本大震災復興緊急保証」等)

《考え方》「東日本大震災復興特別貸付」及び「東日本大震災復興緊急保証」の継続実施等、中小企業の資金繰りに万全の支援策を実施

- 一 仮設工場、仮設店舗等の整備

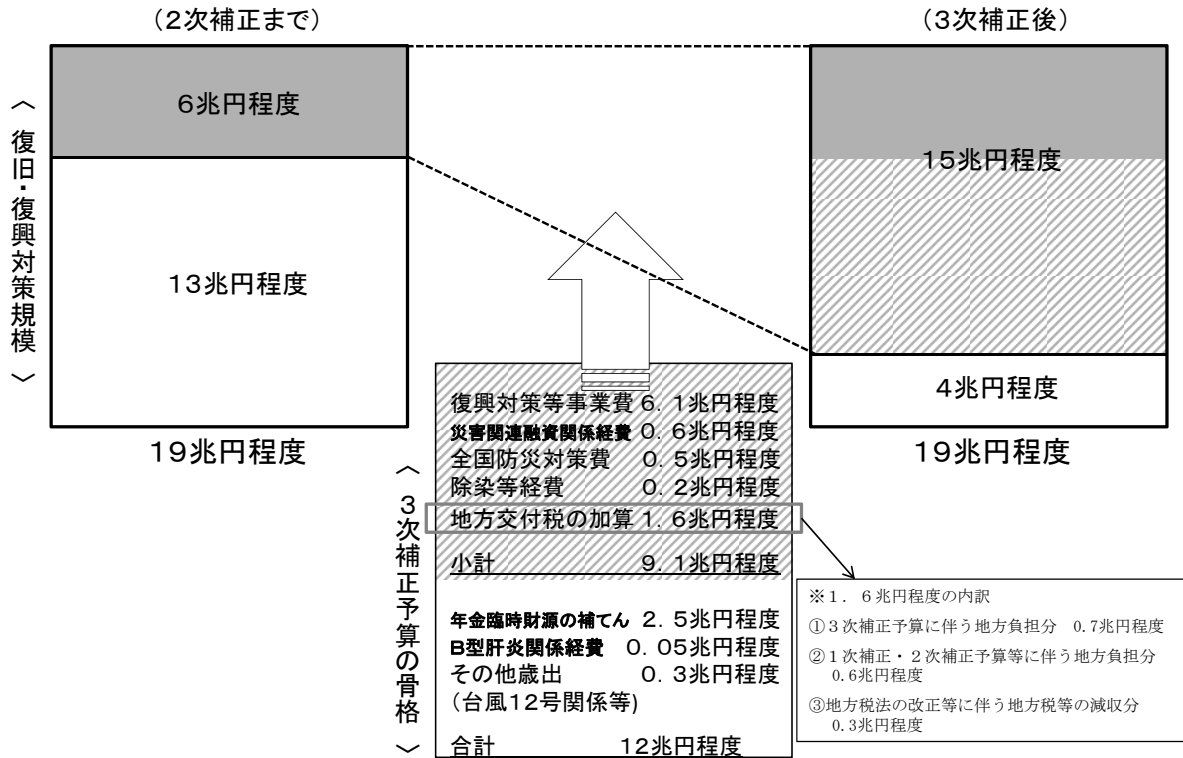
《考え方》47市町村・343件の整備要望のうち174件につき自治体と基本契約を締結済。さらに施設整備を加速化

- 一 被災中小企業に対するリース料支援

《考え方》震災に起因するリース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助

## 復旧・復興対策規模と第3次補正予算の骨格（イメージ）

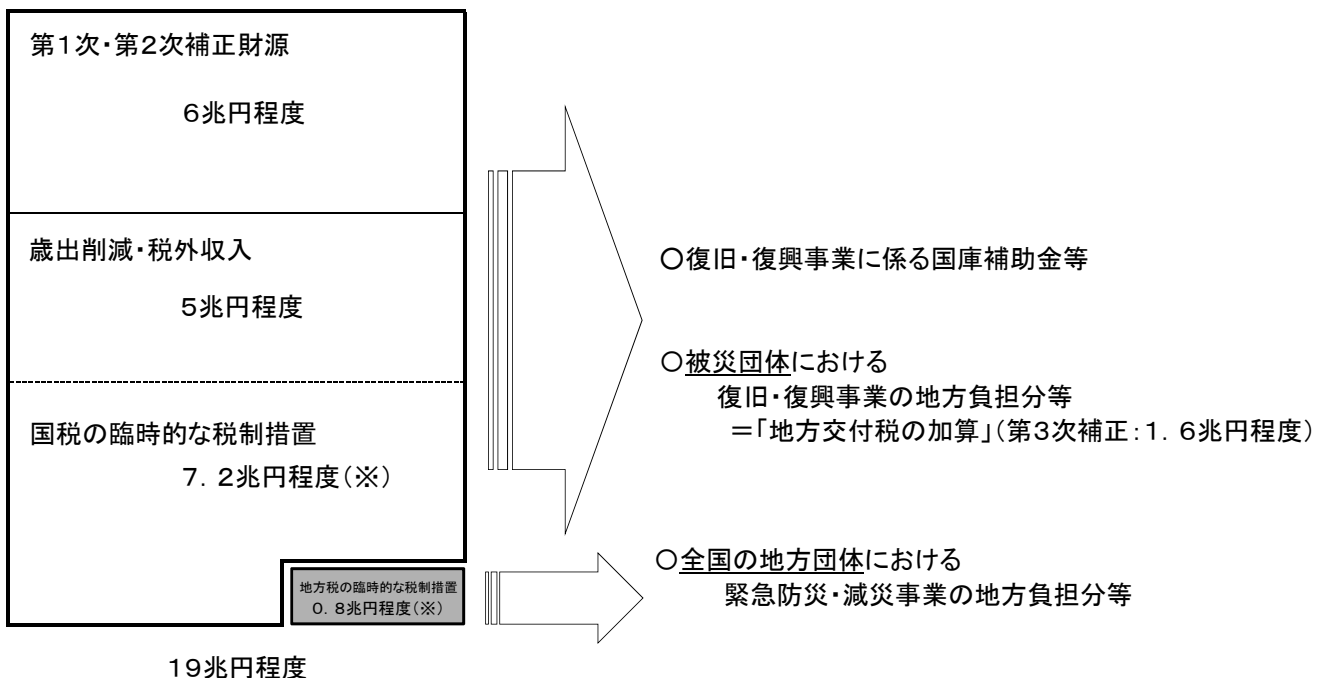
未定稿



## 復旧・復興対策規模（財源）と地方負担分の対応関係（イメージ）

未定稿

復旧・復興対策規模



(※) これに加え、年金臨時財源2.5兆円 + B型肝炎対策0.7兆円 = 11.2兆円程度

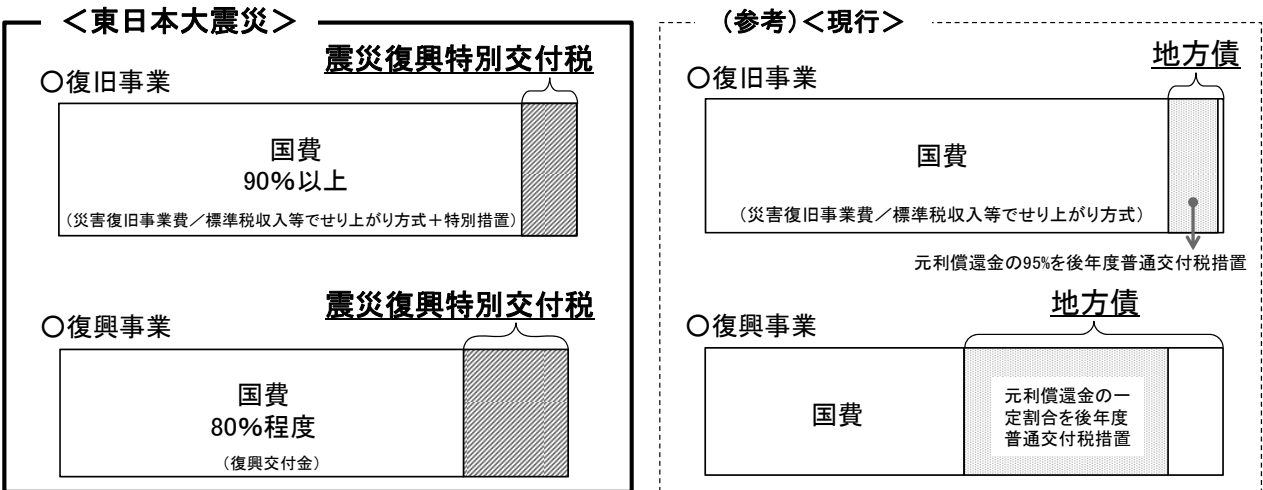
(注) 10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。(平成23年10月7日閣議決定抜粋)

地方交付税（震災復興特別交付税）の加算について（第3次補正予算）

未定稿

- 東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方交付税を加算（1.6兆円程度）
- ①3次補正予算に伴う地方負担分 0.7兆円程度
  - ②1次補正・2次補正予算等に伴う地方負担分 0.6兆円程度
  - ③地方税法の改正等に伴う地方税等の減収分 0.3兆円程度
- ※ 地方負担分については、全国の地方団体に予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等を除く。
- この加算分については、「震災復興特別交付税」（仮称）として、通常の特別交付税とは別枠で、個々の被災団体における負担をゼロとするように、事業実施状況に合わせて決定・配分予定。

【イメージ】

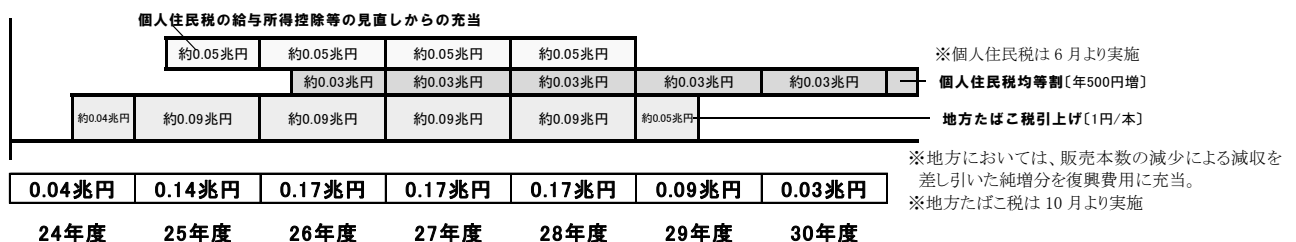


復旧・復興事業1.9兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8兆円程度（推計））については、地方税において復旧・復興のための臨時的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保することとしている。

・個人住民税均等割の税率の臨時的な引上げ及び地方たばこ税の臨時の引上げとともに23年度税制改正事項（個人住民税の給与所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円（平年度ベース））を復興財源に活用。

個人住民税均等割の引上げ	+	地方たばこ税	+	個人住民税の給与所得控除等の見直しからの充当
$\left( \begin{array}{l} 0.03 \text{ 兆円/年 (年 500 円)} \times 5 \text{ 年} \\ = 0.15 \text{ 兆円} \end{array} \right)$		$\left( \begin{array}{l} 0.09 \text{ 兆円/年 (1円/本)} \times 5 \text{ 年} \\ = 0.48 \text{ 兆円} \end{array} \right)$		$\left( \begin{array}{l} 0.20 \text{ 兆円} \end{array} \right)$
<b>= 0.8 兆円程度</b>				

【個人住民税均等割の年500円引上げ、期間5年・地方たばこ税の引上げ、期間5年】



※国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。  
国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から1：1となっている。



精査中

## 地方税の税率の設定について（案）

- 全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業の都道府県と市町村の割合(概ね1:1)に合わせ、臨時的な税制措置による増収額(純増額)の比率も概ね1:1になるよう税率を設定する。
- なお、今回の国・地方のたばこ税の臨時的な税制措置による販売本数の減少に伴う減収の影響額は、市町村の方が大きいことから、税率引上げの都道府県と市町村の割合を2:3程度に設定することで純増額が概ね1:1になると見込まれる。

### 1. 地方税における財源確保額

①個人住民税均等割	+	②地方たばこ税	+	③給与所得控除等の見直し	
		(純増分)			
1,500億円程度	+	4,800億円程度	+	2,000億円程度	=0.8兆円程度
都道府県 600億円程度	+	2,750億円程度	+	800億円程度	=0.4兆円程度
市町村 900億円程度	+	2,050億円程度	+	1,200億円程度	=0.4兆円程度

### 2. 税率の引上げ額

- ①個人住民税均等割 都道府県200円、市町村300円
- ②地方たばこ税(1,000本あたり) 都道府県395円、市町村605円
- ③給与所得控除等の見直し 現行税率どおり(都道府県4%、市町村6%)

## 東日本大震災復興交付金(仮称)について

調整中

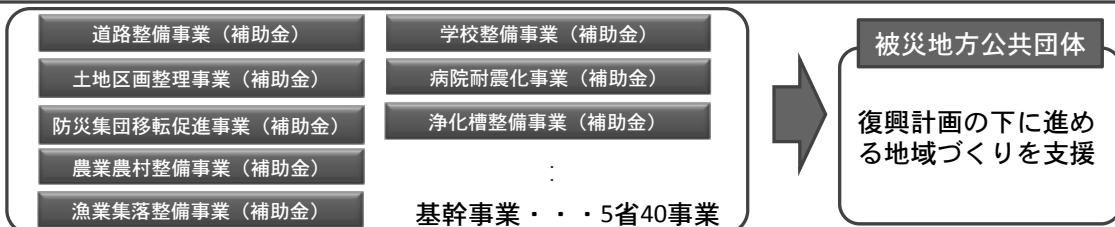
目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

(注) 東日本大震災財特法の特定被災地方公共団体又は特定被災区域に係る市町村及び当該市町村の存する道県が行う上記の事業

### 基幹事業

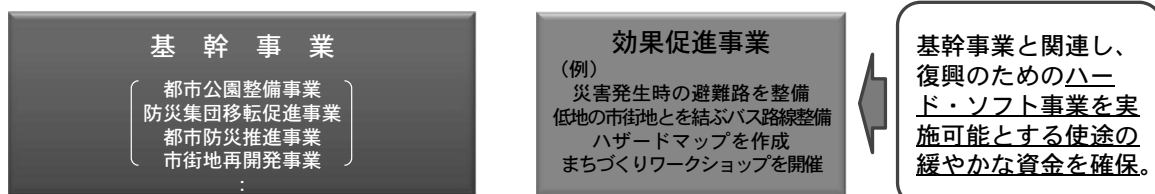
■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化



### 効果促進事業

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

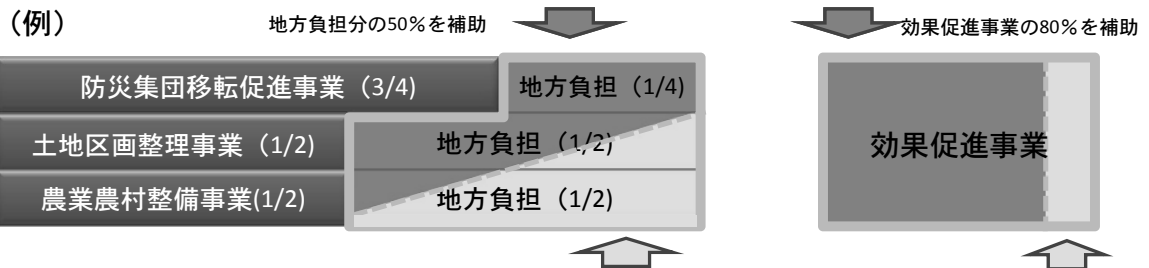
(補助率80%、基幹事業費の35%を上限)



地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業の80%を国庫補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続きの簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続きの簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。  
各府省と協力して事業実施。

## 平成24年度の地方財政の課題

### 1. 地域主権改革に沿った地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

- (1) 「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保。
- (2) 特に、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保し、その中で、知の蓄積・地域資源の活用等による地域経済の底上げや社会的弱者等の自立支援を行うことができるよう、必要な財源を確保。
- (3) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、健全化判断比率の公表等を着実に実施するとともに、第三セクター等、公立病院、地方公会計等の改革を進め、財政健全化を促進。

### 2. 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業費及びその財源の別枠での確保

震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の数入数出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保。

### 3. 社会保障・税一体改革の推進

社会保障・税一体改革に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を総合的に整理した上で、引上げ分の消費税込については、地方単独事業を含めた社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた地方への消費税込の配分を実現し、社会保障給付に対する安定財源を確保。その際には、地方消費税込を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税込が安定的な地方税体系を構築。

これらの改革に当たっては、「国と地方の協議の場」等で地方公共団体と真摯に協議。

## 平成24年度地方交付税の概算要求の概要

### 【要求の考え方】

- 「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成23年度の水準を下回らないよう確保
- 地方交付税については17.1兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要な財源を適切に確保
- 震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保

### 【要求内容】

- (1) 税制抜本改革時まで継続することとされている地方の財源不足の状況等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(1兆1,600億円)を行うこととし、このうち、三位一体改革で削減された地方交付税の復元に相当する1兆1,277億円について、併せて所得税に係る交付税率の引上げ(現行32%→40%)を事項要求とする。  
 (参考) 平成18年度所得税税源移譲額の交付税率相当額(H24ベース)  
 ※ 試算額 所得税の8%相当=1兆1,277億円
- (2) 平成23年度から平成25年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(4兆1,955億円)を平成23年度同様に行う。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求とする。

### 【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)  
 17兆886億円＋事項要求 (H23 17兆3,734億円)  
 (H23比 △2,848億円)  
 (参考)一般財源総額見込み 60兆円程度 (H23 59兆4,990億円)

※ この概算要求は仮置きの数であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとともに、交付税率の引上げ及び東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求とする。

## 平成24年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区 分	23年度	24年度			特記事項
		増減	伸び率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	21.3	21.1	△ 0.1	△ 0.7	
退職手当以外	19.1	19.0	△ 0.1	△ 0.8	
退職手当	2.2	2.2	△ 0.0	△ 0.1	
一般行政経費	30.8	30.9	0.0	0.2	
補助	15.7	15.8	0.0	0.2	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	13.9	13.8	△ 0.1	△ 0.4	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.2	1.3	0.1	5.7	社会保障費の増
地方再生対策費	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域活性化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0	0.0	
投資的経費	11.3	11.0	△ 0.3	△ 2.6	
直轄・補助	5.9	5.8	△ 0.2	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	5.4	5.2	△ 0.1	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
そ の 他	17.6	17.4	△ 0.2	△ 1.1	
一 般 歳 出 計	66.8	66.5	△ 0.4	△ 0.6	
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	
(歳入)					
地 方 税 等	35.6	36.0	0.4	1.2	「経済財政の中長期試算」(平成23年8月12日 内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地 方 税	33.4	33.9	0.5	1.5	
地 方 譲 与 税	2.2	2.1	△ 0.1	△ 3.2	
地方特例交付金	0.4	0.3	△ 0.1	△ 30.2	
地方交付税	17.4	17.1	△ 0.3	△ 1.6	
国庫支出金	12.2	11.2	△ 1.0	△ 8.0	
地 方 債	11.5	11.8	0.4	3.1	
うち臨時財政対策債	6.2	6.6	0.5	7.8	
そ の 他	5.5	5.5	0.0	0.0	
「一 般 財 源」	59.5	60.0	0.5	0.9	注)3参照
(水準超経費除き)「一般財源」	58.8	59.3	0.5	0.9	(交付団体ベース)
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	

- 注) 1 「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。  
2 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方については「平成24年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。  
3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。  
4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。  
5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。

## 平成24年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(単位:億円)

項 目	平成24年度 要求額 A	平成23年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<b>&lt;地方交付税&gt;</b>				
一般会計からの繰入れ	171,581 +事項要求	163,969	7,612	4.6
借入金償還	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0
借入金等利子	△ 3,695	△ 4,361	666	△ 15.3
前年度からの繰越分	0	10,126	△ 10,126	皆減
剰余金の活用	4,000	5,000	△ 1,000	△ 20.0
返還金	0	0	△ 0	皆減
<b>計</b>	<b>170,886 +事項要求</b>	<b>173,734</b>	<b>△ 2,848</b>	<b>△ 1.6</b>
<b>&lt;地方特例交付金&gt;</b>				
一般会計からの繰入れ	2,706	3,877	△ 1,170	△ 30.2
〔うち 児童手当及び子ども手当 特例交付金〕	1,353	2,038	△ 684	△ 33.6
〔減収補填特例交付金〕	1,353	1,839	△ 486	△ 26.4
<b>一般会計からの繰入れ 合 計</b>	<b>174,287 +事項要求</b>	<b>167,845</b>	<b>6,442</b>	<b>3.8</b>

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

## 【地方交付税】

- この概算要求は、「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「平成24年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 「剰余金の活用」は、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金について、利率等について一定の前提を置き、平成24年度に活用が可能と見込まれる額を仮に計上している。
- 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成23年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

## 【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、「児童手当及び子ども手当特例交付金」及び「減収補填特例交付金」については、平成24年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

## 平成24年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分		平成24年度 当初予算額 A	平成23年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	108,275	105,103	3,172	3.0%
	所得税×32%	45,110	43,168	1,942	4.5%
	酒税×32%	4,470	4,314	157	3.6%
	法人税×34%	30,602	26,493	4,109	15.5%
	消費税×29.5%	30,247	30,087	160	0.5%
	たばこ税×25%	2,310	2,040	270	13.2%
	(小計)	112,739	106,101	6,637	6.3%
	平成19、20年度精算分等 <sup>※1</sup>	△ 4,464	△ 999	△ 3,465	346.9%
	(小計)	△ 4,464	△ 999	△ 3,465	346.9%
	一般会計からの加算分 ②	63,306	58,866	4,440	7.5%
	法定加算等	7,602	8,062	△ 460	△5.7%
	別枠の加算	13,750	12,650	1,100	8.7%
	地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算(一部事項要求) <sup>※2</sup>	11,600	10,500	1,100	10.5%
歳出特別枠の上乗せ分見合いの別枠加算	2,150	2,150	0	0.0%	
臨時財政対策特例加算	41,955	38,154	3,801	10.0%	
計(入口ベース) ①+②=③	171,581	163,969	7,612	4.6%	
特別会計	返還金 ④	0	0	△ 0	皆減
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0%
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 3,695	△ 4,361	666	△15.3%
	剰余金の活用 ⑦	4,000	5,000	△ 1,000	△20.0%
	前年度からの繰越 ⑧	0	10,126	△ 10,126	皆減
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧=⑨	△ 695	9,765	△ 10,460	△107.1%	
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑨ ⑩	170,886	173,734	△ 2,848	△1.6%	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※1 平成23年度は平成19年度精算分、平成24年度は平成19、20年度精算分及び平成20年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分である。

※2 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠の加算(1兆1,600億円)を行うこととし、このうち、三位一体改革で削減された地方交付税の復元に相当する1兆1,277億円について、併せて所得税に係る交付税率の引上げ(現行32%→40%)を事項要求とする。

※3 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。

## 平成24年度地方債計画(案)

(単位：億円、%)

項 目	平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	19,451	19,980	△ 529	△ 2.6
2 公営住宅建設事業	1,186	1,218	△ 32	△ 2.6
3 災害復旧事業	290	290	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,872	3,977	△ 105	△ 2.6
5 一般単独事業	15,870	16,300	△ 430	△ 2.6
6 辺地及び過疎対策事業	3,074	3,112	△ 38	△ 1.2
7 公共用地先行取得等事業	477	490	△ 13	△ 2.6
8 行政改革推進	2,715	2,800	△ 85	△ 3.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	47,035	48,267	△ 1,232	△ 2.6
二 公営企業債				
1 水道事業	3,778	3,674	104	2.8
2 工業用水道事業	249	221	28	12.7
3 交通事業	2,403	2,357	46	2.0
4 電気事業・ガス事業	77	65	12	18.5
5 港湾整備事業	617	561	56	10.0
6 病院事業・介護サービス事業	2,949	2,844	105	3.7
7 市場事業・と畜場事業	804	224	580	258.9
8 地域開発事業	766	1,567	△ 801	△ 51.1
9 下水道事業	11,451	11,659	△ 208	△ 1.8
10 観光その他事業	106	108	△ 2	△ 1.9
計	23,200	23,280	△ 80	△ 0.3
三公営企業借換債	300	300	0	0.0
四 臨時財政対策債	66,397	61,593	4,804	7.8
五 退職手当債	3,900	3,900	0	0.0
六 国の予算等貸付金債	( 1,135 )	( 1,165 )	(△ 30)	(△ 2.6)
総 計	( 1,135 )	( 1,165 )	(△ 30)	(△ 2.6)
内 訳	140,832	137,340	3,492	2.5
普通会計分	118,353	114,772	3,581	3.1
公営企業会計等分	22,479	22,568	△ 89	△ 0.4
資金区分				
公 的 資 金	57,900	56,240	1,660	3.0
財 政 融 資 資 金	38,400	37,310	1,090	2.9
地方公共団体金融機構資金	19,500	18,930	570	3.0
(国の予算等貸付金)	( 1,135 )	( 1,165 )	(△ 30)	(△ 2.6)
民 間 等 資 金	82,932	81,100	1,832	2.3
市 場 公 募	43,200	42,000	1,200	2.9
銀 行 等 引 受	39,732	39,100	632	1.6

## その他同意(許可)の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

## (備 考)

- 1 東日本大震災に係る復旧・復興事業に対する地方債については、今後の財政措置に応じて、本計画(案)について所要の修正を行うこととしている。
- 2 財政融資資金の償還期限については、下水道事業等所要の事業について改善を図るものとする。
- 3 国の予算等貸付金債の( )書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 4 表示単位未満を四捨五入しており、増減率が一致しない場合がある。





# 第3章 震災復興に係る財政フレームについて

池田 達雄（総務省大臣官房参事官）



## 震災復興に係る財政フレームについて

平成24年1月27日

### 東日本大震災復興基本法の概要（平成23年6月24日公布・施行）

<p><b>基本理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策</li><li>○一人一人の人間が災害を乗り越えてゆく復興</li><li>○新たな地域社会の構築、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿の実現を推進</li><li>○多様な国民の意見の反映（女性、子ども、障害者等）</li><li>○国民一人一人の連帯・協力</li><li>○エネルギー制約等の課題解決に資する先導的施策</li><li>○地域の安全・安心、経済再生、絆の維持、共生社会</li><li>○原発被災地域の復興についての配慮</li></ul>	<p><b>東日本大震災復興対策本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○総理が本部長、全閣僚等で構成</li><li>○東日本大震災復興基本方針を策定</li></ul> <p><b>現地対策本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○副大臣等を長とし、岩手、宮城、福島の三県に設置</li></ul> <p><b>東日本大震災復興構想会議</b></p> <p><b>原発事故被災地の復興に関する特別の審議機関</b></p>
<p><b>国等の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○国は、東日本大震災復興基本方針を定める。</li></ul>	
<p><b>基本的施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○国及び自治体が講ずる措置の円滑かつ弾力的執行</li><li>○歳出の削減、財政投融资資金・民間資金の活用等による復興資金の確保</li><li>○別に法律で定めるところにより、復興債を発行するとともに、償還の道筋を明らかにする</li><li>○復興に係る国の資金の流れの透明化</li><li>○「復興特区制度」についての法制上の措置</li></ul>	<p><b>復興庁設置に関する基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○内閣に、期間を限って設置（別に法律で定める）</li><li>○主体的かつ一体的に行うべき復興に関する国の施策に関し、企画・立案・総合調整及び実施に係る事務をつかさどる</li><li>○本部は復興庁設置の際に廃止、本部の機能は復興庁に引き継ぐ</li><li>○復興庁はできるだけ早期に設置</li></ul>

## 東日本大震災復興基本法（抄）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

（国民の努力）

第五条 国民は、第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

（資金の確保のための措置）

第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

- 一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。
- 二 財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

（復興債の発行等）

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。

- 2 国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。

### 復旧・復興対策規模の考え方

計数精査中

□ 集中復興期間(5年間)の復旧・復興対策規模(国・地方の公費分)全体の推計 **19兆円程度**

事 項	規模(国・地方の公費分)
①救助・復旧事業に係る規模 ・災害救助、生活再建等 ・ガレキ処理、インフラの復旧等	10兆円程度 4兆円程度 6兆円程度
②復興に向けた事業に係る規模 ・「地域づくり」等のインフラ投資・ソフト事業 ・全国的な緊急防災・減災事業	少なくとも9兆円程度 8兆円程度 1兆円程度
合 計	<b>少なくとも19兆円程度</b>

□ **10年間の復旧・復興対策の規模については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。**

（注）復旧・復興対策の規模には、原則として原子力損害賠償法・原子力賠償機構法に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

## ○阪神・淡路大震災との比較(前期5年間の比較)

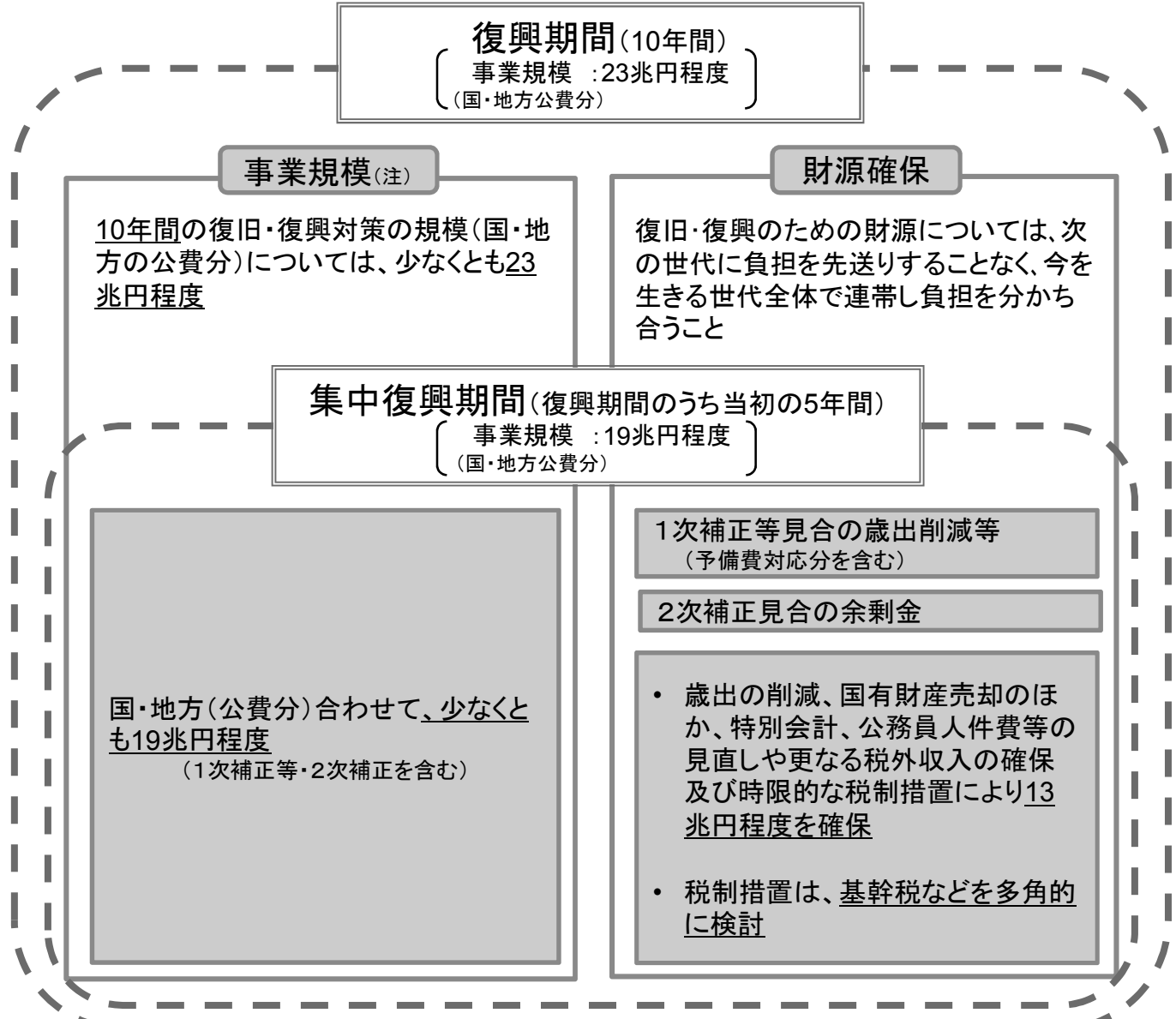
	被害額	復旧・復興のための費用 (国費及び地方費)	うち	
			応急・復旧	復興
阪神・淡路大震災	9.9兆円 (兵庫県推計)	9.2兆円(推計)	4.7兆円(推計)	4.5兆円(推計)
東日本大震災	16.9兆円 (内閣府推計)	少なくとも19兆円程度	10兆円程度	少なくとも9兆円程度

(参考) 阪神・淡路大震災と東日本大震災との比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
マグニチュード	7.3	9.0
震度6弱以上県数	1県	8県
津波	数10cmの津波の報告あり、被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)
死者・行方不明者	死者6,434名。行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者15,769名、行方不明者4,227名 (平成23年9月6日現在)
住家被害(全壊)	104,906戸	114,995戸(平成23年9月6日現在)
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) ※長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県を含む)

### Ⅲ.東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日復興対策本部決定)

平成23年7月29日、政府の復興対策本部で復興基本方針を決定し、10年間の復興期間のうち当初の5年間の集中復興期間に少なくとも19兆円の財政措置を講じることとしました。この方針をベースに、平成23年度第3次補正予算案の編成など復興への取り組みを本格化させることとしています。(※事業規模については決定時点での見込みであり、今後の議論等を踏まえ変更となる可能性があります。)



(注)規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

<p>復興・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行する復興・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、<u>従来の国債とは区分して管理</u>。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討。</li> <li>・<u>時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復興・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理する。</u></li> </ul>
<p>地方の復興財源の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。</li> </ul>

○ 一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復興・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとする。

## 中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）について

（平成23年8月12日閣議決定）

### 地方財政関係

- 地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。
- 「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（参考）平成24年度～26年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）

別紙

	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
基礎的財政収支対象経費	71 <small>（注3）</small>	71 <small>（注3）</small>	71 <small>（注3）</small>
（年金差額分以外の金額）	68.4	68.4	68.4
うち経済危機対応・地域活性化予備費 <small>（23年度0.8）</small>	1	1	1
東日本大震災復旧・復興対策に係る加算分	+ $\alpha$	+ $\alpha$	+ $\alpha$
B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る加算分	+ $\beta$	+ $\beta$	+ $\beta$

（注3）平成24年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。「財政運営戦略」に定める基本ルール「地方財政の安定的な運営」を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

## 平成24年度予算の概算要求組替え基準について

（平成23年9月20日閣議決定）

### 地方交付税交付金等

- 地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政フレーム（平成24年度～26年度）」（平成23年8月12日閣議決定）との整合性に留意しつつ、要求
- 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を「歳出の大枠」への加算の対象

（参考）

概算要求枠

（付表）

所管等	概算要求枠
総務大臣（総務省）	3,167億円

↑  
地方交付税は対象外

平成23年9月28日

政府・与党合意

1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。  
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源（復興の財源フレーム）については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
3. 5年間の集中復興期間における残り13兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
4. なお、10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。そのため、
  - (1) JT株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、
  - (2) エネルギー対策特別会計の保有株式についてはエネルギー政策の観点から踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
5. また、
  - (1) 日本郵政株式会社について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する
  - (2) 上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、

今後10年間を基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。

6. 上記1.、2.、4.、及び5. については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律（仮称）に規定する。
7. 上記1. 及び4. については、今後10年間を基本としつつ、財源確保額については、2兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。



平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針(抄)

〔平成23年10月7日  
閣議決定〕

II. 平成23年度第3次補正予算の財源を含む今後の復興財源について

1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。  
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源(復興の財源フレーム)については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
3. 5年間の集中復興期間における残り13兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
4. なお、10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。そのため、  
(1)JT株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、  
(2)エネルギー対策特別会計の保有株式会社についてはエネルギー政策の観点を踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
5. また、  
(1)日本郵政株式会社について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する  
(2)上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、今後10年間で基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。
6. 上記1.、2.、4.、及び5.については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律(仮称)に規定する。
7. 上記1.及び4.については、今後10年間で基本としつつ、財源確保額については、2兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。

H23. 10. 11 政府税制調査会資料

1. 復興基本法・復興の基本方針、B型肝炎対策の基本方針における考え方

- 復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うこととする。(復興の基本方針)
- B型肝炎対策のための財源については、期間を限って国民全体で広く分かち合うこととする。(B型肝炎対策の基本方針)
- 復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。(復興基本法)

2. 財源フレーム

復旧・復興対策事業 (1次、2次補正含む)	19兆円	1次・2次補正財源	6兆円程度
		歳出削減・税外収入	5兆円程度
		残余の額に対応する税制措置	8兆円程度

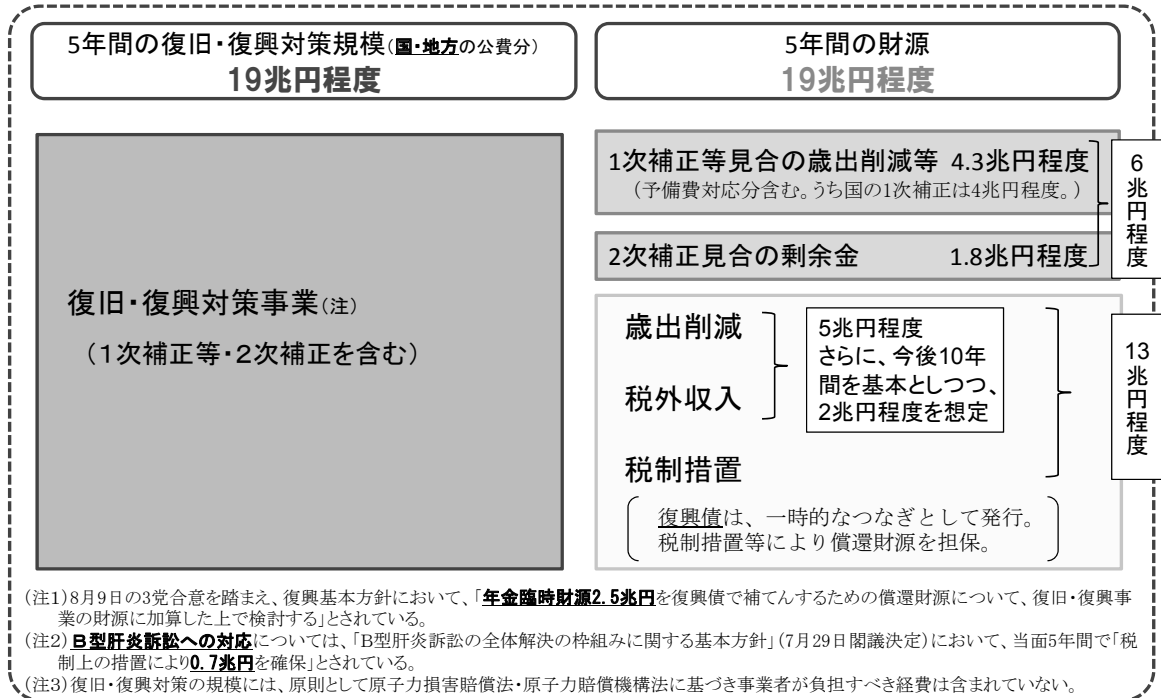
・復興債で補てんすることとされた年金臨時財源	2.5兆円
・B型肝炎対策のうち、税制上の措置による要対応額	0.7兆円

合計 **11.2兆円程度**

(注) 10年間でトータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は **9.2兆円程度**となる。(政府・与党合意参照)

**集中復興期間(5年間)における復旧・復興対策規模と財源**

○一定期間後に、それまでの実績を踏まえ、その後の復旧・復興対策規模と財源スキーム等を見直すこととする。

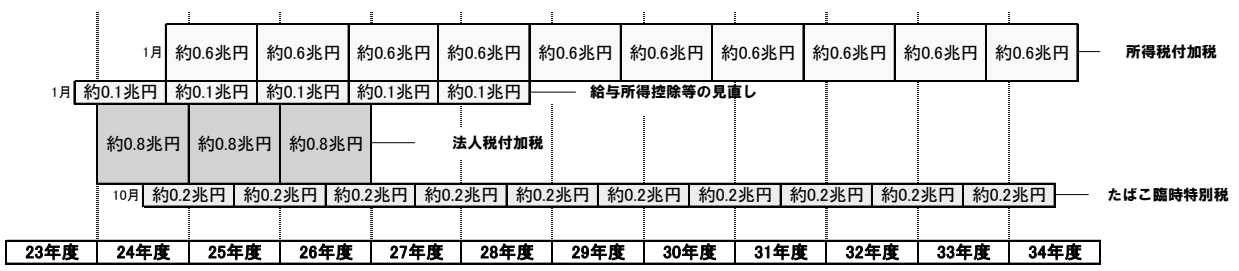


H23. 10. 11 政府税制調査会資料

**3. 税制措置の概要**  
**(1) 国税**

- ・平成23年度税制改正(給与所得控除等の見直し)による増収分を財源措置として活用する。
- ・所得税・法人税の付加税を中心に、たばこ税についても臨時の特別税を課す。

$$\begin{aligned}
 & \left[ \begin{array}{c} \text{給与所得控除等の見直し} \\ 0.1 \text{兆円/年} \times 5 \text{年} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{法人税付加税} \\ 0.8 \text{兆円/年} (10\%) \times 3 \text{年} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{所得税付加税} \\ 0.6 \text{兆円/年} (4.0\%) \times 10 \text{年} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{たばこ臨時特別税} \\ 0.2 \text{兆円/年} (1 \text{円/本}) \times 10 \text{年} \end{array} \right] \\
 & = 0.7 \text{兆} + 2.4 \text{兆} + 5.5 \text{兆} + 1.7 \text{兆} = \mathbf{10.4 \text{兆円程度}}
 \end{aligned}$$



(注) 所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称は、「復興特別所得税(仮称)」、「復興特別法人税(仮称)」、「復興特別たばこ税(仮称)」とする。

## (2) 地方税

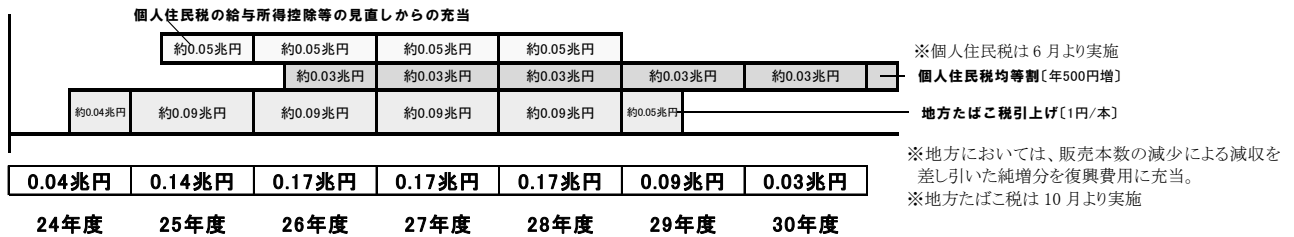
H23. 10. 11 政府税制調査会資料

復旧・復興事業19兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等(0.8兆円程度(推計))については、地方税において復旧・復興のための時限的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保することとしている。

・個人住民税均等割の税率の時限的な引上げ及び地方たばこ税の臨時的な引上げとともに23年度税制改正事項(個人住民税の給与所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円(平年度ベース))を復興財源に活用。

<b>個人住民税均等割の引上げ</b> $(0.03 \text{ 兆円/年 (年 500 円)} \times 5 \text{ 年}) = 0.15 \text{ 兆円}$	+	<b>地方たばこ税</b> $(0.09 \text{ 兆円/年 (1 円/本)} \times 5 \text{ 年}) = 0.48 \text{ 兆円}$	+	<b>個人住民税の給与所得控除等の見直しからの充当</b> $0.20 \text{ 兆円}$
<b>=0.8 兆円程度</b>				

### 【個人住民税均等割の年500円引上げ、期間5年・地方たばこ税の引上げ、期間5年】

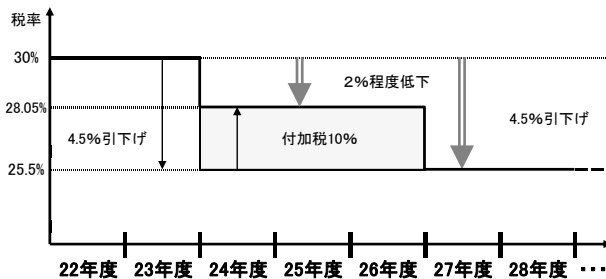


※国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。  
 国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から1:1となっている。

## (参考) 経済への配慮

H23. 10. 11 政府税制調査会資料

- 23年度税制改正(所得控除等の見直し)を活用することで、臨時増税の規模を抑制。
- 個人住民税均等割の標準税率引上げは、個人負担増の激変緩和の観点等から26年6月からとする。
- 法人税については、
  - ・23年度税制改正法案の恒久減税(法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大)の実施を決めた上で、復旧・復興財源としての法人税付加税を課す。現行より税率引下げとなるかたちで行う。



- ・企業の国際競争力や産業空洞化防止の観点から、短期間(3年間)の措置とし、恒久減税の効果を早期に実現する。
  - 3年後の姿を示すことで、企業の予測可能性を確保。

(注) 相続税の見直しについては、平成23年度税制改正の実施を確保する必要。

※23年度税制改正は、法人税率の引下げ等と併せ全体としてネット減税の税制改正であり、かつ23年度予算の土台をなすもの。資産税の増収がなければ、歳出削減等により生み出される財源をその穴埋めに使わざるを得ず、復旧・復興財源に回すことができなくなることから、その分だけ税制措置の規模が膨らむこととなる。

## 税制措置の概要

### (1) 国税

・ 基幹税である所得税と法人税に時限的に付加税を課す。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{復興特別法人税}} \\ \left( 0.8 \text{兆円/年} (10\%) \times 3 \text{年} \right) \end{array} + \begin{array}{l} \boxed{\text{復興特別所得税}} \\ \left( 0.3 \text{兆円/年} (2.1\%) \times 25 \text{年} \right) \end{array} = \underline{\underline{9.7 \text{兆円程度}}}$$

復興特別所得税													
1月	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	約0.3兆円	
約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	復興特別法人税										
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	...	49年度

### (2) 地方税

復旧・復興事業 1.9 兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等 (0.8 兆円程度 (推計)) については、地方税において復旧・復興のための臨時的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保する。

・ 個人住民税均等割の税率の臨時的な引上げとともに 23 年度税制改正事項 (個人住民税の退職所得 10% 税額控除廃止による増収額約 0.02 兆円 (平年度ベース)) を復興財源に充当。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{個人住民税均等割の引上げ}} \\ \left( 0.06 \text{兆円/年} (\text{年} 1,000 \text{円}) \times 10 \text{年} \right. \\ \left. = 0.6 \text{兆円} \right) \end{array} + \begin{array}{l} \boxed{\text{個人住民税の退職所得 10\% 税額控除廃止からの充当}} \\ \left( 0.02 \text{兆円/年} \times 10 \text{年} = 0.17 \text{兆円} \right) \end{array} = \underline{\underline{0.8 \text{兆円程度}}}$$

個人住民税の退職所得10%税額控除廃止からの充当						個人住民税均等割〔年1,000円増〕							
約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円	約0.02兆円
		約0.05兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円
	0.02兆円	0.07兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.08兆円	0.06兆円	
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	

※個人住民税均等割の引上げ 年1,000円の内訳は、都道府県 年500円、市町村 年500円

※個人住民税均等割の引上げは平成26年6月より実施

※個人住民税の退職所得10%税額控除の廃止は平成25年1月より実施

平成23年度補正予算（第3号）フレーム

(単位 億円)

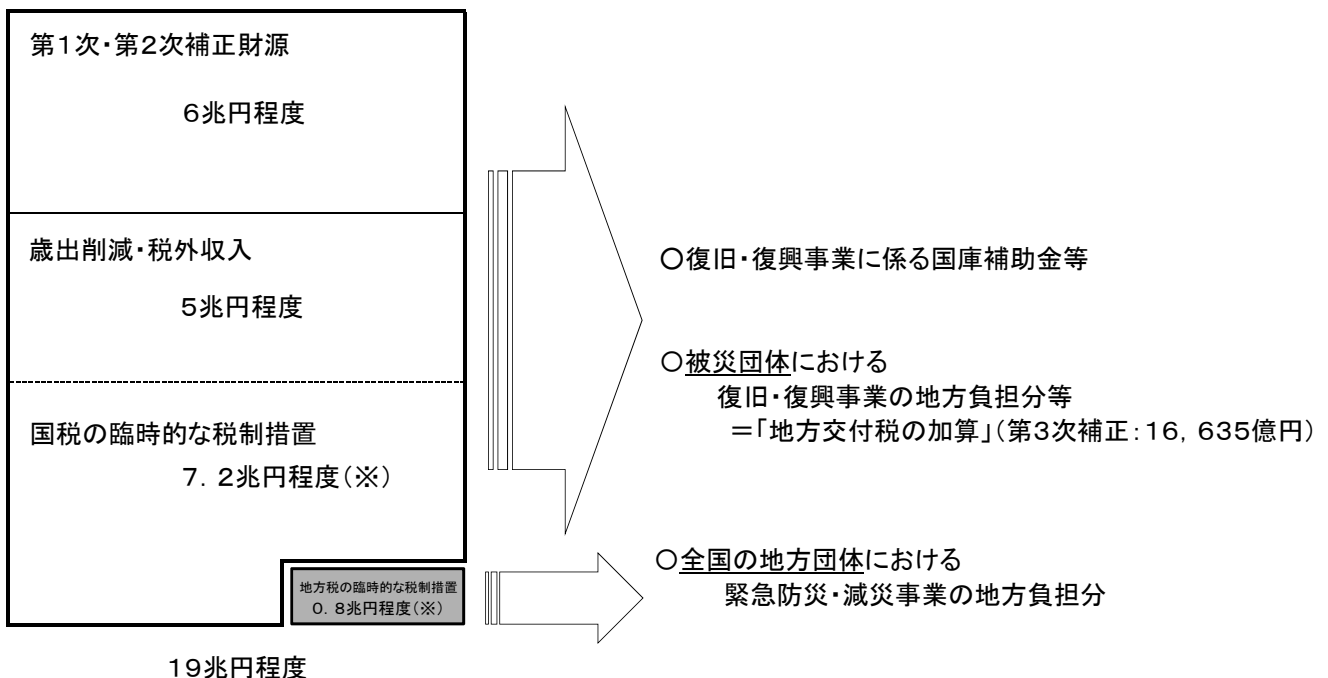
財政需要		財源	
1 東日本大震災関係経費	117,335億円		
(1) 災害救助等関係経費	941億円	1-1 復興債	115,500億円
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,860億円		
(3) 公共事業等の追加	14,734億円	1-2 税外収入	187億円
① 災害復旧等事業費	8,706億円		
② 一般公共事業関係費	1,990億円	1-3 復興財源となる歳出削減	1,648億円
③ 施設費等	4,038億円		
(4) 災害関連融資関係経費	6,716億円		
(5) 地方交付税交付金	16,635億円		
(6) 東日本大震災復興交付金	15,612億円		
(7) 原子力災害復興関係経費	3,558億円		
(8) 全国防災対策費	5,752億円		
(9) その他の東日本大震災関係経費	24,631億円		
立地補助金	5,000億円		
雇用関係(重点分野雇用創造事業の積み増し等)	3,780億円		
節電エコ補助金等	2,324億円		
住宅エコポイント	1,446億円等		
(10) 年金臨時財源の補てん	24,897億円		
2 その他の経費	3,210億円	2-1 税外収入	867億円
(1) 災害対策費	3,203億円	2-2 東日本大震災復旧・復興予備費の減額	2,343億円
(2) その他	7億円		
3 B型肝炎関係経費	480億円	3 税外収入等	480億円
合計	121,025億円	合計	121,025億円

(参考) 財政投融资計画

- 株式会社日本政策金融公庫等に対し、13,421億円を追加する。  
 (注1) 8月9日の3党幹事長確認書を踏まえ、復興基本方針において、「年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する」とされたところ、年金臨時財源の補てん以外の「東日本大震災関係経費」は、9兆2,438億円となる。  
 (注2) 為替市場のいかなる動向にも十分な余裕をもって機動的な対応を行うようするため、特別会計予算総則において、外国為替資金特別会計の外国為替資金証券発行等限度額を、23年度当初予算における150兆円から165兆円へと引き上げる。  
 (注3) このほか、特別会計予算総則において、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額を2兆円から5兆円へと引き上げる。  
 (注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

復旧・復興対策規模（財源）と地方負担分の対応関係（イメージ）

復旧・復興対策規模



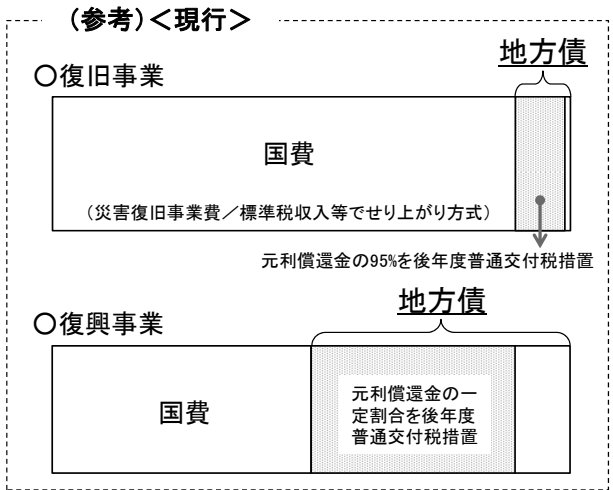
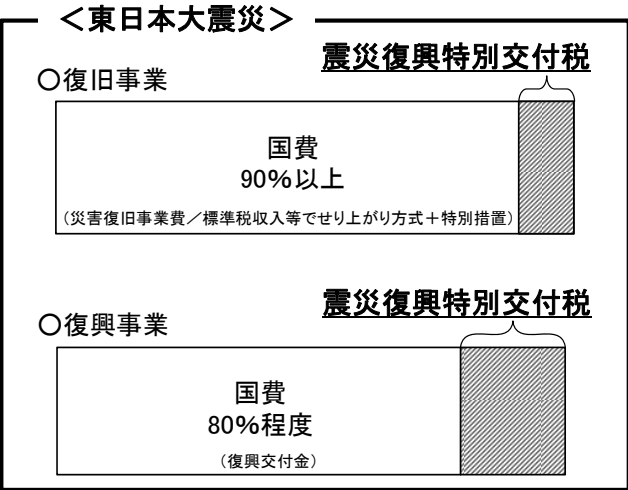
(※) これに加え、年金臨時財源2.5兆円 + B型肝炎対策0.7兆円 = 11.2兆円程度

(注) 10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。(平成23年10月7日閣議決定抜粋)

**地方交付税（震災復興特別交付税）の増額について（第3次補正予算）**

- 東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方交付税を増額(16,635億円)
    - ①3次補正予算に伴う地方負担分 7,322億円
    - ②1次補正・2次補正予算等に伴う地方負担分 6,313億円
    - ③地方税法の改正等に伴う地方税等の減収分 3,000億円
- ※ 地方負担分については、全国の地方団  
体で予定されている緊急防災・減災事業  
の地方負担分等を除く。
- この増額分については、「震災復興特別交付税」として、通常の特別交付税とは別枠で、個々の被災  
団体における負担をゼロとするように、事業実施状況に合わせて決定・配分予定。

【イメージ】



## 平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

総務省

東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する「震災復興特別交付税」を交付できるようにするため、平成23年度分の地方交付税の総額を1兆6,635億円増額する等の改正を行う。

(具体的な内容)

- (1) 平成23年度分の地方交付税の総額に、震災復興特別交付税の額1兆6,635億円を加算する。
- (2) 震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額について、通常の特別交付税とは異なる特例を設ける。
- (3) 震災復興特別交付税の額のうち、復興事業等の実施状況を勘案して定める額については、平成23年度に交付しないで、平成24年度に交付できることとする。
- (4) その他上記の改正に伴う規定の整備を行う。

<参考>東日本大震災からの復興の基本方針(抄)

#### 4 あらゆる力を合わせた復興支援

(3) 事業規模と財源確保

##### ⑥地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

平成23年7月29日  
東日本大震災復興対策本部決定

施行期日 公布の日

## 23年度補正予算（第1号）による歳出の追加に伴う地方負担額

23年度補正予算(第1号)成立時の整理

(単位: 億円)

区分	主な事業	金額			主な地方財政措置
		合計	国費	地方負担	
適債	災害復旧事業	17,086	12,706	4,380	災害復旧事業債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害救助事業(仮設住宅等)	4,031	3,626	405	災害対策債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害等廃棄物処理事業(ガレキ)	4,229	3,644	585	(ガレキは、残余の5%を特別交付税措置(計100%))
	その他(公立文教施設耐震化、災害関連等)	3,748	2,381	1,368	補正予算債 充当率100% 元利償還金の80%を普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	小計	29,095	22,357	6,738	
非適債	災害弔慰金等負担金	970	485	485	} 特別交付税措置等
	その他(利子補給、職業転換給付金、警察費補助等)	442	367	75	
	小計	1,412	852	560	
合計		30,507	23,209	7,298	

## 補正予算（第2号）による歳出の追加に伴う地方負担額と地方財政措置

23年度補正予算(第2号)成立時の整理

(単位: 億円)

区分	事業名	金額			事業内容	今回の対応
		合計	国費	地方負担		
適債事業	原子力被災者・子ども健康基金事業	299	180	119	①校庭、園庭、都市公園等の表土改善 (79億円、1/2補助) ②保育園、小中高校の空調施設設置 (41億円、1/2補助) ③線量低減化活動支援事業 (61億円、10/10補助)	①補助災害復旧事業債 ・充当率100% ・元利償還金の95%普通交付税措置(公債費方式)  ②補正予算債 ・充当率100% ・元利償還金の80%普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	災害復旧事業	204	193	11	水産業共同利用施設設備復旧支援	補助災害復旧事業債 ・充当率90%(農林漁業施設) ・元利償還金の95%普通交付税措置(公債費方式)
	表土改善事業	70	46	25	学校・保育所等の表土改善	補助災害復旧事業債 ・充当率100% ・元利償還金の95%普通交付税措置(公債費方式)
	輸出農産物等放射能検査対応事業	0.7	0.5	0.2	放射能検査設備整備	補正予算債 ・充当率100% ・元利償還金の80%普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	小計	574	419	155		
非適債事業	災害復旧事業(民間事業者向け補助)	149	100	50	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助	特別交付税措置
	被災者生活再建支援	3,342	3,000	342	1次補正分を超える追加所要	全額特別交付税措置
総合計		4,065	3,519	547		

※ 上表については、すべて普通会計分である。



## 東日本大震災に係る地方税等の減収に対する財政措置について

○ 平成23年度における地方税法の改正等に伴う地方税等の減収分は、震災復興特別交付税(第3次補正)により対応

### 1 地方税法の改正

地震・津波対策(第1弾)		原子力災害対策(第2弾)		復興支援対策(第3弾)	
主な項目	税目	主な項目	税目	主な項目	税目
雑損控除の特例、被災事業用資産の損失の特例	個人住民税	警戒区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除	固定資産税 都市計画税	住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例	個人住民税
被災代替資産等の特別償却、特定の資産の買換えの場合の課税の特例	法人住民税 法人事業税	警戒区域内住宅用地・家屋・償却資産に係る代替住宅用地等の特例		復興特別区域制度に係る税制上の措置	法人住民税 法人事業税
被災事業用資産の損失の特例	個人事業税	警戒区域内家屋に係る代替家屋・代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例	不動産取得税	津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等	
津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除	固定資産税 都市計画税	警戒区域内自動車の代替自動車の取得の非課税	自動車取得税	警戒区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等	固定資産税 都市計画税
被災住宅用地の特例、被災代替住宅用地・家屋・償却資産の特例		警戒区域内自動車に係る特例、警戒区域内自動車の代替自動車に係る非課税	自動車税 軽自動車税	被災した一定の鉄道施設等の代替資産に係る特例	
被災代替家屋・家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例	不動産取得税			被災農地に代わる農地に係る特例、被災事業者用の仮施設設置準備事業に係る非課税措置	不動産取得税
被災代替自動車の取得の非課税	自動車取得税				
被災代替自動車に係る非課税	自動車税 軽自動車税				

### 2 条例減免

東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額(特別財政援助法8条関係)

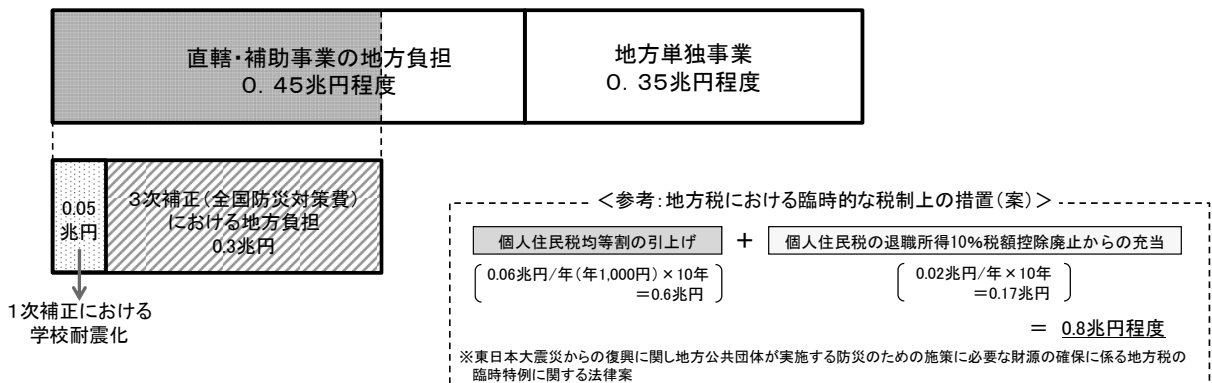
(参考)復興特区制度に係る減収補填(注)は0

復興産業集積区域における事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の、当該地方公共団体の減収額(特区法43条関係)

## 緊急防災・減災事業について

- 復旧・復興対策規模19兆円程度のうち、緊急防災・減災事業の地方負担分(0.8兆円程度(推計))については、地方税において臨時的な税制上の措置を講じる。
- 事業実施時期と地方税の増収時期との調整や地方団体ごとの地方負担額と増収額との調整が必要なため、まずは、地方債により措置することとし、後年度その元利償還金に対し普通交付税により措置。

### 1. 緊急防災・減災事業の地方負担分



### 2. 地方財政措置

項目	地方債充当率	交付税措置率
直轄・補助事業の地方負担分	100%	80%
地方単独事業	100%	70%

## 東日本大震災復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

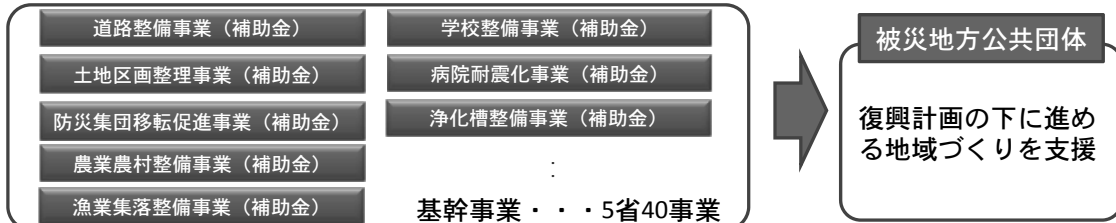
(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円） ※事業費は国費+地方負担

### 基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

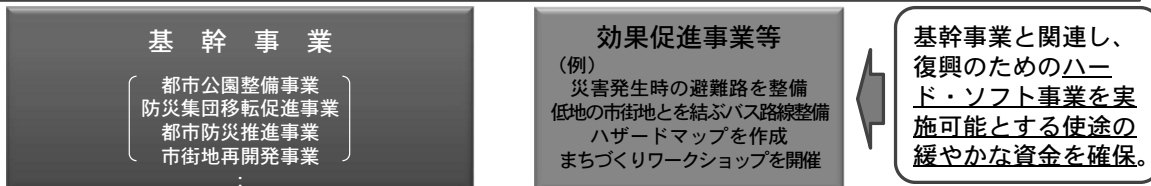
(事業費1兆4,302億円)



基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業（効果促進事業等）

■使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

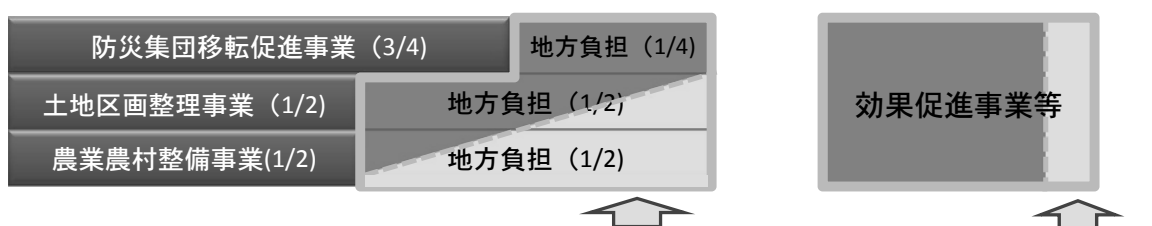


### 地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業等の80%を国庫補助

(例)



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続の簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

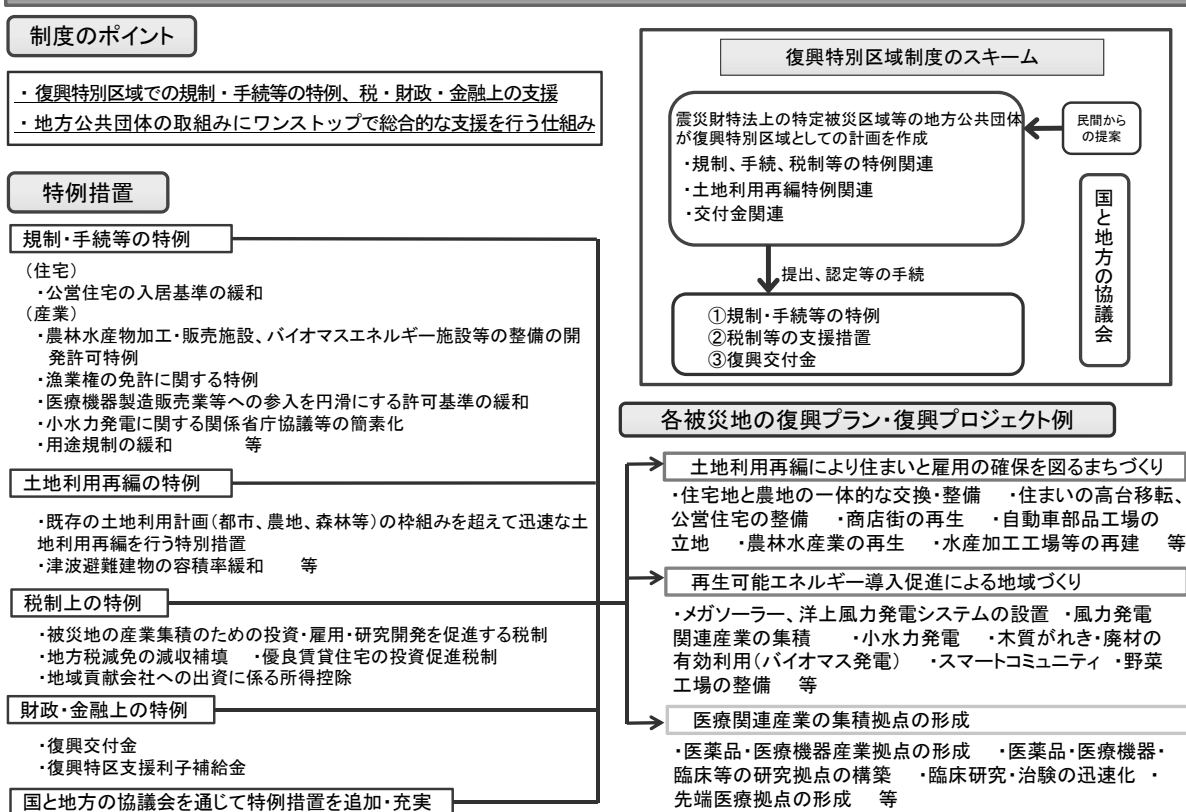
内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。各府省と協力して事業実施。

基幹事業における対象事業(5省40事業)

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通した場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
<b>文部科学省</b>		18	道路事業(高台移転に伴う道路整備(区画整理))
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)	19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	20	災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業	22	東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
<b>厚生労働省</b>		23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
5	医療施設耐震化事業	24	住宅地区改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等)
6	介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業	26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
<b>農林水産省</b>		27	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	29	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	31	津波地域復興拠点市街地整備事業【新規】
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	32	市街地再開発事業
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)	33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
14	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	34	都市再生区画整理事業(市街地液化化対策事業)
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	35	都市防災推進事業(市街地液化化対策事業)
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業	36	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
<b>国土交通省</b>		37	下水道事業
17	道路事業(市街地相互の接続道路)	38	都市公園事業
		39	防災集団移転促進事業
		<b>環境省</b>	
		40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

復興特区制度のイメージ



## 復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度

**1. 税制上の特例措置**

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却／ 税額控除	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択 適用	税額控除(※1)	～26年3月末	～28年3月末
	機械装置	即時償却	50%		選択適用	機械装置	15%
選択適用	建物・構築物	25%		←	建物・構築物	8%	

(※1 上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

**法人税特別控除** 雇用等している被災者に対する給与等支給額の**10%を税額控除(※2)** (※2 法人税額の20%が限度)

**新規立地促進税制** 新規立地新設企業(※3)を5年間無税に + 新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入** (指定後5年間、所得金額を限度) + 再投資等した場合の**即時償却** (再投資等準備金残高を限度)

(※3 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。)

**研究開発税制** 開発研究用資産について**即時償却** + 開発研究用資産の即時償却した減価償却費の**12%を税額控除(通常8～10%)**

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、特例的に地方交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等 (～26年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除(※4)(8%)

(※4 法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(4) 出資に係る所得控除 (～28年3月末指定)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

**2. 復興特区支援利子補給金制度**

復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)

## 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について

**1 取崩し型復興基金の創設**

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。

**2 復興基金への特別交付税措置(基金の規模)**

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

(単位: 億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

**3 基金の使途・運用**

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を予定。

**4 交付時期**

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

## 地震による被害と復興基金の概要

災 害		H7 阪神・淡路	H16 中越	H19 中越沖	H19 能登半島
死者・行方不明者		6,437人	68人	15人	1人
住 家 被 害 (全壊・半壊)		249,180棟	16,985棟	7,040棟	2,426棟
基 金 の 規 模		9,000億 (当初分6,000億)	3,000億	1,200億	500億
運 用 率		4.5% (当初分) 3.0% (追加分)	2.0%	1.5%	1.5%
交 付 税 措 置	対 象	(当初分) 5/6 (5,000億分) (追加分のうちはじめの5年間) 2/3 (2,000億分) (追加分のうち後の4年間) 1/2 (1,500億分)	5/6 (2,500億分)	5/6 (1,000億分)	5/6 (417億分)
	内 容	利息の95%を 普通交付税措置	利息の95%を 普通交付税措置	利息の80%を 特別交付税措置	利息の80%を 特別交付税措置
総 事 業 費 等		(10年分) 総事業費 3,540億 うち交付税 2,730億	(10年分) 総事業費 600億 うち交付税 475億	(5年分) 総事業費 90億 うち交付税 60億	(5年分) 総事業費 37.5億 うち交付税 25億

※阪神・淡路大震災復興基金(9,000億円)には、兵庫県が6,000億円、神戸市が3,000億円拠出。(その他の基金は県のみが拠出)

## 阪神・淡路大震災復興基金事業の主な事業

### 【生活対策】

- 被災者の生活、自立を支援するボランティア活動の支援
- 地域コミュニティ再生に向けた集会所等の拠点施設の復旧支援
- 被災した障がい者や外国人など災害弱者に対する支援(小規模作業所の事業再開支援、生活相談等)
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助 など

### 【産業対策】

- 被災した商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援等
- 中高年齢層を中心とした被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 観光対策としての各種PR事業への支援や会議・大会等の誘致 など

### 【住宅対策】

- 融資を受けられない高齢者の住宅購入費等に対する支援
- 公営住宅等に入居するまでの間の家賃補助
- 被災宅地の二次災害防止のための応急工事への支援
- 市街地復興計画の策定等住民主体のまちづくりへの支援など

### 【制度融資への利子補給】

- 二重ローンを抱える被災者に対する利子補給
- 政府系中小企業金融機関からの借入れに対する利子補給
- 被災者向け住宅資金融資を受けた被災者に対する利子補給 など

### 【教育文化対策】

- 私立学校・外国人学校の災害復旧に対する支援
- 文化財や歴史的建造物等の所有者が行う修繕・修理の支援
- 私立博物館の災害復旧に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

### 【その他】

- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 記録の伝承や展示、住まいや生活などの復興に関する情報提供や被災者支援活動の運営補助 など

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除く。

## 第2部 社会保障制度をめぐる動向と課題



## 第1章 社会保障・税一体改革について

吉田 学（内閣官房社会保障改革担当室参事官）

# 社会保障・税一体改革について

平成23年7月20日

内閣官房社会保障改革担当室  
参事官 吉田 学



## 社会保障・税一体改革の概要（議論の経緯）

<平成20年>

社会保障国民会議（最終報告・H20.12）

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム(H20.12)

21年度税制改正(H21.3)

[21年度税制改正関連法附則104条]

経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

<平成21年>

安心社会実現会議（報告・H21.6）

<平成22年>

政府・与党社会保障改革検討本部(H22.10)

民主党・税と社会保障の抜本改革調査会中間整理(H22.12)

社会保障改革に関する有識者検討会報告(H22.12)

社会保障改革の推進について(H22.12.14閣議決定)

社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、**23年半ばまでに成案を得**、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

<平成23年>

社会保障改革に関する集中検討会議

- ・社会保障・税一体改革の集中的な検討、国民的なオープンな議論
- ・平成23年2月5日 第1回開催 ⇒ 第6回(5月12日)「厚生労働省案」⇒ 第10回(6月2日)「社会保障改革案」

「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党 社会保障と税の抜本改革調査会(H23.5))

「国と地方の協議の場」(6月13日)等、地方団体との意見交換

政府・与党社会保障改革検討本部 成案決定会合

- ・社会保障と税制の一体改革の成案を作成するため、政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置。
- ・第1回を6月8日に開催。以降、第5回(6月30日)まで開催。

「社会保障・税一体改革成案」(H23.6.30政府・与党社会保障改革検討本部決定) ⇒ 7月1日 閣議報告

## 社会保障・税一体改革の概要（成案のポイント）

### I 社会保障改革の全体像

- 「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指すという社会保障改革の基本的考え方
- 子ども・子育て、医療・介護等、年金等の個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容等
- 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入

### II 社会保障費用の推計

- Iの社会保障改革に係る費用を推計  
⇒ 追加所要額(公費)は、約2.7兆円程度(2015年度)
- 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計  
⇒ 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理

### III 社会保障・税一体改革の基本的姿

#### 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

- 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保
  - 消費税収(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
  - 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)の用途の明確化(社会保障財源化)
  - 引上げ分の消費税収(国・地方)については社会保障給付における国と地方の役割分担に応じ配分し、現行分の消費税収(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない
  - 2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引上げ
- #### 2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成
- 2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、同時達成への一里塚が築かれる。

### IV 税制全体の抜本改革

- 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税、地方税制等についての改革の考え方

### V 社会保障・税一体改革のスケジュール

- 改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議
- 社会保障改革は、工程表に従って実施
- 経済状況を好転させることを条件として税制抜本改革を実施するため、附則104条の道筋に従って23年度中に法制上の措置
  - ・経済状況の好転は、総合的に判断
  - ・予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組み
  - ・不断の行政改革及び徹底的な歳出の無駄の排除

### VI デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

- デフレからの脱却を実現するための政府・日銀における取組み
- 社会保障・税一体改革と経済成長との好循環

## 社会保障・税一体改革の概要（社会保障改革の主な項目）

### I 子ども・子育て

- 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。
  - ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
  - ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

所要額(公費)2015年  
0.7兆円  
※ 税制抜本改革以外の財源も含めて  
1兆円超程度の措置を今後検討

### II 医療・介護等

- 地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。
  - ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強
  - ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防
- 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。
  - a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
    - ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化
  - b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
    - ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
    - ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化
  - c) 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化
    - ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討（病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討）。ただし、受診時定額負担については低所得者に配慮。
  - d) その他
    - ・ 総合合算制度、低所得者対策・逆進性対策等の検討
    - ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し
    - ・ 高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）

所要額(公費)2015年  
～0.6兆円程度

所要額(公費)2015年  
～1兆円弱程度

### III 年金<sup>(注)</sup>

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
  - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
  - ・ 最低保障機能の強化+高所得者の年金給付の見直し
  - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
  - ・ マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討
- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

所要額(公費)2015年  
～0.6兆円程度

(注)基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制抜本改革により措置する。税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。

**2015年度の上記の所要額（公費）合計 = 約2.7兆円程度**

### IV 就労促進

- 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。
- ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図る。
- 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏まえ検討する。

### V I～IV以外の充実、重点化・効率化

- ・ サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、第2のセーフティネットの構築、生活保護の見直し(充実、重点化・効率化)、障害者施策の充実、難病対策の検討、震災復興における新たな安心地域モデルの提示
- ・ 社会保障制度改革と併せた教育環境整備や教育の質と機会均等を確保するための方策

### VI 地方単独事業

- 地域の実情に応じた社会保障関係の地方単独事業の実施

※ 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

## 社会保障・税一体改革の概要（社会保障の安定財源確保の基本的枠組み）

### (1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

- 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保
- 消費税収(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
- 社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る

### (2) 消費税収の用途の明確化

- 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その用途を明確化(消費税収の社会保障財源化)
- 将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保

### (3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

- 現行分の消費税収(国・地方)については、国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しない
- 引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分
- 今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、税制抜本改革において地方税制の改革などを実施

### (4) 消費税率の段階的引上げ

- まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保

## 社会保障・税一体改革の概要（社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成）

- 今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持—制度の持続可能性の確保」であり、両者を同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない。

- このような考え方に立って、社会保障・税一体改革においては、社会保障給付にかかる安定財源を確保していくことを通じて、財政健全化を同時に実現する。

- 具体的には、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、国・地方合わせて、

- ・「機能強化」にかかる費用
  - ・高齢化の進行等により増大する費用
  - ・基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用
  - ・後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用
  - ・消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用
- を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る。

- これらの取り組みなどにより、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

## 社会保障・税一体改革の概要（税制全体の抜本改革）

### (1) 個人所得課税

- 各種控除の見直しや税率構造の改革を実施。
- 給付付き税額控除については、番号制度等を前提に、社会保障制度の見直しと併せて検討。
- 金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

### (2) 法人課税

- 課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げ(中小法人に対する軽減税率についても同様)。

### (3) 消費課税

- 消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正。いわゆる逆進性の問題については、消費税率(国・地方)が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再配分を見てもなお対策が必要な場合には、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討。
- 一層の課税の適正化のほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討。
- エネルギー起源CO2排出抑制等を図るための税を導入。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域で総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討。車体課税については、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で検討。

### (4) 資産課税

- 相続税の課税ベース、税率構造の見直しによる負担の適正化及び贈与税の軽減等。

### (5) 地方税制

- 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

### (6) その他

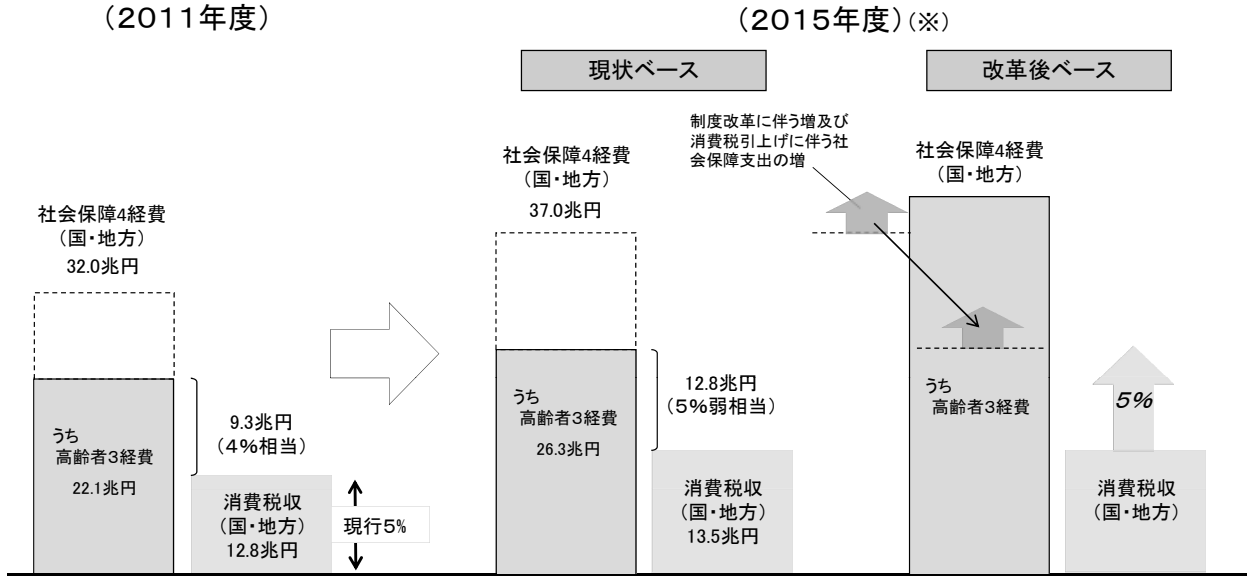
- 社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備等。

なお、平成22年度・23年度改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会で審議されている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

## 社会保障・税一体改革の概要（社会保障・税一体改革のスケジュール）

- 社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。
- 社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。
- 税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
- 「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。
- 以上のスケジュールに基づき、国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

## 別紙（社会保障の安定財源確保の基本的枠組み）



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

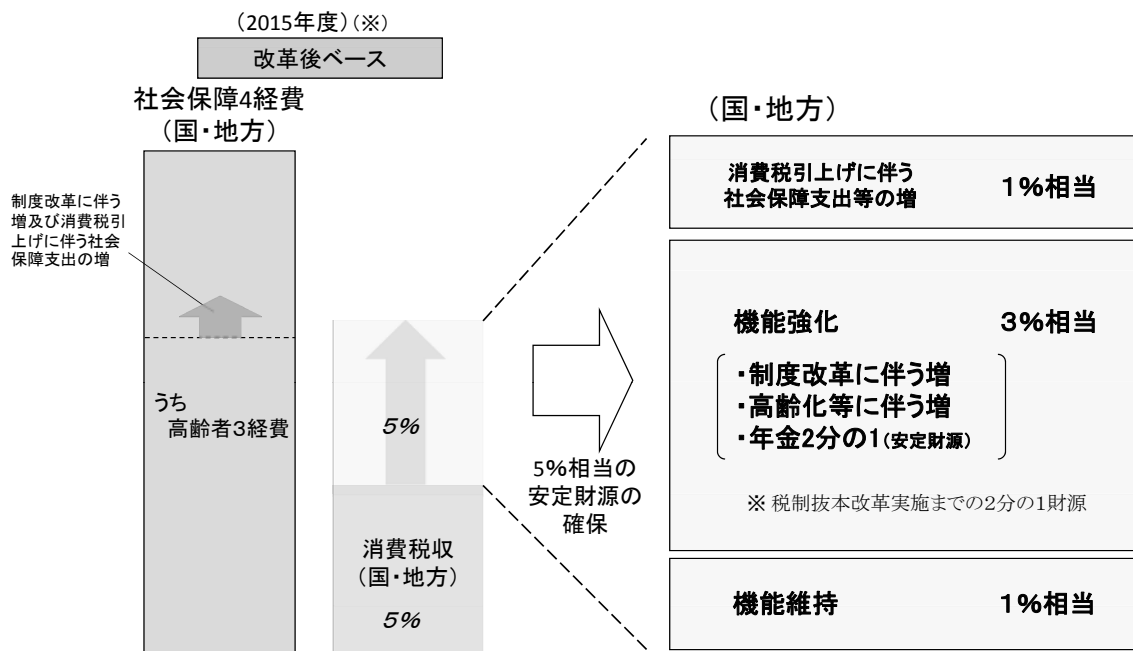
(注1) 消費税収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注2) 消費税収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(注4) 2015年度の消費税収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

## 別紙（社会保障改革の安定財源の確保）



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

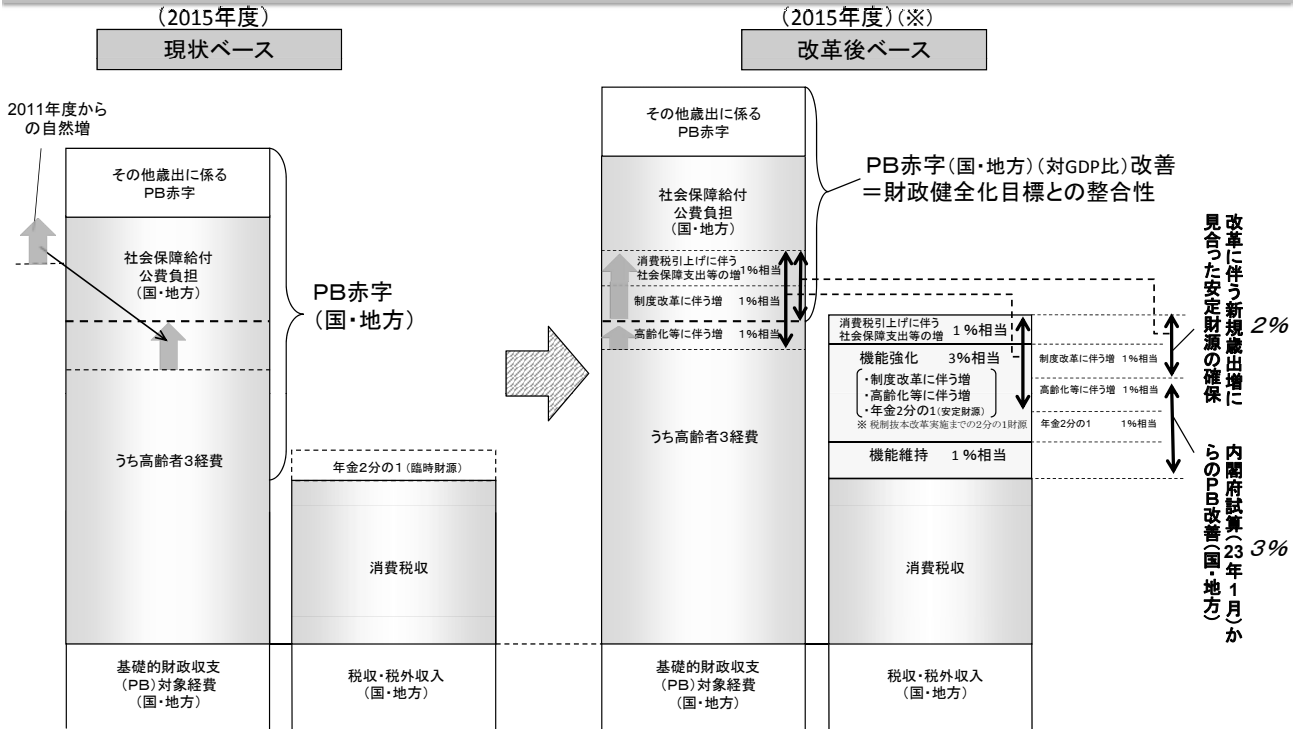
(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚生省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、社会保障改革の主な項目のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

**別紙（社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成）**



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)における財政健全化目標において、国・地方及び国の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化することとされている。内閣府試算(平成23年1月)の2015年度の試算結果からは、消費税率換算で約3%のPB(国・地方)の改善が必要。

(注2) 改革後ベースにおける「高齢化等に伴う増」は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸び(「機能維持」に含まれる)を超える増加のことである。

(注3) 社会保障給付には、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

## 社会保障改革の推進について

〔平成22年12月14日〕  
閣議決定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

### 1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、2.3年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。  
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

### 2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

別紙2

A 充実 (金額は公費(2015年))		B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))		C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年	
I 子ども・子育て	<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消)</li> <li>・ 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現)</li> </ul> <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実</li> <li>・ 放課後児童クラブの拡充</li> <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人</p> <li>・ 社会的養護の充実</li> </ul> <p>○ 女性の就業率の向上 ☆</p> <p>○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25～44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆</li> </ul> <p>質を確保するための基準と併せて質の改善を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進</li> <li>・ 国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等)</li> </ul>		<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>↓</p> <p>税制抜本改革とともに、早急に法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>
	子ども子育て計	<p>充実計(2015年)</p> <p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>重点化・効率化計(2015年)</p> <p>-</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>		

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

A 充実 (金額は公費(2015年))		B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))		C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年	
II 医療・介護等 ①	<p>○ 地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化</p> <p>～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院・病床機能の分化・強化と連携(急性期医療への医療資源の集中投入、亜急性期・慢性期医療の機能強化等による入院医療の機能強化、精神保健医療の改革、医師の偏在是正、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化等)</li> <li>・ 在宅医療の充実等(診療所等における総合的な診療や在宅療養支援機能の強化・評価、訪問看護等の計画的整備等)</li> </ul> <p>→ 高度急性期の職員等: 2025年に現行ベースより2倍増</p> <p>一般急性期の職員等: 2025年に現行ベースより6割程度増</p> <p>在宅医療等: 2011年 17万人/日 → 2025年 29万人/日</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平均在院日数の減少等 (▲4,300億円程度)</li> </ul> <p>→ 平均在院日数: 2011年 19～20日程度 → 2025年 高度急性期: 15～16日程度 一般急性期: 9日程度</p> <p>○ 病床数: 概ね現状水準</p> <p>○ 精神医療: 2025年に在院日数1割程度減少</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系的見直し</li> <li>・ 基盤整備のための一括的な法整備: 2012年目途に法案提出</li> <li>・ 2025年頃までに医療・介護サービスのあるべき姿を実現</li> </ul>	<p>0.4兆円程度</p>	<p>1.3兆円程度</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系サービスの充実 等</li> <li>・ 施設のユニット化 (2,500億円程度)</li> </ul> <p>→ GH、小規模多機能: 2011年 21万人/日 → 2025年 77万人/日</p> <p>居住系・在宅介護: 2011年 335万人/日 → 2025年 510万人/日</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防・重度化予防</li> <li>・ 介護施設の重点化(在宅への移行)</li> </ul> <p>→ 要介護認定者数: 2025年に現行ベースより3%程度減少</p>			<p>0.1兆円程度</p>	<p>0.6兆円程度</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の重点化に伴うマンパワー増強 ☆ (2,400億円程度)</li> </ul> <p>→ 医療介護従事者: 2011年 462万人 → 2025年 704～739万人 (1.6倍程度)</p>					<p>0.1兆円程度</p>	<p>1.2兆円程度</p>
	<p>充実計(2015年)</p> <p>～1.4兆円程度</p>		<p>重点化・効率化計(2015年)</p> <p>～0.7兆円程度</p>			<p>(上記の機能分化等が全て実現する場合の試算)</p> <p>～0.6兆円程度</p>	<p>～2.3兆円程度</p>



第2部 社会保障制度をめぐる動向と課題

	A 充実 (金額は公費(2015年))		B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))		C 工程	D 所要額(公費) 2015年		E 所要額(公費) 2025年	
	II 医療・介護等	<p>○ 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策</p> <p>a 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大                     <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人</li> <li>(=完全実施の場合▲1,600億円)</li> </ul> </li> <li>市町村国保の財政運営の都道府県単位化</li> <li>財政基盤の強化 (低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度))</li> </ul> <p>※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動</p> <p>b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～1,300億円)</li> <li>介護納付金の総報酬導入(完全実施すれば▲1,600億円)</li> <li>軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化</li> </ul> <p>※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動</p> <p>c 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期高額医療の高額療養費の見直し(長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等)による負担軽減(～1,300億円程度)</li> <li>受診時定額負担等(高額療養費の見直しによる負担軽減の規模に応じて実施(病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討)。例えば、初診・再診時100円の場合、▲1,300億円)ただし、低所得者に配慮。</li> </ul> <p>※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動</p> <p>d その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合合算制度(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提)</li> <li>低所得者対策・逆進性対策等の検討</li> <li>後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し(医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す)</li> <li>国保組合の国庫補助の見直し</li> <li>高齢者医療制度の見直し(高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬導入、自己負担割合の見直しなど)</li> </ul>		<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>↓</p> <p>順次実施</p>		<p>～0.3兆円程度</p> <p>…被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討</p>	—	<p>～0.1兆円程度</p> <p>…受診時定額負担等と併せて検討</p>	—
医療・介護②小計	充実計(2015年)	1兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計(2015年)	～0.5兆円程度 (改革の内容により変動)	<p>総合合算制度： 2015年の番号制度以降導入</p> <p>〔総合合算制度〕 〔～0.4兆円程度〕</p>	～1兆円弱程度	—	～1.6兆円弱程度	～2.3兆円程度 <sup>3)</sup>
医療・介護計	充実計(2015年)	～2.4兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計(2015年)	～1.2兆円程度 (改革の内容により変動)					

	A 充実 (金額は公費(2015年))		B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))		C 工程	D 所要額(公費) 2015年		E 所要額(公費) 2025年	
	III 年金	<p>【新しい年金制度の創設】</p> <p>「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する</p> <p>○ 所得比例年金(社会保険方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付</li> <li>保険料は15%程度(老齢年金に係る部分)</li> <li>納付した保険料を記録し積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出</li> </ul> <p>○ 最低保障年金(税財源)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低保障年金の満額は7万円(現在価額)</li> <li>生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする</li> <li>全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする</li> </ul>		<p>○ 高所得者の年金給付の見直し</p> <p>低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討</p>		<p>国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む</p>	<p>～0.6兆円程度</p>	<p>～0.7兆円程度</p>	
(注2)	<p>【現行制度の改善】</p> <p>○ 最低保障機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者への加算</li> <li>障害基礎年金への加算</li> <li>受給資格期間の短縮</li> </ul> <p>〔0.6兆円程度〕</p> <p>※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動</p> <p>※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提</p>		<p>○ 高所得者の年金給付の見直し</p> <p>低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討</p> <p>※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動</p> <p>※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小</p>		<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>↓</p> <p>順次実施</p>	<p>～0.6兆円程度</p>	<p>～0.7兆円程度</p>		

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
III 年金 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人</li> <li>● 第3号被保険者制度の見直し ・新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討</li> <li>● 在職老齢年金の見直し ・60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討</li> <li>● 産休期間中の保険料負担免除</li> <li>● 被用者年金の一元化 (●は公費への影響なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マクロ経済スライド ・世代間の公平等の観点から見直しを検討 ・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小 ※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み</li> <li>○ 支給開始年齢引上げ ・先進諸国(欧米)の平均寿命・支給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68~70歳へのさらなる引上げを視野に検討 ・厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討 ・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小</li> <li>● 標準報酬上限の引上げ ・健康保険制度を参考に見直しを検討</li> </ul>	<p>2012年以降速やかに 法案提出</p> <p>⇓ 順次実施</p> <p>※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討</p>		
年金計	充実計 (2015年) 0.6兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 (2015年) 影響額は改革の内容により変動		~0.6兆円程度	~0.7兆円程度

2015年度の上記の所要額(公費)合計 = 約2.7兆円程度  
(充実3.8兆円程度、重点化・効率化~▲1.2兆円程度を一つの目途)

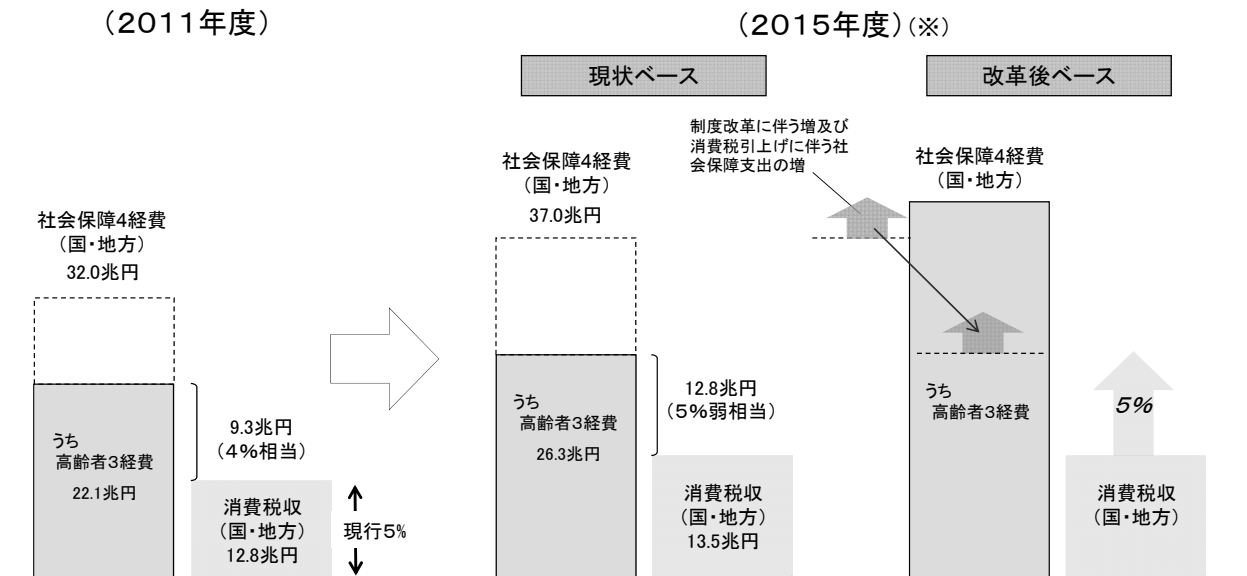
	充実、重点化・効率化	工程
IV 就労促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全員参加型社会の実現 ☆ ・ジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保 ・女性の就業率のM字カーブの解消 ・超高齢社会に適合した雇用法制の検討など年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり ・福祉から就労への移行等による障害者の雇用促進 ・地域の実情に応じた関係機関の連携と就労促進施策の総合的実施</li> <li>○ ディセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現 ・非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定 ・有期契約労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討 ・長時間労働抑制やメンタルヘルス対策による労働者の健康・安全の確保</li> <li>○ 雇用保険・求職者支援制度の財源の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労促進策の継続的推進 ・就業率 2009年 75% → 2020年 80% (若者: 74% → 77%) (女性(25~44歳): 66% → 73%) (高齢者: 57% → 63%) ・ジョブ・カード取得者 300万人(2020年) ・障害者の実雇用率 1.8%(2020年)</li> <li>○ 総合的ビジョン: 2011年に策定 ○ 法制度整備: 2011年度 労働政策審議会で結論、所要の見直し措置 ○ 労働安全衛生法改正法案について、早期国会提出に向け検討</li> <li>○ 雇用保険法、求職者支援法の規定(注3)を踏まえ検討</li> </ul>
I 〜 IV 以外の 充実、 重点化・ 効率化 項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス基盤の整備 ・あるべき医療・介護サービス提供体制の実現、こども園・保育サービス・放課後児童クラブ等のサービス目標達成に必要な基盤整備</li> <li>○ 医療イノベーションの推進 ☆ ・国際水準の臨床研究中核病院等の創設 ・日本発のシーズを実用化につなげるための実務的な相談支援 ・独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の体制強化 ・保険償還価格の設定における医療経済的観点から踏まえたイノベーションの評価等のさらなる検討</li> <li>○ 第2のセーフティネットの構築 ・求職者支援制度の創設 ・非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定 ・有期契約労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討 ・長時間労働抑制やメンタルヘルス対策による労働者の健康・安全の確保 ・生活保護受給者等に対する就労支援 → フロム参加者数及び就労・増収者の増加 ・複合的困難を抱える者への伴走型支援(パーソナルサポート、ワンストップサービス等による社会的包摂の推進) ・住宅支援の仕組みの検討</li> <li>○ 生活保護の見直し ・稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化 ・子どもの貧困連鎖の防止 ・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底 ・客観的データに基づく生活保護基準の検討</li> <li>○ 障害者施策 ・障がい者制度改革推進本部において、制度の谷間のない支援の提供、障害者の地域移行や地域生活の支援について検討</li> <li>○ 難病対策 ・長期高額医療の高額療養費の見直し(再掲)など難病医療費の支拂のあり方の検討</li> <li>○ 震災復興 ・新たな安心地域モデルの提示</li> <li>○ 次世代を担う子ども・若者の育成 ・雇用流動化に対応して、手に職をつけ就業につなげるための教育環境整備 ・教育の質と機会均等の確保(特に生計困難でありながら好成绩を修めた学生等への支援の強化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画的・集中的基盤整備</li> <li>○ 臨床研究中核病院等: 2011年度から3年間で15か所程度創設 ○ 臨床研究中核病院等に対し、継続的に研究費を重点配分 ○ PMDAの審査体制等の強化: 2013年度末までに常勤数を751名に増員(2011年4月1日現在648名)。引き続き、合理化・効率化を図りつつ、さらなる強化策を検討 ○ 先進医療制度の申請・審査手続きの効率化: 2011年度からの実施に向け検討</li> <li>○ 求職者支援制度: 2011年度創設 ○ 引き続き総合的に推進 ○ 事業の継続実施 ○ ワンストップ・伴走型の市町村主導の専任機関の設置(順次設置)</li> <li>○ 関連制度の改革と併せ検討</li> <li>○ 生活保護基準: 基準部会(2011年4月開始)において、2012年末までに検討を実施 ○ 生保基準以外: 国と地方の協議の開催(2011年5月開始) → 必要に応じて法案提出</li> <li>○ 障がい者制度改革推進本部の検討を踏まえ、障害者総合福祉法(仮称)の2012年法案提出</li> <li>○ 引き続き制度的に検討</li> <li>○ 震災復興の検討の中で対応</li> <li>○ 引き続き総合的に検討</li> </ul>

(注1)費用試算は、厚生労働省の「社会保障制度改革の方向性と具体策」(平成23年5月12日)及びその関連の医療・介護に係る推計等の他、社会保障改革に関する集中検討会議での提案も盛り込んで機械的に試算したものである。  
(注2)基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制技術改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。  
(注3)雇用保険法・雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定的財源を確保した上で、国庫負担に関する暫定措置を廃止する。  
求職者支援法: 法施行後3年を目途とした特定求職者の就職に関する支援策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援策に関する費用負担の在り方について速やかに検討する。

	A 充実 (金額は公費(2015年))	D 所要額(公費) 2015年
(再掲) 貧困・格差対策の重層的なセーフティネットの構築	1. 就労・生活支援が一体となったワンストップサービス	
	2. 社会保険の適用拡大 a 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 b 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化 ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(完全実施の場合△1,600億円)	～0.3兆円程度 …被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討
	3. 社会保険制度における低所得者対策の強化 a 市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化 (低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度)) ※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動 b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化 ・1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～1,300億円) ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動 c 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化 ・長期高額医療の高額療養費の見直し(長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等)による負担軽減(～1,300億円程度) ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動 d 総合合算制度(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提) e 年金制度の最低保障機能の強化 ・低所得者への加算 ・障害基礎年金への加算 } (0.6兆円程度) ・受給資格期間の短縮 ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動 ※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提	～0.1兆円程度 …受診時定額負担等と併せて検討  総合合算制度 ～0.4兆円程度  ～0.6兆円程度 …高所得者の年金給付の見直しと併せて検討
	4. 第2のセーフティネットの構築 a 求職者支援制度の創設(費用負担の在り方の検討を含む) b 複合的困難を抱える者への伴走型支援 c 生活保護受給者等に対する就労支援 d 住宅支援の仕組みの検討	
	5. 最後のセーフティネットである生活保護の見直し(充実、重点化・効率化) ・稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化 ・子どもの貧困連鎖の防止 ・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底 ・客観的データに基づく生活保護基準の検討	
		～1.4兆円程度

社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

別紙3



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注2) 消費税収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

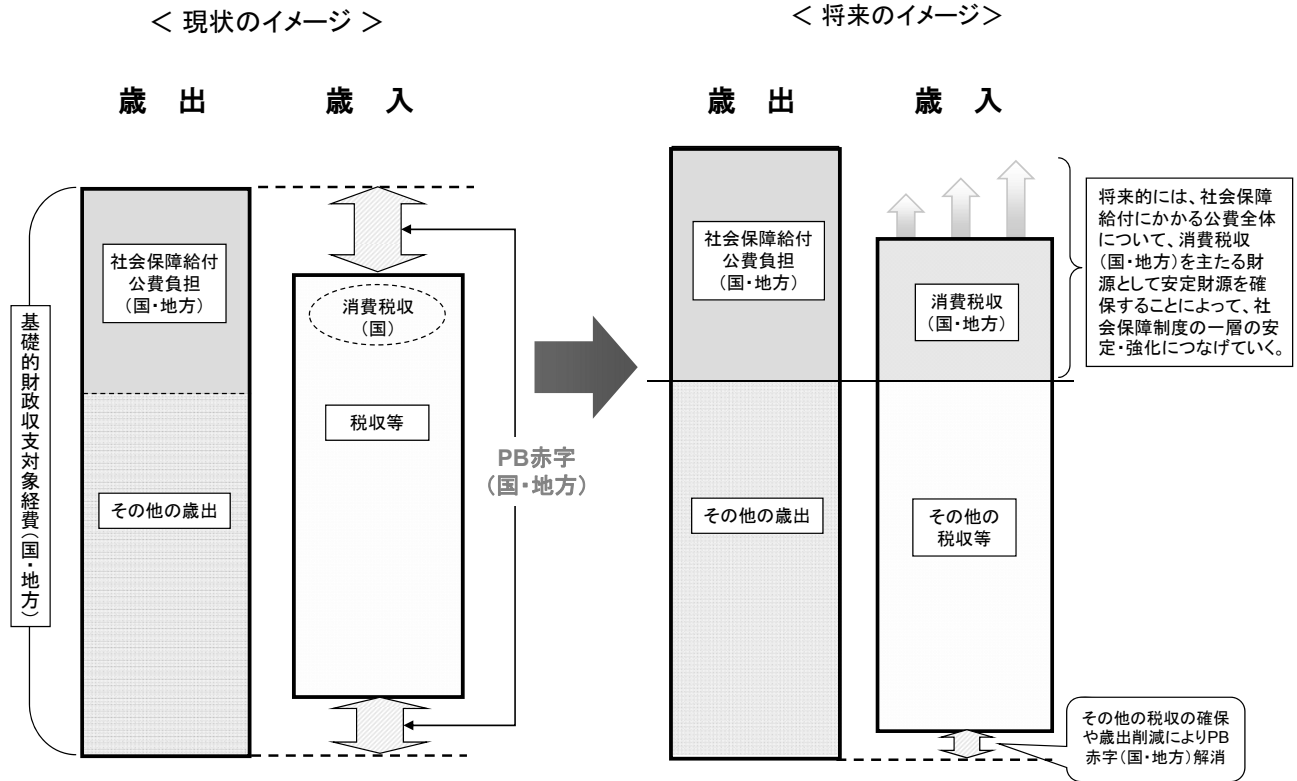
(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(注4) 2015年度の消費税収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。



消費税込（国・地方）の社会保障財源化・区分経理のイメージ

（参考）



社会保障・税一体改革成案について

〔平成23年7月1日〕  
閣議報告

社会保障・税一体改革成案（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）を別紙のとおり報告する。



# 税・社会保障・地方分権 —いくつかの論点—

高端正幸

（新潟県立大学）

「・・・セーフティネットから抜け落ちていた人を含め、すべての人が社会保障の受益者であることを実感できるようにしていく。制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会、雇用などを通じて参加が保障される社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会を目指す。」

（「社会保障・税一体改革成案」p.2）

「・・・社会的断層が現れた以上、人々の間に利益対立が生じていることは否めない。問題なのは、これまでの政治が、利益対立を調整するよりも、そこにある緊張関係を政治的に利用し、動員してきたことである。日本社会にあるさまざまな「特権」集団や過剰に「保護」された人々が糾弾され、「特権」や「保護」を剥奪することでさまざまな格差が縮小するかのよう論じられた。しかし、冷静に考えれば分かるように、それだけではむしろ亀裂を拡大することにしかない。」

（宮本 2009:26）



# 1 社会保障改革構想の（現状での）方向性

- 1 年金・医療保険制度における「仕切られた社会保障」(宮本)
- 2 対人社会サービスにおける事実上の選別性



「男性稼ぎ主モデル」「家族主義」に立脚した制度体系が生む  
「セーフティネットのほころび」への対応

⇨ 社会保障政策の「(広義の)普遍主義」(universalism)への接近  
(e.g. 年金一元化・適用拡大、介護・保育の強化など)

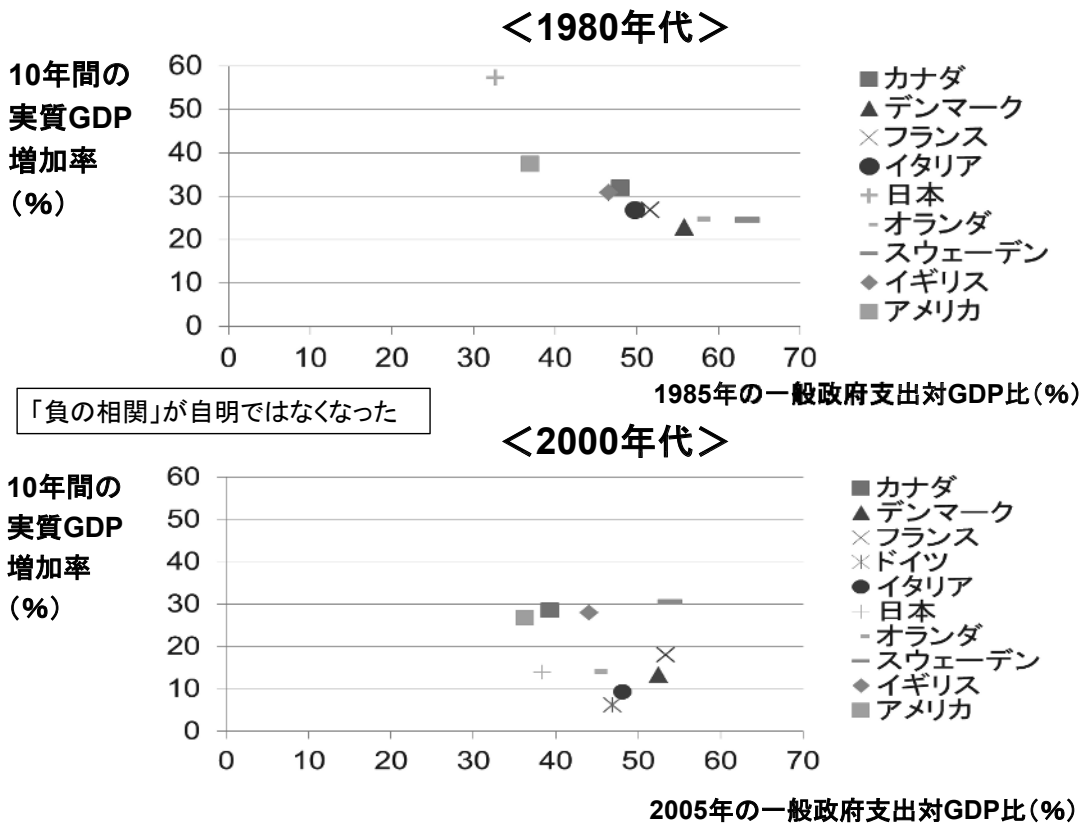


背景：「社会的信頼」「政府への信頼」と  
社会保障政策の「型」との関係に着目する研究の発展

## 2 「社会的信頼」論の背景

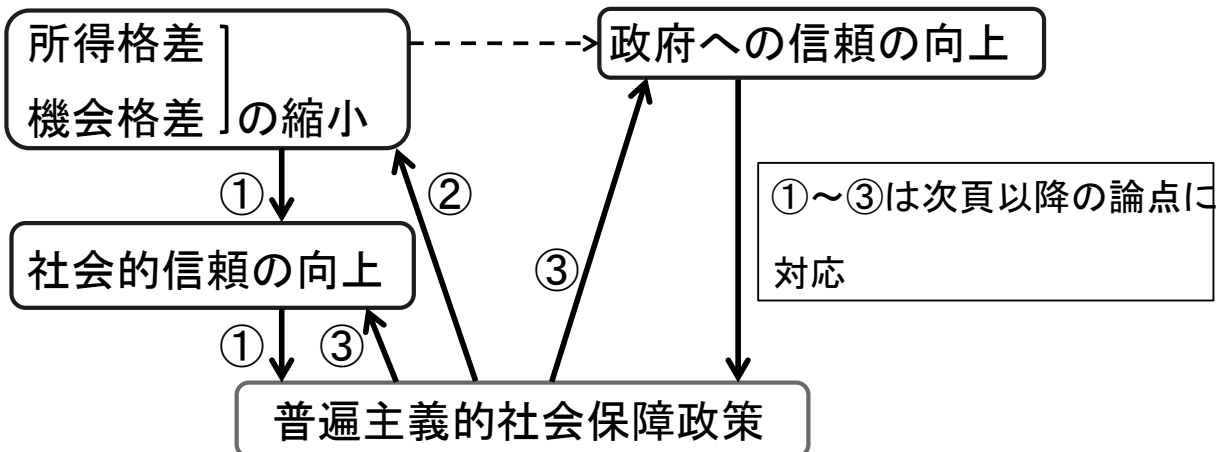
- 1 グローバル化による「福祉国家の限界」論の限界
  - ・ 貿易・資本移動の自由化と社会保障政策の変化との直接的な論理的連関は確認困難：グローバル化と社会保障政策との関係をより複雑なものと認識する必要 (Hay 2001, Swank 2005等)
- 2 政府の大きさと経済成長との関係に関する認識の深まり
  - ・ 計量分析の「おおよそのコンセンサス」：  
GDP比で約10%の租税・支出増⇒年率1～1.5%の成長率低下
  - ・ 因果関係は確定困難で、国毎の相違の原因も十分に解明されていない：租税・支出政策と成長の関係を具体的に問う必要  
(Bergh & Henrekson 2011)
- 3 ソーシャル・キャピタル論の隆盛 (Putnam 1993, 2000等)

## 【続】 2 「社会的信頼」論の背景



## 3 普遍主義的社会保障と信頼

【Rothstein & Uslaner 2005】



★ある社会における社会的信頼(他者への信頼)の高/低を左右する最大の要因は、所得・機会の格差の小/大

★普遍主義的政策は、高い社会的信頼/政府への信頼により実現・維持され、かつ社会的信頼/政府への信頼を向上させる

## 4 論点①所得・機会格差、信頼、普遍主義

- ・ 個人の絶対的所得水準より、むしろ他者との比較における相対的所得水準が個人の幸福感・安心感を左右する
- ・ 他者への共感・同質感：「同じく機会が与えられている」「等しく扱われている」という認識と密接に関係  
⇒所得分配/機会の格差が小さいほど、社会的信頼は高まる  
※当然、人種・性別・居住地域・宗教等の差異に起因する社会的分断も社会的信頼を左右
- ・ 高い社会的信頼 ⇒「生活リスクの社会化」、  
「他者のための負担」への同意  
⇒普遍主義的社会保障政策を下支え

## 5 論点②普遍主義・選別主義と所得格差

【Korpi & Palme 1998】「再分配のパラドクス」

社会保障給付の選別性を高め(貧困層に重点的に給付)、  
最小限の資源を用いて最大限の所得再分配効果を得よ  
うとすればするほど、貧困・格差の削減は困難になる

、、、なぜ? 選別的社会保障

→ [ 中間層以上:私的保障に依拠⇒格差拡大  
中間層以上の租税抵抗⇔貧困層からのラディカルな  
再分配要求 ⇒社会保障財源に関する合意形成の困難

⇒選別主義より普遍主義の方が(中長期的には)

効果的に所得格差を縮小させる

※ただし、支出規模は大きくなる→負担への合意調達がカギ

## 6 論点③ 普遍主義的社会保障と信頼の向上

### 1 普遍主義的社会保障と社会的信頼

- ・ 所得/機会格差の縮小による同質感の向上
- ・ ミーンズテストによるスティグマを生まない

⇒「福祉依存層」の「排除」、社会的分断の回避

★社会的信頼の高さ：初期条件としての性格が強い

(Bergh & Bjornskov 2009)

### 2 普遍主義的社会保障と政府への信頼

- ・ 人々を等しく扱う
- ・ 受給者の不正行為や行政の裁量の余地が少ない

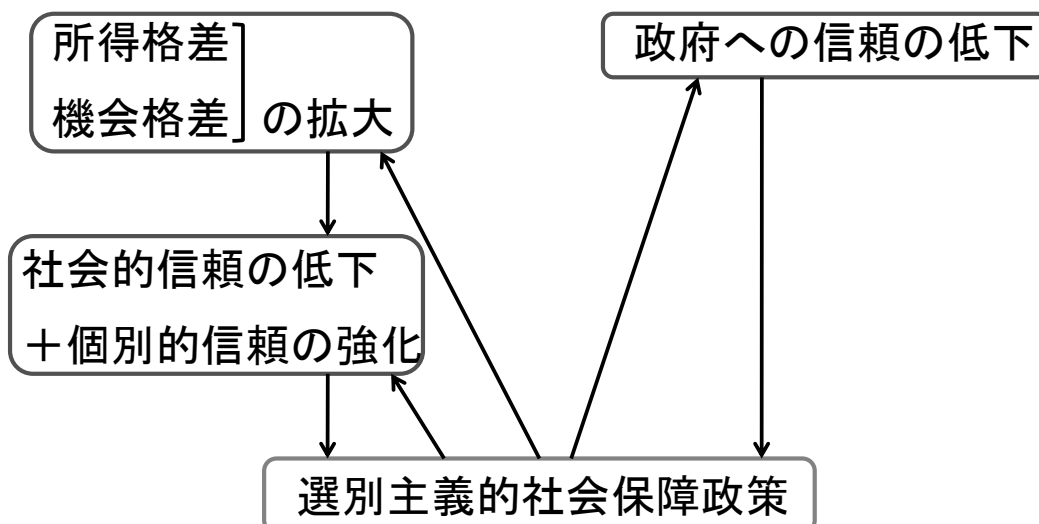
⇒広範な層へ受益感・公正感を与える(Rothstein & Stolle 2008)

★政治的信頼：容易に低下するが、向上は容易でない

(Rothstein & Uslaner 2005)

## 7 「選別主義の罠」

【Rothstein & Uslaner 2005】



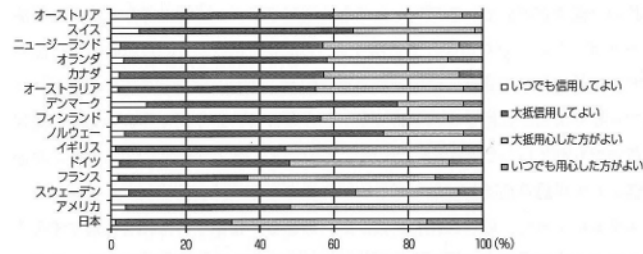
(「生活リスクの社会化」への合意調達の困難)

★大きな所得/機会格差を初期条件とした場合、普遍主義的社会保障政策を支える社会的信頼の醸成は困難である可能性が高い

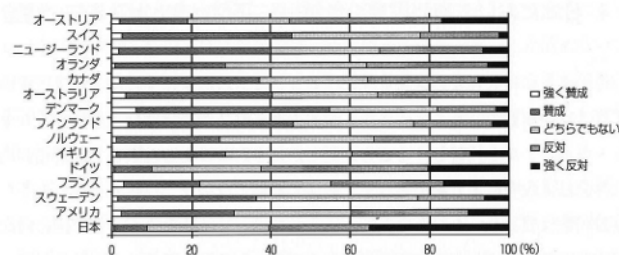
★政府への信頼が低い場合も同様に、負の循環を生む

## 8 日本の現状

日本では、社会的信頼・政府への信頼ともに著しく低い  
増税への同意は「財政危機」という「脅し」に依存



図表 3.2 他人と接するとき、相手を信頼できるか、用心した方がよいか？  
 出所) International Social Survey Program, "Citizenship 2004" より作成。



図表 3.3 大よそ政府の人びとは信頼できる？  
 出所) International Social Survey Program, "Citizenship 2004" より作成。

(井手 2011:90より引用)

## 9 何を起点に変えてゆけるのか

### 1 政策

- ・ 誰もが利益をうける ・ 機会の公平を向上させる
  - 1) 教育(就学前教育を含む全般、ただし特に中等・高等教育)
  - 2) 医療
  - 3) 老齢年金 のユニバーサル化
- ・ 雇用(同一労働同一賃金 & セーフティネット)

### 2 政治制度

- ・ 「多数派による統治を志向する多数決型政治は不平等や対立を促進する傾向をもつものに対して、『できるだけ多くの人々による』統治を理念とする合意形成型政治はそれらを緩和する方向へ作用する」(Lijphart 1999, 西岡 2011)
- ⇒合意形成型・包摂型政治への転換は可能か？

## 【続】 9 何を起点に変えてゆけるのか

### 3 言説

- ・ 「退職世代⇔現役世代」「都市⇔農村」「政府⇔民間」  
「正社員⇔派遣さん、パートさん」「勝ち組⇔負け組」  
⇒ 社会を切り刻む言説の影響力を認識する必要

### 4 社会・地域

- ・ 他者との関わりの中(職場、学校、、、)における「等しく扱われている」実感、意思決定への参加と熟議を通じた包摂  
(個別的信頼の蓄積から社会的信頼へ)
- ・ 地域レベルの公共的意思決定への参加、議会制民主主義の機能回復(対人社会サービスを一手に担う自治体レベルでの合意形成・政治的包摂の強化)

## 《文献リスト》

- ・ Bergh, A. and C. Bjornskov [2009] *Historical Trust Levels Predict Current Welfare State Design*, Ratio Institute Working Paper Series 144.
- ・ Bergh, A. and M. Henrekson [2011] *Government Size and Growth: A Survey and Interpretation of the Evidence*, Research Institute of Industrial Economics, Working Paper No. 858.
- ・ Hay, C. [2001] “Globalization, Economic Change and the Welfare State: The ‘Vexatious Inquisition of Taxation’?”, Sykes, R., Palier B. and P. M. Prior (eds.), *Globalization and European Welfare States: Challenges and Change*, Palgrave Macmillan.
- ・ Korpi, W. and J. Palme [1998] “The Paradox of Redistribution and Strategies of Equality: Welfare State Institutions, Inequality, and Poverty in the Western Countries” *American Sociological Review* 63, pp. 661-687.
- ・ Lijphart, A. [1999] *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*. Yale University Press.
- ・ Putnam, R. [1993] *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton University Press.
- ・ Putnam, R. [2000] *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. Simon and Schuster.
- ・ Rothstein, B. and D. Stolle [2008] “The State and Social Capital: An Institutional Theory of Generalized Trust” *Comparative Politics* 40 (4), pp. 441-459.
- ・ Rothstein, B. and E. M. Uslaner [2005] “All for All: Equality, Corruption, and Social Trust” *World Politics* 58, pp. 41-72.
- ・ Swank, D. [2005] “Globalisation, Domestic Politics, and Welfare State Retrenchment in Capitalist Democracies” *Social Policy & Society* 4 (2), pp. 183-195.
- ・ 井手英策 [2011] 「調和のとれた社会と財政—ソーシャル・キャピタル理論の財政分析への応用」井手英策他編『交響する社会—「自律と調和」の政治経済学』ナカニシヤ出版、pp. 74-108。
- ・ 西岡晋 [2011] 「「多様な資本主義」と政治・福祉・労働」宮本太郎編『働く—雇用と社会保障の政治学(政治の発見2)』風行社、pp.149-179。
- ・ 宮本太郎 [2009] 『生活保障—排除しない社会へ』岩波書店。



### 第3章 さいたま市国民健康保険の現状と課題

藤原陽一郎（さいたま市国民健康保険課長）

# さいたま市国民健康保険の 現状と課題

## 資料

平成23年8月24日(水)  
総務省中央合同庁舎2号館 第601会議室

さいたま市保健福祉局  
福祉部国民健康保険課  
藤原陽一郎



## 目 次

### 組織図

平成21年度末年齢階層別人口及び被保険者数

人口と被保険者の動向

平成22年度決算見込み

国保特別会計歳入歳出動向

一人当たり医療費の推移

調整交付金・保険財政共同安定化事業の推移

国保税21年度決算の政令市比較

国保税率の変遷

所得階層別世帯数、収納状況等

短期証、資格者証の発行数

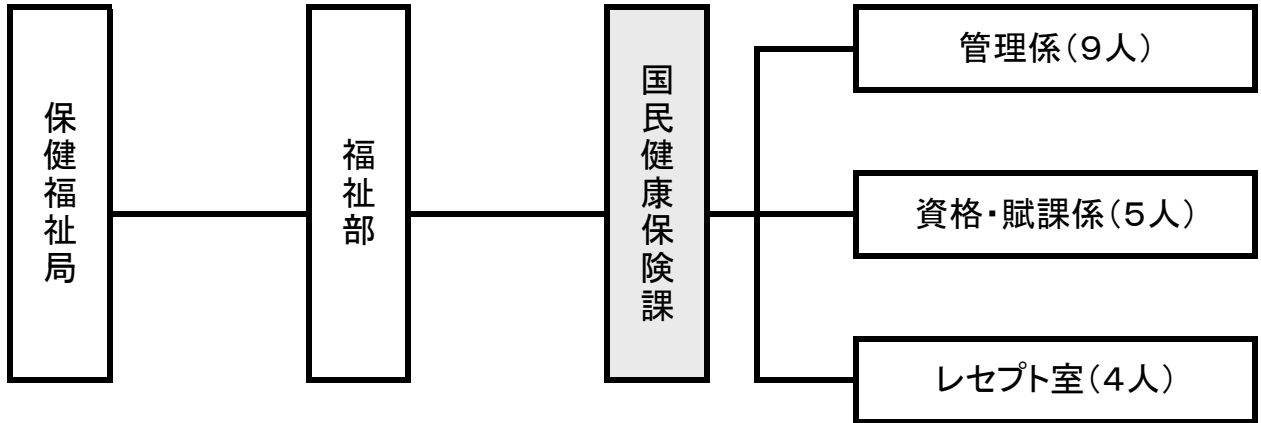
国保税の調定額、収納額、収納率の推移

特定健康診査・特定保健指導の政令市比較

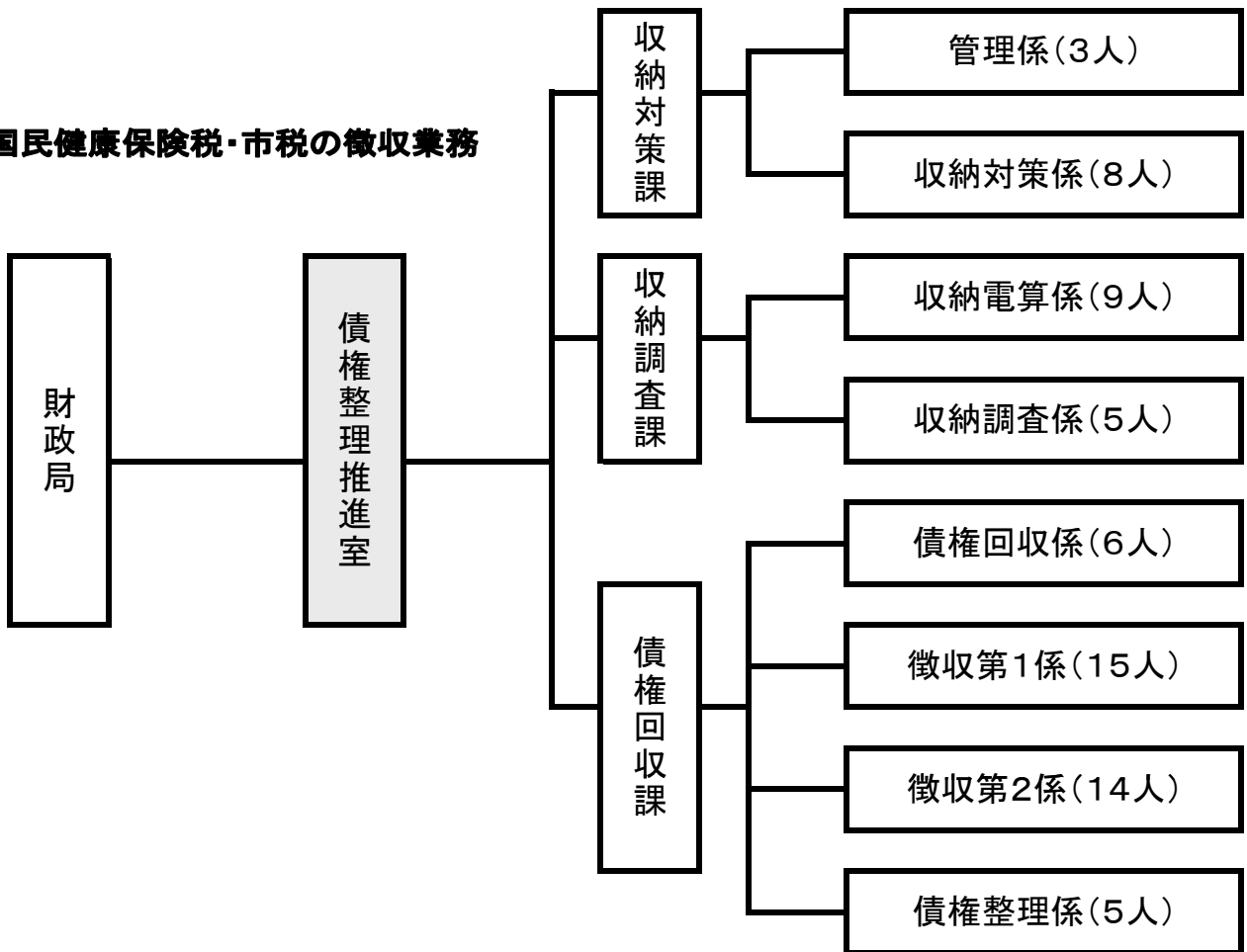
不正請求について

# 組織図

## 国民健康保険の資格・賦課・給付・保健事業・管理・レセプト関連業務等

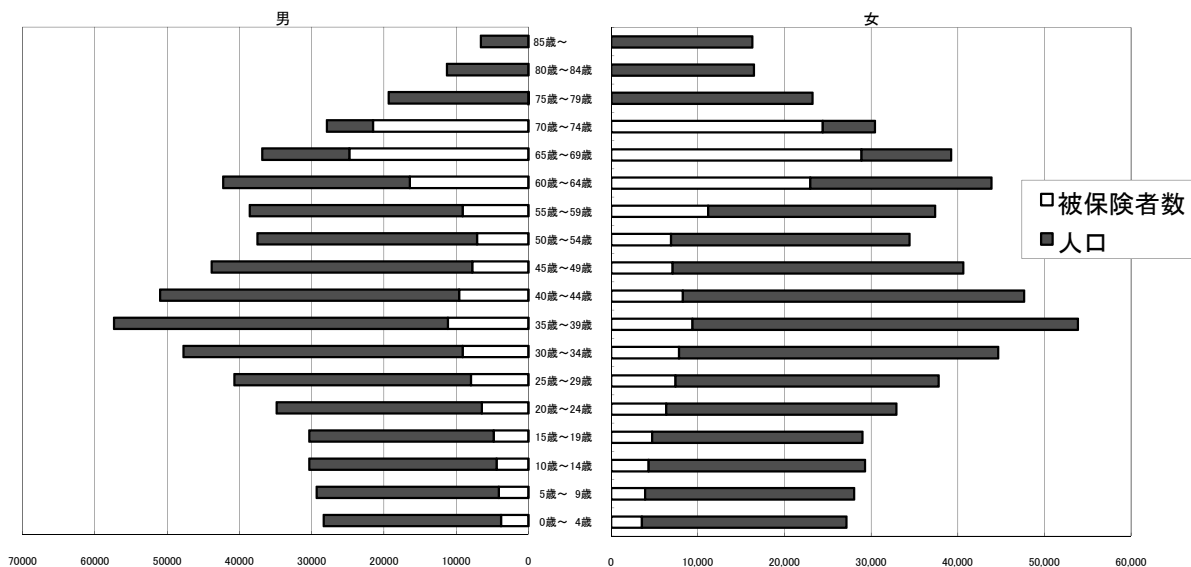


## 国民健康保険税・市税の徴収業務

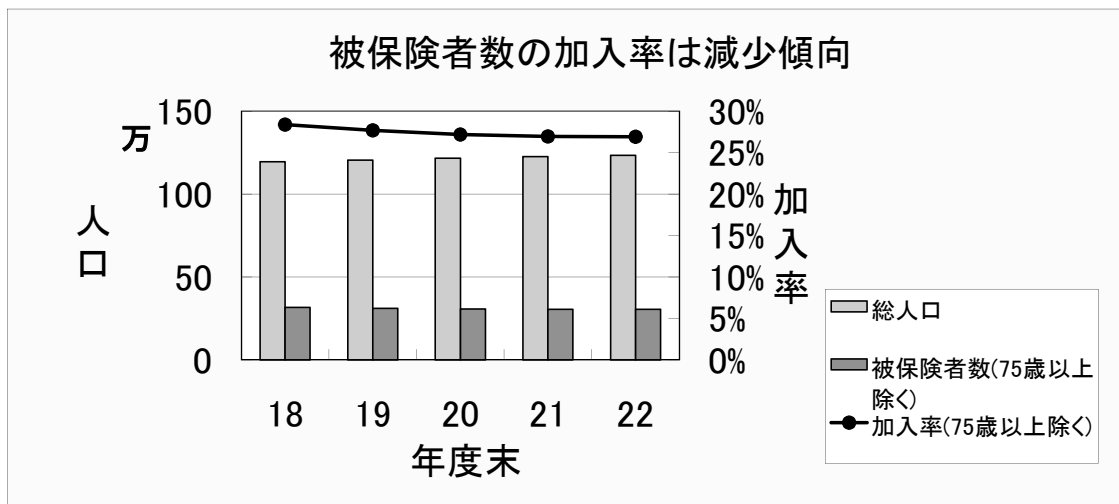


## 平成21年度末 年齢階層別人口及び被保険者

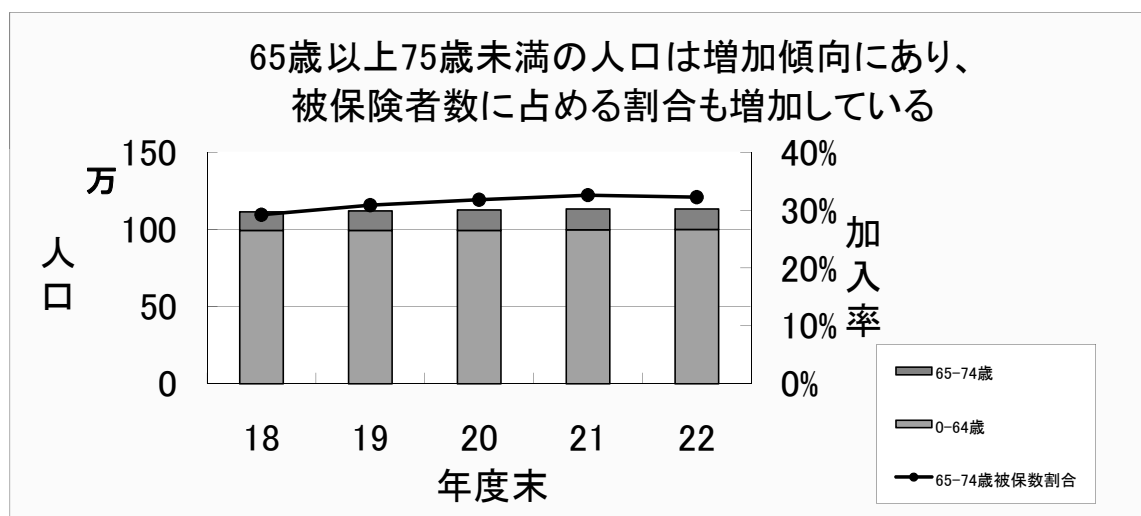
年 齢	人 口			被 保 険 者				
	男	女	計	男	女	計	加入率(%)	構成比(%)
0歳～4歳	28,340	27,132	55,472	3,811	3,559	7,370	13.29	2.41
5歳～9歳	29,347	28,038	57,385	4,120	3,928	8,048	14.02	2.63
10歳～14歳	30,367	29,295	59,662	4,428	4,322	8,750	14.67	2.86
15歳～19歳	30,355	28,979	59,334	4,817	4,733	9,550	16.10	3.13
20歳～24歳	34,877	32,884	67,761	6,467	6,341	12,808	18.90	4.19
25歳～29歳	40,710	37,786	78,496	7,990	7,425	15,415	19.64	5.04
30歳～34歳	47,757	44,646	92,403	9,115	7,839	16,954	18.35	5.55
35歳～39歳	57,376	53,839	111,215	11,153	9,361	20,514	18.45	6.71
40歳～44歳	51,009	47,620	98,629	9,615	8,282	17,897	18.15	5.86
45歳～49歳	43,870	40,613	84,483	7,773	7,078	14,851	17.58	4.86
50歳～54歳	37,515	34,411	71,926	7,126	6,920	14,046	19.53	4.60
55歳～59歳	38,571	37,374	75,945	9,110	11,193	20,303	26.73	6.64
60歳～64歳	42,280	43,857	86,137	16,421	22,964	39,385	45.72	12.89
65歳～69歳	36,844	39,235	76,079	24,826	28,868	53,694	70.58	17.57
70歳～74歳	27,903	30,427	58,330	21,541	24,421	45,962	78.80	15.04
75歳～79歳	19,358	23,243	42,601	18	29	47	0.11	0.02
80歳～84歳	11,292	16,486	27,778	0	0	0	0.00	0.00
85歳～	6,584	16,267	22,851	0	0	0	0.00	0.00
計	614,355	612,132	1,226,487	148,331	157,263	305,594	24.92	100.00



被保険者の総人口に占める割合及び65歳以上の被保険者の動向

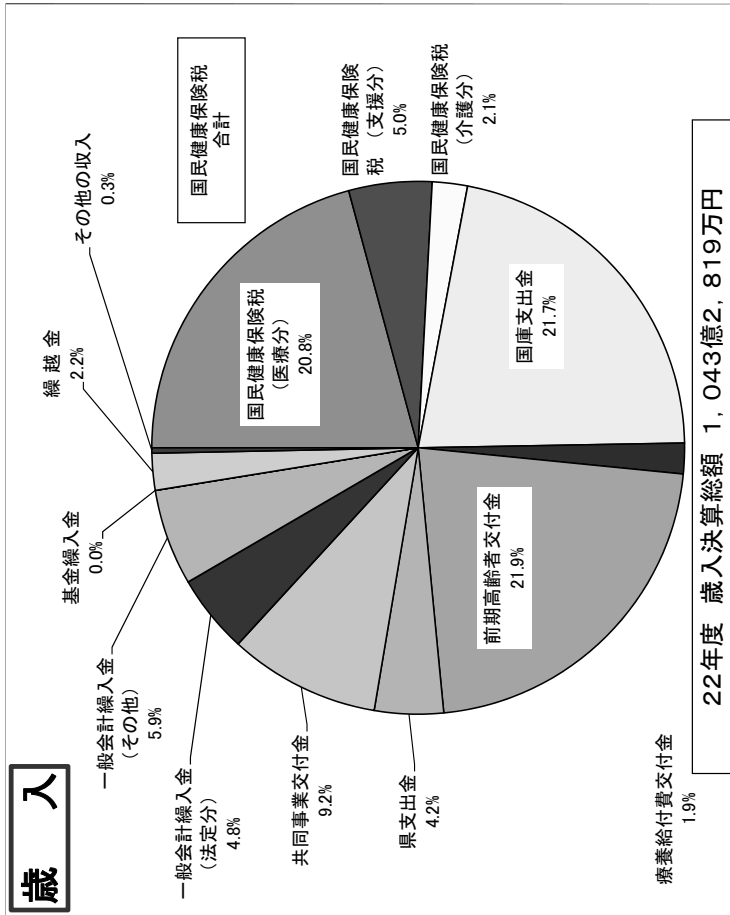


年度	18	19	20	21	22
総人口	1,195,005	1,204,461	1,215,846	1,226,487	1,234,274
被保険者数(75歳以上除く)	316,880	310,111	306,379	305,594	305,439
加入率(75歳以上除く)	26.5%	25.7%	25.2%	24.9%	24.7%



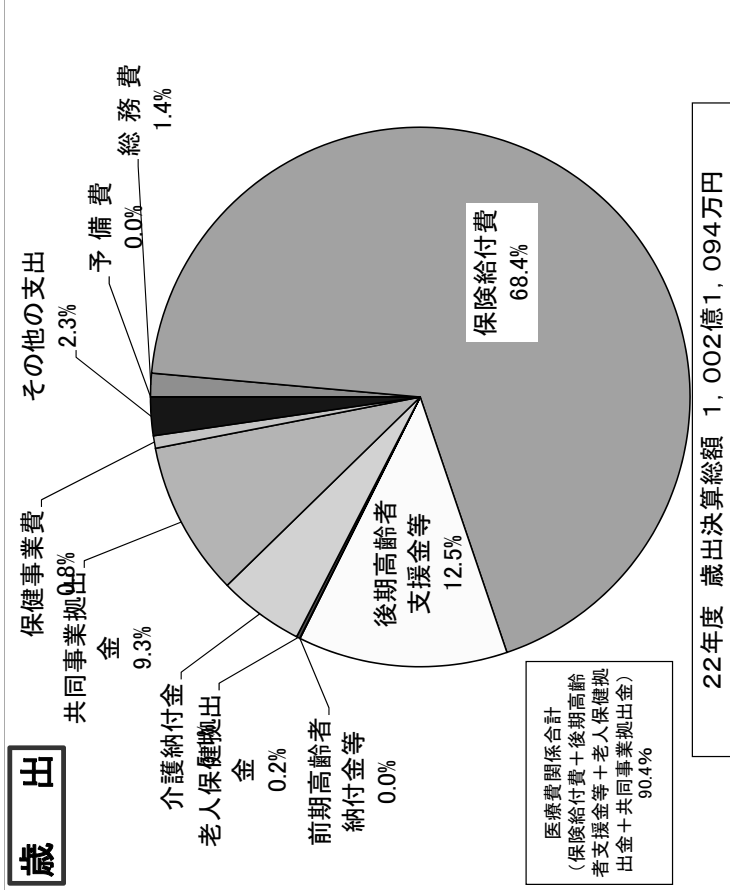
年度	18	19	20	21	22
総人口	1,195,005	1,204,461	1,215,846	1,226,487	1,234,274
0-64歳	995,213	994,992	996,011	998,848	1,001,972
65-74歳	120,861	125,812	131,619	134,409	133,148
65-74歳被保数	92,583	95,709	97,570	99,703	98,597
65-74歳被保数割合	29.2%	30.9%	31.8%	32.6%	32.3%

平成22年度国民健康保険事業特別会計 決算見込み



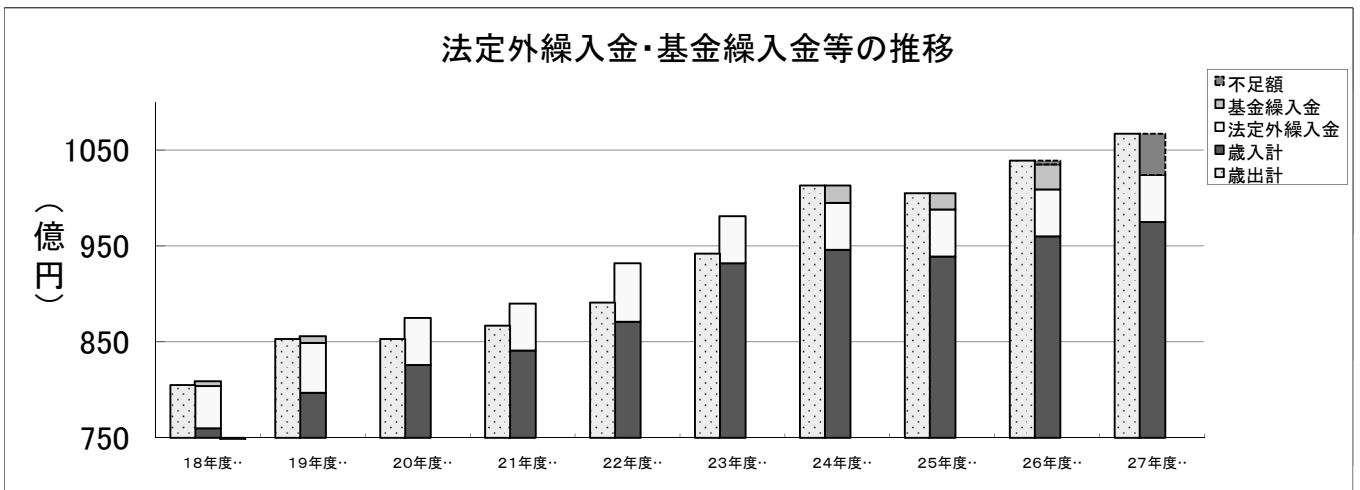
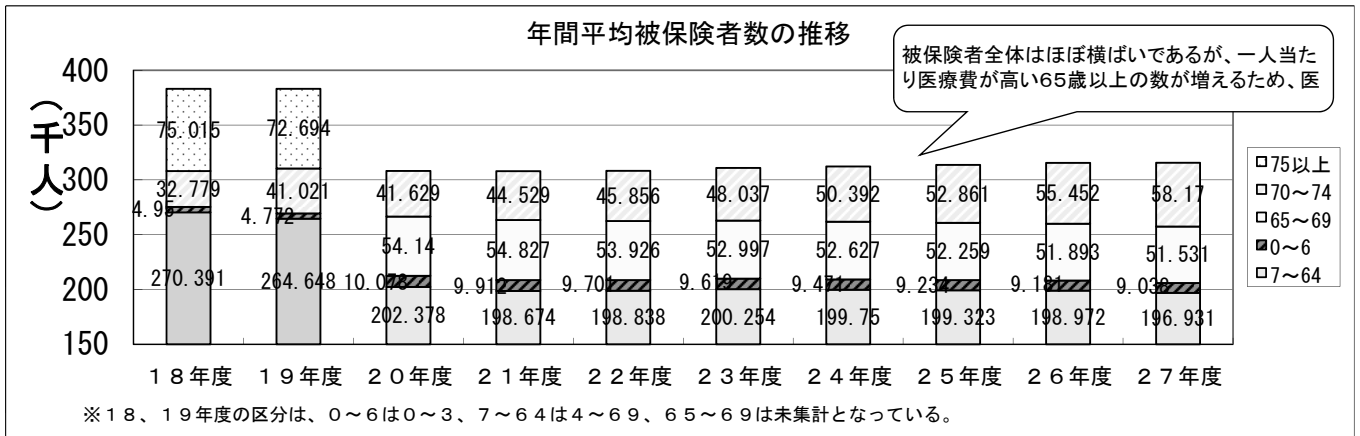
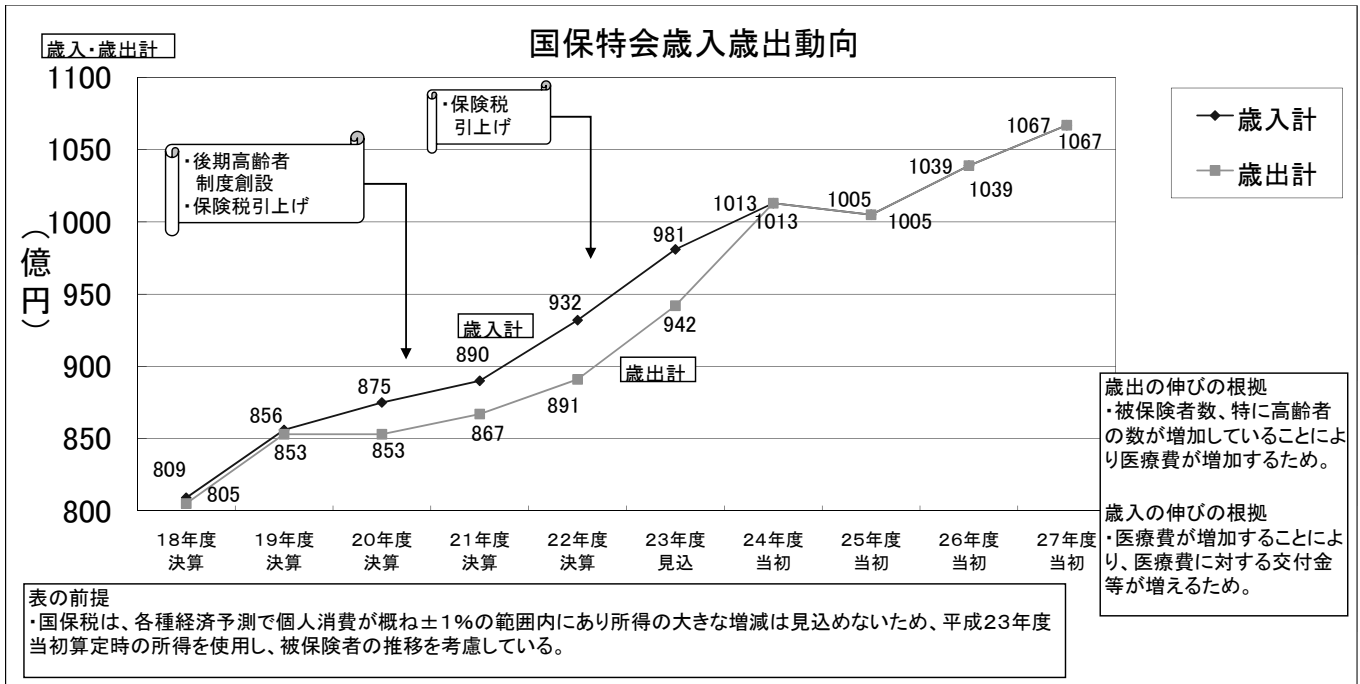
#### < 歳入 >

項目	平成22年度		平成21年度		対補正比
	決算①	最終予算②	決算③	対補正比	
ア 国民健康保険税(医療分)	21,697,202	22,447,436	21,152,648	2.57	△ 3.34
イ 国民健康保険税(支援分)	5,264,221	5,385,062	5,497,033	△ 4.24	△ 2.24
ウ 国民健康保険税(介護分)	2,221,432	2,285,333	2,201,613	0.90	△ 2.80
エ 国庫支出金	22,681,708	21,338,864	22,470,729	0.94	6.29
オ 療養給付費交付金	1,941,296	1,888,624	3,599,171	△ 46.06	2.79
カ 前期高齢者交付金	22,839,342	22,809,547	20,195,168	13.09	0.13
キ 県支出金	4,361,338	4,036,365	3,920,981	11.23	8.05
ク 共同事業交付金	9,571,364	10,933,115	10,639,228	△ 10.04	△ 12.46
ケ 一般会計繰入金(法定分)	4,981,914	5,089,843	4,091,040	21.78	△ 2.12
コ 一般会計繰入金(その他)	6,100,000	6,100,000	4,895,687	24.60	0.00
サ 基金繰入金	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
シ 繰越金	2,330,391	2,330,390	2,183,726	6.72	0.00
ス その他の収入	337,982	222,775	313,069	7.96	51.71
合計	104,328,190	104,867,354	101,160,093	3.13	△ 0.51



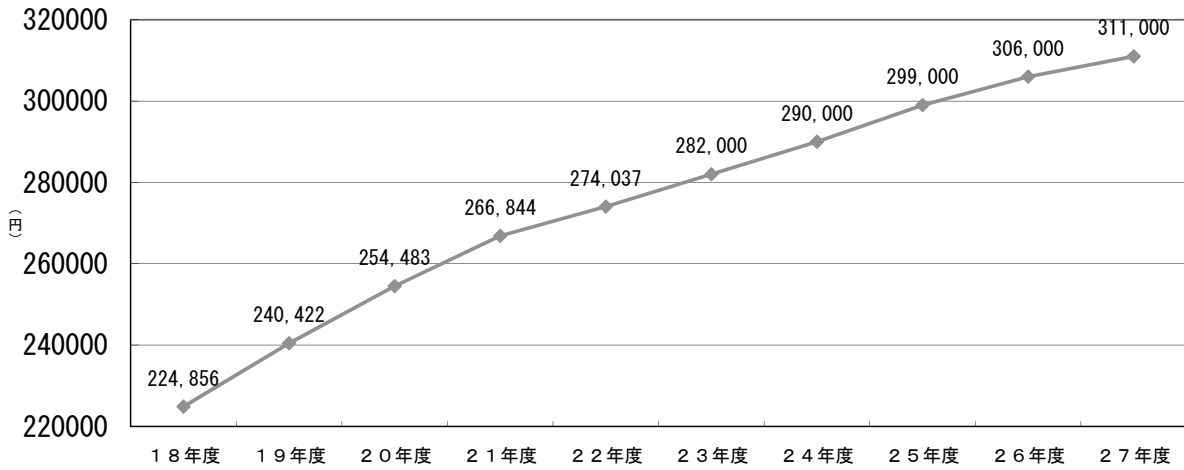
#### < 歳出 >

項目	平成22年度		平成21年度		対補正比
	決算①	最終予算②	決算③	対補正比	
① 総務費	1,417,753	1,635,164	1,369,230	3.54	△ 13.30
② 保険給付費	68,520,824	70,436,200	66,489,073	3.06	△ 2.72
③ 後期高齢者支援金等	12,589,420	12,589,667	13,335,543	△ 5.59	△ 0.00
④ 前期高齢者納付金等	21,729	21,793	37,918	△ 42.69	△ 0.29
⑤ 老人保健拠出金	201,031	201,178	808,205	△ 75.13	△ 0.07
⑥ 介護納付金	5,135,216	5,135,216	4,896,836	4.87	0.00
⑦ 共同事業拠出金	9,270,872	11,432,113	10,097,450	△ 8.19	△ 18.91
⑧ 予備費	5	1,069,353	709,185	6.02	△ 29.89
⑨ その他の支出	2,302,233	2,308,960	1,086,262	111.94	△ 0.29
⑩ 予備費	0	37,710	0	-	-
合計	100,210,940	104,867,354	98,829,702	1.40	△ 4.44



	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 見込	24年度 当初	25年度 当初	26年度 当初	27年度 当初
歳出計	805	853	853	867	891	942	1,013	1,005	1,039	1,067
歳入計	760	797	826	841	871	932	946	939	960	975
法定外繰入金	44	52	49	49	61	49	49	49	49	49
基金繰入金	5	7	0	0	0	0	18	17	26	0
不足額	8	1	3	13	30	53	74	57	31	31
年度末基金残高	8	1	3	13	30	53	74	57	31	31

### 一人当たり医療費の実績と推計

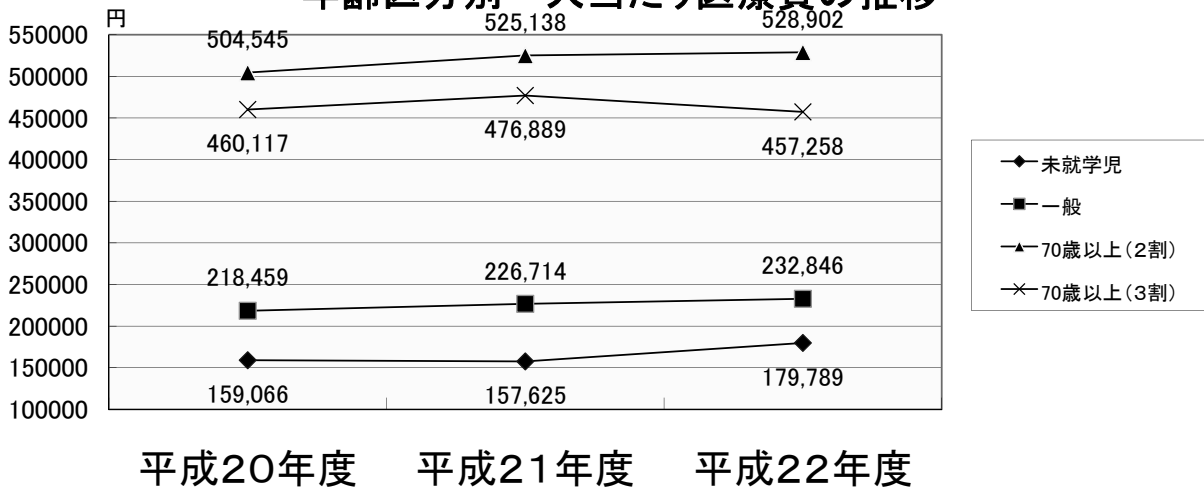


※平成22年度までが実績、23年度以降が推計

単位:円

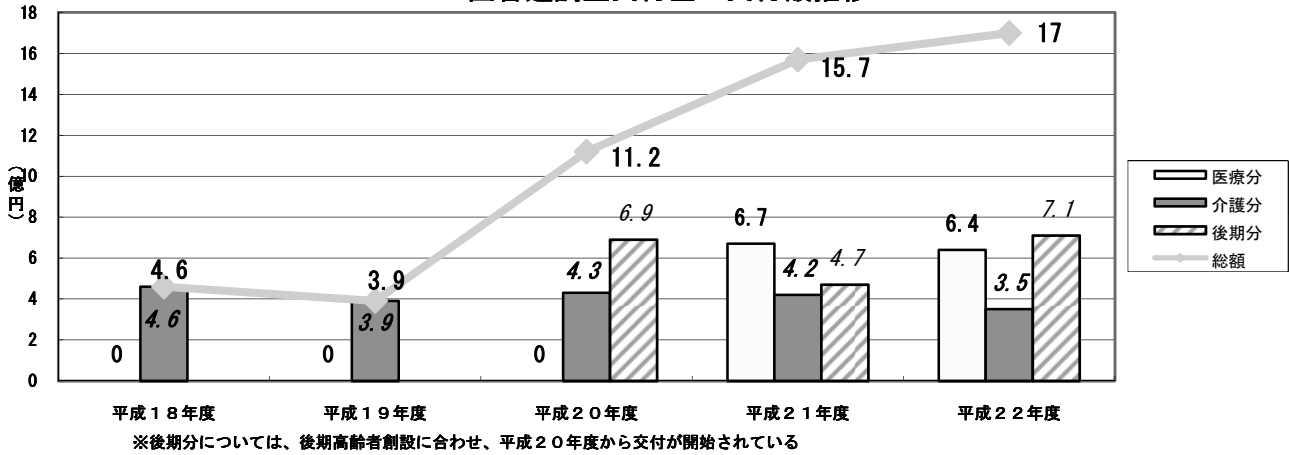
一人当たり医療費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	224,856	240,422	254,483	266,844	274,037	282,000	290,000	299,000	306,000	311,000

### 年齢区分別一人当たり医療費の推移



	平成20年度	平成21年度	平成22年度
未就学児	159,066	157,625	179,789
一般	218,459	226,714	232,846
70歳以上(2割)	504,545	525,138	528,902
70歳以上(3割)	460,117	476,889	457,258

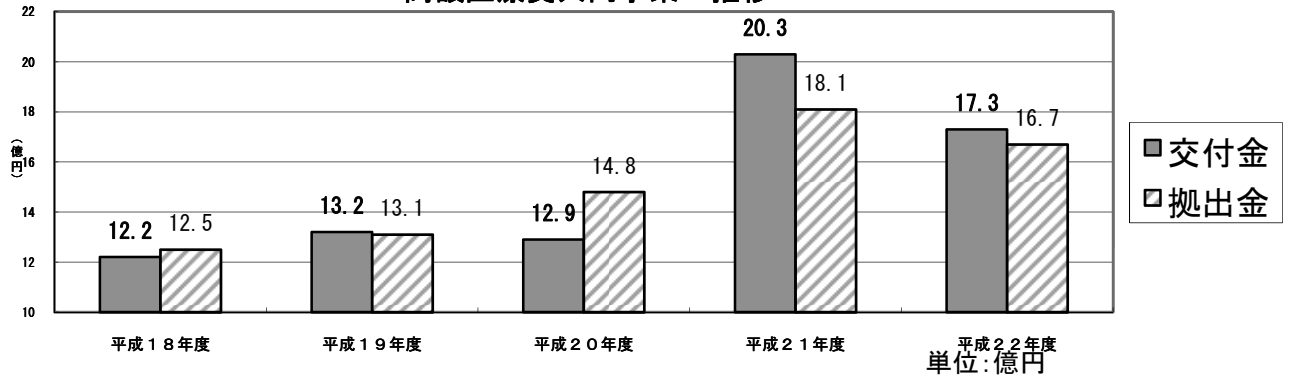
国普通調整交付金 交付額推移



単位:億円

普通調整交付金		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
再掲	医療分	0	0	0	6.7	6.4
	介護分	4.6	3.9	4.3	4.2	3.5
	後期分	0	0	6.9	4.7	7.1
	合計	4.6	3.9	11.2	15.7	17

高額医療費共同事業 推移

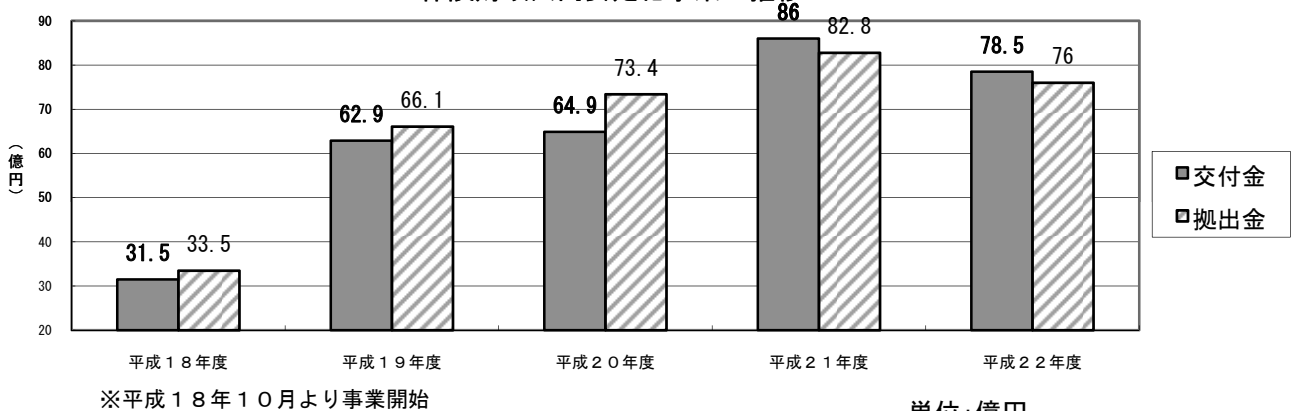


単位:億円

高額医療費共同事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金	12.2	13.2	12.9	20.3	17.3
拠出金	12.5	13.1	14.8	18.1	16.7

保険財政共同安定化事業 推移



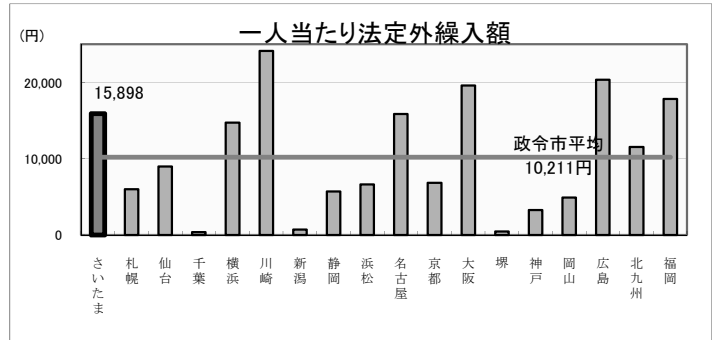
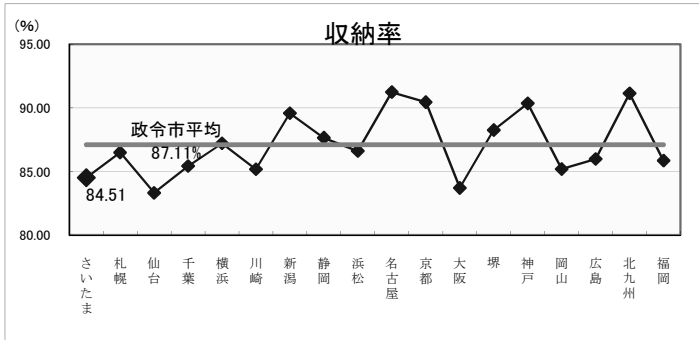
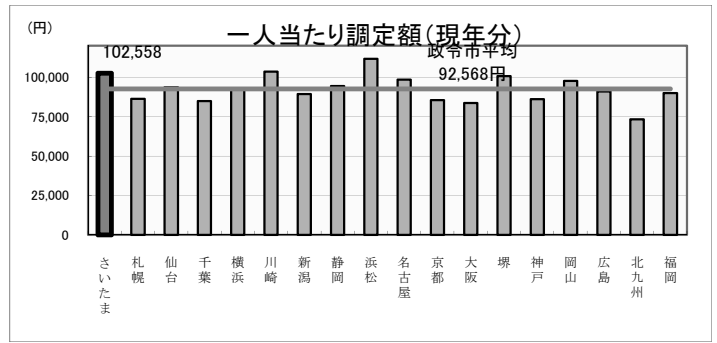
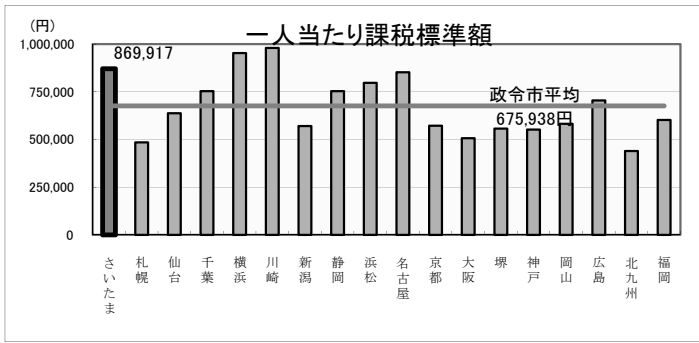
単位:億円

保険財政共同安定化事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金	31.5	62.9	64.9	86	78.5
拠出金	33.5	66.1	73.4	82.8	76



# 平成21年度決算 政令市比較



国民健康保険事業状況報告書より作成 (課税標準所得額は国保実態調査より作成)

	被保険者(3-2月平均)一人当り							
	課税標準所得額 (円)	順位	調定額(現年分) (円)	順位	現年収納率※ (%)	順位	法定外繰入額 (円)	順位
さいたま	869,917	3	102,558	3	84.51	16	15,898	5
札幌	485,441	17	86,422	13	86.48	10	5,990	12
仙台	637,103	9	93,615	8	83.31	18	8,991	9
千葉	753,816	6	84,975	16	85.42	13	377	18
横浜	952,166	2	92,755	9	87.21	8	14,723	7
川崎	979,695	1	103,552	2	85.17	15	24,139	1
新潟	570,005	13	89,433	12	89.57	5	718	16
静岡	752,495	7	94,545	7	87.64	7	5,711	13
浜松	796,881	5	111,806	1	86.60	9	6,612	11
名古屋	852,939	4	98,615	5	91.23	1	15,878	6
京都	572,077	12	85,467	15	90.44	3	6,847	10
大阪	507,357	16	83,632	17	83.70	17	19,603	3
堺	556,240	14	100,716	4	88.25	6	450	17
神戸	551,634	15	86,082	14	90.35	4	3,264	15
岡山	582,105	11	97,735	6	85.18	14	4,900	14
広島	705,325	8	90,905	10	85.97	11	20,350	2
北九州	438,754	18	73,356	18	91.13	2	11,530	8
福岡	602,938	10	90,059	11	85.85	12	17,817	4

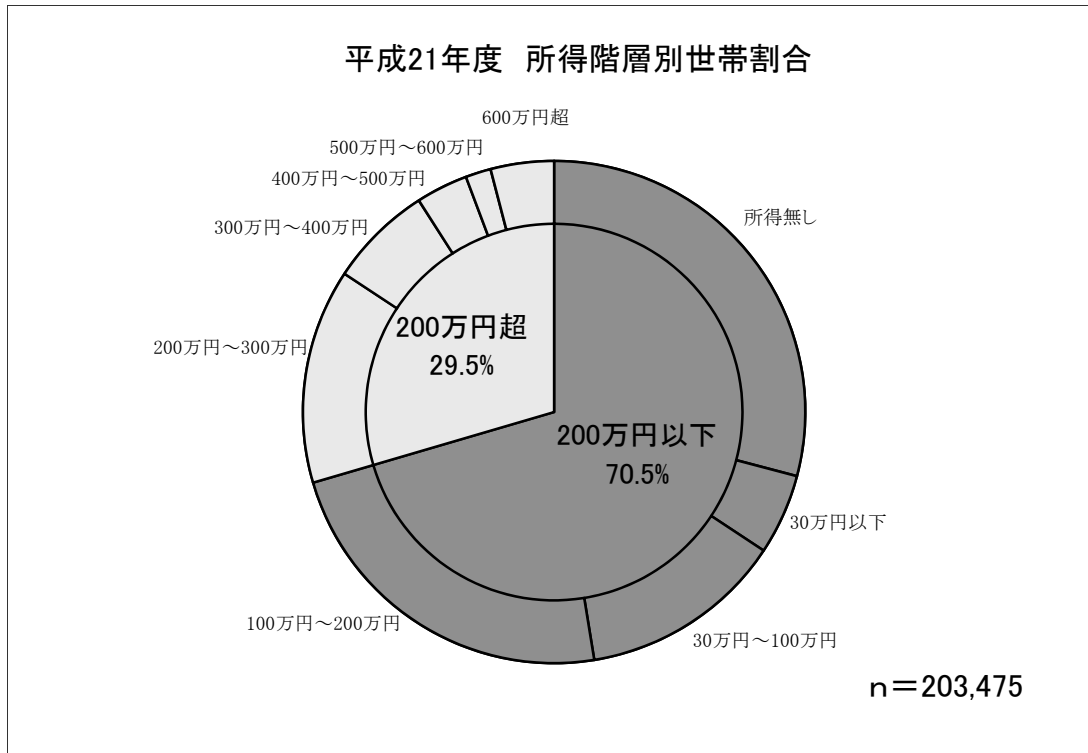
※現年収納率は居所不明者の調定額ならびに還付未済分を含めない

さいたま市国民健康保険税の変遷

	医療分			介護分			支援分			均等割 軽減割合	応能応益 割合
	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額		
平成14年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成15年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成16年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成17年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成18年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成19年度	9.10%	29,500	530,000	1.70%	7,000	70,000	-	-	-	6・4	
平成20年度	7.20%	24,000	470,000	2.10%	8,000	90,000	2.10%	6,500	120,000	6・4	70:30
平成21年度	7.20%	24,000	470,000	2.10%	8,000	90,000	2.10%	6,500	120,000	6・4	70:30
平成22年度	7.49%	29,200	500,000	1.90%	8,900	100,000	1.90%	7,400	130,000	7・5・2	64:36

賦課方式	旧ただし書き方式
	所得割と均等割による2方式

国民健康保険税 現年分所得階層別世帯数、収納状況(平成21年度)



所得	課税対象世帯数		調定額	収入済額 (還付未済額含む)		収納率
	構成比			構成比		
所得無し	59,230	29.1%	1,544,186,835	1,152,718,933	4.3%	74.6%
30万円以下	10,551	5.2%	263,227,255	223,866,453	0.8%	85.0%
30万円～100万円	26,757	13.2%	1,818,146,892	1,508,910,803	5.6%	83.0%
100万円～200万円	46,840	23.0%	6,928,402,093	5,763,796,017	21.5%	83.2%
200万円～300万円	28,115	13.8%	6,646,089,617	5,406,089,080	20.2%	81.3%
300万円～400万円	13,564	6.7%	4,578,961,484	3,831,677,004	14.3%	83.7%
400万円～500万円	6,802	3.3%	2,963,974,781	2,558,819,369	9.6%	86.3%
500万円～600万円	3,328	1.6%	1,756,927,996	1,549,272,509	5.8%	88.2%
600万円超	8,288	4.1%	5,081,994,347	4,755,156,609	17.8%	93.6%
合計	203,475	100.0%	31,581,911,300	26,750,306,777	100.0%	84.7%

国民健康保険税 滞納繰越分(平成21年度)

調定額	収納額(還付未済額含む)	収納率(%)	収入未済額	還付未済額(再掲)	不納欠損額
a	b	c=b/a	d=a-b+e-f	e	f
18,398,408,617	2,100,987,104	11.42%	13,762,080,957	896,600	2,536,237,156

差押状況

	平成20年度		平成21年度	
	世帯数	税額	世帯数	税額
不動産	2	2,819,000	4	6,063,000
電話債権等	0	0	0	0
債権	46	47,673,500	118	79,499,389
参加不動産	0	0	5	1,779,300
その他	1	580,700	0	0
計	49	51,073,200	127	87,341,689

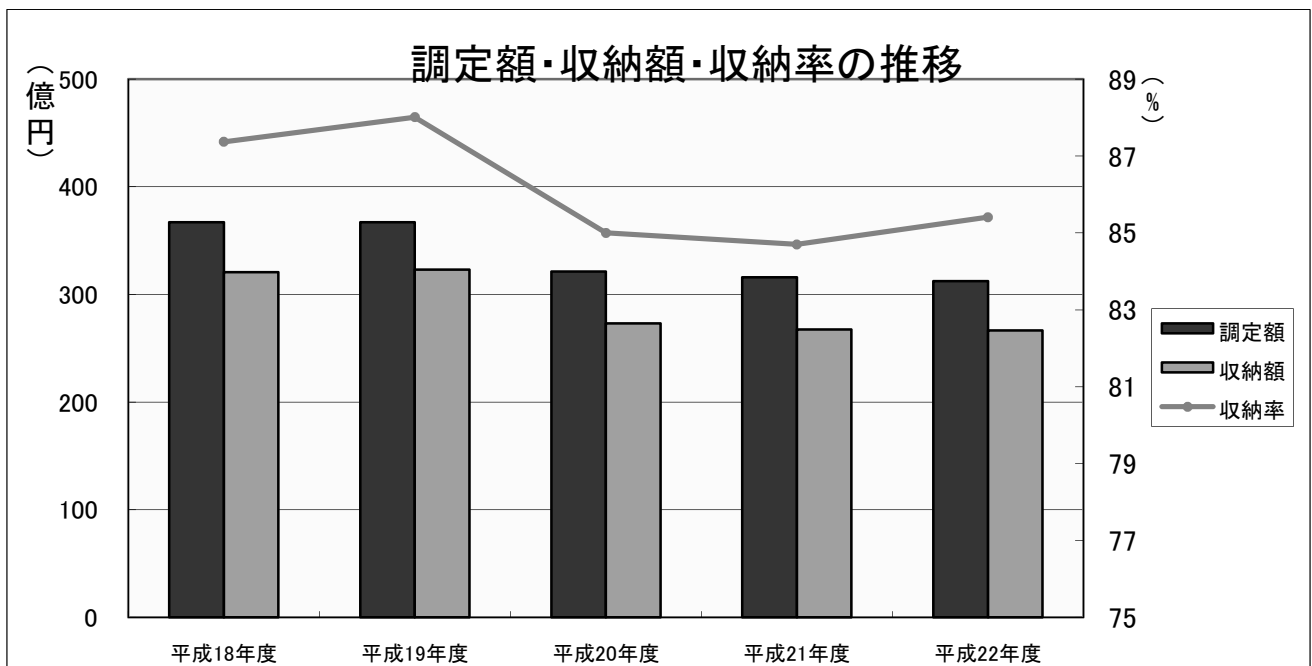
## 短期証発行件数

	発行件数 a	窓口・郵送等交付済 b	返戻分 c	未更新(留置) $d = a - b - c$
H20.12末	12,213	4,049	2,096	6,068
H21.12末	14,123	4,907	1,265	7,951
H22.12末	14,023	8,535	1,746	3,742

## 資格証発行件数

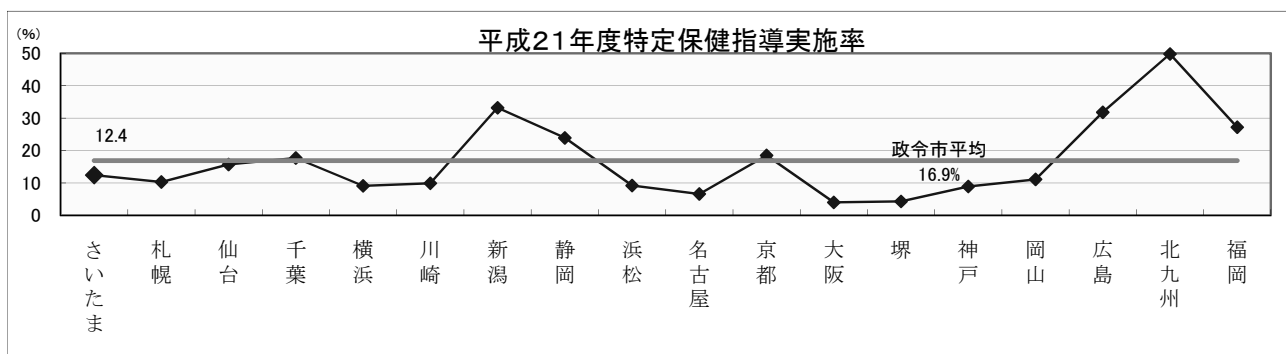
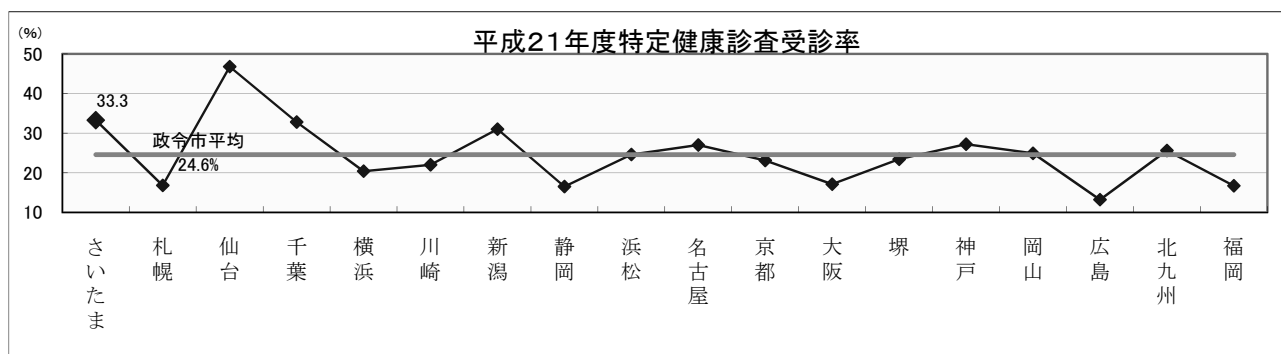
	発行件数 a	解除件数 b	年度末件数 $c = a - b$
H20年度	0	0	0
H21年度	0	0	0
H22年度	2	1	1

国民健康保険税 現年度課税の調定額・収納額・収納率の推移



年度	調定額	伸率(%)	収納額 (還付未済額含む)	伸率(%)	収納率(%)	還付未済額 (再掲)
平成18年度	36,698,985,000	2.02	32,064,660,407	2.25	87.37	22,536,760
平成19年度	36,721,678,600	0.06	32,317,378,619	0.79	88.01	28,133,020
平成20年度	32,135,440,500	▲ 12.49	27,314,832,100	▲ 15.48	85.00	30,604,750
平成21年度	31,581,911,300	▲ 1.72	26,750,306,777	▲ 2.07	84.70	30,604,750
平成22年度	31,223,940,600	▲ 1.13	26,668,621,737	▲ 0.31	85.41	39,442,950

※平成22年度には不能欠損12,190,800円あり。



法定報告の数字から作成

	特定健康診査受診率 (%)		特定保健指導実施率 (%)	
	値	順位	値	順位
さいたま	33.3	2	12.4	9
札幌	16.8	15	10.3	11
仙台	46.8	1	15.7	8
千葉	32.8	3	17.7	7
横浜	20.4	13	9.1	14
川崎	22.0	12	9.9	12
新潟	31.0	4	33.2	2
静岡	16.5	17	23.9	5
浜松	24.6	9	9.2	13
名古屋	27.0	6	6.6	16
京都	23.1	11	18.5	6
大阪	17.1	14	4.0	18
堺	23.4	10	4.3	17
神戸	27.2	5	8.9	15
岡山	24.9	8	11.1	10
広島	13.2	18	31.8	3
北九州	25.6	7	49.8	1
福岡	16.7	16	27.2	4

# 【埼玉新聞】

2011年(平成23年)8月4日(木曜日)

社 会

(18)

## 8100万円不正請求か

### 詐欺容疑 柔道整復師を逮捕 大宮署

施術をしていない患者の療養費をさいたま市に請求してだまし取ったとして、大宮署は3日、有印私文書偽造・同行使と詐欺容疑で、長崎県島原市下川尻町、柔道整復師元村啓道容疑者(54)を逮捕した。不正請求の被害総額は約8100万円に上るとみて、同署で裏付け捜査を進める。

逮捕容疑は、昨年4月下旬ごろ、当時営業していた同市大宮区大成町3丁目の「向仙堂整骨院」で施術していない患者の療養費を請求しようとして、4月分の国民健康保険療養費支給申込書7通を偽造し、同年7月8日ごろ、同市に提出。同年8月16日、同市から指定口座に現金約8万9千円を振り込ませて、だまし取った疑い。同署によると、元村容疑者は「心当たりがない」と容疑を否認している。

市が提出した被害届によると、被害は2005年2月から昨年5月にかけて、1555人分で約8186万円に上るとい

う。市が昨年8月31日付で医療費通知を送った市民から「覚えがない」と問い合わせが相次ぎ、発覚した。

同整骨院は1994年6月に共同開業、2005年4月から同容疑者1人で営業していたが、昨年10月に廃業した。同市が昨年秋ごろ、事情を聴いた際には、不正請求を認めていたとっ

## 埼玉県市町村国保広域化等支援方針

### 1 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に関する基本的な事項

- (1) 「広域化等支援方針」策定のねらい
- (2) 策定の根拠規定
- (3) 策定年月日
- (4) 対象期間

### 2 国保の現況

- (1) 被保険者
- (2) 保険者の医療費
- (3) 保険税
- (4) 保険者の財政状況

### 3 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に対し県が果たす役割

### 4 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化を図るための具体的な施策

- (1) 県内の標準の設定
  - ① 目標収納率
  - ② 賦課方式、保険税算定方式及び応能・応益割合
  - ③ 保険税の賦課限度額
  - ④ 保険税の軽減割合
- (2) 財政運営の広域化
  - ① 保険財政共同安定化事業の拡充
  - ② 県調整交付金の活用
  - ③ 広域化等支援基金の活用
- (3) 事業運営の広域化

### 5 市町村相互間の連絡調整



# 1 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に関する基本的な事項

## (1) 「広域化等支援方針」策定のねらい

- 国保事業は社会保障としての機能を有し、将来的には、ナショナルミニマムとして、国による一元的な運営が行われるべきです。
- 急速な高齢化の進展や低所得者層の増加、経済状況の悪化に伴い、市町村国保財政は危機的な状況にあります。
- そこで、運営主体の如何に関わらず、当面は市町村国保において適正な保険税を確保し、保険財政を安定化する必要があります。
- 県内200万被保険者による相扶共済の理念の下、県内どこに住んでも「同じ所得なら同じ保険税」を目指します。
- まずは、本県で15億円に達している国の調整交付金の減額措置を解除するため、平成22年12月に支援方針を定め、公表するものです。

### 市町村国保の広域化に係る検討経緯等

- 本県では平成18年6月、県、市町村、国保連合会をはじめとする関係者が、県単位を軸とした国保の再編を視野に入れた協議を行うため「国保の広域化に関する研究会」を設置。
  - ・平成21年3月、同研究会から①国保の広域化を早期に実現する、②実施主体は市町村を構成員とする広域連合が適当とする内容の報告書が埼玉県知事に提出された。
  - ・保険税については、その平準化を図るため、保険税の賦課方式は所得割と均等割の2方式とすることが適当とされた。
- しかし、平成21年度途中の政府の方針変更により、後期高齢者医療制度が廃止されることとなり、あわせて国保の広域化の環境整備が進められることとなった。
- 平成22年1月には、当時の県内67の市町村の連名により、知事に対し、国保の被保険者を都道府県とすべく法制度の改正を国に求めるよう要望された。
- 同年5月、国民健康保険法が改正施行され、都道府県が「広域化等支援方針」を策定することができることとなった。
  - ・国からは、支援方針の策定促進策として、目標収納率を明記することにより、収納率の低い市町村に対する国の調整交付金の減額措置を解除する方針が示された。

## (2) 策定の根拠規定

本方針は、埼玉県が市町村の意見を聴いた上で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に基づき策定するものです。

なお、同条の2第6項において、市町村は市町村国保の運営に当たって、本方針を尊重するよう努めるものとされています。

## (3) 策定年月日

平成22年12月22日

## (4) 対象期間

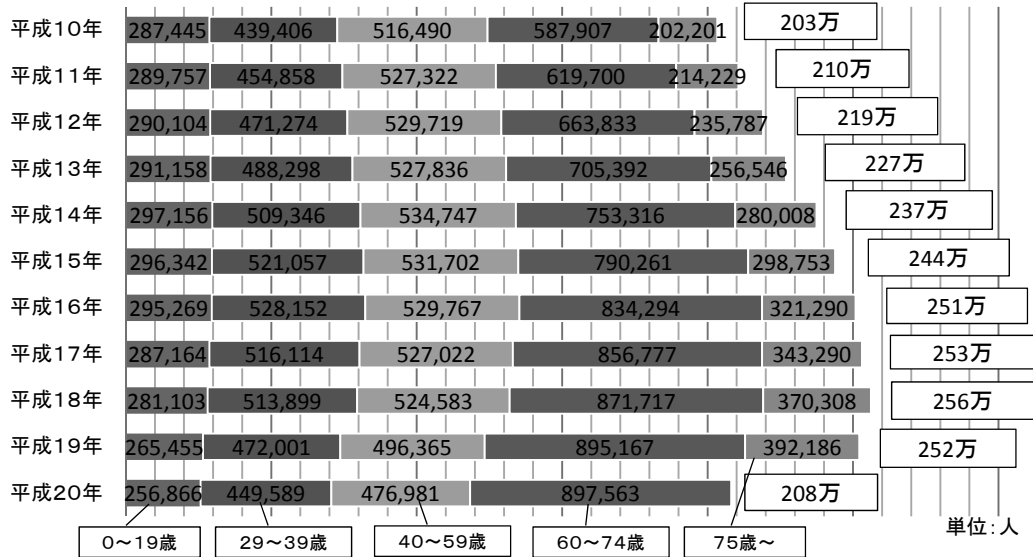
本方針の対象とする期間は、平成22年12月22日から平成25年3月31日までを基本とします。ただし、国における制度見直しの検討状況等を踏まえ、必要に応じ本方針の見直しを行うこととします。

## 2 国保の現況

### (1) 被保険者

◆ 埼玉県の市町村国保被保険者の年齢構成の推移

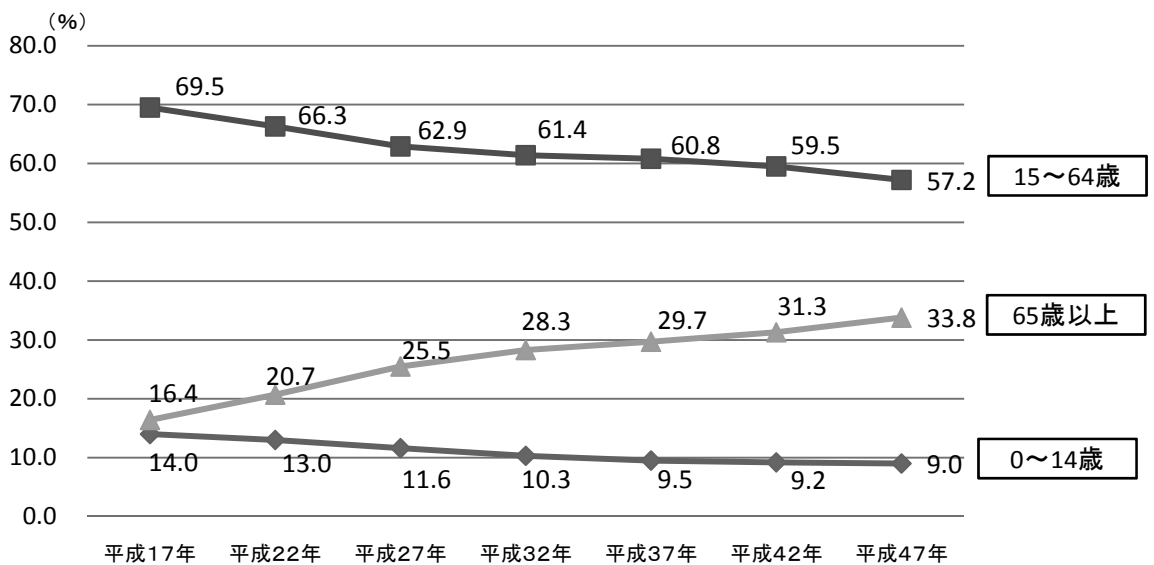
被保険者の年齢構成は、60歳未満が減少し、60歳以上が増加しています。



※出典：国民健康保険実態調査報告

(参考) 埼玉県の年齢構成の将来推計

全人口に占める65歳以上の人口の割合は、平成17年度の16.4%から、平成27年度には10ポイント近く上昇して25.5%になると見込まれています。

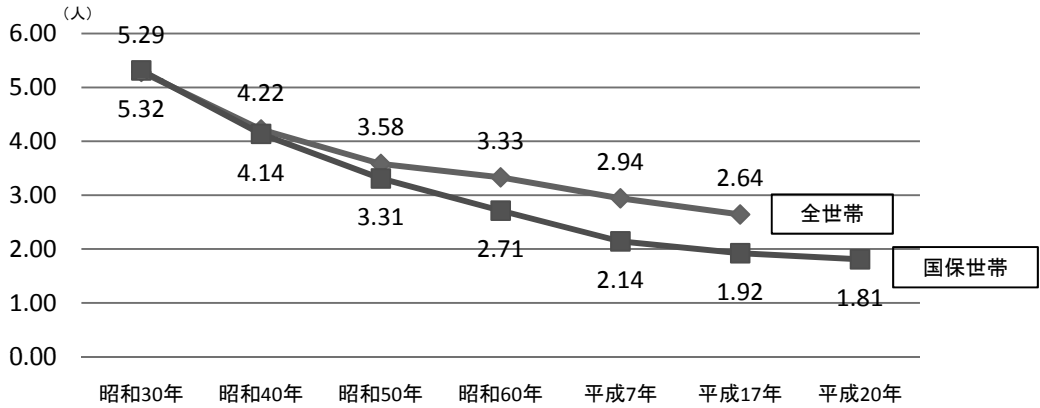


※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」

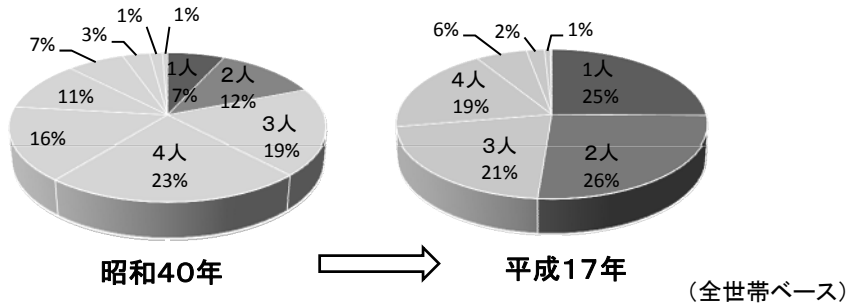
◆埼玉県世帯当たり人員数の推移

3人以下の世帯が約4分の3を占めています。国保世帯では1.81人まで減少しています。

(平均世帯人員数の推移)



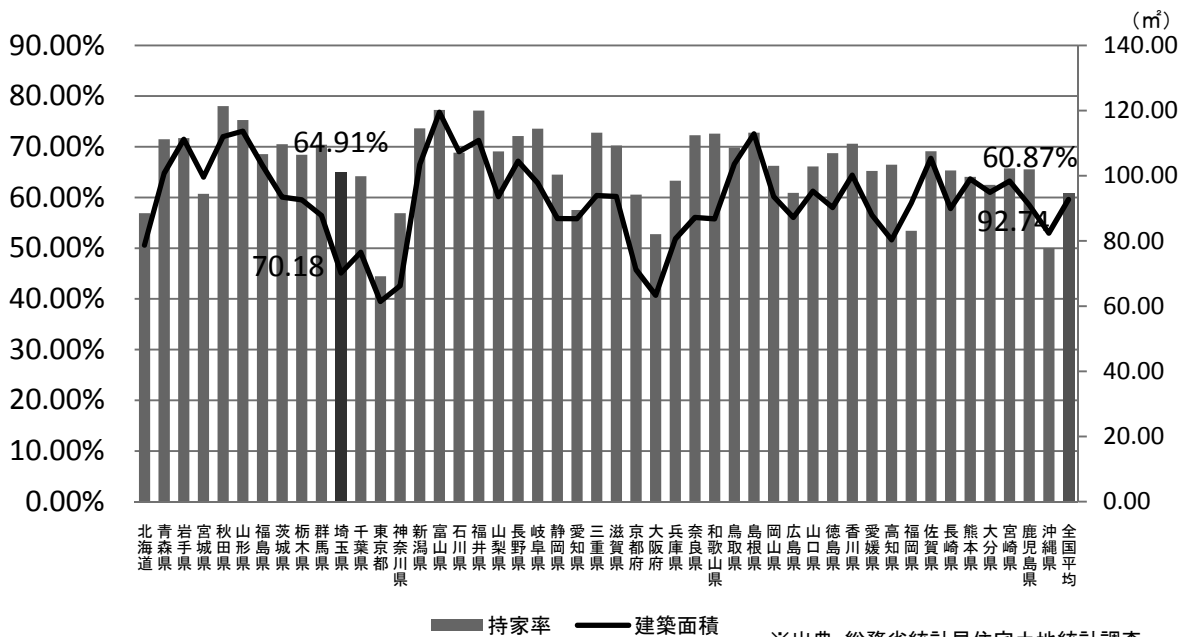
(世帯人員数の内訳の推移)



† ※出典: 総務省統計局「国勢調査」、埼玉県「国民健康保険事業年報」

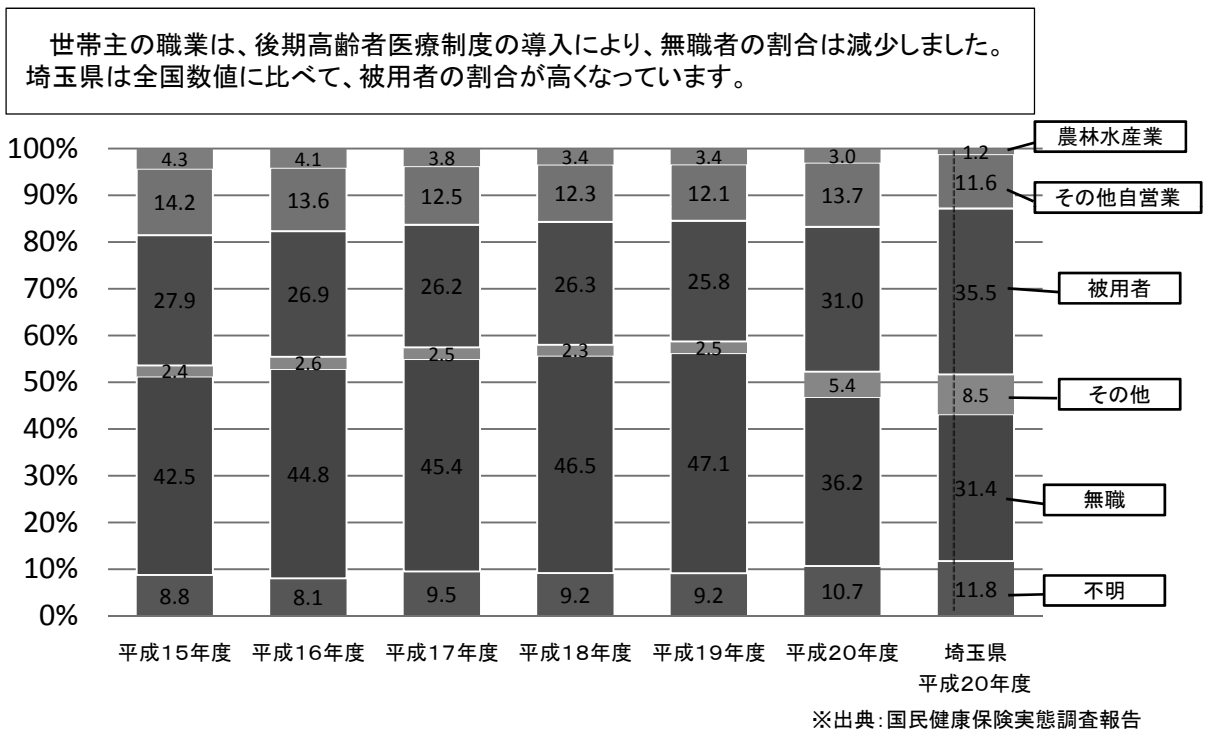
◆平成20年度都道府県持家率一覧

本県の持ち家比率は首都圏及び大阪圏に比べ高いが、建築面積は小さくなっています。



※出典: 総務省統計局住宅土地統計調査

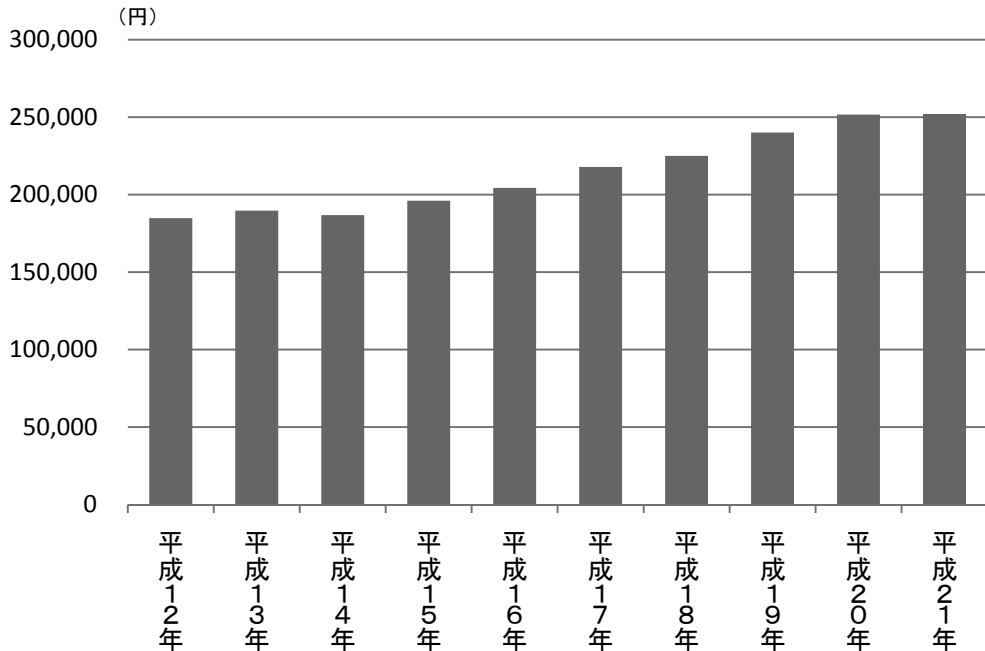
(参考) 市町村国保の世帯主職業の変化(全国)



## (2) 保険者の医療費

### ◆埼玉県の1人当たり医療費の推移(一般・退職)

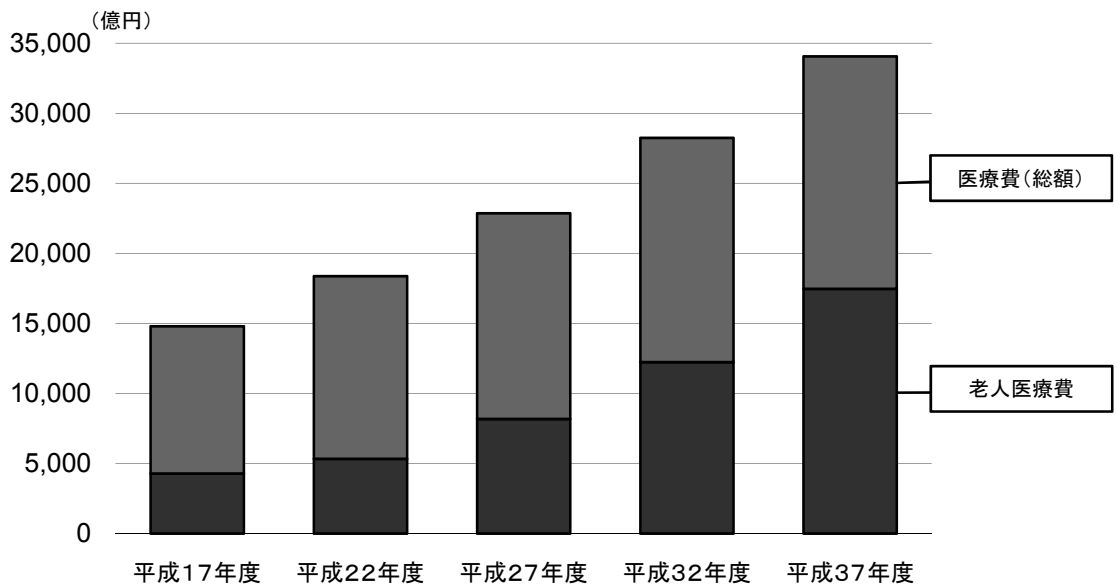
高齢化の影響や医療の高度化等により医療費は増加傾向が続いており、10年前に比べて4割近く増加しています。



※出典:国民健康保険事業状況

### (参考) 埼玉県の医療費の将来推計

平成37年度の本県の医療費(総額)は平成17年度の約2.3倍、老人医療費(75歳以上)は約4倍になると見込まれています。

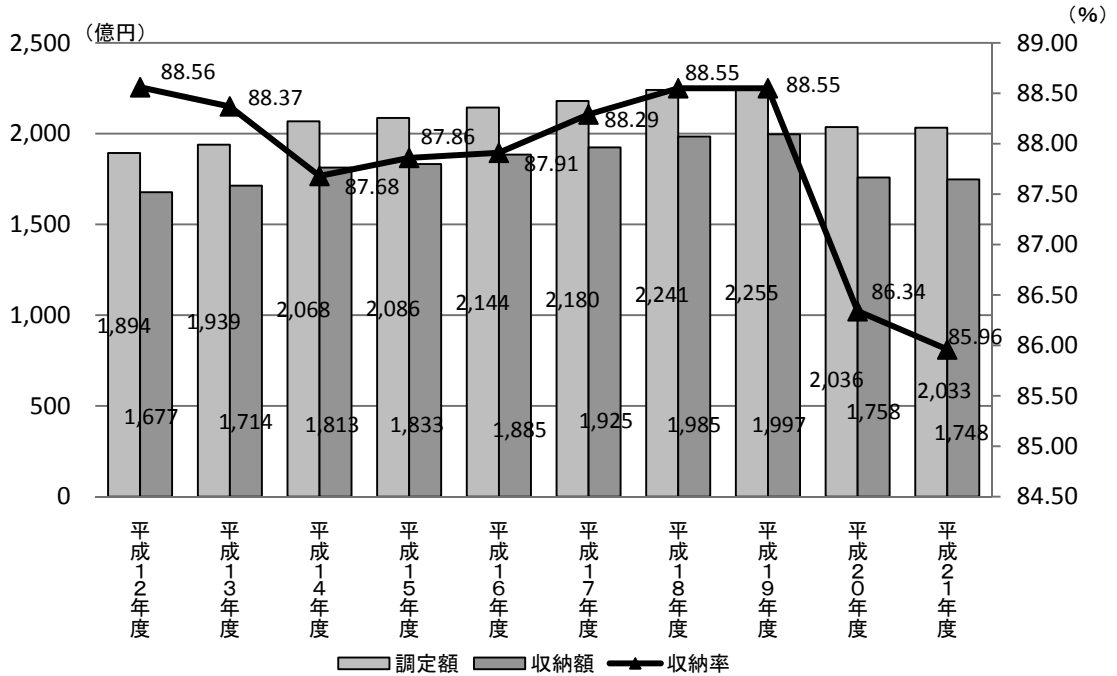


※出典:埼玉県医療費適正化計画

### (3) 保険税

◆ 埼玉県各市町村国保税の調定額、収納額、収納率の推移

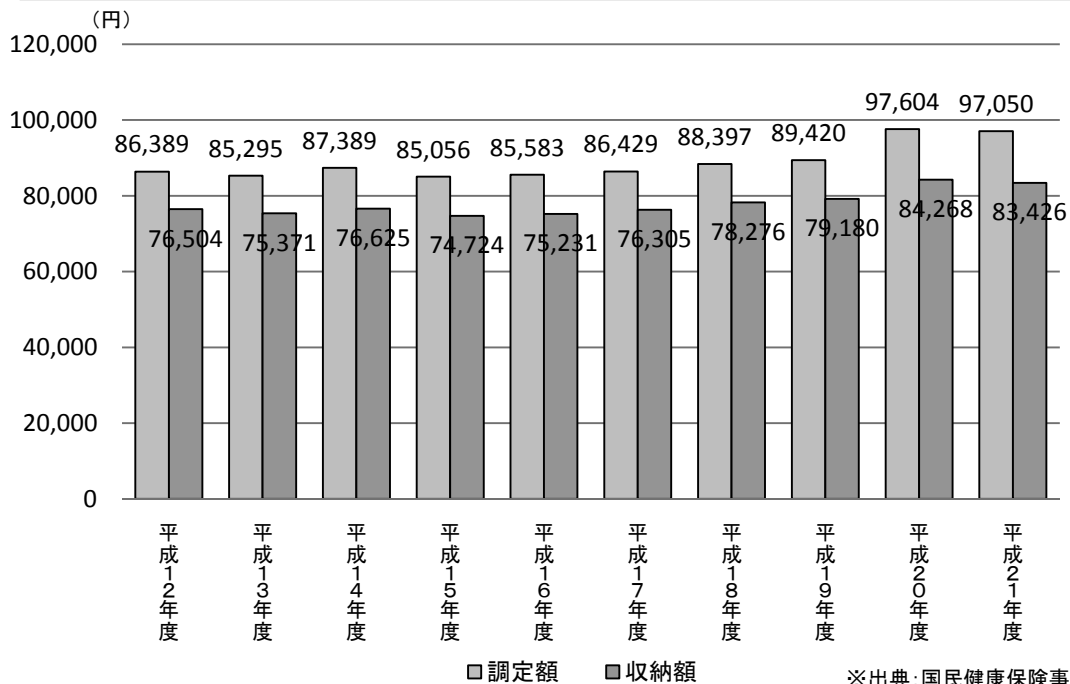
保険税収納率は、16年度以降増加傾向にありましたが、平成20年度以降は、後期高齢者医療制度の導入により、収納額、収納率ともに減少しました。



※出典：国民健康保険事業状況  
(平成21年度は速報値)

◆ 埼玉県各市町村国保税の被保険者1人当たり調定額及び収納額の推移

平成16年度以降、1人当たり調定額及び収納額とも増加傾向にあります。



※出典：国民健康保険事業状況  
(平成21年度は速報値)

(参考) 保険者規模別の収納状況 (平成20年度)

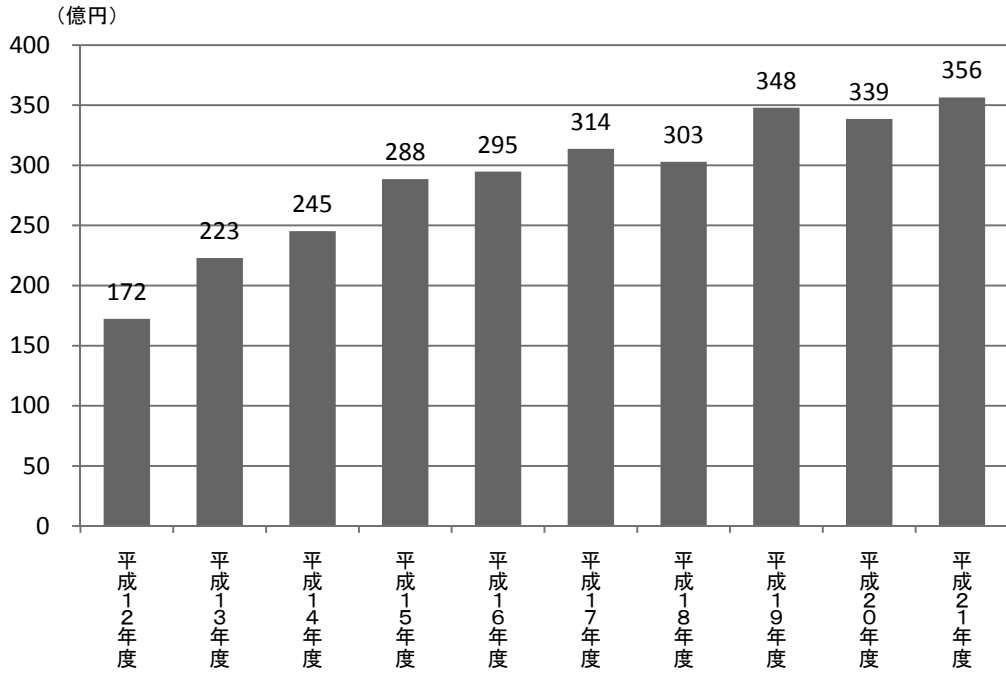
被保険者数 1万人 未満	被保険者数 1万人以上5万人 未満	被保険者数 5万人以上10万 人未満	被保険者数 10万人 以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・23保険者</li> <li>・平均収納率 91.69% (86.60—97.28%)</li> <li>・調定総額 約111億円</li> <li>・収納総額 約102億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・38保険者</li> <li>・平均収納率 87.54% (81.60—93.05%)</li> <li>・調定総額 約861億円</li> <li>・収納総額 約753億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7保険者</li> <li>・平均収納率 86.31% (82.71—89.07%)</li> <li>・調定総額 約574億円</li> <li>・収納総額 約495億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2保険者</li> <li>・平均収納率 83.05% (79.52—84.90%)</li> <li>・調定総額 約491億円</li> <li>・収納総額 約408億円</li> </ul>
<p><b>参 考 (70保険者合計)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調定総額： 約2,036億円</li> <li>・収納総額： 約1,758億円</li> <li>・収納率： 86.34% (全国43位)</li> </ul>			



## (4) 保険者の財政状況

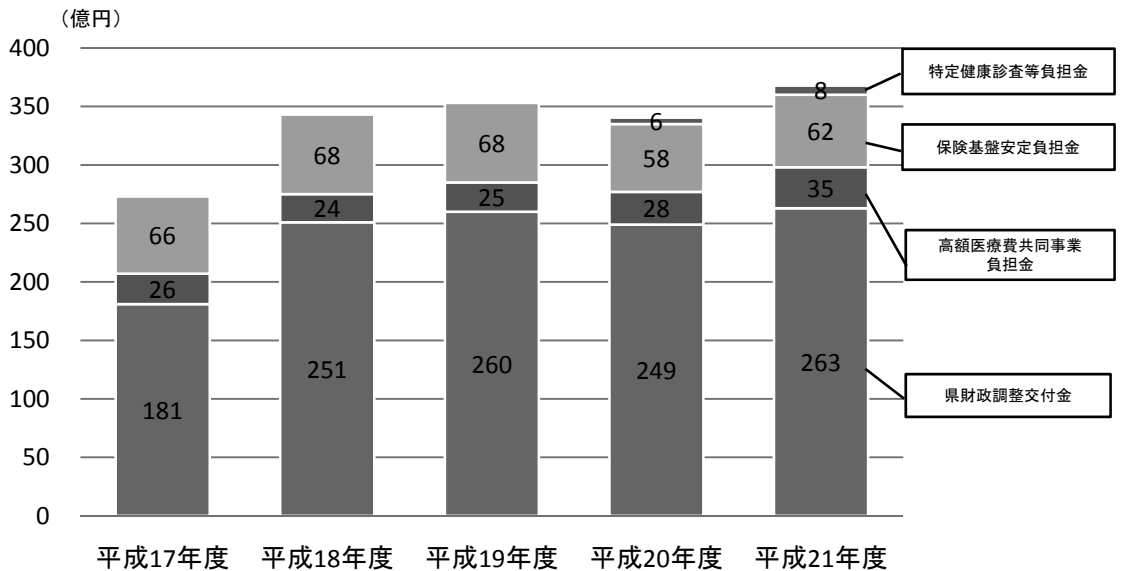
### ◆ 埼玉県の市町村国保における法定外一般会計繰入金の推移

一般会計からの法定外繰入額は、平成21年度で356億円となっており増加傾向にあります。市町村国保財政は一般会計からの多額の繰入などにより制度を維持しているのが現状です。



※出典：国民健康保険事業状況  
(平成21年度は速報値)

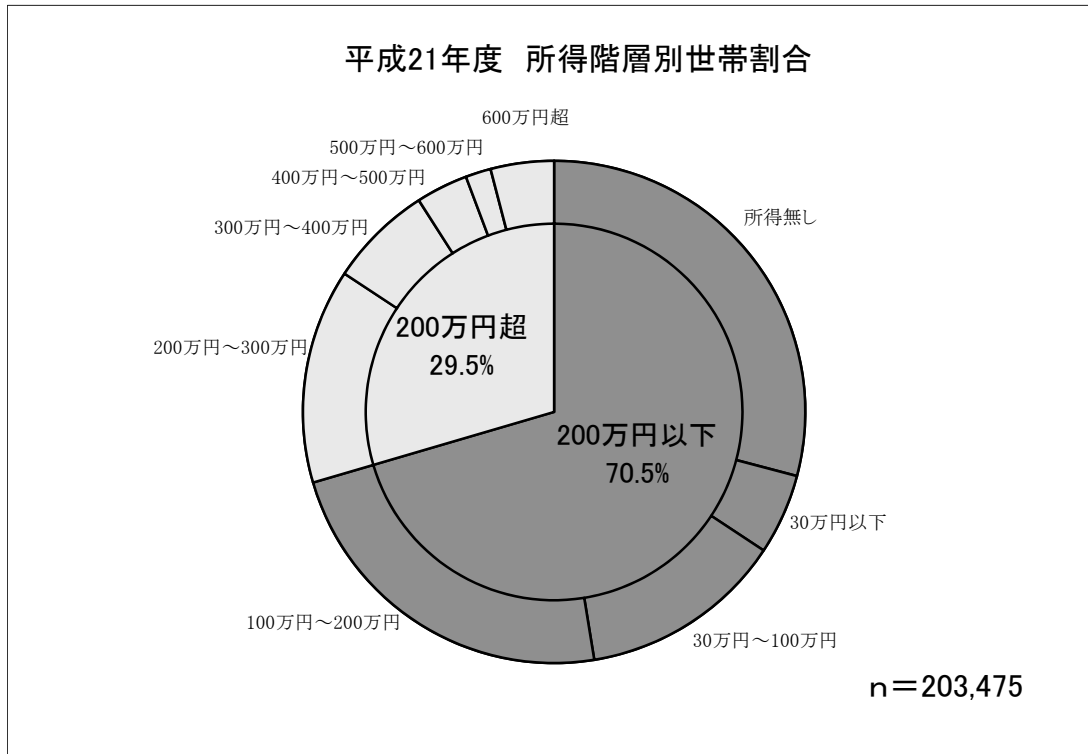
### (参考) 埼玉県の支出額の推移



### 3 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に対し県が果たす役割

- 市町村国保の運営の広域化、国保財政の安定化の推進に向けて、埼玉県は市町村の協力の下に、この支援方針に基づき支援していきます。
- そこで、国保財政の安定化を図る第一歩として、市町村国保の運営の広域化の早期実現に向け、この支援方針に基づき環境整備を進めることとします。
- その方策として、収納率の向上、医療費適正化、事業運営の効率化と併せて、保険税の標準を設定し、保険財政共同安定化事業の拡充を進めます。保険税確保に当たっては、低所得者層に対する税の軽減に配慮します。
- きめ細かに保健事業を支援し、病気の予防や健康増進に努めていきます。
- 事業運営の広域化の具体的な内容については、引き続き、市町村とともに協議をしていきます。

国民健康保険税 現年分所得階層別世帯数、収納状況(平成21年度)



所得	課税対象世帯数		調定額	収入済額 (還付未済額含む)		収納率
		構成比			構成比	
所得無し	59,230	29.1%	1,544,186,835	1,152,718,933	4.3%	74.6%
30万円以下	10,551	5.2%	263,227,255	223,866,453	0.8%	85.0%
30万円～100万円	26,757	13.2%	1,818,146,892	1,508,910,803	5.6%	83.0%
100万円～200万円	46,840	23.0%	6,928,402,093	5,763,796,017	21.5%	83.2%
200万円～300万円	28,115	13.8%	6,646,089,617	5,406,089,080	20.2%	81.3%
300万円～400万円	13,564	6.7%	4,578,961,484	3,831,677,004	14.3%	83.7%
400万円～500万円	6,802	3.3%	2,963,974,781	2,558,819,369	9.6%	86.3%
500万円～600万円	3,328	1.6%	1,756,927,996	1,549,272,509	5.8%	88.2%
600万円超	8,288	4.1%	5,081,994,347	4,755,156,609	17.8%	93.6%
合計	203,475	100.0%	31,581,911,300	26,750,306,777	100.0%	84.7%

国民健康保険税 滞納繰越分(平成21年度)

調定額	収納額(還付未 済額含む)	収納率 (%)	収入 未済額	還付未済額 (再掲)	不納欠損額
a	b	c=b/a	d=a-b+e-f	e	f
18,398,408,617	2,100,987,104	11.42%	13,762,080,957	896,600	2,536,237,156

差押状況

	平成20年度		平成21年度	
	世帯数	税額	世帯数	税額
不動産	2	2,819,000	4	6,063,000
電話債権等	0	0	0	0
債権	46	47,673,500	118	79,499,389
参加不動産	0	0	5	1,779,300
その他	1	580,700	0	0
計	49	51,073,200	127	87,341,689

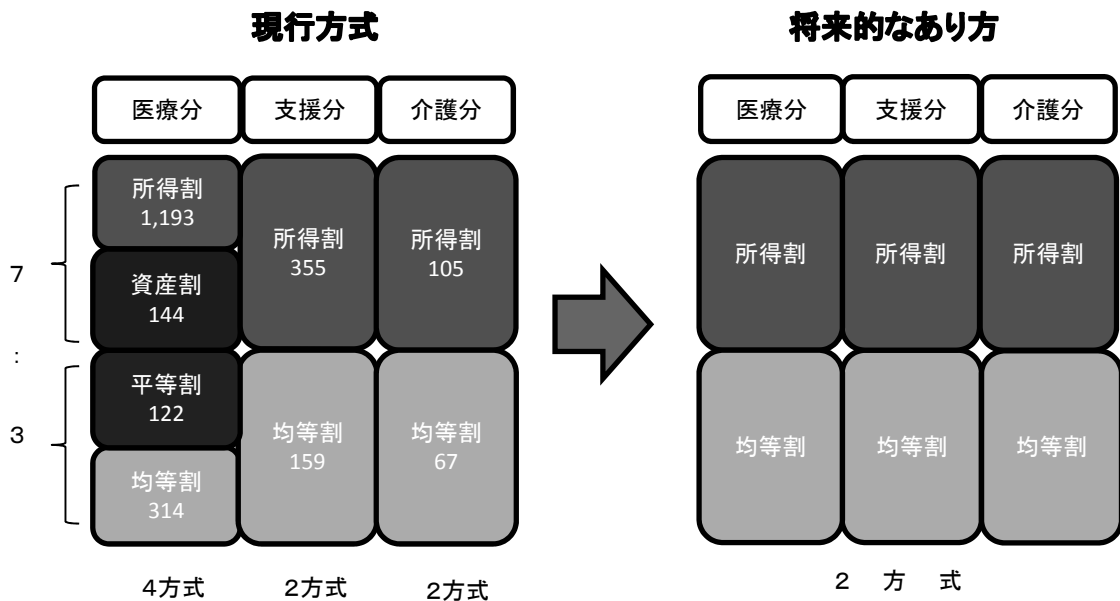
## ②賦課方式、保険税算定方式及び応能・応益割合

### 方針のポイント

- 賦課方式の2方式化(応能割＝所得割、応益割＝均等割)を図ります。
- 応能・応益割合は、市町村ごとの保険税賦課方式の状況を踏まえ、当面は現行の7:3を尊重し、地方税法上の標準割合である5:5との間に設定します。
- 応能・応益割合を標準化するために、保険財政共同安定化事業を拡充します。
- 税の算定方式については、高齢者医療制度改革の進捗状況と市町村の自主性を踏まえ、標準化について検討を進めます。

ねらい

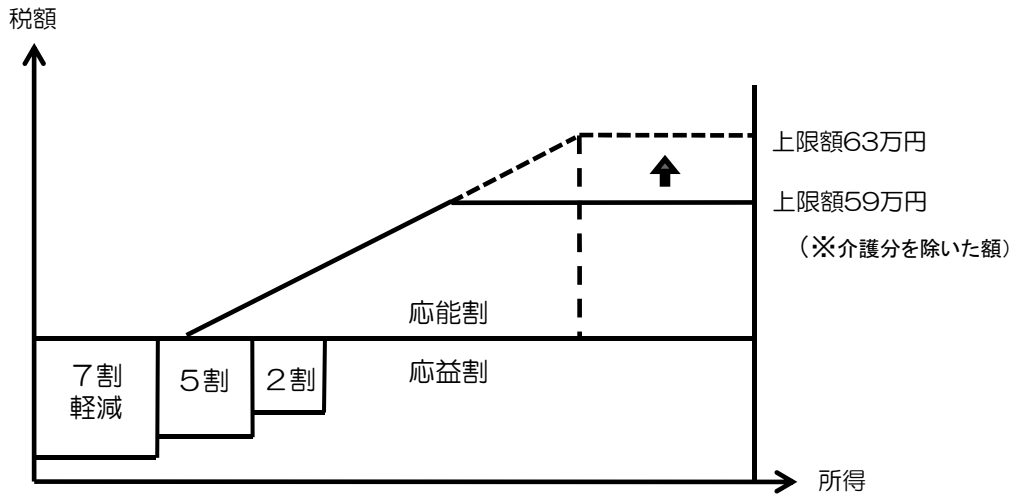
県内どこに住んでいても、「同じ所得なら同じ保険税」となるような賦課方式、保険税算定方式を目指します。



(平成20年度保険税算定額 単位:億円)

### ③保険税の賦課限度額

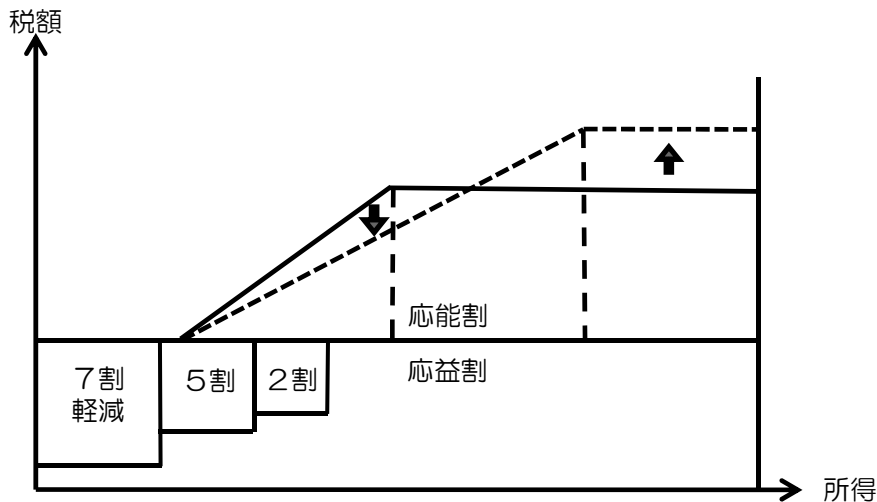
地方税法第703条の4の12項で定める賦課限度額（基礎課税額分50万円、後期高齢者支援金等課税額分13万円、介護納付金課税額分10万円）までの速やかな引き上げを目指します。また、今後も賦課限度額の改定に合わせ、適宜、県内標準化を図ります。



【現行のイメージ】



将来的に、必要な医療給付費と保険税との均衡を踏まえ、賦課限度額までの引き上げと合わせ、中間所得層の負担軽減を目指します。

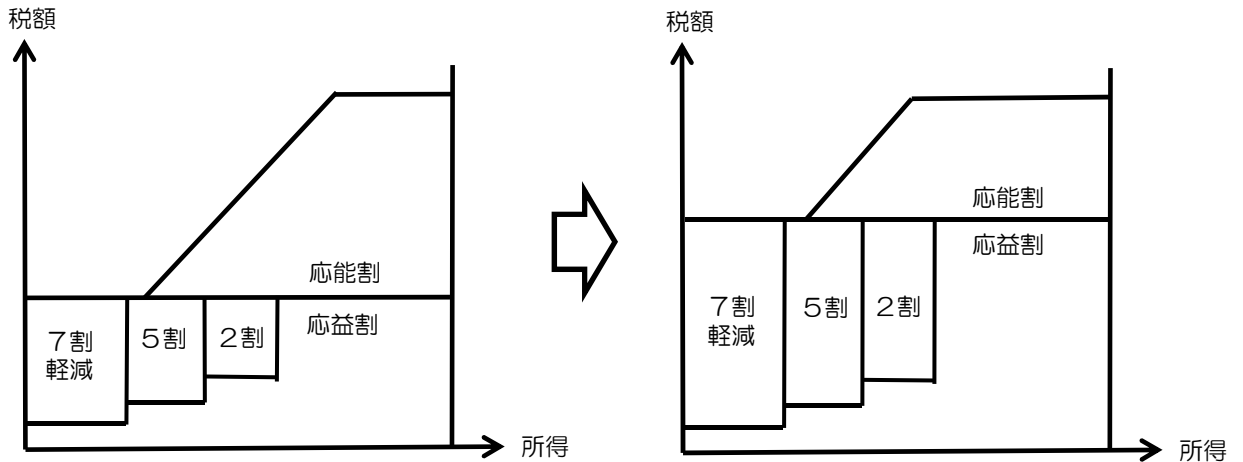


【将来のあり方のイメージ】

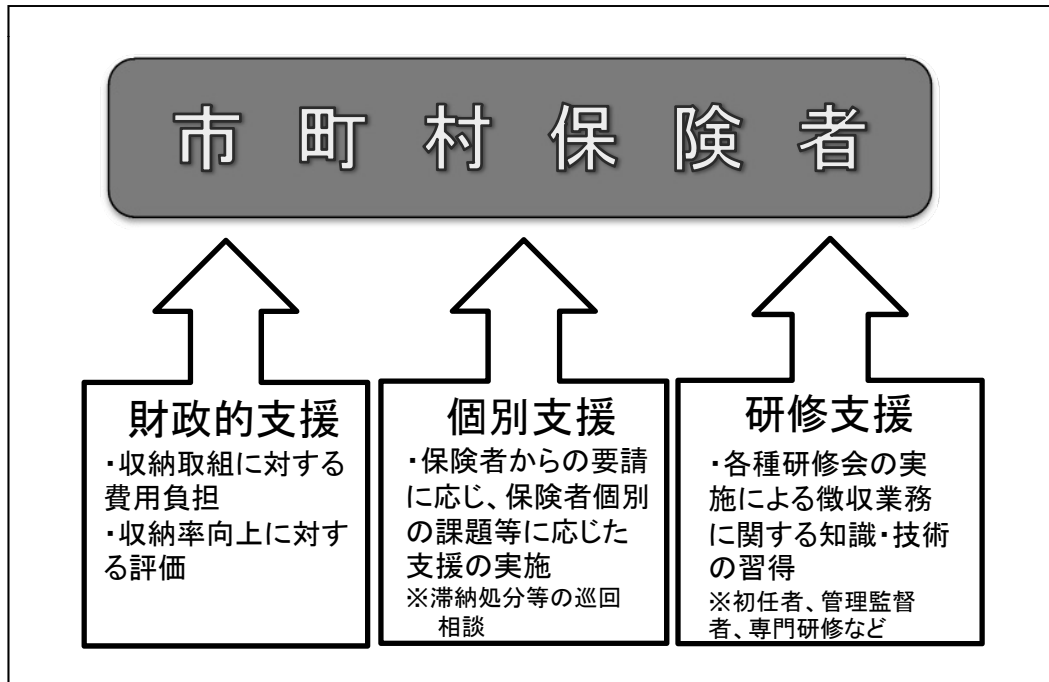
## ④保険税の軽減割合

平成22年度の制度改正により、保険者の判断で、低所得者に対し7割・5割・2割軽減を柔軟に行うことが可能となったので、軽減対象となる応益割合の変更を踏まえ、軽減割合の統一を図ります。

応益割の増大に伴い軽減額も増大しますが、引き続き、県が法定負担割合の4分の3を負担します。



## 収納支援対策のイメージ



## (2) 財政運営の広域化

### ① 保険財政共同安定化事業の拡充

◆ 保険財政共同安定化事業  
レセプト1件30万円超の医療給付に  
関して、県内市町村の拠出金を財源と  
して費用負担を調整する仕組み。

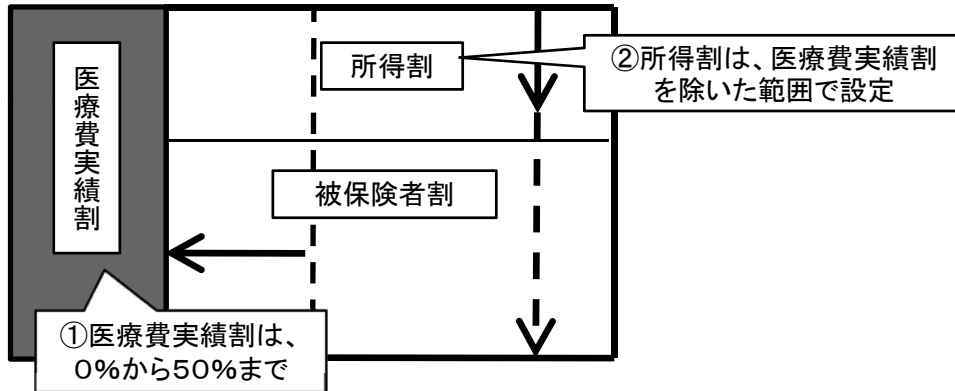
#### 方針のポイント

- 平成24年度から、対象医療費を30万円超から10万円超に引き下げます。また、拠出金の拠出方法に所得割を導入します。
- 当面の拠出割合は、保険者の負担の少ない比率を選定するとともに、激変緩和措置として県調整交付金による補てんの拡充を図ります。
- 平成26年度以降、対象医療費を10万円超から5万円以下に引き下げるとともに、所得割の比率を高めます。

ねらい

広域化は、市町村の領域を越えて、県内の被保険者が医療費を負担し合うことであることから、賦課方式、保険税算定方式の県単位での平準化に向けた環境整備を目指します。

#### 保険財政共同安定化事業拡充についての国の考え方



#### 拠出割合パターン別シミュレーション

	拠出割合のパターン			現行比、拠出超過額の増加分及び交付超過額の減少分の総額
	実績割	所得割	被保割	
①	4	3	3	約15億円
②	4	4	2	約17億円
③	3	3.5	3.5	約18億円
④	3	4.7	2.3	約21億円
⑤	2	4	4	約22億円
⑥	2	5.3	2.7	約25億円
⑦	1	4.5	4.5	約25億円
⑧	1	6	3	約29億円

#### レセプト金額別医療費の対総医療費割合

レセプト金額	占める割合	件数	金額
30万円超	1.08 %		36.87 %
25万円超	1.18 %		37.92 %
20万円超	1.32 %		39.60 %
15万円超	1.52 %		41.46 %
10万円超	1.86 %		43.69 %
5万円超	3.38 %		49.09 %

平成21年度実績を基に作成

## ② 県調整交付金の活用

県調整交付金については、普通調整交付金の割合は現状維持を希望する市町村が半数を超えていることから、現段階では、保険財政共同安定化事業の拠出超過の負担軽減措置として補てんを拡充するなど、特別調整交付金を有効に活用します。

## ③ 広域化等支援基金の活用

広域化等支援基金については、法改正により、市町村国保の広域化等支援方針の策定等の経費として取り崩すことも可能となったので、広域化を推進するために必要な施策の経費として活用します。



### (3) 事業運営の広域化

#### 方針のポイント

- 事業運営の広域化に向けた取組について、市町村、国保連合会等関係団体及び庁内関係課との調整・協議の場を設け調査、検討を進め、着実に実行していきます。

ねらい

保険事業の共同化及び平準化を図ります。

#### 事業運営の広域化の例

- ① 保険者事務の共通化
  - (例) ・ 被保険者証の交付事務の共通化
  - ・ 高額療養費等の算定システムの共通化
- ② 医療費適正化策の(共同)実施
  - (例) ・ レセプト点検の共同実施
  - ・ 医療費通知等の共同実施
  - ・ 不正請求の情報の一元化
- ③ 収納対策の(共同)実施
  - (例) ・ 口座振替の促進を目的としたPRの実施
  - ・ 収納担当職員に対する研修会実施の充実強化
  - ・ 国保に関する徴収アドバイザー等派遣の充実強化
  - ・ 滞納整理事務の処理基準の設定
- ④ 広域的な保健事業の実施
  - (例) ・ 保健担当職員に対する研修会の充実強化
  - ・ 特定健診の受診率向上
  - ・ 健診機関の広域化

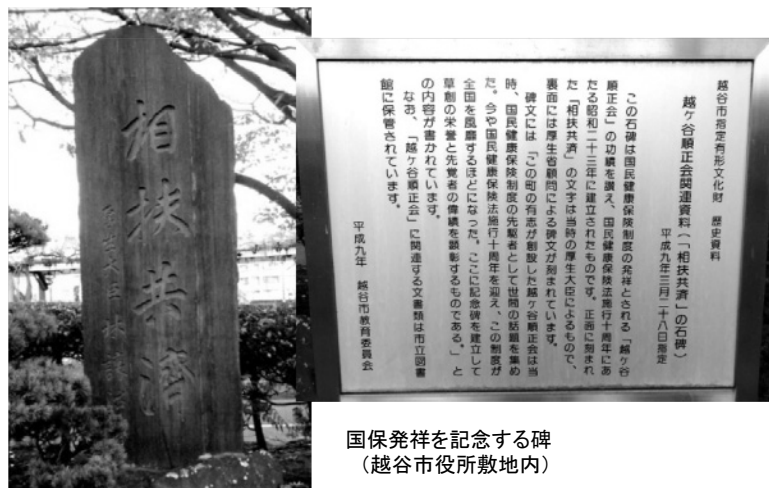
## 5 市町村相互間の連絡調整

### 研究会の設置・運営

国保財政の安定化を図るための県内の標準設定についての技術的課題や、前頁に掲げる事業運営など、国保の広域化に向けての諸課題について検討するため、必要に応じ市町村及び関係団体等との検討組織を設け、運営します。

#### (参考) 市町村国保広域化等支援方針の検討経緯

- 平成22年 6月30日 「埼玉縣市町村国保広域化等連携会議」設置
- 平成22年 7月12日 第1回 「埼玉縣市町村国保広域化等連携会議」開催
- ・平成22年 7月21日 第1回 市町村意向調査（市町村国保主管課長あて）
- 平成22年 8月24日 第2回 「埼玉縣市町村国保広域化等連携会議」開催
- ・平成22年 9月 8日 第2回 市町村意向調査（市町村長あて）
- ・平成22年10月14日 第3回 市町村意向調査（市町村国保主管課長あて）
- 平成22年11月 8日 第3回 「埼玉縣市町村国保広域化等連携会議」開催
- ・平成22年11月16日 第4回 市町村意向調査（市町村長あて）



国保発祥を記念する碑  
(越谷市役所敷地内)

担当 埼玉県保健医療部 国保医療課  
さいたま市浦和区高砂3-15-1  
TEL 048-830-3357  
FAX 048-830-4785  
Eメール a3350-03@pref.saitama.lg.jp



## 第4章 社会保障分野の地方単独事業の実態調査の状況

総務省自治財政局調整課

### 社会保障分野の地方単独事業の実態調査の状況

#### ○現地調査（平成23年9月8日・9日）の調査先

##### 〔医療施設〕

施設名：静岡市立静岡病院

所在地：静岡市葵区追手町10-93

病棟数：506床（感染症病床6床含む）

職員数：医師120名 看護師420名 医療技術職員98名  
その他47名

##### 〔保健福祉複合施設〕

施設名：精神障害者地域活動支援センター、城東保健福祉センター、  
地域リハビリテーション推進センター、地域子育て支援センター、  
心身障害者ケアセンター、地域福祉交流プラザ、保健所、  
障害者歯科保健センター、急病センター、こどもの社いこいの家

所在地：静岡市葵区城東町24-1

##### 〔保育一元化施設（形式上は幼稚園と保育園の併設）〕

施設名：安東幼保園

所在地：静岡市葵区安東三丁目11-17

定員：短時間保育部門（市立安東幼稚園）：180名

長時間保育部門（市立安東保育園）：60名

##### 〔障害のある子どもの教育施設〕

施設名：静岡市特別支援教育センター

所在地：静岡市葵区一番町50

##### 〔待機児童を専門に預かる施設〕

施設名：静岡市待機児童園おひさま

- ・年度当初は入所がなく、4月以降に生じる待機児童の受け皿
- ・年度末には認定保育園に欠員が出るため退所

所在地：静岡市駿河区三丁目2-29

定員：72名

## 静岡市役所（保健福祉子ども局等）との意見交換

（静岡市）

酒井保健福祉子ども局長、鈴木福祉部長、竹下子ども青少年部長、小野田保健衛生部長、藤井保健福祉子ども局理事、糟屋参与兼子育て支援課長、平松保育課長、増田保険年金管理課長、村岡参与兼福祉総務課長、財政局（中井局長、大場部長、望月課長他）

（参加委員）

小西委員長、泉田委員、齊藤（由）委員、高端委員

（事務局）

梶補佐（総務省）、服部事務官（総務省）、村上室長（地方自治研究機構）、武村研究員（地方自治研究機構）

〈意見交換の概要〉

○静岡市保健福祉について

小西委員長 「第2次一括法」に係る義務枠の見直し等をどう捉えているか。

国民健康保険事業は補助事業の方がやりやすいのか。

村岡参与 静岡市は地方分権については、前向きに考えている。「静岡市健康福祉基本条例」の策定がその一例。

福祉分野における保育園の取り扱いの自由度が低いと思う。

特養も同様に自由度が低いと思う。

酒井局長 分権改革に見合う財源措置をきちんとしてほしい。

補助は枠が決まっていたが、一括となるとまとめてなので、割り振りが難しい。

大場部長 財源措置がきちんとなされていないところが多い（特に厚労省関係）。それは実際にかかっている経費がきちん捕捉されていないためと考えられる。改善をしてほしい。

泉田委員 人口の社会増減のところ、若年層が減っているのはなぜか。

社会増減のコア層の変化は。

一人あたり医療費が増えている理由は。

糟屋参与 若年層の多くが大学卒業後に就職を機会として、市外へ転出してしまうため。

静岡市は地価が高いため、周辺市町村に住む人が多いため。

市出身者が東京都といった都市部で働き、定年後に市内移り住んでいるため。

都市として、成熟しているからではないか。

泉田委員 止めた事業があるのか。

止める際には事業評価をするのか。

鈴木部長 大きな額のものでは「ことぶき乗車券」。平成18年度をもって終了。

今年度から事業仕分けを開始。

泉田委員 乳幼児医療費助成のユーザーはだれか。（東京都では1世帯あたり3千円）

糟屋参与 診療時にかかる費用としてとらえている。就学前に医療を受けさせようとするインセンティブをはたらかせているものと考えている。

泉田委員 助成による「コンビニ受診」があったりするのか。

小野田部長 ある。子ども医療費の助成の増額を検討しているが、それに関連して医療機関からコンビニ受診をやめさせる取組みが必要という声が上がっている。夜間になると二次救急になるため、非常に困る。

- 泉田委員 医師確保のために、県と連携状況を教えてほしい。
- 小野田部長 県は地域支援センターを設置し、支部として本市も関わっており、連携している。奨学金制度もあり、医師配置には本市医療機関も関わることになっている。
- 高端委員 国が本来責任を持つべきであると考えられる単独事業と市が独自にやっている単独事業との間に意識の違いがあるか。
- 酒井局長 ない。
- 小野田部長 医師の確保等については、国の方で制度整備してほしい。そうでなければ、地方には医師は来ない。市独自の取組みには何らかの手当が必要であると考えている。
- 齊藤委員 待機児童数が平成23年度にかなり増えているが、その理由は待機児童園が開園したことも影響しているのか。
- 平松課長 はっきりとはわからないが、影響していると考えている。くわえて、経済情勢の悪化も影響しているのではないかと考えている。
- 泉田委員 静岡市健康福祉基本条例に「地域のことは地域で解決していく」とあるが、「地域」とはどの程度の広さを想定しているのか。
- 村岡参与 基本的には小学校区を考えている。

○国民健康保険事業の運営状況について

- 小西委員長 繰出金が増えている理由は何か。
- 増田課長 平成21・22年度と一般被保険者給付、高額療養費及び75歳以上高齢者医療の給付が増加しており、これらに対して保険料の増額改定が間に合っていないため。また一般的に言って、被保険者に低所得者や高齢者が多いため。
- 梶 補 佐 保険料改定は。
- 大場部長 毎年増額改定している。増額しても所得が下がっているため、保険料収入が減っている。増額すれば、徴収率が下がってしまう。非常に厳しい状態に陥っている。
- 泉田委員 一般被保険者給付及び75歳以上の高齢者医療の給付における1人あたりの費用が平成21～22年度にかけてそれぞれ18,000円増、22,000円増となっている。これはDPCの導入が原因か。
- 増田課長 はっきりとはわからない。
- 梶 補 佐 診療報酬の改定の影響もあるが、それだけでは説明はできない。

○子ども子育て新システムについて

- 竹下部長 恒久財源の確保が前提となっているが、内容や地方負担が不明確。
- ①工程表を早く示してほしい。
  - ②市町村新システム事業計画の策定指針を早く示してほしい。
  - ③子ども・子育て包括交付金の算定基礎を早く示してほしい。
  - ④新システムの実施体制づくりにあたり、子ども家庭省（仮）の設置をしてほしい。
  - ⑤子ども・子育て支援給付と支援事業とを区分してほしい。
- 泉田委員 人口の減少があるなかで、保育所等の需要予測をしているのか。
- 平松課長 保育園の入所者数（0～2歳児）は平成21年度から増えている。未就学児童数は減っているため、どこかで方向転換する必要があるのではと考えている。

## 静岡市立静岡病院との意見交換

(静岡市立静岡病院)

島本病院長、看護部長 他3名、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

小西委員長、泉田委員、齊藤(由)委員、高端委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○看護師との意見交換

小西委員長 救急の患者を断らないと説明があったが、どういう考えで病院経営をしているのか。

→ 救急の患者は断らないようにと病院長からの指示があり、当初は断ることもあったが、現在それが定着している。

小西委員長 他の病院からすると無理をしているのではないか。

→ ベッドが空いていない場合には、観察室や処置室で患者を収容している。無理な場合はその他当番病院があるので、そちらで対応するようにしている。近隣市町村にある病院とも連携するようにもしている。

泉田委員 看護師420名中、男性は何人いるのか。

→ 22名である。

泉田委員 看護師420名のなかで、それぞれのキャリアを考えての人事配置をしているのか。他の病院も含めての人事配置をしているのか。

→ 現段階では、他の病院を含めた人事配置はしていない。

泉田委員 他部署での経験を看護師が求めていたりはないのか。

→ ある程度のキャリアを積まないと、他部署へ異動したとしても難しい。

泉田委員 看護師の人材確保は難しい状況にはないのか。

→ 退職理由はキャリアパスのためというより、結婚や出産等が圧倒的に多い。

泉田委員 サポート体制はあるのか。

→ 院内研修等のキャリアアップ体制を整えている。

高端委員 院内保育所の対象者は。

→ 職員対象である。

泉田委員 キャパはあるのか。

→ ある。就学前まで受け入れるようにしている。ただ、市内の託児所に預ける職員も多い。

小西委員長 この病院が対外的に評価されていると思われるところはどこか。

→ 地域医療支援室があり、そこを通して病棟と連携している。

小西委員長 公立病院で特に大事にしなければならないものは何か。

民間病院は収益の上がる診療科目に特化すると言われているが、認識はあるか。

→ そこはよくわからないが、当院はハートセンターを抱えており、市外から患者が来院している。市民だけではなく、受け入れようとしている。

小西委員長 看護師の確保は。

→ 近隣に大きい病院もあるため、かなり厳しい状態。争奪戦になっている。

- 泉田委員 退院調整はどうしているのか。  
→ 地域医療支援室で調整している。
- 泉田委員 訪問看護は。  
→ 医療保険で実施している。
- 泉田委員 バックアップ病院は目詰まりしていないか。  
→ 目詰まりしている場合がある。地域連携パス等を利用して、努力をしている状況。
- 梶 補 佐 県立病院との役割分担はあるのか。  
→ 特にない。
- 梶 補 佐 他の公立病院と違いはあるか。  
→ 紹介状がなくても受診できるようになっている。
- 泉田委員 10対1看護を7対1看護にするのか。  
→ そうしたいが、看護師足りない。ベッド数は減らしていない。
- 泉田委員 離職者率は。  
→ 平成22年度で10.4%。

#### ○病院長との意見交換

- 小西委員長 公立病院は経営改善の余地を残していると言われているが。  
島本病院長 その通り。例えば、病院の建築費。民間の1.5~2.5倍のコストがかかっていると思われる。医師の給料は民間の方が高い。しかし、看護師と事務職員は民間の方が安い。お金の使い方は予算を使い切らないといけない。黒字を出しても、全部なくなってしまう。黒字分は投資させてほしい。いくら頑張っても、まったく還元されない。公務員制度の最たるもの。
- 小西委員長 公立病院の独立行政法人化をどう思うか。  
島本病院長 独立行政法人化しても、病院経営はよくなる。実際、独立行政法人化して成功したところは1つもない。
- 泉田委員 病院の品格とは。  
島本病院長 ある病院が小児科を閉鎖するにあたり、他の病院の負荷が増えるため、重症でない場合には診察料を高くしようという提案が公的病院からあった。これはあまりにも品格がない。やってはいけないラインがある。DPCを取るために、労力をかけるのは本末転倒。
- 泉田委員 外来が半分ぐらいキャッシュフローを稼いでいるが、外来は赤字ということに関しては。  
島本病院長 診療所であれば黒字になる。これは変えていった方がいいと思う。
- 泉田委員 医師にとって、外来は負担感が大きいのか。  
島本病院長 科によって異なると思う。
- 泉田委員 品格のある病院をつくるには。  
島本病院長 国は何をしようとしているのかを見えるようにしてほしい。厚労省は医療をどうしようとしているのかをもっと見えるようにした方が現場としては目指すものがはっきりする。



## 静岡市保健所等との意見交換

(静岡市保健所)

加治所長、小野田保健衛生部長、葵健康支援課長 他5名、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

小西委員長、泉田委員、齊藤(由)委員、高端委員、沼尾委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○城東保健福祉エリアについて

小西委員長 保健が大切であり、その後に医療なり福祉が出てきたと思うが、認識はどうか。

加治所長 そのとおり。

小西委員長 医療費抑制の観点から、取り組んでいることはあるか。

加治所長 禁煙治療に取り組んでいる。予防接種も非常に大きな医療費節減効果があると考えている。

沼尾委員 保健師の人数は。

→ 介護保険制度開始に伴い、保健と福祉を統合した先進的な相談支援体制をつくろうとする師長の意向があり、緩やかだが、増員できた。

泉田委員 集まってもらっての指導がいいのか、アウトリーチによる指導がいいのか。

→ それぞれが大事である。しかしながら、育児不安の親御さんをはじめ、更に継続指導が必要な事例が多くあるが、なかなかできていない。

泉田委員 非定型な対象者が増えているのか。

→ 特定保健指導等や地域支援事業(介護予防事業)という新たな施策は対象者が限定されており、このような新しい施策に市としても取り組みをしていく必要があるので、他の対象者への対応が難しい状況。

ただ、特定保健指導や介護予防事業がうまく委託事業となれば、地区への活動に時間を割けるようになる。

齊藤委員 障害者歯科保健センターが平成17年に開設されているが、それ以前はどうしていたのか。

→ 以前は県立こども病院と済生会総合病院で対応していた。

齊藤委員 公設公営としてのメリットは。

→ 近年、発達障害の子どもが増えてきている。また通常の診療部門で受け付けられない子どもがいるため、その子どもたちへの対応できること。

委託できる環境もないため、公設公営でせざるを得ない状況もあるかと。

泉田委員 対象となるべきだが、対象となっていない人はいるか。

→ いる。だが、人手不足という状況もあり、すべてを把握できている訳ではない。

泉田委員 医療機関からのフィードバックはあるか。

→ 地域の医療機関と連携するようにしている。

高端委員 民生委員との連携における課題は何か。

→ 民生委員によって、活動状況が異なるため、地区ごとに連携状況に差がある。

また民生委員へのさまざまな負担(子どもや高齢者の見守り等の行政からの依頼)が増

えている背景もある。

梶 補佐 説明を受けてアウトリーチが本来業務であると感じたが、静岡市特有なものなのか。

→ どの自治体の保健師も、誰もが保健師は地区活動が大切だと考えていると思う。

※補足：地区活動 サービスに出向くという単純なことではなく、地区に出て事後フォロー対象者や各種機関と関係することで、地区の状況や課題の発見をし、新たな施策化をする等の活動。

泉田委員 医療機関が退院支援をする形態がメインなのか。

→ 現在はそれがメイン。今後は病院、保健所、行き先が連携し、保健所がコーディネーター役をする形態にしていく予定。

沼尾委員 複合的なケースには、どのような対応をしているのか。

→ 例えば第1発見者は保健師。保健師が福祉事務所に連絡し、児童相談所や精神保健福祉課等の必要な機関で連携していく。関係者でのケース検討会議も実施している。

## 安東幼保園との意見交換

(安東幼保園)

川井園長、教育総務課長、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

小西委員長、齊藤(由)委員、高端委員、沼尾委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○安東幼保園について

小西委員長 腐心しているところを教えてください。

川井園長 幼保一体化の趣旨は、待機児童の解消と質の高い幼児教育をすること。午前中については、短時間保育も長時間保育も同じ年間計画で取り組んでいる。

小西委員長 長時間保育において、幼稚園と同じような質を保つのは困難なのではないか。

川井園長 長時間保育があるため、各学年の教諭らが相談し、交代で授業準備をするようにしている。

高端委員 保育士が短時間保育に、幼稚園教諭が長時間保育に入ることもあるのか。

川井園長 そもそも保育士と幼稚園教諭という区分けはしておらず、全員が安東幼保園の先生。ほとんどの教員が両方の免許を持っている。  
安東幼保園の先生としては変わらないが、保育士は行政職であり、幼稚園教諭は教育職であるため、給与は異なる。時間外手当についても、保育士はあるが、幼稚園教諭にはない。

同じ仕事をしているにもかかわらず、待遇が異なるため、当初はいろいろとあった。  
予算は一括計上、人事は別々。

高端委員 幼保園としてやっていくことのメリットは。

川井園長 この地区に保育園ができたことにより、利用者にとって便利になった。

小西委員長 幼保園ができて7年目になるが、保護者からの受け止め方は。

川井園長 システムが異なるため、まったく問題がないわけではない。たとえば、PTAの有無や保育料が異なる。PTA活動については、長時間保育の保護者は不満に思っているかもしれない。しかしながら、希望して入園している。

課長 幼保園になる前から園児を通わせていた幼稚園の保護者は不安に思っていたかもしれない。

沼尾委員 幼稚園と保育園とは園児を別々に募集しているのか。また、短時間保育から長時間保育への振替はできるのか。一時的なものも可能か。

川井園長 別々に募集している。短時間保育から長時間保育への振替も弾力的にやっている。一時的な場合にも対応している。

小西委員長 幼保園ができてよかったことが他にもあればあげてほしい。

川井園長 立ち上げ当初、職員たちは困惑していた。しかしながら、時間が経つにつれて、良さ(幼稚園と保育園)もあることを職員が理解するようになってきた。

沼尾委員 どういう分野が突出しているのは。

- 川井園長 幼稚園は環境で育てるという意識があるため、園児が主体的に選べるような環境づくりに気を配っている。保育士は、ギター1本で園児たちの心をつかむ技術をもっている。
- 川井園長 現場での不協和音が出ないように、職員が幼保園に所属し、管轄が一緒になればいい。制度を一本化しないと、職員も一本化しない。
- 小西委員長 財政負担は。
- 課長 幼稚園、保育園がそれぞれに負担している。

## 特別支援教育センターとの意見交換

(特別支援教育センター)

学校教育課長、学校教育課参事、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

齊藤(由)委員、高端委員、沼尾委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○特別支援教育センターについて

沼尾委員 学校の統廃合による跡施設利用で、特別支援教育センターを3～4階を置いた理由は。

→ 地域の声を聞きながら、教育委員会の方針として設置した。

沼尾委員 市の単独事業か。

→ 市の単独事業である。

梶補佐 特別支援教育センターは形式上、番町小学校なのか。

→ 特別支援教育センターは公の施設である。

梶補佐 葵区以外にも、通級指導教室はあるのか。

→ 他の区にもあり、学校内にある。なお、幼児言語教室は葵区のみ。

高端委員 幼児言語教室は定員が100名と言うことだが、ニーズに追いついているのか。

→ 追いついていない状況。20名程度の待ち。

齊藤委員 この施設の紹介はどうしているのか。

→ 園児の場合は、園からの紹介をしている。

沼尾委員 城東保健福祉エリアといった子育て支援の部署との連携はなされているのか。

→ 3歳児検診といった際に、連絡をもらう場合がある。こちらから連絡するといったことはない。

高端委員 予算措置(事業費ベース)は。

→ センターの運営費及び特別支援の推進事業費をあわせて、11千万円程度。

梶補佐 支援員は何の資格を持っているのか。

→ 教員免許等。

梶補佐 任用形態は。

→ 非常勤嘱託員と臨時職員の2形態。

センターオープンにより、支援員を増員をしており、人件費が増加している。

沼尾委員 1学級は何人か。

→ 1年生は35人、2～4年は40人、5～6年生・中学生は35人学級である。

## 待機児童園「おひさま」との意見交換

(待機児童園「おひさま」)

富田園長、保育課長、財政局(中井局長、大場部長、望月課長他)

(参加委員)

齊藤委員(由)委員、高端委員、沼尾委員

(事務局)

梶補佐(総務省)、服部事務官(総務省)、村上室長(地方自治研究機構)、武村研究員(地方自治研究機構)

〈意見交換の概要〉

○待機児童園「おひさま」について

梶 補 佐 この施設は3歳未満の認可保育所として届け出ること可能か。

→ 可能。

齊藤委員 4月から園児はどのくらいずつ増えていくのか。

→ 4月の時点でこの施設には数名配置し、それ以外の職員は市内の公立保育園に配置される。それから順次、子どもが増えるにつれてこちらの方に異動させる(所属は待機児童園扱い)。

異動元の保育園では、クラスを担当しないようにしている。

梶 補 佐 フリー保育士とは。

富田園長 職員が休みの時に対応する保育士のこと。

沼尾委員 園児増加による正規職員の異動の調整はどうしているのか。

→ 今までは正規職員の異動で対応していたが、現在は臨時職員を募集するようにしている。

梶 補 佐 静岡市は国の基準よりどれだけ上乗せしているか。

→ 1歳児以外は国の最低基準と同じだが、1歳児は1対4にしている。

高端委員 入所対象者の条件にある「特に緊急度の高い」とはどういう意味か。

→ 保育所に入所する基準を満たした上で、なおかつその中でも優先順位の高いかどうかということ。

沼尾委員 横浜市は地域によって待機児童数に差があるが、静岡市はどうか。

→ 地域によって偏りがある。

沼尾委員 今の枠組みのなかでは点数的に低くなってしまい、入所できない子どもを救う仕組みはあるのか。

→ 聞き取りをした上で、対応するようにしている。実際、年度途中に入所した子どももいる。

梶 補 佐 夜間のニーズの受け皿は、無認可保育園しかないのか。

→ 現状はそういう状況。

沼尾委員 入所対象年齢が3歳未満とある理由は。

→ 3歳未満に待機児童が多いため。また幼稚園も一時預かりを長くしているところもあるため。

齊藤委員 入所期間が短いことに関しては。

→ 育児休暇明けの人が多いため、まずは預けることが最優先されていると。

高端委員 年度途中から園児数が増えていくため、パートを募集するとのことだが、どのような形

態で雇用するのか。

富田園長 年度末までの期限付きで雇用する（年度更新）。

沼尾委員 運営費は単独事業か。

→ そのとおり。

沼尾委員 定員からするとまだ入所者数に余裕がある。基準を緩くすることはしないのか。

→ それが悩みどころ。基準を緩くしてしまうと、4～5月に定員いっぱいになってしまい、9～10月の受入ができなくなってしまう。一番望ましいのは年度末までに定員いっぱいになるようすること。

高端委員 定員72名の根拠は。

→ 現在の職員数で対応できる人数。施設としての定員はまだ多い。  
ただ、これまで入所希望を断ったケースはない（対象者外はのぞく）。

沼尾委員 突発的な対応（一時預かり）はしないのか。

→ 現在はしていない。他の保育園等でもその対応をしているため（入園児以外も対象）。

高端委員 待機児童園を増やす予定は。

→ 市長のマニフェストもあり、増やす予定。

高端委員 待機児童園ばかり増やすのも、ちょっとおかしいのでは。

→ 駿河区のみ予定だった。駿河区は施設が足りなかった。他の区は保育士が確保できれば、対応可能。また、待機児童が増えている状況もある。

## 第3部 今年度の研究のまとめ





# 社会保障・税一体改革における地方消費税率のあり方について —「素案」決定までの経緯を振り返る—

小西 砂千夫（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授）

## 1. 素案決定までの経緯と注目すべきこと

平成 24 年 2 月 17 日、社会保障・税一体改革の「大綱」が閣議決定された。それに先だって 1 月 6 日には、政府・与党社会保障改革本部で「素案」が決定されている。素案と大綱は、内容が同じものである。いわゆる「ねじれ国会」のなかでは、大綱が法案化されて国会に提出されても成立するかどうかは不透明だが、政府として社会保障改革と一体的に消費税増税を含む抜本的な税制改革案がまとまったことの意義は小さくない。素案決定に至るまでの経緯を振り返ると、実に多くの段階を踏んできたことがわかる。本稿では、そうした過程を振り返りながら、社会保障改革の理念やあり方と地方財源、特に地方消費税との関係について、どのような論理構成がなされ、それが今後の税制改革のあり方にどのような影響を持つかについて考察することとする。

宮本太郎教授（北海道大学）は「「一体改革」を新しい構造改革へ」（『世界』2012 年 3 月号）において、社会保障・税一体改革が政局の軸となるにつれ、「一体改革」とは何を指すのかが曖昧になり、肝心の社会保障改革のビジョンが後景に退いている。前面に出ているのは、財政再建優先の財務省の増税戦略と経済成長優先の（あるいは政治的保身のための）増税反対論の対決という構図である。ところが財政再建優先論と経済成長優先論は、社会保障を経営上の冗費としか見ないことで実は共通している」と述べている。

理念としての社会保障改革と、財政再建はまさに一体的に進めていくべきものだが、①社会保障改革は増税に対する理解を得る、あるいは抵抗を和らげるための方便であって、本音では財政再建を急がなければならないとするのか、②社会保障改革はあるべき社会の実現という意味で財政再建よりも優先すべき課題であって、それが成功すれば経済成長も可能であって、財政再建は自ずと達成されると考えるのか。①と②では大きな違いである。また、そのどちらにも与しない考え方もある。たとえば、③日本経済の状態を考えると増税自体はあり得ないことであって、歳出の削減や徴税の効率化などを進めていけば財政再建の必要性すら薄れるというものである（たとえば竹中平蔵「野田増税が日本社会を壊す」『VOICE』2012 年 3 月号）。先の宮本教授の指摘は②の立場に依拠しながら、現実には①の方向ではないかと批判している。

現在の社会保障と税一体改革につながる流れは、小泉内閣と安倍内閣における構造改革路線が修正される過程のなかで出てくる。具体的には、福田政権でスタートする社会保障国民会議がきっかけである。続く麻生政権は安心社会実現会議を設け、社会保障の充実が必要であるという姿勢を明確にしている。さらに、社会保障・税一体改革に至る経過のなかでもっとも重要なものといえる、平成 21 年度税制改正法案である所得税法等の一部を改正する法律の附則第 104 条は、麻生政権によるものである。

このように、社会保障・税一体改革は、政権交代後の動きというよりも、小泉・安倍政権の構造改革を修正する動きとして始まるものである。その動きは、民主党連立政権に交代後に一度止まったように見える。鳩山政権は増税路線を鮮明にせず、消費税率の引き上げを含む抜本的な税制改革の検討も進めなかった。もっとも、平成 22 年度税制改正では、附則 104 条の見直しを見送り、22 年 6 月に閣議決定された財政運営戦略では財政再建路線を明確にしている。民主党連立政権で税制改正路線が復活するのは、菅政権になってからであって、菅首相は少なくとも東日本大震災までは、社会保障と税制の改革を政権の中心課題に据えたところがある。それに対して、野田政権は政権発足の当初から社会保障と税制の改革を推し進める路線を鮮明にしている。

政権交代によって地方分権改革は新たな進展を見せ、地域主権改革関連法（第 1 次）によって国と地方の協議の場が実現した。このことが、特に地方消費税の税率決定において重大な影響をもたらした。

たことに注目すべきである。社会保障・税一体改革の素案について、先の宮本教授の指摘のように財政再建路線で本来の趣旨が見えなくなったという批判をかわすとすれば、地方消費税のあり方についての攻防のなかで、途中の攻防はともかく、最終的には地方財政のあり方や地方単独事業としての社会保障サービスの財源のあり方に一定の配慮がされたことがある。そのような結果をもたらした大きな要因の1つに、国と地方の協議の場が法定化され、その成果が具体的に上がったことがある。その点は特筆すべきことでもある。

## 2. 政権交代までのうごき

### 1)基本方針 2006における社会保障

小泉政権としての最後となる基本方針 2006(経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006)は、財政健全化に向けての取り組みとして歳出・歳入一体改革を掲げている。歳出の合理化と経済の立て直しを一体的に進め、経済成長を促すことによって基本的に増税に拠ることなく、結果として財政再建を果たすというシナリオが明確に描かれている。それはたとえば次の記述においても明確である。

- ・小泉内閣は、「改革なくして成長なし」との考え方の下、構造改革と財政健全化への取組を堅持し、民需主導の景気回復を実現した。同時に基礎的財政収支の大幅改善などの成果を上げた。
- ・こうした考え方と成果を踏まえ、経済と財政を一体のものと捉える「経済・財政一体改革」の考え方の下、「新たな経済成長戦略」を推進し、財政健全化の努力を今後とも継続していくことが改革の基本である。

そこでは、社会保障改革については、改革の原則 5「将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する」とし、次のように述べられている。

- ・受益と負担の世代間格差を緩和し、持続可能な社会保障制度を確立するため、社会保障給付の更なる重点化・効率化を推進する。
- ・2010年代半ばに団塊世代が本格的な受給世代となることなど、年金、医療、介護等の社会保障費の中長期的な推移を展望しつつ、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源を含め、社会保障のための安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを止める。その際、国民が広く公平に負担し、かつ、経済動向等に左右されにくい財源とすることに留意する。また、そうした特定の税収を社会保障の財源として明確に位置付けることについて選択肢の一つとして検討する。

このように、社会保障については負担の先送りを見直すことによって世代間格差を緩和し、重点化・効率化の観点で制度の見直しを行うとしている。また社会保障財源として消費税とは明記していないが、そうした税収を目的税化することを検討するとしている。

また基本方針 2006の末尾の「別紙」においては、社会保障の各分野にわたる改革方針が明記されている。そこでは、「社会保障制度が国民の安心や安定を支えるセーフティネットとしての役割・機能を将来にわたり果たし続けていくためには、制度自体の持続可能性・安定性を確保していくことが何より重要であり、そのためには、現役世代の負担が過度のものとならないよう社会保障制度全般にわたり不断の見直しを行い、セーフティネットとして求められる水準に配慮しつつ、給付の伸びを抑制することが必要」として給付の抑制の方針が打ち出され、社会保障といえども「国民の理解を前提としつつも一定の歳出の抑制努力は避けられない」としている。雇用や生活保護、介護、医療の個別分野における改革課題を述べた後、「以上のような取組を通じ、過去5年間の改革(国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円(国・地方合わせて▲1.6兆円に相当)の伸びの抑制)を踏まえ、今後5年間においても改革努力を継続することとする」として、向こう5年間についても、社会保障の歳出の自然増を国費ベースで年間2,000億円超を圧縮するペースを継続するとしている。そこでは制度改革によって歳出の増を抑制するという方針が明確に打ち出されている。

### 2)社会保障国民会議

福田康夫首相は自民党の総裁選挙で小泉構造改革路線の継承を訴えているが、1年間の政権運営の

成果を振り返ってみると、緩やかではあるが政策方針を転換している印象が強い。福田政権による基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日）は、冒頭に示した日本経済の課題の 3 番目に「生活の根底を支えるセーフティネット（安全網）を全面的に点検し直し、透き間のない社会保障制度をつくることである。我が国は、人生 90 年という長寿を実現させた。少子高齢化が進む中で、少子化を克服する努力はもとより、こうした長寿を社会全体で尊び、現在の高齢者だけでなく将来の高齢者についても、安心して一生を託せる社会保障制度となるよう、国民全体で議論を行う必要がある」として、安心して暮らすことができるための社会保障制度の構築の必要性を強調している。そこに、社会保障・税一体改革につながる、社会保障制度の拡充の路線が敷かれたといえる。

福田政権で発足した社会保障国民会議は、退陣後の平成 20 年 11 月 4 日に最終報告をまとめる。冒頭の「社会保障改革の基本的視点」では、次のように記述されている。

2000 年以降の医療・年金・介護などに関する一連の「社会保障構造改革」により、社会保障制度と経済財政との整合性、制度の持続可能性は高まった。

しかしながら、今日の社会保障制度は、少子化対策への取組の遅れ、高齢化の一層の進行、医療・介護サービス提供体制の劣化、セーフティネット機能の低下、制度への信頼の低下等の様々な課題に直面している。

「制度の持続可能性」を確保していくことは引き続き重要な課題であるが、同時に、今後は、社会経済構造の変化に対応し、「必要なサービスを保障し、国民の安心と安全を確保するための「社会保障の機能強化」」に重点を置いた改革を進めていくことが必要である。

間接的な表現ながら、小泉・安倍政権の社会保障構造改革の成果を認めながらも、少子化対策が遅れて医療・介護サービスの提供体制が劣化し、セーフティネット機能低下が指摘され、社会保障の機能強化という表現で、社会保障サービスの拡充を打ち出している。社会保障国民会議の最終報告では、「基礎年金国庫負担を 1/3 から 1/2 に引き上げるために必要な費用を加えれば、社会保障の機能強化のために追加的に必要な国・地方を通じた公費負担は、その時点での経済規模に基づく消費税率に換算して、基礎年金について現行社会保険方式を前提とした場合には 2015 年に 3.3～3.5%程度、2025 年に 6%程度、税方式を前提とした場合には 2015 年に 6～11%程度、2025 年で 9～13%程度の新たな財源を必要とする計算になる」とするなど、社会保障制度を支えるために必要な消費税率の引き上げ幅がどの程度かの試算を行っている。そこでは、社会保障を消費税率の引き上げで支える方針が明示されている。

社会保障国民会議の最終報告を受けて、平成 20 年 12 月 24 日に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」では、「国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保」として、

#### 安心強化の 3 原則

原則 1. 中福祉・中負担の社会を目指す。

原則 2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。

原則 3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

を打ち出している。また、「税制抜本改革の全体像」として、

#### 経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の 3 原則

原則 1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。

原則 2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

原則 3. 消費税率は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

を示している。そこでは、経済状態が回復すれば、計画的に抜本的な税制改正（消費税率の大幅な引き上げを意味していると思われる）を実施し、確保された財源は社会保障の費用に充当する方針を明

確にしている。またそのなかで、社会保障・税一体改革の素案における地方消費税率の決定をめぐる論点となる「確立・制度化した社会保障」や「官の肥大化」という表現が表れていることに注意したい。

また、納税者番号や社会保障番号制度の導入が、基本方針 2006 などと同様に、検討項目にあがっている。もっとも、基本方針 2006 の場合には、「社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う」とされているのに対して、社会保障国民会議最終報告では「制度横断的視点に立って、ワンストップサービスなど手続きの簡素化や負担の軽減、必要な事務の効率化のための基盤整備(社会保障番号・カードの検討等)を進めるべきである」とされるなど、その目的は微妙に異なっている。番号制の導入も、社会保障・税一体改革につながる動きに引き継がれている。

### 3)附則第 104 条

麻生内閣は内閣発足直後にリーマンショックに見舞われ、平成 20 年度に 2 度にわたる経済対策を実施している。「日本経済は全治三年」という麻生首相の発言に表れているように、まずは経済情勢の安定化を進めて、しかるべき後に財政再建を進めることが大方針となった。そのことが端的に表れているのが、先の 12 月 24 日の閣議決定であり、その直後に法案化されて国会に提出された平成 21 年度税制改正法(所得税等の一部を改正する法律)附則第 104 条(税制の抜本的な改革に係る措置)である。そこでは次のように書かれている。

第 104 条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成 20 年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010 年代(平成 22 年から平成 31 年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

また、第 3 項では個別の税目についての改正方針を示している。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

以上の内容は、法案決定に先立つ 12 月 24 日の閣議決定の内容を基本的に踏襲するものである。第 1 項において、引き上げ時期を 2010 年代半ばと期限を切ったことと、平成 23 年度までの法制の措置を講じる時期を明記したことが特に重要である。

第 3 項では、消費税については社会保障財源に目的税化することが方針として打ち出されており、消費税率引き上げに対する低所得者への配慮の必要性に言及している。この箇所は「消費課税」としているだけであって、それは狭義の意味での国の消費税を指しているのか、地方消費税を含むものなのかは明示的ではない。もしも地方消費税を含むものであるならば、現在の地方消費税率 1%や、地方交付税財源となる分(税率換算で 1.18%)もすべて社会保障財源とすることとなる。その点は、後の成案決定の際に大きな問題となった。

また地方税制に関する箇所では、地方消費税の充実の検討が打ち出されているが、注目すべきは地方法人課税の見直しと併せて、偏在性が小さく安定的な税体系の確立を求めていることである。地方法人課税を地方消費税に振り替える改革が重要とされている。

12月24日の閣議決定も重要であるが、附則第104条というかたちで法律に明記されたことは、それ以上に政府の行動を縛ることとなる。そのことによって、平成23年度中の消費税率の引き上げを含む税制の抜本改革の実現がセットアップされたと言える。

#### 4)安心社会実現会議

麻生内閣で設けられた安心社会実現会議は、平成21年6月15日に「安心と活力の日本へ」という報告書をまとめている。そこでは、社会保障の充実を含む、今後めざすべき社会像が検討されている。たとえば「日本型の安心社会と自由市場経済」の箇所では「社会的公正と自由市場経済を新しい次元で統合し、日本型の自由市場経済を構築していくべきである。グローバル時代に見合った新・日本モデルともいえるべき、新しい頂が目指されるべきである。それは、官の介入に牽引されるものでも、市場を放任するものでもない。企業と各ステークホルダー（消費者、労働組合、NPO、地域社会）との間での信頼形成とルール創造を基礎とした、節度とモラルのある自由市場経済である」として、自由主義経済の枠組みのなかにも、共同体の枠組みのなかで信頼を形成するなど、節度とモラルのある姿を描いている。

そのためにも、「人生を通じた切れ目のない安心保障」が必要であるとし、「雇用をめぐる安心」「安心して子どもを産み育てる環境」「学びと教育に関する安心」「医療と健康の安心」「老後と介護の安心」を具体的な項目としている。附則第104条に上げられている年金、医療、介護と子育て雇用に加えて、雇用と教育を通じた安心の必要性を指摘している。全体的には、そのような安心保障を担保することが、経済活動の活性化につながるという見方である。

麻生内閣では福田内閣からの流れを引き継ぎ、構造改革路線における小さな政府論から、中福祉・中負担へ社会保障の仕組みを転換する方向性が打ち出されている。そのことを端的に表現している箇所として、たとえば「これまでの日本は、民間企業の長期雇用と地方に仕事を供給する仕組みに支えられて、比較的小さい社会保障給付（負担）で国民の安心を実現してきた。社会保障給付は高齢世代への支援（年金・医療・介護）が中心であった。経済社会の大きな転換を経て、これまでの仕組みをそのまま維持することは困難である。高齢世代の安心を支えるためにも、現行制度の綻びを修復しつつ、現役世代および次世代を対象とした給付の比重を拡大していく必要がある。そして、世代をとおして切れ目のない支援型の安心保障を構築していくべきである」がある。

報告書では、「子育て世帯、働く低所得世帯を支援する給付付き児童・勤労税額控除の創設」「所得保障付き職業能力開発制度など雇用・生活保障セーフティネットの構築」「安心保障番号／カード（社会保障番号／カード）の導入」など具体的に取り組むべき10の緊急施策をあげている。さらに、消費税の社会保障財源への目的税化について、「この時期の行財政システムの改革として、負担が確実に国民に還元されることをはっきり示すため、政府に「社会保障勘定」を創設し、消費税を社会保障給付のための目的税として、その収入はすべてこの「社会保障勘定」に入れる、という方法も検討に値する。税負担が見返りのあるかたちで具体的な給付に使われることが明確になれば、不信の払拭と社会保障強化への合意形成の大きな助けとなる」として、一歩踏み込んだ見方を示している。

### 3. 税と社会保障一体改革の推移

#### 1)財政運営戦略

平成21年夏の総選挙で民主党連立政権が成立する。その際の政権公約である民主党 Manifesto では、「今の仕組みを改め、新しい財源を生み出します」として、具体的に「国の総予算207兆円を徹底的に効率化。ムダづかい、不要不急な事業を根絶する」「税金などをため込んだ「埋蔵金」や資産を国民のために活用する」「租税特別措置などを見直す」とし、基本的に増税を前提としないでも、マニ

フェストの盛り込んだ子ども手当やガソリン税の引き下げなどの新しい政策が実現できるとされている。その結果、鳩山政権では社会保障・税一体改革につながるような政府内の検討は基本的に進んでいない。

もっとも、財政再建にむけた政府の方針決定としては、平成 22 年 6 月に閣議決定された財政運営戦略がある。政権交代後、財政健全化を訴える姿勢は弱くなったわけではない。たとえば、平成 22 年度予算の 2 度目の概算要求にあたっての予算編成方針（22 年 9 月 29 日閣議決定）では、「マニフェストに従い、新規施策を実現するため、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出す。これにより、財政規律を守り、国債マーケットの信認を確保していく」としており、財政規律があることを明示することで国債マーケットの信認を確保することが強調されている。その背景には、ギリシャの財政危機などのヨーロッパのソブリンリスクの高まりがある。財政運営戦略は、「財政破綻リスクへの断固たる対応」を行うものであると同時に、新たな成長戦略を講じるとともに、社会保障の再構築を行うとしている。そこでは、「安定した社会保障制度は、国民の安心と希望を確保する礎である。これまで、社会保障は負担面ばかりが強調され、経済成長の足を引っ張るものとみなされる傾向があったが、新政権はそのような立場には立たない。社会保障の強化により、国民は安心してお金を消費に回すことができるようになる。また、社会保障には雇用創出を通じて成長をもたらす分野が数多く含まれている」として、社会保障の充実が経済成長の促進につながるという見方を示している。

財政運営戦略では、財政再建の目標として、「国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化することを目標とする」などとしている。そのうえで、財政運営の基本ルールとして、「歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するものとする」、いわゆるペイアズユーゴー原則などを打ち出している。平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間の中期財政フレームを策定し、その 3 か年は「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的実現に向けて始動する「第一ステージ」と位置付けられる」としている。そのうえで、平成 23 年度から 3 年間の基礎的財政収支対象経費を、平成 22 年度の 70.9 兆円と同規模の 71 兆円に据え置くとした。

このような財政運営戦略の考え方は、基本的には地方財政には逆風になるものである。地方財政の安定的な運営として「財政の健全化については、まず、国が本戦略に則り改革に取り組んでいくことはもとより、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うことが必要である。地方公共団体に対し、上記の国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」などとし、財政再建はもっぱら国の財政において行い、地方財政の運営への配慮と負担転嫁（たとえば補助率の引き下げなど）を行わないとしている。併せて「地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 22 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」として一般財源の確保を明記しているが、地方財政も社会保障関係経費の自然増があるだけに、財源の据え置きは実質的には緊縮財政を意味する。

財政運営戦略は、消費税増税が実現するまでのつなぎの財政健全化策の意味があり、それまでは歳出を増やさないように求めている。鳩山内閣としては増税こそ打ち出さなかったが、それが実現するまでの方策は講じたと言える。平成 22 年度の税制改正時に附則第 104 条を見直すことも可能であったはずだが、それをしなかったことで法律が定める期限を迎え、平成 22 年秋頃から税制抜本改革の検討が開始されることとなる。

## 2) 社会保障改革に関する有識者検討会報告

菅内閣に交代後、社会保障改革と税制抜本改革が主要な政策課題に浮上する。平成 22 年 10 月には政府・与党社会保障改革検討本部が設けられ、政府と与党のなかで検討が進められた。政府内では、

社会保障改革に関する有識者検討会報告「安心と活力への社会保障ビジョン」が平成 22 年 12 月にまとめられた。

そこでは、社会保障改革が必要とされる根拠が次のように示されている。国民生活の安定は、企業の長期的雇用慣行や、地域の雇用維持のための諸施策など、男性世帯主の勤労所得の確保によるところが大きく、そのなかで退職者の年金給付は問題とされてきたものの、子育てや介護については、家庭での専業主婦の奮闘に依るところも大きく、社会保障制度によって支えてきたわけではなかった。そのなかでも雇用維持の制度が機能していれば、「雇用を軸にした安心」を支え、人々の希望を紡いできた。しかし、経済のグローバル化が進行し、非正規雇用が増大するなかで、男性世帯主の安定的雇用はしだいに縮小することで状況は一変した。企業は、従業員の生活保障を提供する余裕を失い、家族や地域のかたちは大きく変容した。ところがこの変化に、社会保障制度が十分機能しないために、現役世代は、子育てや失業、不安定就業など、新たな生活リスクに直面している。その結果、貧困が拡がり、多くの国民が将来の生活について強い不安を抱いている。そこに社会保障改革を実現する必要があると指摘している。

そのうえで、「参加保障」「普遍主義」「安心に基づく活力」を社会保障改革の 3 つの理念とし、「切れ目なく全世代を対象とした社会保障」「未来への投資としての社会保障」「地方自治体が担う支援型のサービス給付とその分権的・多面的な供給体制（現物給付）」「縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援」「次世代に負担を先送りしない、安定的財源に基づく社会保障」を社会保障改革が目指す 5 つの原則に定めている。社会保障負担のあり方として、

- ①「負担」とは何かー公的な給付と負担が少なければ私的な給付と負担が増大。公的負担と私的負担のバランスについて国民的合意を急ぐ必要
- ②負担と給付をめぐる歪みの是正をー現役世代で見返り感が乏しいまま負担感が増し、制度不信が高まっている。新しい状況に沿って、負担と給付の関係を調整する必要
- ③将来世代への先送りを見直すー高齢者 3 経費（年金・医療・介護）については、消費税収との差額が公債依存を通して将来世代に先送りされていることを自覚する必要
- ④社会保険の揺らぎを税負担で補完をー財源の約 3 分の 2 を占める社会保険料負担について、非正規化等の状況を踏まえ、逆進性などのあり方を点検し、必要な税財源を確保
- ⑤社会保険制度を中核にー社会保険は、負担と給付の関係や加入者相互の連帯が見えやすい制度。

加入基盤の拡大や女性の就労インセンティブを弱める要素の見直しが必要としている。併せて、信頼醸成への道として、「社会保障と税にかかわる番号制度、消費税の用途の限定→負担が公平に分担され、無駄なく活用されること」や「自治体への権限付与等による、分権型の社会保障への転換を進めること」などを示し、社会保障強化と財政健全化の同時達成が必要としている。

そのうえで、社会保障を支える税制のあり方として、次に 6 つの柱を立てている。それらを通じて社会保障改革の必要性や理念や、またそれにふさわしい社会保障負担の考え方や具体的な税制にあり方などについて包括的に意見が述べられている。

#### ①税の再分配機能と所得・資産課税の重要性

ー必要な税財源を確保して社会保険の揺らぎを補完し、社会保障制度の維持と機能強化を図ることが必要

個人所得課税や資産課税において、所得再分配機能を強化

#### ②人口構造・雇用・経済環境の変容のなかでの消費税の基幹性

ー特定の世代に負担が偏らず、広く薄く全世代が負担

景気変動によって税収が左右されにくい安定財源

できる限り経済に対して中立的な負担

逆進性については、消費税収を再分配効果の高い社会保障給付に充てること等によって解消

#### ③消費税の用途明確化の必要性



―官の肥大化には使わないなど、平成 21 年度税制改正法附則 104 条や「中期プログラム」の考え方を発展させ、消費税を社会保障目的税とすることも含め、区分経理を徹底するなど、消費税の使途を明確化すべき

④社会保障改革とそれを支える税制改革の一体的実施

―高齢者 3 経費と消費税収の差額（9.8 兆円）や、社会保障の国庫負担のうち後代につけ回されている部分（10 兆円超）は今後さらに増大。全世代型の社会保障への刷新をすすめる費用等も必要（社会保障の機能強化のための追加費用として 2015 年度 7.6～8.3 兆円、2025 年度 19～20 兆円の公費財源が必要）

将来的には、社会保障にかかる公費全体について、消費税を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障をより一層安定

政府はできるだけ速やかに、社会保障制度と消費税を含む税制の一体的改革の具体案を作成すべき

⑤基礎年金国庫負担 1/2 確保のための安定的財源の確保

―厳しい国家財政の下で臨時財源による対応には限界。速やかに税制抜本改革の中で必要な安定財源を確保すべき

⑥地方の税源確保

―社会保障改革を支える税制改革のためには、地方自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保が重要な目標

税源の偏在性が少なく、安定的な税財源を確保することが必要であるとともに、自治体の課税自主権の拡大・発揮についても検討すべき

以上のように、この後の成案から素案に続く流れのなかで、社会保障・税一体改革の理念といえる部分や、具体的な方策については、この有識者報告でほぼ網羅されたと言える。

### 3) 民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」

一方、民主党も税と社会保障の抜本改革調査会を設け、有識者報告と同時期の平成 22 年 12 月に中間整理を行っている。そこでは、抜本改革の方向性として「抜本改革の目標は、社会保障の水準を現在より引き上げ、現在の安心と将来への希望を抱ける豊かな福祉社会を構築し、これをデフレ脱却を含めた経済成長に結びつけていくこと」「巨大な潜在需要がある社会保障分野には成長の可能性が高い産業が数多く存在し、この潜在需要を顕在化させていくことによって、雇用を生み、デフレ脱却を含めた経済成長や財政健全化に結びつける」としており、社会保障政策と経済活性化の関係や整合性について特に強調されている。

また、社会保障を支える財源については、「民主党の原点に戻ることが重要。税金の無駄遣いを根絶すると共に、将来の社会保障の姿とその場合の国民負担を明らかにした上で、国民の判断を得なければならない」と指摘している。そのうえで、「税制と社会保障制度一体での具体的な改革案を示す」「社会保障の財源は、税制全体で確保していく。なかでも消費税は非常に重要。消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべき」「消費税を社会保障の目的税とする子を法律上も、会計上も明確に。「社会保障」の範囲は、高齢者 3 経費を基本としつつ、検討。「逆進性対策」は、「還付制度」を優先的に検討」の 3 点が必要であるとしている。

### 4) 社会保障改革の推進についての閣議決定

これらを受けて、平成 22 年 12 月 14 日には「社会保障改革の推進について」が閣議決定されている。「社会保障改革に係る基本方針」では、上記の有識者報告や民主党調査会中間整理で基本的方向性が示されたとしたうえで、

政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成す

るための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐとして、平成23年半ばまでに成案を得ると期限を示している。併せて同閣議決定では、それまで併せて検討されてきた、社会保障・税に関わる番号制度についても、「来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組む」としている。

## 5)6月2日の社会保障改革案

平成23年1月14日に菅内閣は2度目の内閣改造を行い、与謝野馨氏が内閣府特命担当大臣として入閣し、社会保障・税一体改革を担当することとなった。そうしたなかで、社会保障改革に関する集中検討会議が発足する。その趣旨は「社会保障・税一体改革の検討を集中的に行うとともに、国民的な議論をオープンに進めていくため、内閣総理大臣を議長とし、少数の関係閣僚及び与党幹部と民間有識者からなる会議を政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置する」とされている。

集中検討会議は平成23年2月5日に第1回が開催され、第6回（5月12日）の「厚生労働省案」を経て、第10回（6月2日）に「社会保障改革案」が提示される。社会保障改革案では、冒頭の「社会保障改革の全体像」などが示す改革の考え方にはについては、基本的にそれまでの検討結果を継承したものであり、「改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向」についても、従来の方向に沿って内容が具体化したものといえる。

社会保障改革案で重要なのは、消費税率の引き上げ幅について「2015年度までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げると明記したことである。引き上げ分については、「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用及び基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用（社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している）、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る」としている。2015年度に消費税率を10%に引き上げることを通じて、財政運営戦略が示す「国及び国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減」の達成に一定の目処が立つ。逆にいえば、2020年度の黒字化のためにはさらなる消費税率の引き上げが視野に入っていることとなる。

この社会保障改革案に対して、片山善博総務大臣をはじめ地方関係者から一斉に大きな批判が起きた。なぜなら、同案は消費税率を引き上げても、明示こそされていないが、地方への実質的な配分がごくわずかにとどまると読める内容になっていたからである。

「改革後の社会保障費用の推計」の箇所では、

改革後の社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計 2015年度における、今回の社会保障改革実施後の社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の額は別紙2に示すとおり47.4兆円と見込まれる。このうち、年金・医療・介護及び子ども・子育て分野にかかる費用は42.0兆円と見込まれる。

とあり、そこで検討の対象とする社会保障給付は、年金と補助事業としての医療・介護・子育て分野にかかる国・地方分とされている。さらに、「社会保障の安定財源確保の基本的枠組み」における「(1)消費税込を主たる財源とする社会保障安定財源の確保」の箇所では、

消費税込（国・地方）の使途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充てられているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、その全額の使途を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年税制改正法附則104条）に拡充する。

とある。さらに、「(3)国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保」の箇所では、消費税込の国

と地方分の配分について、次のように述べている。

国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。消費税込（国・地方）の具体的充当先となる社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた消費税込（国・地方）の配分を実現し、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

以上の3つの箇所を結びつけると、消費税込は、地方消費税となっている部分と、国の消費税のうち交付税財源となっている部分を含めて全額を、年金と補助事業としての医療・介護・子育て分野の社会保障給付（国・地方分）に充てることとし、国と地方の消費税込の配分は、社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて定めるという論理になる。

先に述べたように、現在の消費税5%のうち、地方の配分は地方消費税と国の消費税の交付税財源分を含めて2.18%、国は残りの2.82%という配分である。年金と補助事業としての医療・介護・子育て分野の国と地方の社会保障給付の財政負担は、おおむね3対1の割合である。10%をその割合で配分すると、地方分は2.5%にしかない。したがって消費税率を引き上げても地方の実質的な配分はほとんど増えない案になっている。

本稿でこれまで振り返ってきたように、社会保障財源のあり方については、さまざまな経緯を経て現在に至っている。そのなかで、消費税（国・地方分）の配分については、常に玉虫色の内容であって、そのあり方が具体的に検討される機会はなかった。それもあって、成案決定にむけた詰め段階で、地方にとって容認しがたい内容の案が示されるという事態になった。そこから総務大臣や地方6団体などによる巻き返しが始まることとなる。

なお、民主党の社会保障と税の抜本改革調査会は集中検討会議が行われているさなかの平成23年5月に「あるべき社会保障」の実現に向けて」をとりまとめている。その内容は、社会保障制度の拡充を前提に、各種サービスのあり方にむけての方策が主たる内容であり、消費税等の財源のあり方については最低保障年金に関する部分以外にはほとんど触れられていない。またそこで検討されている社会保障の範囲は、障がい者施策や就労対策などを含む広範囲であり、附則第104条などで限定的に書かれた範囲を超えるものである。

## 6)6月30日の「成案」

6月2日の社会保障改革案における消費税（国・地方分）の地方への配分の考え方に対する地方の反対の根拠の1つは、地方消費税（当初は消費譲与税）は消費税導入の際に廃止された地方税の個別消費税見合いの部分として確保されたものであり、消費税のうちの交付税財源分は、消費税導入の際に所得税等の減税によって増減税同額で導入されたことから、地方交付税財源の減少見合いとして消費税とたばこ税が交付税財源に新たに加わったことがある。そのような過去の経緯に照らすと、社会保障給付の国と地方の役割分担に応じて配分するとしても、それは引き上げ分の5%に限るべきだということになる。また社会保障改革案では、47.4兆円と推計されている社会保障給付のなかに、地方単独事業分が一切含まれていない。しかしそれでは、地方分権が推進されているなかで、あるべき姿にいかにも逆行する印象が強い。

地域主権改革関連法（第1次）の成立施行によって、平成23年4月には国と地方の協議の場の法定化が実現していた。その第1回会合が、社会保障改革案が公表後の6月13日に開催され、地方団体との意見交換が行われることとなった。その際、地方6団体が提出した資料では、「社会保障は、国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスが一体として支えており、地方の社会保障サービスなくして社会保障制度は機能しない。高齢者三経費（基礎年金、高齢者医療、介護保険）とこれに制度化された少子化対策経費等を加えたいわゆる社会保障四経費に対象を限定するべきではなく、社会保障サービスを地域の実情に応じて一体的に提供していく必要があるという現実を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障全体をとらえた議論が必要である」と述べている。また、財源については、「地方

単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行った上で、国・地方の社会保障全体におけるそれぞれの役割分担に応じて、偏在性の小さい地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充など安定的な財源確保を図るべきであり、かつ「現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯に留意すること」と主張している。なお、この第1回会合では、国は地方の意見を聞くというスタンスにとどまり、ともに協力して成案を作るという姿勢に欠けていた。そこで、「地方が重要な役割を担う社会保障サービスの各分野の制度設計にあたっては、地方の意見を的確に反映し、国・地方の適切な財源配分を含め、効果的な制度となるよう、法に基づく分科会を設置し、速やかに検討を開始する」ことを求めている。分科会は、その後、年末にむけて素案を実質的に検討する際に開催され、大きな成果を上げた。

社会保障改革案の後、政府・与党社会保障改革検討本部における主たる検討の場は、成案決定会合に移ることとなり、6月8日に第1回会合、その後6月30日の第5回会合で成案決定にいたり、7月1日に閣議報告されている。第1回会合の議事概要には、主な意見の冒頭に「地方単独事業を認識した上で負担を議論すべき。また、地方団体の意見が十分に聞かれておらず、議論の進め方が不誠実である」という厳しい意見が示されている。

成案決定会合では、結果的に地方財源のあり方について基本的に地方の考え方が入れられた形となった。すなわち消費税率のうち引き上げ分の5%について、役割分担に応じた配分とし、従来分については変更しないこと、役割分担の費用推計をする場合には、地方単独事業を含めることとした。表1で示したように、社会保障改革案に対して、成案では地方財源の充実という点で大きく変更されている。その中心といえる部分は、「現行分の消費税収（国・地方）についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分（地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分）と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収（国・地方）については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る」とされた箇所である（引用文中の(1)の分野とはいわゆる社会保障4経費等を指す）。

#### 4. 地方単独事業の推計と地方消費税の税率

成案決定後、社会保障の各分野における改革の検討が進むのと並行して、社会保障に関する地方単独事業の事業費の推計を行うために、原則として全地方公共団体を対象（東日本大震災の被災団体を除く）とするに調査が行われた。6月17日の成案決定会合では、総務省推計によれば、2011年度で地方単独事業として社会保障に関連する支出は7.7兆円と見込む資料が提出されていたが、悉皆調査によって明らかにすることとされた。

平成22年度決算に基づいて調査が行われ、民生費（災害救助費を除く）、衛生費（清掃費を除く）、労働費、教育費のうち、自治体から総合福祉、医療、介護・高齢者福祉、子ども・子育て、障害者福祉、就労促進、貧困・弱者対策に該当するものとして報告のあった金額を集計した。ただし、乳幼児医療費助成（義務教育就学後）、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係および厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費：（平成22年度予算）において計上されている事業は除いた。その結果は11月10日に公表され、社会保障関係の地方単独事業は6.2兆円と推計された（国と地方の協議の場分科会、11月17日（第1回）に提出された）。それ以降、総務省の推計した結果を基に、成案に該当する部分はどれだけかをめぐって、総務省のほか、内閣官房、厚生労働省、財務省の4省庁と、国と地方の協議の場を通じて地方6団体がさまざまな議論を展開することとなる。

12月8日の国と地方の協議の場分科会（第2回）で、厚生労働省は総務省の地方単独事業の調査結果に対して、提出資料のなかで次のように見解を示している。社会保障分野に属さないもの（出産祝い金、準要保護児童生徒援助・給食援助、通学バス運行事業費、勤労者住宅資金貸付預託金など）や、

社会保障分野に属しても給付には該当しないもの（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険にかかる事務費、公立病院・診療所等の保険収入外の繰入、保健所、保健センター、各種団体補助）が含まれるほか、給付に該当しても社会保障4分野以外のもの（民生委員活動費、老人クラブ活動費、ホームレス自立支援、障害者施設利用者負担軽減）があり、社会保障4分野であっても法律上の規定が弱いもの、あるいはないものがあるといった指摘である。それらを通じて、総務省の推計は全体的に過大であって、財源配分を考える際に対象となる単独事業は限定的に見るべきという考え方が示されている。

それに対して、地方6団体は「現物サービスの提供を担う地方自治体の役割を踏まえ、住民の視点に立って、現実に合理的なニーズがあるか否かに基づいて協議を行うこと」とし、「地方が担う住民に対する現物サービスそのものである保健師、保育士、児童福祉司等のマンパワーに係る人件費」「予防接種、各種健診・検診などの予防医療や、高齢者の措置費、日常生活支援などの介護予防、幼児教育・保育など、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきもの」「地域の住民ニーズに対応するため実施せざるを得ない乳幼児・障害児（者）医療費助成や保育料の負担軽減、高齢者や低所得者が多いなど構造的な問題を抱えている国民健康保険の保険料軽減、地方公営企業法が想定している地域医療維持のための公立病院に対する負担など、法令等により義務付けられているものや住民生活に必要なものとして全国的に実施しているもの」は税収配分の基礎に含めるように求めている。また、総務省は厚労省の資料に対して「具体的な事業のあてはめ等について課題があり、今後の協議を通じて解決される必要がある」と修正を求めている。

地方6団体は、国・地方協議の場における検討と並行して、有識者を交えた社会保障と税の一体改革に係る検討WGを開催している。そこでは、以下で例示するように、税収配分の基礎とする地方単独事業の範囲をめぐる論点が議論されている。

保健師、児童福祉司等のマンパワーにかかる人件費は「官の肥大化」にあたるので該当しないとの見解が妥当か。

予防接種、各種健診・検診は「公衆衛生」であり、「医療」ではないとの見解が妥当か

高齢者措置費、日常生活支援等は「介護」ではなく、「給付」としての介護は介護保険のみであるという見解は妥当か。

本稿で示してきたように、社会保障改革の理念や必要性については、長い経過のなかで、有識者会議等を通じて営々と積み上げられてきた。しかしながら、国と地方の財源配分をめぐる最終局面になると、社会保障のあり方や地方分権のあり方よりも、形式的な定義に入るかどうかの議論に終始していることが読み取れる。それは国と地方で財源帰属をめぐるせめぎ合いであって、社会保障のあり方の議論とは異質のものである。また成案にある「官の肥大化」という表現が、人件費を対象外とする意味であるとするのは、一般国民にはいかにもわかりにくく、省庁間の駆け引きの議論といわざるを得ない。予防接種や健診・検診等が医療ではない、あるいは介護保険対象外サービスは介護に含まないという論理も、同様に、一般国民からみて不信感をかき立てるように作用しかねない。

12月12日の分科会(第3回)では、4省庁の連名で論点整理の資料が提出されている。主な論点は、表2の中欄で示した。この時点では、それぞれの論点について意見の隔たりは大きい。ついで開催された12月26日の分科会(第4回)では、厚労省は、6.2兆円の総務省調査の結果に対し、社会保障分野は5.5兆円、社会保障4分野以外は1.8兆円であり4分野は3.8兆円、そのうち給付に該当するのは2.6兆円、そのうち制度として確立されているものは「~0.2兆円」とどまるという資料を提出した。一方、社会保障給付費における公費負担は、同じ基準で社会保障分野であって社会保障4分野に該当し、給付であって制度として確立されているものは、国が23.1兆円、地方が7.7兆円という結果を示した。

それに対して、総務省からは、地方単独事業の整理については成案の考え方に沿うとしても、地方の意見に耳を傾ける柔軟な対応が必要であり、国の制度と地方単独事業の組み合わせによって社会保障全体が持続可能となっているという認識を共有した上での整理が必要との反論が出され、地方6団

体も地方単独事業の重要性を強調した。

分科会での検討はこの時点で終わり、12月29日には国と地方の協議の場が開催され、4省庁連名の資料「地方単独事業の総合的な整理」が提出された。そこでは、それまでの検討経過のように、個別事業に該当するかどうかを検討する必要を認めながらも、「地域の実情に応じ、それぞれの地域の判断で行われている地方単独事業の一つ一つについて個々に精査を重ねるよりも、一定の基準を設けつつ、地域の判断を尊重した上で定量的な整理に努めることが求められる」と発想の転換を図ることとした。その内容は表3の右欄に示している。

まず、社会保障4分野(年金、医療、介護、少子化対策)に該当するかどうかについては、成案の「社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付」における地方単独事業を対象とすることを基本とするとした。厚生労働省の4分野(3.8兆円)をベースとしつつ、則った範囲として、実質的にこれらの分野と重複している事業及び一体として評価される事業も含めるとした。4分野に含まれる主なものは、

医療：国民健康保険、乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）、障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成、妊産婦健康診査、公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）、夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制）運営費補助（1・2次救急）

介護：高齢者日常生活支援、介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等）

子ども・子育て：保育所（公立・私立）、幼稚園（公立・私立）、児童相談所、放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後こども教室等）

である。また、則った範囲とされたのは、

医療：予防接種、乳幼児健診、がん検診、保健所（保健師）（健康診査や予防接種等の業務に関連する保健師の人件費に限定）

介護：養護老人ホーム等（老人保護措置費）（公立・私立）、その他の施設、居宅介護・活動支援等

子ども・子育て：その他の施設、地域療養・居宅介護等  
（下線の施設等については、地方単独事業は複数分野にわたって総合的に実施されていることを踏まえ、障害者・児を対象とする事業のうち、高齢者の介護に該当する事業に相当する部分及び子ども・子育ての事業に相当する部分を則った範囲と整理）

とされた。則った範囲を含めると、単独事業は4.3兆円と推計された。

次に、給付に該当するかどうかについては、国民に現物サービスを提供しているマンパワーの人件費について、「給付」の担い手としての側面を評価することとした。その一方で、受益が直接個人に帰属しない事業については精査するほか、事務費や事務職員の人件費等を除外することとされた。

また、制度として確立されているかについては、国から見れば「法令による義務づけ」は制度としての重要な要素であるが、これを過度に重視することは事業の必要性に関するそれぞれの地域の判断への配慮を欠くこととなりかねない、とみなしている。その一方で、国民負担を伴う今般の改革において、地域の判断を尊重するとしても、標準的な行政水準を超えて行われているサービスを国民全体で負担すべき対象として評価することは必ずしも適当ではないとする。それらをふまえて、地方財政計画や地方交付税における需要額をメルクマールとして「制度として確立された」地方単独事業を定量的に整理することとされた。

制度として確立されているかどうかに関する箇所は、非常に重要な指摘を含んでいる。法令による義務付け等は財源保障すべき財政需要という意味で重要ではあるが、義務付けられた事務をもって財源手当が必要な部分とみなすことは、地方財政制度の考え方には相容れない。ましてや地方分権が進むなかで義務付けの緩和が進んでいくなかではなおさらである。その反面で、標準的な水準を超える部分は地域の判断であるとしても国民全体の財政負担とすることはなじまない。そこで、地方財政計画や地方交付税における需要額を基準とすることとした。これは現行の地方財政制度の考え方に沿って財源手当されるべきあることが確認されたという意味で、意義深いものである。

社会保障4分野と則った範囲を合わせた4.3兆円に対して、給付に該当する部分として80%を乗じ、さらに制度として確立された部分として75%を乗じた2.6兆円が役割分担の基礎となる地方単独事業の積算結果とされた。給付に該当するものとして80%を乗じるのは、「対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる（総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%）」からとされ、制度として確立された分野として75%を乗じるのは、「地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%（地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合）とする」からであると説明されている。

役割分担の基礎となる地方単独事業を2.6兆円とすることで、消費税率5%の引き上げ分に対する地方財源として確保されるべき部分は、

$$5\% \times (\text{社会保障給付費における地方負担分} + \text{単独事業分}) / (\text{社会保障給付費における国・地方負担分} + \text{単独事業分})$$

となり、1.54%とされることとなった。

さらに、この地方分1.54%は、地方消費税として1.2%、残る0.34%は交付税財源分とされた。その積算根拠は、1.54%のうち社会保障給付費における地方負担分については地方消費税の引き上げで対処することとし、単独事業分については地方交付税の増額で対処することである。したがって、地方消費税の引き上げ分は、

$$1.54\% \times \text{社会保障給付費における地方負担分} / (\text{社会保障給付費における地方負担分} + \text{単独事業分}) \\ = 1.15\% \div 1.2\%$$

となる。

社会保障制度の安定財源確保の観点から地方消費税の充実が基本であることは言うまでもないが、地方税収が拡充されると、留保財源の増に見合う額の基準財政需要額は基本的に圧縮されることになる。基準財政需要額の算定では、社会保障給付費における地方負担分のような義務付けの強い経費が優先され、地方単独事業分の需要額から減額されることになりかねない。そこで、特に税収に恵まれない団体で社会保障関係の地方単独事業の財源を確保しようとする、着実に需要額に算定される必要があり、そのためには地方交付税財源の拡充が欠かせない。そこで、単独事業見合い分は、地方交付税の法定率の引き上げ分で対処されることになったと考えられる。

12月29日の国と地方の協議の場で、引き上げ分5%における地方財源の配分とその内訳について、地方の了解が得られたことから、素案は事実上決着し、平成24年1月6日に政府・与党社会保障改革本部で決定された(同日、閣議報告)。またその後、同じ内容で「社会保障・税一体改革大綱について」が、平成24年2月17日に閣議決定された。

なお、社会保障改革と抜本税制改革と並行して検討されてきた社会保障・税番号制度については、番号（マイナンバー）法案・同整備法案が、平成24年通常国会に提出される予定である。

## 5. おわりにー社会保障財源の充実と地方財源配分のあり方

社会保障改革の理念は、今後の日本の経済社会のあり方に関わる重要なものである。その点は一般に十分浸透しているとは言えないが、それでも紆余曲折を経ながら改革の道筋がつけられてきたことは成果である。もちろん、税制抜本改正を含めて、法律として成立するかどうかは不明であり、予断は許さない。

そのなかで、社会保障サービスの拡充では、現金給付だけではなく、現物給付のサービスの拡充が重要であり、その担い手は地方であることから、安定的な地方税源の拡充と義務付けの見直し等の地方分権改革が必要である。そのような考え方は、成案の策定の途中の段階では十分反映されていなかったが、成案で地方単独事業の重要性が認識されたことや、素案における地方財源の確保にあたってそのような考え方が反映されたことは特筆すべきことである。とりわけ、素案決定の最終段階で、地

方財政計画に基づく財源保障という地方財政における基本的な考え方に沿った改革案がまとまったことは意義深い。また、素案の決定においては、国と地方の協議の場や同分科会が重要な役割を果たしたが、地域主権改革関連法（第1次）で法定化がされていたことが功を奏した。

今後も地方消費税の引き上げは課題になると思われる。その際に、国分と地方分をどのように配分するかが課題として浮上すると思われるが、今回の検討結果は、論理の整理の仕方における先例として当然参照されると思われる。その意味合いは大きい。

素案における地方消費税の拡充は、三位一体改革における税源移譲の場合と同じように、地方交付税の算定上での技術的課題を伴うところがある。社会保障サービスの機能強化にともなって地方財政計画の歳出が拡大すると予想されるが、機能強化分以上に地方税収は増えており、それに伴った偏在是正を含む地方財源の衡平な配分をどのように達成するかについて十分な検討が必要となる。ちなみに三位一体改革においては、税源移譲分は基準財政収入額に100%算入する措置をとったが、その際にとられた措置を継続するかどうかも含めて、今回の地方消費税率の引き上げへの対応については検討を要する。



表1 社会保障改革案と成案の比較(地方財政に関する箇所を中心に)

<p>社会保障改革案 (6月2日社会保障改革に関する集中検討会議提出資料)</p>	<p>社会保障・税一体改革成案(案) (6月17日成案決定会合)</p>
<p>I 社会保障改革の全体像</p>	<p>I 社会保障改革の全体像 1 社会保障改革の基本的考え方 ⑤ 国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場における経験や創意を取り入れ、各種サービスのワンストップ化をはじめ制度の簡素化や質の向上を推進する。  2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向 VI 地方単独事業 O 以上の改革の方向も勘案し、地方自治体は、国費に関連する制度と相まって、地域の実情に応じて、社会保障関係の地方単独事業を実施する。</p>
<p>II 改革後の社会保障費用の推計 2 改革後の社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計 2015年度における、今回の社会保障改革実施後の社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の額は別紙2に示すとおり47.4兆円と見込まれる。このうち、年金・医療・介護及び子ども・子育て分野にかかる費用は42.0兆円と見込まれる。  III 社会保障・税一体改革の基本的姿 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み (1) 消費税率を主たる財源とする社会保障安定財源の確保 消費税率(国・地方)の使途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充てられているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、その全額の使途を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条)に拡充する。</p>	<p>II 社会保障費用の推計 2 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。※ ※2011年度予算ベースでは、社会保障給付に係る国・地方公費は39.4兆円である。他方、総務省推計によれば、2011年度で、地方単独事業として社会保障に関連する支出は7.7兆円と見込まれる。  III 社会保障・税一体改革の基本的姿 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み (1) 消費税率を主たる財源とする社会保障安定財源の確保 消費税率(国・地方)については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条)に充当する分野を拡充する。 社会保障の安定財源確保に向けて、消費税率の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税率の充実を図る。</p>
<p>III 社会保障・税一体改革の基本的姿 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み (2) 消費税率の使途の明確化 消費税率(国・地方)は、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、消費税率(国・地方)の使途を明確化する(消費税率の社会保障財源化)。  (3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保 上記(1)及び(2)の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。消費税率(国・地方)の具体的充当先となる社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた消費税率(国・地方)の配分を実現し、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。  また、地方自治体が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討する。</p>	<p>III 社会保障・税一体改革の基本的姿 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み (2) 消費税率の使途の明確化 消費税率(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する(消費税率の社会保障財源化)。  (3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保 上記(1)及び(2)の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税率(国・地方)についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税率(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。 今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、II-2における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、IV(5)に掲げる地方税制の改革などを行う。</p>
<p>IV 税制全体の抜本改革</p>	<p>IV 税制全体の抜本改革 また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。 (5) 地方税制 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、収収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。</p>
<p>V 社会保障・税一体改革のスケジュール</p>	<p>V 社会保障・税一体改革のスケジュール 社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。</p>

表2 地方単独事業の範囲をめぐる考え方

	地方単独事業の総合的な整理についての論点(23年12月12日) 上段は単独事業の範囲を限定する見方、下段は広範囲に捕まえる見方	地方単独事業の総合的な整理(23年12月29日)
①「社会保障四分野」(「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」)に該当するかどうか	<p>国・地方ともにあくまでも「成案」における「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」は限定的に解すべき(この場合、例えば医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介護では、介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり、介護以外の高齢者福祉などは対象外)</p> <p>医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきものは、「四分野」の範囲内と整理すべき(この場合、例えば、医療では、予防接種・がん検診など、介護では、養護老人ホーム・介護予防など、少子化では、幼児教育などが対象)</p>	<p>「成案」で示された「社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付」における地方単独事業を対象とすることを基本とする。その範囲については、厚生労働省の分析による社会保障4分野(3.8兆円)をベースとしつつ、「則った範囲」として、実質的にこれらの分野と重複している事業及び一体として評価される事業も含めることとし、具体的には、予防接種、がん検診、乳幼児健診、老人保護措置費等を加えて整理する</p>
②「給付」に該当するかどうか	<p>国が制度として行っている社会保障については、人件費などの事務費や管理費は「社会保障給付費」に含んでおらず、「成案」にある「全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」との観点から事務費や人件費などが含まれていないか、受益が直接個人に帰属しているか精査が必要</p> <p>保健師、保育士、児童福祉司等が提供する社会保障サービスは住民に対する現物サービスそのものであることから、これらのサービス提供に直接従事する職員等の人件費は「官の肥大化」には該当するものではなく、また、受益が国民に帰属するものは「社会保障給付」と整理すべき</p>	<p>国民に現物サービスを提供しているマンパワーの人件費について、「給付」の担い手としての側面を評価する一方、受益が直接個人に帰属しない事業について精査するほか、事務費及び事務職員の人件費等を除外することにより、整理する</p>
③「制度として確立された」ものであるかどうか	<p>極力客観的な基準を用いて整理すべきであり、法令上の義務規定の有無もそうした基準の候補の一つ</p> <p>全国的に実施されているかどうか、地域偏在があるかどうかも重要な基準</p> <p>法令上の規定があるかどうかだけでなく、納税者の立場に立って、必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確立された」と整理すべき</p>	<p>国から見れば「法令による義務づけ」は制度としての重要な要素であるが、これを過度に重視することは事業の必要性に関するそれぞれの地域の判断への配慮を欠くこととなりかねない。他方で、国民負担を伴う今般の改革において、地域の判断を尊重するとしても、標準的な行政水準を超えて行われているサービスを国民全体で負担すべき対象として評価することは必ずしも適当ではない。そこで、地方財政計画や地方交付税における需要額をメルクマールとして「制度として確立された」地方単独事業を定量的に整理する</p>



# 資料編



# 社会保障・税一体改革素案について



平成24年1月27日  
自治財政局調整課  
課長補佐 梶 元伸

## 社会保障・税一体改革成案【地方関係部分抜粋】

(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)

### I 社会保障改革の全体像

- 国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場における経験や創意を取り入れ、各種サービスのワンストップ化をはじめ制度の簡素化や質の向上を推進する。
- 地方自治体は、国費に関連する制度と相まって、地域の実情に応じて、社会保障関係の地方単独事業を実施する。

### II 社会保障費用の推計

- 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

### III 社会保障・税一体改革の基本的姿

- (1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保
  - 消費税収(国・地方)については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条)に充当する分野を拡充する。社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る。
- (2) 消費税収の使途の明確化
  - 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

- 地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税収(国・地方)についてはこれまでの経緯を踏まえ、国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。  
 今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、Ⅱ-2における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、Ⅳ(5)に掲げる地方税制の改革などを行う。

(4) 消費税率の段階的引上げ

- 社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

IV 税制全体の抜本改革

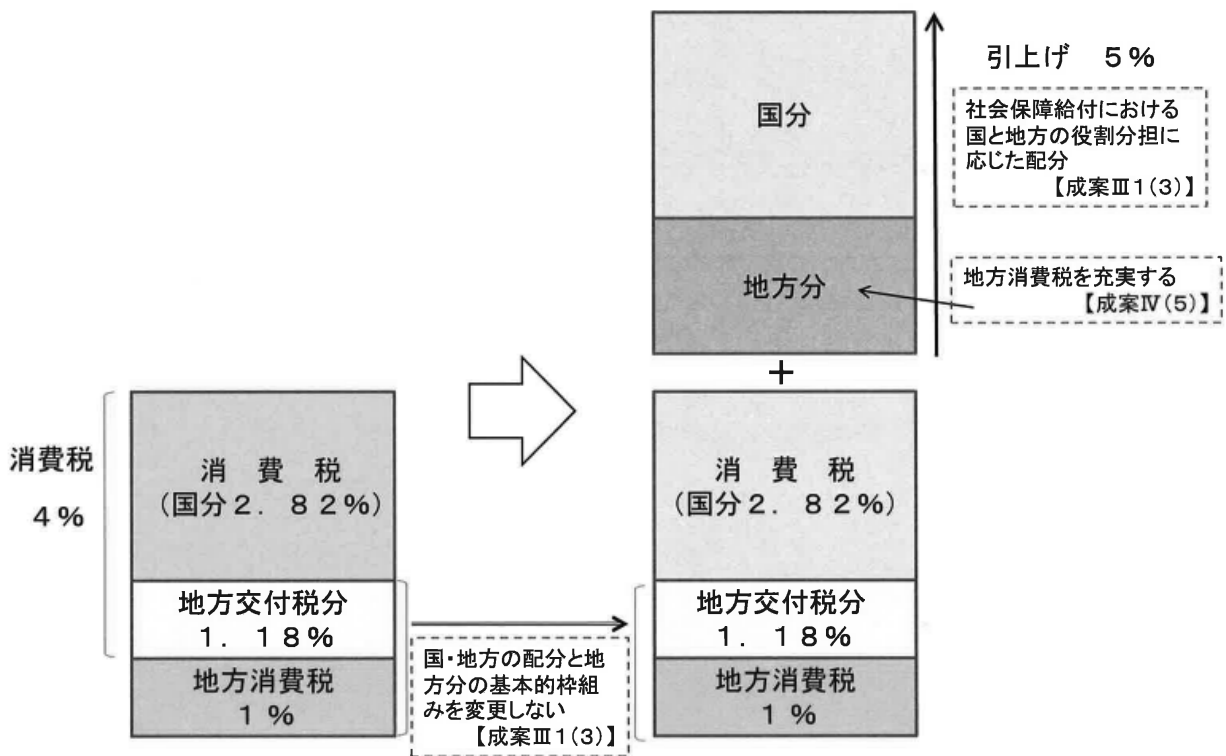
- 地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。
- (5) 地方税制

- 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

- 社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。

社会保障・税一体改革成案における消費税・地方消費税の改革



## 地方単独事業に関する調査結果

## 1. 趣旨

社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に記載された「社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理」の基礎資料とするため、平成22年度決算における社会保障関係の地方単独事業※を調査。

※ 地方単独事業: 国庫からの補助を受けずに地方公共団体が単独で実施する事業。本調査では、平成22年度決算統計の民生費(災害救助費を除く。)、衛生費(清掃費を除く。)、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、「総合福祉」、「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」、「障害者福祉」、「就労促進」、「貧困・格差対策」に該当するものとして報告があった金額を集計。

## 2. 調査対象団体

- ・全都道府県
- ・被災市町村を除く全市町村・特別区
- ※ 被災市町村は被災3県の特定被災地方公共団体(95市町村)
- ※ 被災市町村分は、人口比(3.81%)を用いて機械的に算出

## 3. 除外事業

- ・乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係
- ・厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」(平成22年度予算)に計上されている事業

## 4. 調査結果

## 6. 2兆円 (内訳は別紙)

<社会保障・税一体改革成案抜粋>

## II 社会保障費用の推計

## 2 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計

- 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

※ 本調査結果を基礎資料とし、今後、成案を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理することとなる。

## 地方単独事業（平成22年度決算）調査結果

(単位: 億円)

項目	地方負担	都道府県	
		都道府県	市区町村
1 総合福祉	2,142	499	1,643
2 医療	26,978	7,513	19,465
3 介護・高齢者福祉	7,088	956	6,132
4 子ども・子育て	17,200	3,383	13,817
5 障害者福祉	5,833	2,556	3,277
6 就労促進	588	341	247
7 貧困・格差対策	2,381	237	2,144
合計	62,210	15,485	46,725

注1 金額は一般財源ベースである。

注2 調査対象団体は、全都道府県及び被災3県の特定被災地方公共団体(95市町村)を除く全市町村・特別区である。

注3 調査対象外団体分(95市町村分)は、人口比(3.81%)に応じて機械的に算出し、計上している。

注4 乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係、厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」(平成22年度予算)に計上されている事業は除外。

注5 本調査結果は、平成22年度決算統計の民生費(災害救助費を除く。)、衛生費(清掃費を除く。)、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、上記の項目に該当するものとして報告があった金額を、総務省において集計したものである。



地方単独事業（平成22年度決算）

(単位：億円)

項目	地方負担	都道府県分	
		都道府県分	市町村分
1 総合福祉	2,142	499	1,643
公立総合福祉施設	535	70	465
民生委員	227	92	135
社会福祉団体（社会福祉協議会・社会福祉事業団等）運営費補助・負担金	865	51	814
社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金	189	185	4
社会福祉事業指導（福祉活動指導員・専門員設置事業等含む）	27	11	16
私立社会福祉施設補助（各分野に計上するものを除く。）	38	30	8
その他の総合福祉関係サービス	261	60	201
2 医療	26,978	7,513	19,465
国民健康保険（地方単独事業分）	5,341	3	5,338
後期高齢者医療制度（地方単独事業分）	873	1	872
保健所	1,554	795	759
市町村保健センター	859	1	858
口腔保健センター	12	4	8
その他の医療・保健施設サービス	134	34	100
乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）	2,101	682	1,419
母子（父子）家庭医療費助成	656	259	397
障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成	2,941	1,425	1,516
老人医療費助成	422	173	249
難病医療費助成（特定疾患治療調査研究・地方単独分）	103	90	13
難病医療費助成（特定疾患治療調査研究・超過負担分）	398	398	0
小児慢性疾患医療費助成（小児慢性特定疾患治療調査研究・地方単独分）	2	1	1
小児慢性疾患医療費助成（小児慢性特定疾患治療調査研究・超過負担分）	9	5	4
不妊治療費助成（地方単独事業分）	19	2	17
ハンセン病患者支援	1	1	0
乳幼児健康診査	182	1	181
妊産婦健康診査（地方単独事業分）	366	1	365
その他の母子保健（地方単独事業分）	102	17	85
予防接種（定期接種、任意接種）	1,670	2	1,668

(単位：億円)

項目	地方負担	都道府県分	
		都道府県分	市町村分
健康被害給付	8	3	5
結核対策（健康診断等）	81	7	74
がん検診（地方単独事業分）	921	3	918
成人健康診査・生活習慣病対策	200	11	189
後期高齢者保健（健診、人間ドック助成等）（地方単独事業分）	53	1	52
歯科保健・口腔衛生（歯周疾患検診等）	75	7	68
公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）	6,036	2,842	3,194
都道府県ナースセンター	49	6	43
医療人材（医師・看護師・保健師等）確保（看護師等養成所含む）	299	219	80
救急医療施設運営費等助成	163	29	134
夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制）運営費補助（1・2次救急）	289	41	248
周産期救急医療・精神科救急医療等 特殊救急医療運営費等補助	37	13	24
小児医療（小児救急医療含む）	71	18	53
へき地医療	34	5	29
災害時における医療	5	3	2
その他の地域医療確保（民間医療機関への助成含む）	316	210	106
病院内保育所運営	7	3	4
新型インフルエンザ対策（地方単独事業分）	90	41	49
新型インフルエンザ対策のうち、感染症指定医療機関への運営費助成（地方単独事業分）	2	1	1
感染症予防（狂犬病・狂牛病予防対策、エイズ対策等）	36	8	28
住民健康増進（高齢者含む）	111	11	100
障害者福祉対策	3	3	0
医療安全支援	23	2	21
医薬品等安全（薬事指導等）	10	9	1
医療関係団体補助	78	12	66
その他の医療・保健関係サービス	236	110	126

(単位：億円)

項目	地方負担	都道府県分	
		都道府県分	市町村分
3 介護・高齢者福祉	7,088	956	6,132
介護保険（地方単独事業分）	2,182	0	2,182
公立養護老人ホーム等（老人保護措置費）	487	2	485
公立老人福祉施設（老人保護措置費除く）	602	6	596
その他の公立介護・高齢者福祉施設サービス	188	6	182
介護サービス利用者負担助成	212	181	31
養護老人ホーム等入所負担軽減	149	88	61
老人日常生活用具、介護用品等支給（緊急通報装置含む）	115	1	114
高齢者世帯居住安定	63	2	61
高齢者移動支援（交通費助成、敬老バス等）	600	151	449
私立養護老人ホーム等（老人保護措置費）	534	40	494
私立老人福祉施設（老人保護措置費除く）	534	307	227
介護実習・普及センター	9	6	3
介護サービス事業者指導、情報提供	7	3	4
介護人材確保・養成（地方単独事業分）	13	5	8
高齢者日常生活支援（在宅生活支援、各種相談）	261	36	225
高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業（明るい長寿社会づくり推進事業）	129	14	115
介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動場所支援、生活支援、家庭介護支援等）	122	17	105
在宅医療・訪問看護推進	6	1	5
高齢者虐待防止	2	0	2
認知症高齢者支援	9	4	5
高齢者就業対策（シルバー人材センター含む）	172	3	169
老人クラブ活動費	52	1	51
介護・高齢者福祉関係団体補助	88	39	49
その他の介護・高齢者福祉関係サービス	552	43	509
4 子ども・子育て	17,200	3,383	13,817
児童相談所・一時保護施設	393	265	128
公立保育所（地方単独事業分）	5,028	108	4,920
公立幼稚園（地方単独事業分）	1,277	2	1,275
公立児童厚生施設（児童館、児童遊園等）	653	35	618
公立児童福祉施設（保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等）	131	83	48

(単位：億円)

項目	地方負担	都道府県分	
		都道府県分	市町村分
公立子ども支援施設	151	10	141
公立子ども若者支援施設（青少年センター等）	171	34	137
知的障害児施設等（療育センター等含む）	485	216	269
児童デイサービス施設	65	0	65
その他の子ども・子育て施設サービス	123	2	121
子どもに対する現金給付（母子・父子・遺児等含む）	700	450	250
障害児に対する現金給付	32	5	27
出産祝い金	34	0	34
保育料軽減	122	25	97
幼稚園設置補助費助成（地方単独事業分）	207	5	202
幼稚園設置補助費助成（超過負担分）	147	1	146
障害児児童発達支援補助・給食援助（地方単独事業分）	931	2	929
放課後児童クラブ等利用者負担助成	63	0	63
私立保育所（地方単独事業分）	2,904	565	2,339
認可外保育所等（待機児童解消含む）	437	61	376
私立幼稚園（地方単独事業分）	913	757	156
私立児童厚生施設（児童館、児童遊園等）	24	0	24
私立児童福祉施設（保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等）	100	49	51
私立子ども若者支援施設（青少年センター等）	2	0	2
放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後子ども教室等）（地方単独事業分）	388	11	375
児童委員	28	14	14
里親支援	1	0	1
母子家庭等支援	111	19	92
児童虐待防止	15	4	11
地域連携・居宅介護等障害児支援（重度障害児対応含む）	25	11	14
子育て支援（一時預かり、保育ママ、児童家庭相談、私立子育て支援施設等。地方単独事業分）	471	352	119
障害児教育等幼児教育支援	275	72	203
子ども・若者（青少年）育成支援	223	23	200
子ども・子育て関係団体補助	62	17	45
その他の子ども・子育て関係サービス	510	185	325

(単位：億円)

項目	地方負担	都道府県分	
		都道府県分	市町村分
5 障害者福祉	5,833	2,556	3,277
公立障害者施設	1,276	332	944
公立精神保健福祉施設	67	40	27
公立精神障害者社会復帰施設	22	8	14
その他の障害者福祉施設サービス	71	18	53
障害者（障害児除く）に対する手当	810	275	535
障害者施設利用者負担軽減	155	111	44
障害者グループホーム・ケアホーム・生活ホーム等助成	68	5	63
交通費・燃料代助成	358	1	357
日常生活用具給付	83	4	79
私立障害者施設	213	130	83
私立精神保健福祉施設・精神障害者社会復帰施設	4	0	4
居宅介護・活動支援・自立支援・社会参加促進・地域生活支援（相談員配置、療育支援、社会参加促進等含む）	1,117	605	512
小規模作業所・地域活動支援センター等運営助成	259	24	235
障害者就労促進（事業者への助成含む）	50	9	41
精神障害者支援（社会適応訓練事業等）	20	3	17
精神保健福祉相談・こころの健康づくり（自殺対策）等	36	8	28
権利擁護推進（成年後見制度普及事業等）	23	1	22
障害者福祉関係団体補助	54	7	47
その他の障害者福祉関係サービス	1,147	975	172
6 就労促進	588	341	247
職業能力開発校・公立職業訓練校等（地方単独事業分）	127	118	9
公立労働福祉施設・労働センター等	133	17	116
ジョブカフェ、就職相談支援センター等	60	50	10
その他の就労促進施設サービス	23	19	4
若年者就労支援（私立施設含む）	25	14	11
地域若者サポートステーション	3	2	1
就労促進関係団体補助	84	37	47
その他の就労促進関係サービス	133	84	49

(単位：億円)

項目	地方負担	都道府県分	
		都道府県分	市町村分
7 貧困・格差対策等	2,381	237	2,144
福祉事務所	1,976	156	1,820
婦人相談所、婦人保護施設	23	16	7
公立生活保護施設（救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設）	36	3	33
公立隣保館	89	2	87
その他の貧困・格差対策等施設サービス	17	6	11
外国籍住民等福祉給付会助成	7	2	5
ホームレス自立支援	21	10	11
私立生活保護施設（救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設）	3	1	2
私立隣保館	1	0	1
行旅病人及び死亡人取扱	22	1	21
女性保護に要する事業（DV対策事業等）	13	5	8
遺族等保護（中国残留邦人、戦傷病者等含む）	16	5	11
交通災害共済	16	0	16
その他の貧困・格差対策等関係サービス	141	30	111
合計	62,210	15,485	46,725

## 社会保障・税一体改革分科会運営規則

平成23年8月12日  
国と地方の協議の場決定

国と地方の協議の場に関する法律（平成23年法律第38号）第5条第3項及び国と地方の協議の場運営規則4（2）の規定に基づき、社会保障・税一体改革分科会（以下「分科会」という。）運営規則を次のように定める。

### 1 趣旨

社会保障・税一体改革については、平成23年6月30日に、政府・与党において「社会保障・税一体改革成案」が決定され、同年7月1日に、閣議において当該成案が報告され、これをもって野党各党と協議を進めることが了承されたところである。

社会保障・税一体改革に関し、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であることから、分科会を開催し、国と地方の協議の場における協議に資することを目的とする。

### 2 調査・検討事項

分科会は、社会保障・税一体改革の円滑かつ着実な推進を図る観点から、必要な調査・検討を行うものとする。

### 3 構成

（1）分科会の構成は、次のとおりとする。

会長	内閣官房長官
会長代行	内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 社会保障・税一体改革担当大臣
副会長	全国知事会の指定する知事
委員	総務大臣の指名する総務副大臣又は総務大臣政務官 財務大臣の指名する財務副大臣又は財務大臣政務官 内閣官房長官の指名する内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官 厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣又は厚生労働大臣政務官 全国市長会の指定する市長 全国町村会の指定する町村長 全国都道府県議会議長会の指定する都道府県議会議長 全国市議会議長会の指定する市議会議長 全国町村議会議長会の指定する町村議会議長

- (2) 会長は、必要があると認めるときは、関係する国務大臣又は全国的連合組織の指定する地方公共団体の長若しくは議会の議長を出席させることができる。
- (3) 副会長は、必要があると認めるときは、会長に対し、全国的連合組織の指定する地方公共団体の長又は議会の議長を出席させるよう求めることができる。
- (4) 関係する国務大臣は、必要があると認めるときは、会長に対し、自ら出席できるよう求めることができる。
- (5) 会長は、必要があると認めるときは、会長の指名する内閣官房副長官を出席させることができる。

#### 4 庶務

分科会の庶務は、総務省、財務省及び厚生労働省の協力を得て内閣官房との連携の下に内閣府が担当する。

#### 5 雑則

この規則に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。

地方単独事業の整理にあたって

平成23年11月17日

地方六団体

社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が協力して推進すべき改革である。

この改革を、国と地方が一体となって着実に推進していくためには、社会保障における地方が果たしている役割について、国と地方の真摯な協議により、認識を共有しておく必要がある。

今後、地方単独事業を含めた社会保障の全体像及び費用推計の総合的な整理を行うにあたり、以下の点を十分考慮することを求める。

1. 現物サービスの提供を担う地方自治体の役割を踏まえ、住民の視点に立って、現実  
に合理的なニーズがあるか否かに基づいて協議を行うこと。  
その際、国制度との関連度合いや、統計上の形式的な整理ではなく、社会保障サー  
ビスを総合的に判断すること。
2. 具体的には、次のような住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独  
事業については、税収配分の基礎に含めること。
  - 地方が担う住民に対する現物サービスそのものである保健師、保育士、児童福祉司  
等のマンパワーに係る人件費
  - 予防接種、各種健診・検診などの予防医療や、高齢者の措置費、日常生活支援など  
の介護予防、幼児教育・保育など、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に  
評価すべきもの
  - 地域の住民ニーズに対応するため実施せざるを得ない乳幼児・障害児（者）医療費  
助成や保育料の負担軽減、高齢者や低所得者が多いなど構造的な問題を抱えている  
国民健康保険の保険料軽減、地方公営企業法が想定している地域医療維持のための  
公立病院に対する負担など、法令等により義務付けられているものや住民生活に必  
要なものとして全国的に実施しているもの など
3. これら地方が社会保障において果たしている大きな役割を踏まえ、地方単独事業を  
含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、偏在性の小さい地方消費税の充  
実など安定的な財源確保を図ること。

地方単独事業全体

(うち「社会保障」分野に属さないもの)

出産祝い金、準要保護児童生徒援助・給食援助、通学バス運行事業費、勤労者住宅資金貸付預託金 等

「社会保障」分野に属するもの

(うち「給付」に該当しないもの)

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る事務費、  
公立病院・診療所等の保険収入外の繰入、保健所、保健センター、各種団体補助 等

「給付」に該当するもの

		社会保障4分野以外	社会保障4分野 (年金、医療、介護、子ども・子育て)
法令上の規定 ↑ 強 ↓ 弱	あり	義務規定 民生委員活動費 等	妊産婦健康診査 等
		努力義務規定 老人クラブ活動費 等	後期高齢者保健(健康診査等)、医療安全支援 等
		その他の規定 ホームレス自立支援 等	老人日常生活用具・介護用品等支給、 公立幼稚園の運営費 等
	なし	障害者施設利用者負担軽減 等	保育所(公立・私立)の職員加配・人件費の上乗せ・保育料軽減、 乳幼児医療費助成、介護サービス利用者負担助成、 国民健康保険の一般会計繰入れ、 子どもに対する現金給付 等

※これらの事業には、交付税措置等がなされているものが含まれている。(例：妊産婦健康診査)

H23.12.8 国と地方の協議の場  
社会保障・税一体改革分科会(第2回) 厚生労働省提出資料

厚生労働省による地方単独事業の分析の課題

厚生労働省の「総務省調査による「社会保障関係の地方単独事業」の分析」(未定稿)は、具体的な事業のあてはめ等について課題があり、今後の協議を通じて解決される必要がある。

	厚生労働省の「分析」の課題(例)	地方六団体の考え
法令上の規定	「法令上の規定」なしとしているもの(例) ○保育所(公立・私立)の職員加配・人件費の上乗せ・保育料軽減  ○乳幼児医療費助成  ○国民健康保険の一般会計繰入れ	○市町村が、児童福祉法で義務づけられた保育の実施責任を果たす際、国の制度に基づいた給付では保育の実施に支障が生じるために実施しているものであり、現行制度上必要不可欠。  ○地方が、医療保険における乳幼児(就学前)の自己負担(2割)が高齢者(1割)と比較してバランスを欠くため、少子化社会対策基本法の規定に基づき全国的に実施しているものであり、現行制度上必要不可欠。  ○市町村が、国民健康保険法で義務づけられた国民健康保険の運営を行う際、その構造的課題(高齢者や低所得者が多い)のため、多額の負担により制度を維持せざるをえないものであり、現行制度上必要不可欠。
給付	「給付」に該当しないとしているもの(例) ○公立病院等の保険収入外の繰入  ○保健所、保健センター	○地方が、地方公営企業法に基づき、地域医療の維持のために負担しており、地方が提供する医療(現物)として「給付」に該当。  ○保健師の人件費は、地方が提供する健康指導等(現物)として「給付」に該当(保育士、児童福祉司等サービス提供に従事する職員の人件費も同様)。
社会保障	「社会保障」に該当しないとしているもの(例) ○準要保護児童生徒援助・給食援助	○児童生徒に対する給付であり、幼稚園関係費と同様、「社会保障」に該当(幼稚園関係費は、厚生労働省の「分析」でも社会保障と位置づけ)。

H23.12.8 国と地方の協議の場  
社会保障・税一体改革分科会(第2回) 地方六団体提出資料

## 地方単独事業の総合的な整理についての論点

平成 23 年 12 月 12 日

内 閣 官 房

総 務 省

財 務 省

厚 生 労 働 省

- 本年6月に策定された「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）においては、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する」こととされている。
- 地方単独事業の総合的な整理は、消費税収の地方への配分ひいては国民負担につながるものであることを踏まえ、国民負担の議論に耐え得るデータに基づいて、客観的かつ透明性の高い整理を行うべきである。もとより、地方単独事業の必要性については、それぞれの地域の判断が尊重されるべきであることは言うまでもない。
- このような状況のもと、総務省が11月10日に公表した「地方単独事業に関する調査結果」において「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」に該当するものとして報告があった事業は5.1兆円程度であった。一方、厚生労働省の分析によると、「医療」、「介護」、「子ども・子育て」に該当する事業は、総額で3.8兆円程度であった。
- 今後、地方との協議を踏まえて策定された「成案」に沿って、以下の整理が必要である。
  - ① 「社会保障四分野」（「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」）に該当するかどうか  
国・地方ともにあくまでも「成案」における「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」は限定的に解すべき（この場合、例えば医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介護では、介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり、介護以外の高齢者福祉などは対象外）という見解

がある一方、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきものは、「四分野」の範囲内と整理すべき（この場合、例えば、医療では、予防接種・がん検診など、介護では、養護老人ホーム・介護予防など、少子化では、幼児教育などが対象）との見解がある。なお、先の「調査結果」については、従来の地方単独事業の推計とは、各項目の区分やシェアなどに差異が見られる。

② 「給付」に該当するかどうか

保健師、保育士、児童福祉司等が提供する社会保障サービスは住民に対する現物サービスそのものであることから、これらのサービス提供に直接従事する職員等の人件費は「官の肥大化」には該当するものではなく、また、受益が国民に帰属するものは「社会保障給付」と整理すべきという見解がある一方、国が制度として行っている社会保障については、人件費などの事務費や管理費は「社会保障給付費」に含んでおらず、「成案」にある「全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」との観点から事務費や人件費などが含まれていないか、受益が直接個人に帰属しているか精査が必要との見解がある。

③ 「制度として確立された」ものであるかどうか

法令上の規定があるかどうかだけでなく、納税者の立場に立って、必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確立された」と整理すべきではないかとの見解がある一方、極力客観的な基準を用いて整理すべきであり、法令上の義務規定の有無もそうした基準の候補の一つであるとする見解、全国的に実施されているかどうか、地域偏在があるかどうかも重要な基準との見解がある。

- これらの諸点について具体的にどのように整理していくか、なお議論を要することから、地方との協議を行いつつ、政府部内でさらに詰めていく必要がある。
- 社会保障は、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革の実現に向けて、国・地方双方が協力しながら推進していく必要がある。

(以上)



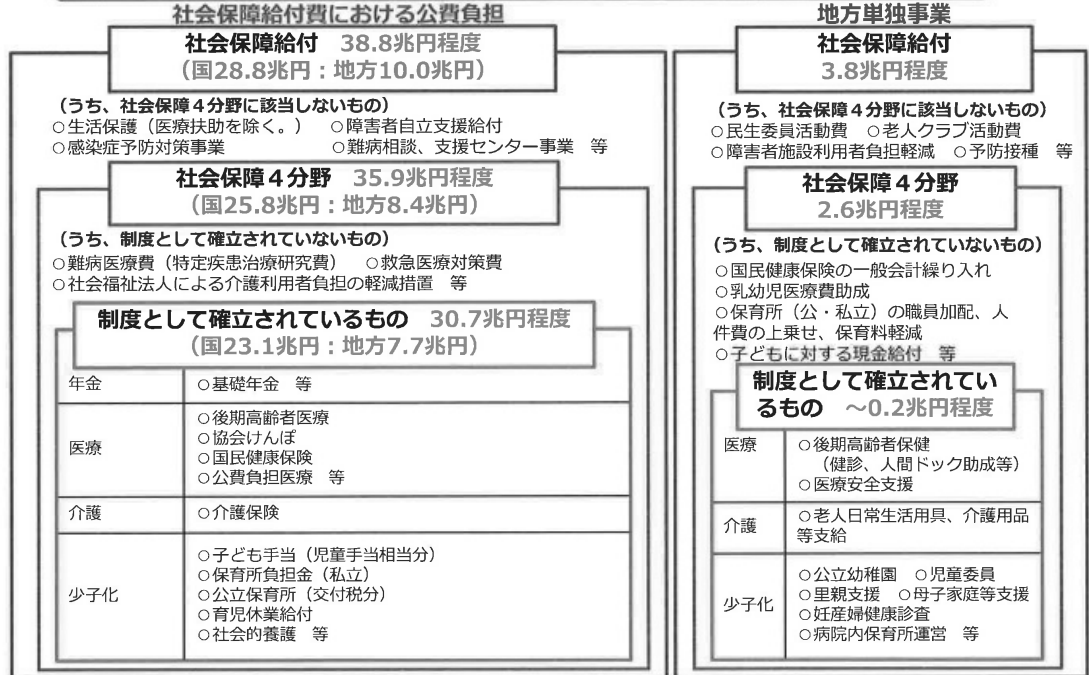
## 総務省調査による「社会保障関係の地方単独事業」の分析



H23.12.26 国と地方の協議の場  
 社会保障・税一体改革分科会（第4回） 厚生労働省提出資料

※社会保障4分野＝年金、医療、介護、子ども・子育て  
 ※地方単独事業のうち「社会保障」の「給付」に当たる部分は3.8兆円である（1.2兆円（4分野以外）＋2.6兆円（4分野））。

## 社会保障4経費（消費税対象経費）との関係での社会保障給付の整理



平成21年度税制改正法附則第104条に規定されている消費税対象経費  
**国23.1兆円：地方7.7兆円** **地方 ～0.2兆円**

※社会保障4分野＝年金、医療、介護、子ども・子育て  
 ※公費負担のうち、「制度として確立されているもの」の金額は22年決算ベース。その他の公費負担の金額は23年度予算ベース等を元に推計。

## 地方単独事業の総合的な整理について

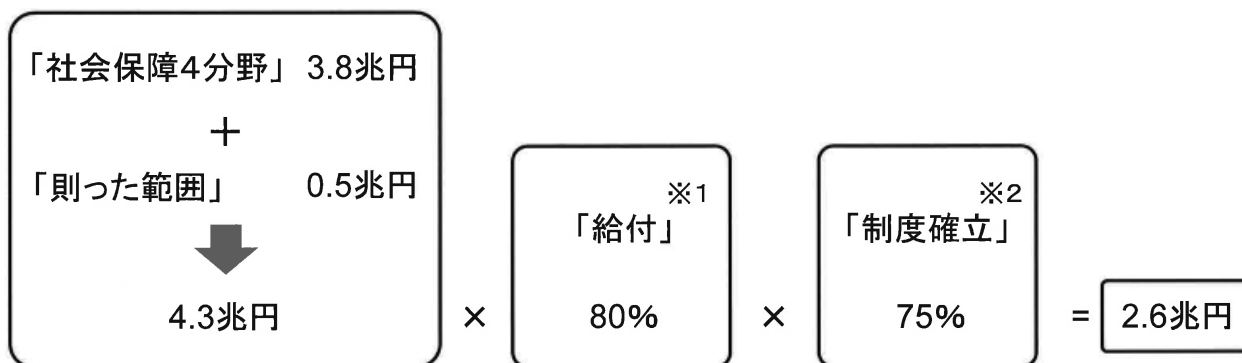
〔平成23年12月29日「国と地方の協議の場」  
内閣官房, 総務省, 財務省, 厚生労働省提出〕

- 1 地方単独事業を含め、それぞれの事業の機能・性格に着目して社会保障給付の全体像を整理することは重要であり、こうした整理を統計的に行う場合には、一定の画一的な基準を設け、一つ一つの事業を仕分けていくことは避けて通れない作業である。
- 2 しかしながら、今般の社会保障・税一体改革では、全国レベルのセーフティネットである国の制度と地域の実情などに応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものとなっていくとの認識を共有した上で、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することとしている。
- 3 こうした改革の趣旨を踏まえれば、今回の引上げ分の消費税収（国・地方）の国・地方の配分を定める前提として社会保障給付における国と地方の役割分担を整理するに当たっては、地域の実情に応じ、それぞれの地域の判断で行われている地方単独事業の一つ一つについて個々に精査を重ねるよりも、一定の基準を設けつつ、地域の判断を尊重した上で定量的な整理に努めることが求められる。

## 地方単独事業の総合的な整理について②

- 4 こうした考え方の下、12月12日付け「地方単独事業の総合的な整理についての論点」で示された各論点について、以下のとおり整理する。
  - ①「社会保障四分野」（「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」）に該当するかどうか。  
「成案」で示された「社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付」における地方単独事業を対象とすることを基本とする。その範囲については、厚生労働省の分析による社会保障4分野（3.8兆円）をベースとしつつ、「則った範囲」として、実質的にこれらの分野と重複している事業及び一体として評価される事業も含めることとし、具体的には、予防接種、がん検診、乳幼児健診、老人保護措置費等を加えて整理する。
  - ②「給付」に該当するかどうか。  
国民に現物サービスを提供しているマンパワーの人的費用について、「給付」の担い手としての側面を評価する一方、受益が直接個人に帰属しない事業について精査するほか、事務費及び事務職員の人的費用を除外することにより、整理する。
  - ③「制度として確立された」ものであるかどうか。  
国から見れば「法令による義務づけ」は制度としての重要な要素であるが、これを過度に重視することは事業の必要性に関するそれぞれの地域の判断への配慮を欠くこととなりかねない。他方で、国民負担を伴う今般の改革において、地域の判断を尊重するとしても、標準的な行政水準を超えて行われているサービスを国民全体で負担すべき対象として評価することは必ずしも適当ではない。そこで、地方財政計画や地方交付税における需要額をメルクマールとして「制度として確立された」地方単独事業を定量的に整理する。

## 役割分担の基礎となる地方単独事業費の積算



### ※1 「給付」に該当するかどうか

対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる(総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%)。

### ※2 「制度として確立された」ものであるかどうか

地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%(地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合)とする。

## 「社会保障4分野」に則った範囲の地方単独事業（主なもの）

厚生労働省が「社会保障4分野」に該当すると分析した事業(3.8兆円)

### 医療

- ・国民健康保険
- ・乳幼児医療費助成(義務教育就学前分)
- ・障害者(心身障害児、精神障害者)医療費助成
- ・妊産婦健康診査
- ・公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院(一般会計負担)
- ・夜間休日等救急医療体制(病院群輪番制)運営費補助(1・2次救急)

### 介護

- ・高齢者日常生活支援
- ・介護予防・地域支え合い事業(生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等)

### 子ども・子育て

- ・保育所(公立・私立)
- ・幼稚園(公立・私立)
- ・児童相談所
- ・放課後児童健全育成(放課後児童クラブ、放課後こども教室等)

「則った範囲」として追加する事業(0.5兆円)

### 医療

- ・予防接種
- ・乳幼児健診
- ・がん検診
- ・保健所(保健師) (注1)

### 介護

- ・養護老人ホーム等(老人保護 措置費)(公立・私立)
- ・その他の施設(注2)
- ・居宅介護・活動支援等(注2)

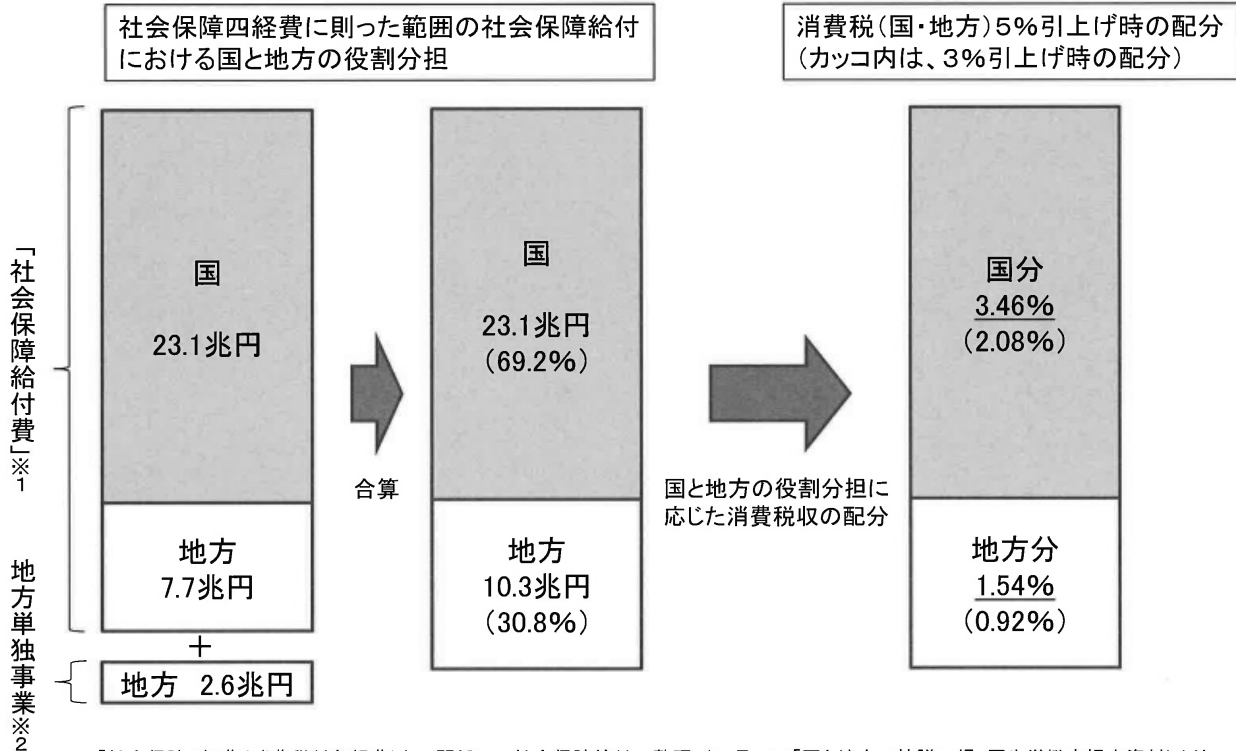
### 子ども・子育て

- ・その他の施設(注2)
- ・地域療養・居宅介護等(注2)

(注1)「保健所(保健師)」は、健康診査や予防接種等の業務に関連する保健師の人件費に限定。

(注2)地方単独事業は複数分野にわたって総合的に実施されていることを踏まえ、障害者・児を対象とする事業のうち、高齢者の介護に該当する事業に相当する部分及び子ども・子育ての事業に相当する部分を「則った範囲」と整理。

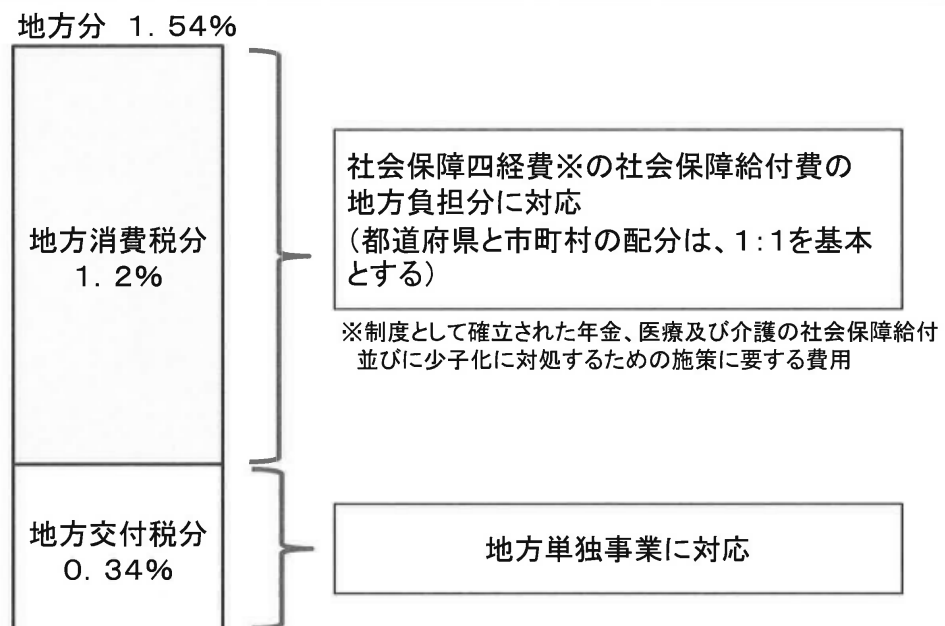
## 国と地方の役割分担に応じた配分



※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より  
 ※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理(別添)

## 引上げ分の消費税収(地方分)

引上げに係る消費税収の地方分(1.54%)については、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

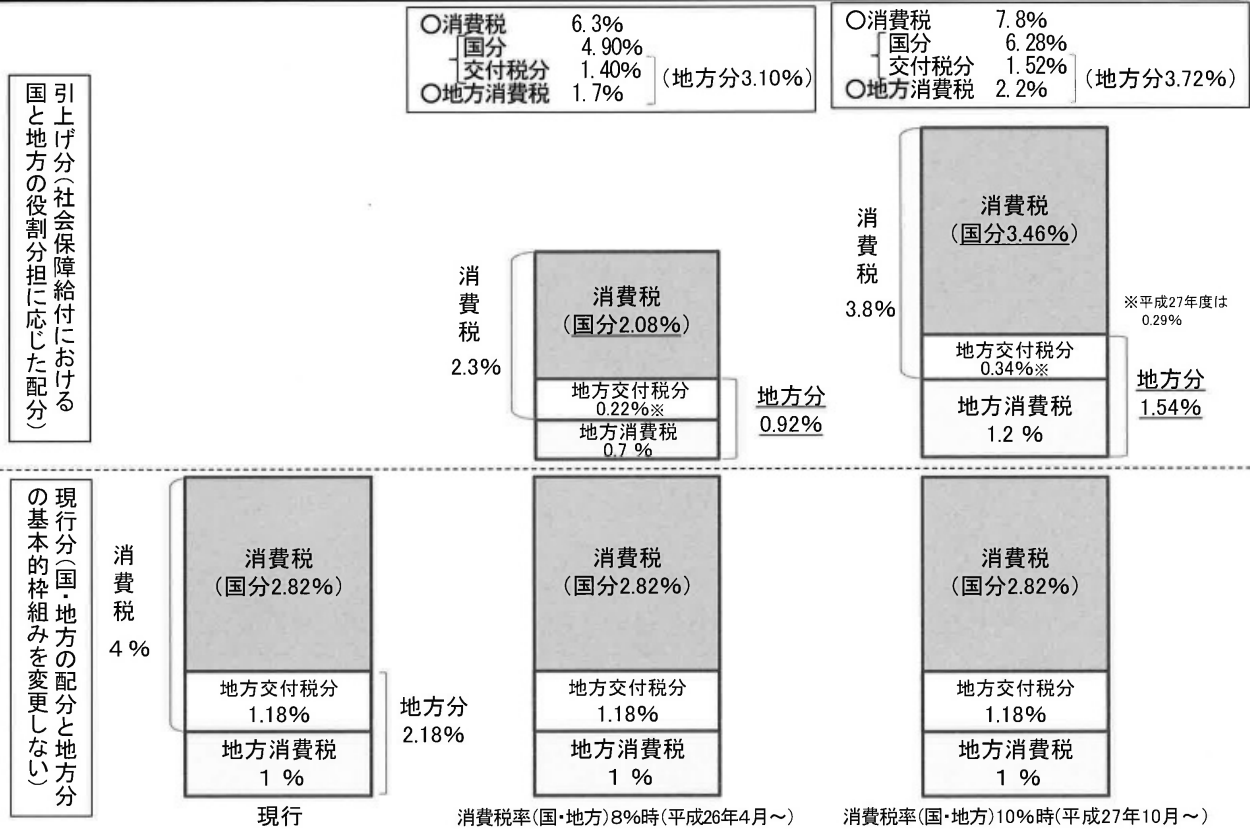


地方消費税分 1.2%

地方交付税分 0.34%

地方単独事業に対応

## 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分



## 社会保障・税一体改革素案(抄)【税制抜本改革のポイント】

### 第3章 各分野の基本的な方向性

#### ○消費税(1(1))

消費税率(国・地方)は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引上げを行う。

消費税込(地方分(現行分の地方消費税を除く。))については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引上げ分の消費税収(国・地方)については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則第104条)に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する。引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

## 第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

### ○地方消費税の税率等（1(2)②）

- イ 平成26年4月1日 1.7%（消費税と合せて8%）
- ロ 平成27年10月1日 2.2%（消費税と合せて10%）

（注3）：第4章1.(1)②(注2)と同じ規定を設ける。

第4章1(1)②(注2)：法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるよう、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

（注4）：引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の1:1を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討し、地方団体の意見を踏まえて結論を得る。

### ○地方消費税収の使途（1(2)①）

地方消費税収（現行分の地方消費税を除く。）については、その使途を明確化する（社会保障財源化）。

（注）具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討し、結論を得る。

### ○消費税に係る地方交付税率（1(1)②）

（注3）：消費税に係る地方交付税率（現行29.5%（消費税率換算1.18%））については、平成26年度から22.3%（消費税率換算1.40%）、平成27年度から20.8%（消費税率換算1.47%）、平成28年度から19.5%（消費税率換算1.52%）とする。

### ○地方税制（4）

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

# 社会保障改革のポイント

〔平成24年1月20日 関係5大臣会合〕

## ◎ 社会保障の充実と安定化

### (1) 社会保障の充実：＋2.7兆円程度(消費税込1%程度) (充実：～3.8兆円程度－重点化・効率化：～1.2兆円程度)

- 子ども・子育て対策 (0.7兆円程度)
  - 待機児童の解消(保育、放課後児童クラブの量的拡充)など
- 医療・介護の充実 (～1.6兆円弱程度)
  - 高度急性期への医療資源の集中投入(入院医療の強化)、在宅医療・介護の充実(病院・施設から地域、在宅へ)など
- 年金制度の改善 (～0.6兆円程度)
  - 低所得者への加算、受給資格期間の短縮など
- 貧困・格差対策の強化(低所得者対策等) (再掲・～1.4兆円程度)
  - 低所得者の保険料の軽減、総合算制度など

### (2) 社会保障の安定化：今の社会保障制度を守る ＋10.8兆円程度(消費税込4%程度)

※ 財政健全化にも一定の寄与。

- 年金国庫負担2分の1(年金交付国債の償還費用含む) (2.9兆円程度)
- 後代への負担のつけ回しの軽減 (7.0兆円程度)
  - 高齢化等に伴う増(自然増)や安定財源が確保できていない既存の社会保障費
- 消費税引上げに伴う社会保障支出の増 (0.8兆円程度)
  - 年金、診療報酬などの物価上昇に伴う増

◎ 国・地方を通じた社会保障安定財源の確保  
国の制度と地方が自主的に実施する事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能となっている。

これを踏まえ、引上げ分の消費税込5%の配分については、社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じ、国分3.46%、地方分1.54%(地方消費税1.2%、交付税0.34%)とする。

## ◎ 消費税の用途の明確化

増税分は、全額社会保障財源化し、国民に還元。官の肥大化には使わない。

## 社会保障改革 工程表

平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部 厚生労働大臣提出資料

	2012(H24)年	2013(H25)年	2014(H26)年	2015(H27)年
<b>【子ども・子育て】</b> 子ども・子育て新システムの創設	新法提出		恒久財源を得て早期に本格実施(子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施)	
<b>【医療・介護】</b>				
① 医療サービス提供体制	同時改定 法案提出検討	新医療計画 (25年度～29年度)	診療報酬改定	介護報酬改定
② 地域包括ケア創設				新事業計画(27年度～29年度)
③ 医療・介護保険制度 ・ 市町村国保低所得者保険料軽減、財政基盤強化等 ・ 介護保険料低所得者軽減等 ・ 高額療養費の見直し	法案提出 法案提出検討 改善に必要な財源と方策を検討		税制抜本改革と同時実施	
④ 高齢者医療制度				
⑤ 難病対策	法案提出 <法制化も視野に入れ検討>			
<b>【年金】</b>				
① 新しい年金制度の創設		法案提出		
② 基礎年金国庫負担1/2の恒久化	法案提出		消費税引き上げ後に消費税財源により国庫負担2分の1を恒久化 平成24年度は歳出予算と「年金交付国債(仮称)」で2分の1を確保 平成25年度から消費税引き上げまでの間の取り扱いは引き続き検討	
③ 物価スライド特例分の解消	法案提出	平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年度は10月実施		
④ 最低保障機能の強化等			税制抜本改革と同時実施	
⑤ 短時間労働者適用拡大 (医療保険も併せて実施)等	法案提出検討			
⑥ 被用者年金一元化	法案提出検討			
⑦ その他現行制度の改善	法案提出検討	<引き続き検討>		
<b>【就労促進、ディーセント・ワーク】</b>	必要な法案提出 非正規労働者のための総合ビジョン策定			
<b>【貧困・格差】</b>				
① 生活困窮者対策・生活保護制度の見直し	生活支援戦略(仮称)策定 (運用改善は速やかに実施)		<法案提出も検討>	
② 生活保護基準の検証		必要に応じ生活保護基準の見直し		
<b>【医療イノベーション】</b>				
		<医療法・薬事法の改正も検討>	診療報酬改定	
<b>【障害者施策】</b>	法案提出			

## 社会保障・税一体改革素案（抄）【社会保障改革のポイント】

### 第3章 具体的改革内容（改革項目と工程）

#### 1. 子ども・子育て新システム

○ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向け、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を行う子ども・子育て新システムを創設

##### I 給付設計

- (1) 幼保一体化、(2) 地域型保育給付（新設）、(3) 延長保育事業、病児・病後児保育事業、(4) 放課後児童クラブ、(5) すべての子ども・子育て家庭への支援

##### II 新たな一元的システムの構築

- (1) 実施主体は基礎自治体（市町村）、(2) 社会全体による費用負担、(3) 政府の推進体制・財源を一元化(4) 子育て当事者等が参画する子ども・子育て会議（仮称）の設置

##### III 新システム実施のための財源確保による量的拡充・質の改善

<平成24年度の主な関連施策等>

保育所等の受け入れ児童数の拡大、安心こども基金の延長等、待機児童解消「先取り」プロジェクト、放課後児童対策の充実

## 社会保障・税一体改革素案（抄）【社会保障改革のポイント】

#### 2. 医療・介護等①

- どこに住んでいても適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現
- 予防接種、検診等の疾病予防、介護予防を進め、「治す医療」と「支える医療・介護」の双方の実現
- (1) 医療サービス提供体制の制度改革
  - i 病院・病床機能の分化・強化、ii 在宅医療の推進、iii 医師確保対策、iv チーム医療の推進
- (2) 地域包括ケアシステムの構築
  - i 在宅サービス、居住系サービスの強化、ii 介護予防・重度化予防、iii 医療と介護の連携の強化、iv 認知症対応の推進
- (3) その他（外来受診の適正化等、ICTの活用、介護予防・重度化予防等）

<平成24年度の主な関連施策等>

- (1) 診療報酬・介護報酬改定、(2) 医療計画作成指針の改定等
- (3) 補助金等予算措置による取組の推進、(4) 改正介護保険法の施行

#### 3. 医療・介護等②

- 働き方にかかわらず保障の提供、長期高額医療を受ける患者の負担軽減、所得格差を踏まえた財政基盤の強化・保険者機能の強化、世代間・世代内の負担の公平化、といった観点から、医療保険・介護保険制度のセーフティネット機能を強化
- (1) 市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充など財政基盤の強化と財政運営の都道府県単位化
- (3) 長期高額医療の高額療養費の見直しと給付の重点化の検討
- (4) 高齢者医療制度の見直し
- (6) 介護1号保険料の低所得者保険料軽減強化
- (12) 難病対策 など



## 子ども・子育て新システムの具体的内容（ポイント）

### ■すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援  
(子どものための現金給付、地域子育て支援など)
  - 幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
    - ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
    - ・ 施設の一体化（総合こども園（仮称）の創設）
- ⇒ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供  
保育の量的拡大  
家庭での養育支援の充実 を達成

### ■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

- **基礎自治体（市町村）が実施主体**
  - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

#### ○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

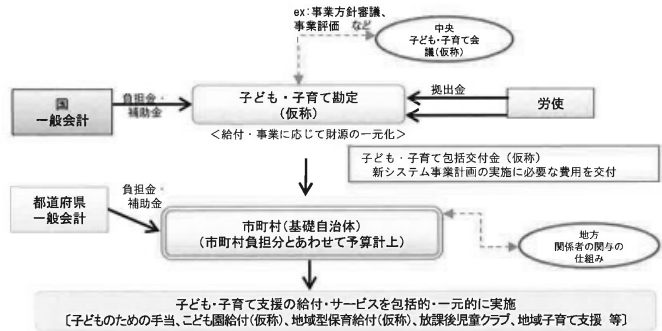
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

#### ○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

#### ○子ども・子育て会議（仮称）の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、後述のとおり検討中。

H24.1.24 第2回 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議 厚生労働省資料

## 市町村国保の構造的な問題への対応の枠組み(案)

### 1. 年齢構成

- ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

● 前期高齢者財政調整

### 2. 財政基盤

- ② 所得水準が低い
- ③ 保険料負担が重い
- ④ 保険料(税)の収納率低下
- ⑤ 一般会計繰入・繰上充用

● 財政基盤の強化【新規】

- ① 財政基盤強化策(平成22～25年度の暫定措置)の恒久化
- ② 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

### 3. 財政の安定性・市町村格差

- ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ⑦ 市町村間の格差

● 財政運営の都道府県単位化の推進【新規】

● 財政調整機能の強化【新規】

## 市町村国保の構造問題への対応（案）

### 1. 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

#### (1) 保険基盤安定制度の拡充(応益割保険料の軽減対象世帯の拡大)

- 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する。【税制抜本改革時】

#### (2) 保険者支援制度の拡充

- 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】
- 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。【税制抜本改革時】

### 2. 財政運営の都道府県単位化の推進

- 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】
  - ※ 恒久化する対象は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業
  - ※ 80万円以上の医療費には、国・都道府県が4分の1ずつ公費負担
- 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

### 3. 財政調整機能の強化

- 都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。【平成24年度】
  - ※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。
- 都道府県調整交付金の財政調整機能を明確化する。【平成24年度】

### 4. その他

- 財政安定化支援事業について、財政基盤の強化や財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。【税制抜本改革時】

※ 高額医療費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化の状況を踏まえ、検討する。

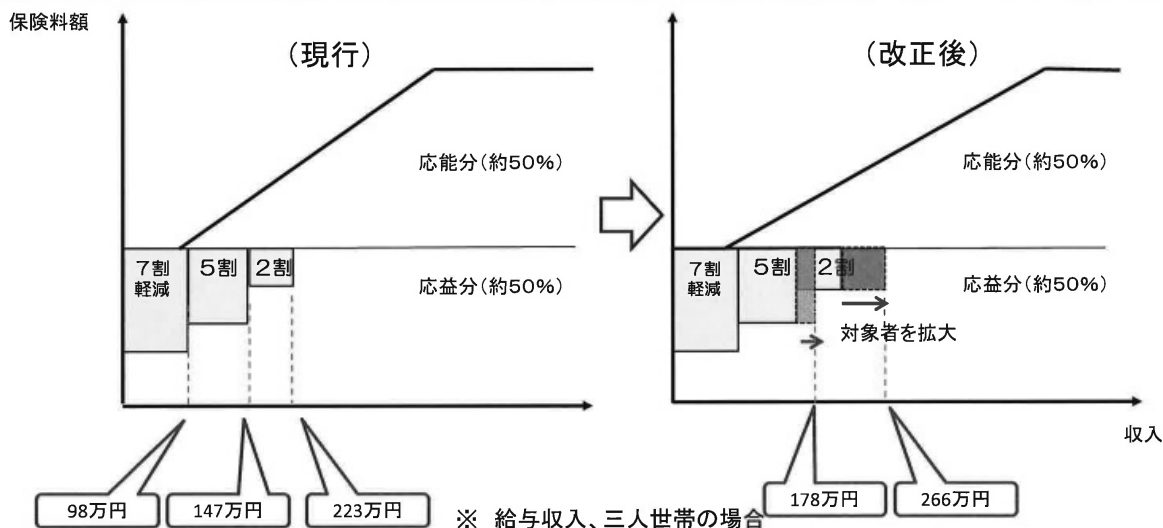
### 1. 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

#### (1) 保険基盤安定制度の拡充(応益割保険料の軽減対象世帯の拡大)

- 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する。【税制抜本改革時】

《具体的な内容(案)》

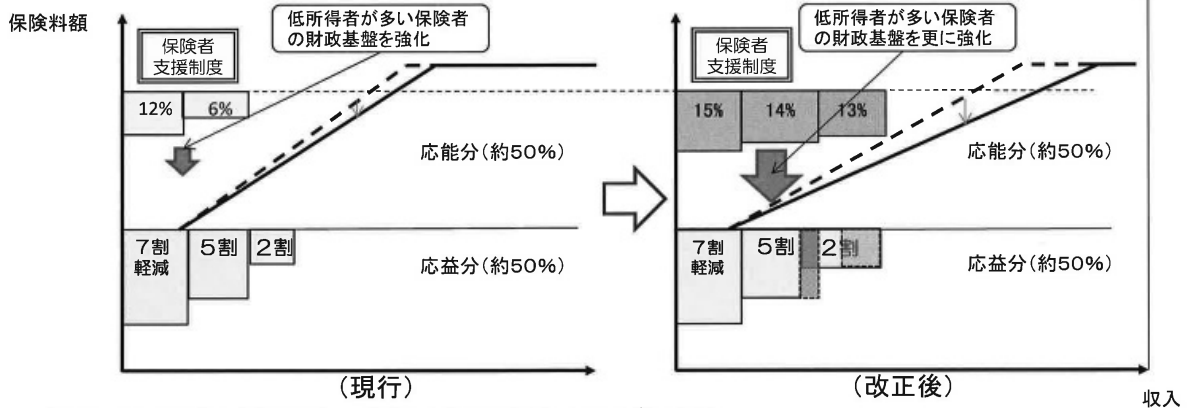
- 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。  
 (現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)  
 (改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)
- 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。  
 (現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)  
 (改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)



## 1. 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

### (2) 保険者支援制度の拡充

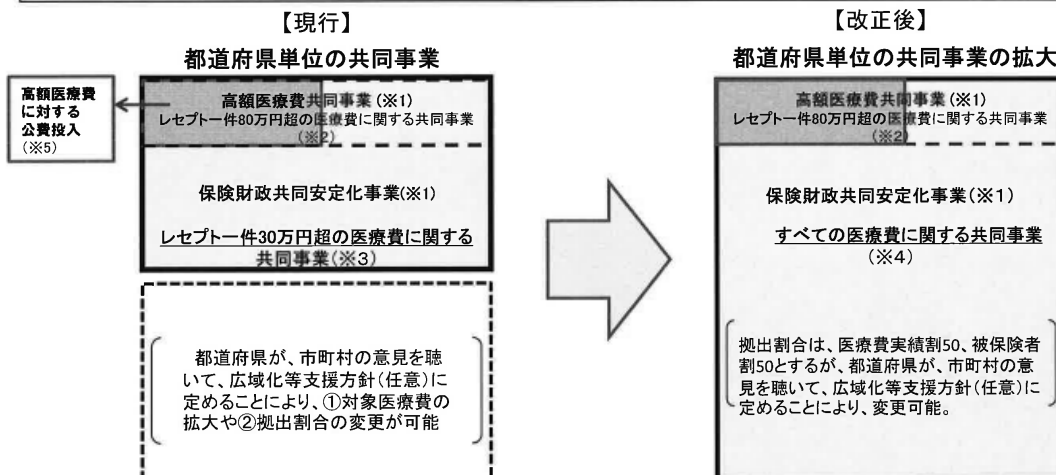
- 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】
  - 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。【税制抜本改革時】  
《具体的な内容(案)》
    - ① 現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても、財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大する。
    - ② 現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げる。
    - ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に改める。  
※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額
- 【現行】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料収納額の12%(7割軽減)、6%(5割軽減)  
【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料算定額の15%(7割軽減)、14%(5割軽減)、13%(2割軽減)



- (注1) 現行の保険者支援制度は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置。  
(注2) 現在の保険者支援制度は、7割軽減、5割軽減の対象者数に応じ、それぞれ当該市町村の平均保険料収納額の12%、6%に相当する額を補助している。

## 2. 財政運営の都道府県単位化の推進

- 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】
  - ※ 恒久化する対象は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業
  - ※ 80万円以上の医療費には、国・都道府県が4分の1ずつ公費負担
- 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】
  - ※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。



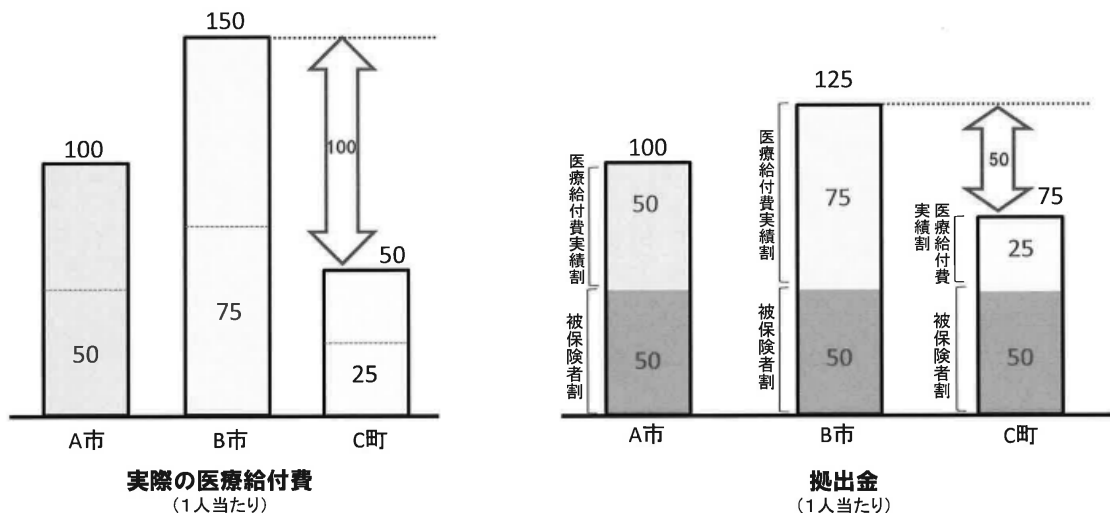
- ※1 いずれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置 ※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。  
※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円(自己負担相当分)を控除した額を対象としている。 ※4 自己負担相当額等を除く。  
※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

## 都道府県単位の共同事業の仕組み

- 都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する事業。
- これにより、都道府県内の市町村国保の財政の安定化(毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和)及び保険料の平準化(医療費の差による保険料の相違の緩和)が図られる。
- ※ 以下イメージ図で見ると、共同事業の実施により、市町村間の格差が最大100 → 50 に縮小する。

### 都道府県単位の共同事業

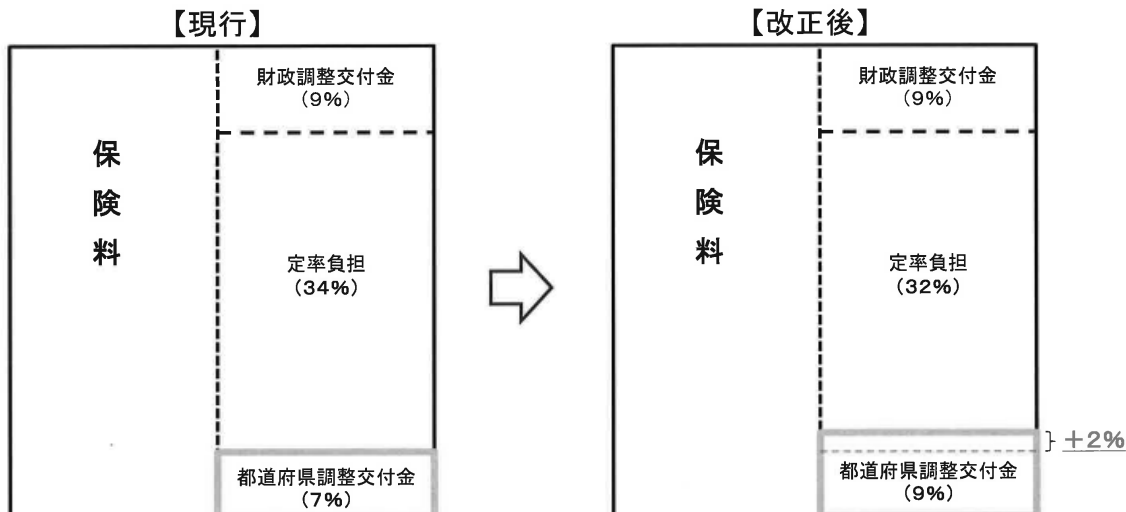
(事務:国民健康保険団体連合会)



※ 医療給付費の実績(3年平均)と被保険者数に応じて拠出

### 3. 財政調整機能の強化

- 都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。【平成24年度】
- ※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。
- ※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情に対応するために交付されている。
- 都道府県調整交付金の財政調整機能を明確化する。【平成24年度】
- ※ 都道府県調整交付金ガイドラインを見直して、地域の実情に応じて、財政調整機能を発揮することを原則とする。

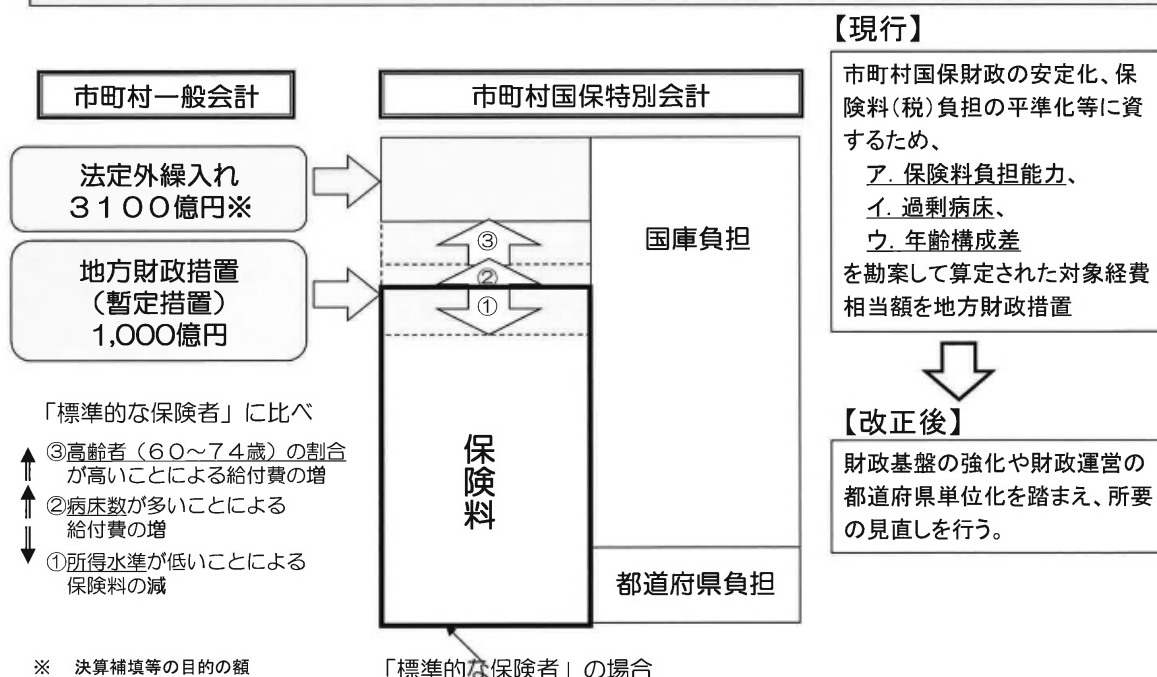


※ 都道府県・調整交付金の2%増分の額は、平成24年度ベースで1,526億円

#### 4. その他

##### 財政安定化支援事業(地方財政措置)の見直し

○ 財政安定化支援事業について、財政基盤の強化や財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。【税制抜本改革時】



(参考)

##### 市町村国保の財政基盤強化策の財政影響

	2015年度
<b>1. 保険基盤安定制度の拡充(応益割保険料の軽減対象世帯の拡大)</b>	
① 2割軽減対象世帯の拡大	200
② 5割軽減対象世帯の拡大(単身世帯への適用等)	300
<b>2. 保険者支援制度の拡充</b>	
③ 保険者支援制度の拡充(平均保険料算定額の15%、14%、13%)	1,700
<b>合計</b>	<b>2,200</b>

(注) 被保険者1人当たりの追加公費の額(平成27年度推計値) 0.6万円

(参考) 1人当たり保険料(平成27年度推計値) 10.3万円(社会保障・税一体改革(現状投影シナリオ)を前提)

## 国民健康保険法の一部を改正する法律案の概要

- 国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。

### 1. 法案の概要

#### (1) 財政基盤強化策の恒久化

平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策(保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業(高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業))を恒久化する。

※ 保険者支援制度

→ 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度(国、都道府県、市町村が2:1:1で負担)

※ 都道府県単位の共同事業

① 高額医療費共同事業:

→ 一定額以上(一件80万円超)の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拋出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業(国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担)

② 保険財政共同安定化事業:

→ 一定額以上(一件30万円超)の医療費について、都道府県内の全市町村の拋出により共同で負担(再保険等)する事業

#### (2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象を全ての医療費に拡大する。

#### (3) 都道府県調整交付金の割合の引上げ

都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

#### (4) その他

恒久化までの間、財政基盤強化策(暫定措置)を1年間(平成26年度まで)延長する等、所要の措置を講ずる。

### 2. 施行期日

(1)及び(2)について 平成27年4月1日

(3)及び(4)について 平成24年4月1日

## 国民健康保険法の一部を改正する法律案の概要(イメージ)

### (1) 財政基盤強化策の恒久化

市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成22年度から平成25年度までの暫定措置となっている市町村国保の「財政基盤強化策」(公費2,000億円)を恒久化する。

※ 財政基盤強化策として、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じた、市町村に対する財政支援や、高額医療費に関する市町村に対する財政支援を行っている。

### (2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業について、平成27年度から、事業対象を全ての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進する。

※ 現在、1件30万円を超える医療費について、都道府県内の全市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担(再保険)。

### (3) 財政調整機能の強化

都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、平成24年度から、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を34%から32%とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情への対応のために交付。

### 施行期日

(1)、(2) 平成27年4月1日

(3) 平成24年4月1日

### 国保財政のイメージ

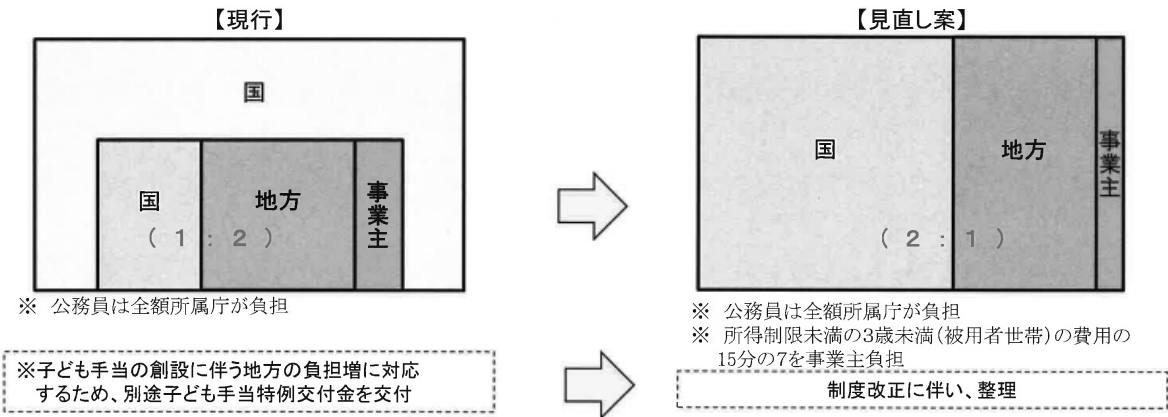
医療給付費等総額:約1兆1,000億円  
(24年度予算案)

(法定外一般会計繰入 3,000億円)	調整交付金(国) (9%) 7,000億円	前期高齢者交付金 3兆4,000億円
保険料 3兆2,000億円	定率国庫負担 (34%→32%) 2兆4,000億円	
財政基盤強化策※ (暫定措置→恒久化)	都道府県調整交付金 (7%→9%) 7,000億円	
保険料軽減制度 4,000億円		
保険料50%		公費50%

※財政基盤強化策には、恒久化する上記の公費2,000億円のほか、財政安定化支援のため地財措置(1,000億円)がある。

1. 子どものための手当の費用負担の見直し

◎児童手当法の改正により、恒久的な子どものための手当制度を創設するにあたり、費用負担を次のとおり見直す。  
 ・現金給付に関する国と地方の役割分担を踏まえ、国：地方＝2：1とする。  
 ・制度改正に伴い、子ども手当の創設に伴う地方の負担増に対応するための子ども手当特例交付金は整理する。

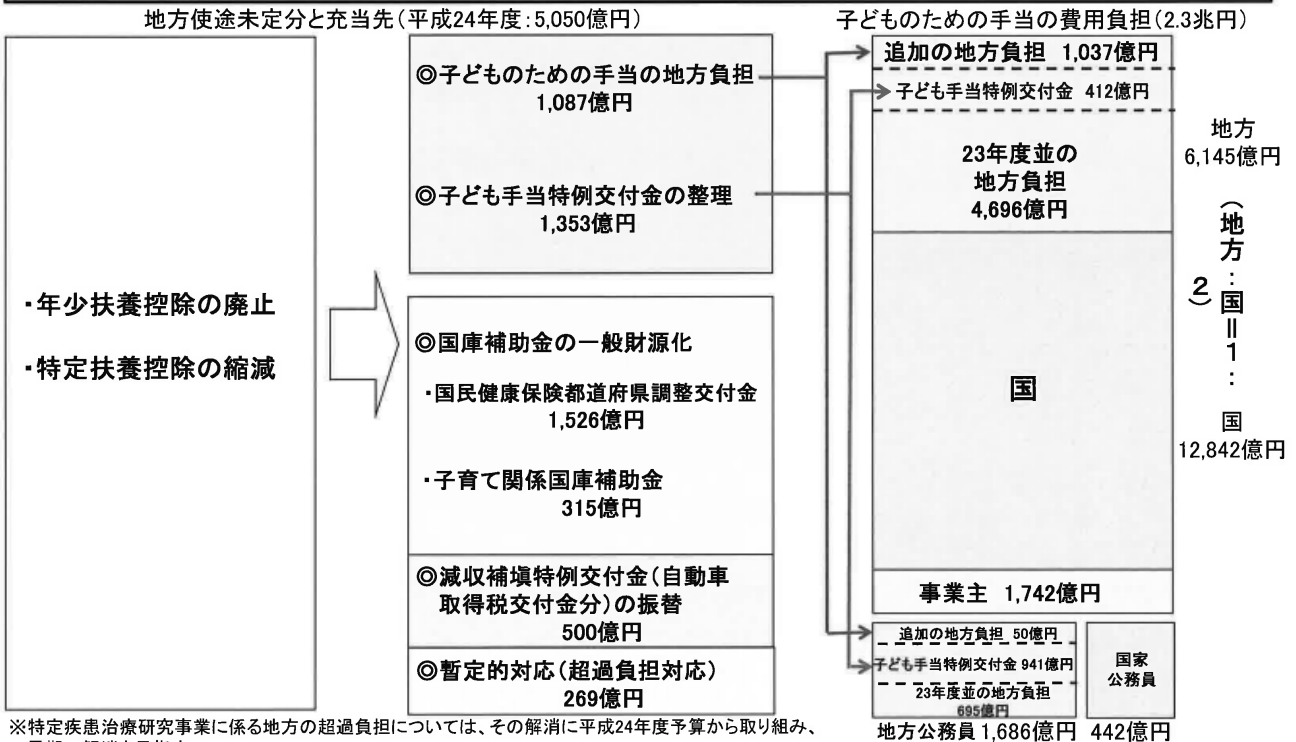


2. 制度の概要

[支給額]	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 : 一律 15,000円</li> <li>3歳以上小学校修了前 : 第1、2子 10,000円、第3子以降 15,000円</li> <li>中学生 : 一律 10,000円</li> <li>所得制限世帯 : 一律 5,000円</li> </ul>
[所得制限]	平成24年6月分から実施 基準額は年収960万円(夫婦、子ども2人)とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。

子どものための手当に関連した地方使途未定分の取扱いについて

◎ 地方の意見を踏まえ、地方使途未定分(平成24年度 5,050億円)については、子どものための手当の地方負担だけでなく、地方の自由度の拡大に合わせた国庫補助負担金の一般財源化等に活用



## 委員名簿等





## 委員等名簿

平成24年3月末日現在

委員長	小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
委員	泉田 信行	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第1室長
	齊藤 由里恵	徳山大学経済学部准教授
	齊藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科准教授
	高 端 正 幸	新潟県立大学国際地域学部准教授
	田 邊 國 昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策学連携研究部教授
	新 田 秀 樹	大正大学人間学部教授
	沼 尾 波 子	日本大学経済学部教授
	林 正 義	東京大学大学院経済学研究科准教授
	細 井 雅 代	追手門学院大学経済学部准教授
	椎 川 忍	自治財政局長
	米 田 耕 一 郎	大臣官房審議官(財政制度・財務担当)
	濱 田 敏 彰	大臣官房審議官(公営企業担当)
	黒 田 武 一 郎	自治財政局財政課長
	内 藤 尚 志	自治財政局調整課長
	境 勉	自治財政局交付税課長
	末 宗 徹 郎	自治財政局地方債課長
	橋 本 嘉 一	自治財政局公営企業課長
	笠 井 敦	自治財政局公営企業課公営企業経営室長
	松 田 浩 樹	自治財政局公営企業課準公営企業室長
	横 山 忠 弘	自治財政局財務調査課長
	池 田 達 雄	大臣官房参事官
	飯 田 昌 三	地方自治研究機構事務局調査研究部長 兼 総務部長
事務局	梶 元 伸	総務省自治財政局調整課課長補佐
	西 崎 吏	総務省自治財政局調整課企画係長
	服 部 裕 輔	総務省自治財政局調整課事務官
	村 上 敬	地方自治研究機構調査研究部調査研究室長 兼 総務部参事
	平 林 正 子	地方自治研究機構調査研究部研究員
	武 村 勝 寛	地方自治研究機構調査研究部研究員

(順不同)



## 平成 2 3 年度の開催経緯

委員会	テーマ・報告者	報告書該当部分
第 1 回委員会 (平成 23 年 7 月 20 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「社会保障・税一体改革について」 吉田 学 内閣官房社会保障改革担当室参事官</li> <li>○「震災復興の税財政上の措置」 池田 達雄 総務省大臣官房参事官</li> </ul>	第 2 部 第 1 章  第 1 部 第 1 章
第 2 回委員会 (平成 23 年 8 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「税・社会保障・地方分権 - いくつかの論点 - 」 高端 正幸 委員 新潟県立大学国際地域学部准教授</li> <li>○「国民健康保険の現状と課題」 藤原 陽一郎 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課長</li> </ul>	第 2 部 第 2 章  第 1 部 第 3 章
事例視察 (平成 23 年 9 月 8・9 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「社会保障分野の地方単独事業の実態調査の状況」 静岡市 市立病院、保健所、待機児童園等</li> </ul>	第 2 部 第 4 章
第 3 回委員会 (平成 23 年 10 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東日本大震災からの復興」 大井 潤 総務省自治財政局財政課財政企画官</li> <li>○「社会保障改革の動向」 梶 元伸 総務省自治財政局調整課課長補佐</li> </ul>	第 1 部 第 2 章
第 4 回委員会 (平成 24 年 1 月 27 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「社会保障・税一体改革素案について」 梶 元伸 総務省自治財政局調整課課長補佐</li> <li>○「震災復興に係る財政フレームについて」 池田 達雄 総務省大臣官房参事官</li> </ul>	第 1 部 第 3 章
第 5 回委員会 (平成 24 年 3 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成 2 3 年度ビジョン研のまとめについて」 小西 砂千夫 委員長 関西学院大学大学院 経済学研究科・人間福祉学部教授</li> <li>○「平成 2 4 年度地方財政計画について」 大井 潤 総務省自治財政局財政課財政企画官</li> </ul>	第 3 部



地域の自主性・自立性向上のための  
地方行財政制度のあり方に関する調査研究

—平成 24 年 3 月 発行—

**財団法人 地方自治研究機構**

〒104-0061

東京都中央区銀座 7-14-16

太陽銀座ビル 2 階

電話 03 (5148) 0661 (代表)

印刷 株式会社 丸井工文社





この報告書は再生紙を利用しています。